

第 4 章 災害応急対策計画

第 1 節 応急活動体制計画

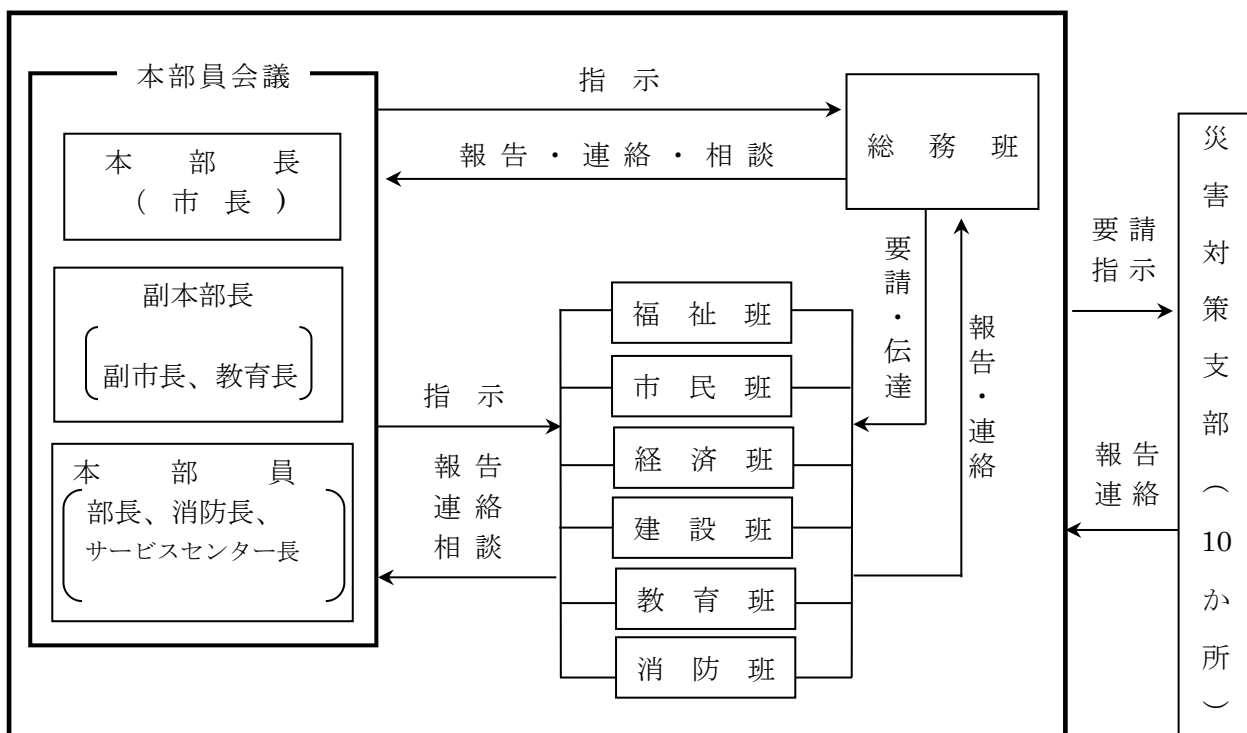
1 計画の方針

大規模な風水害等が発生した場合、市、県、国等を始めとする防災関係機関等は、相互に連携し、被災者の救援、救助を強力に推進する体制を整える必要がある。

本節においては、市の応急活動体制について定める。

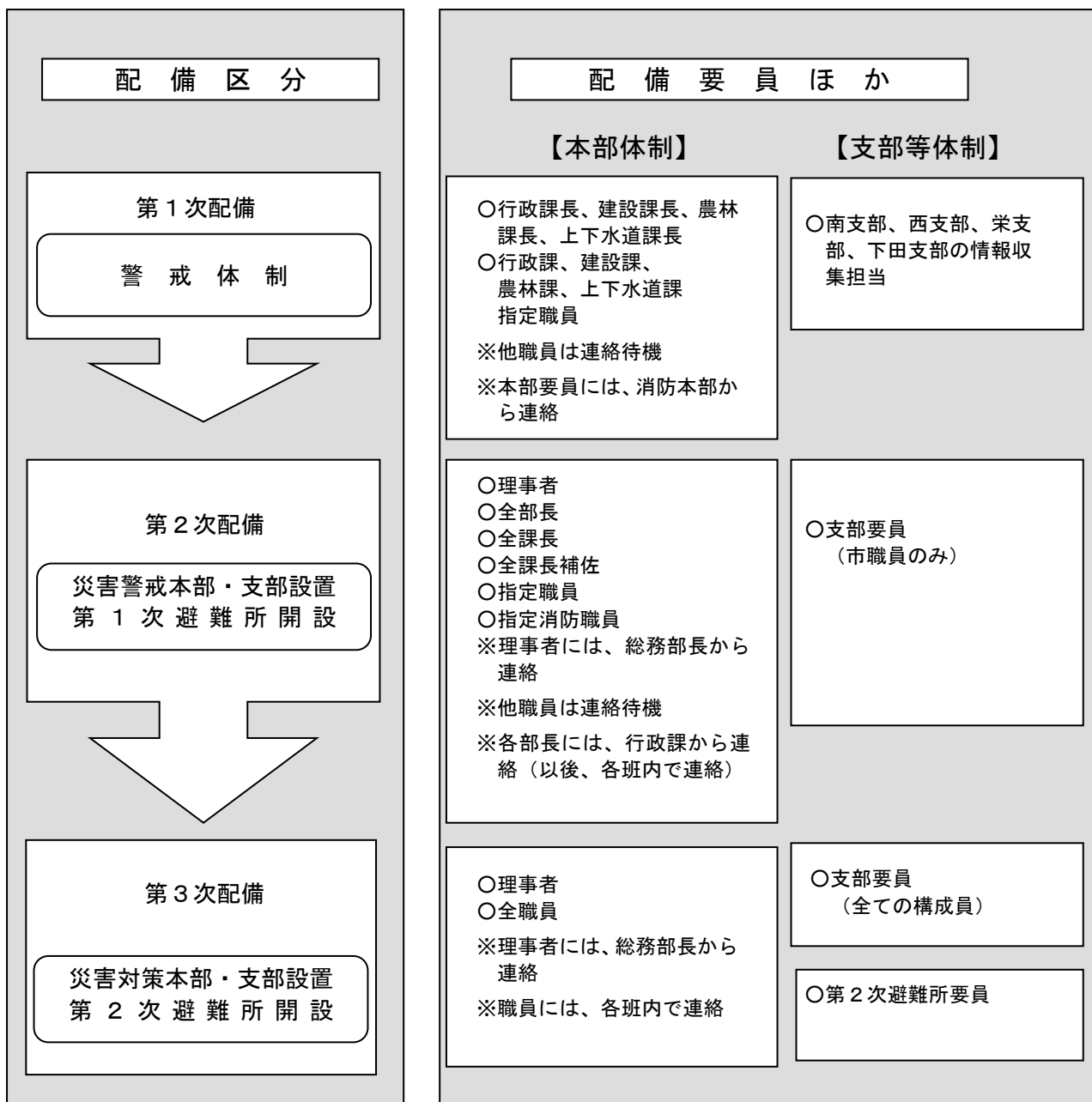
2 防災体制組織図

三条市災害対策本部組織図



3 職員の非常配備基準

職員の非常配備基準は、次のとおりとする。



4 市の活動体制

市内に風水害等により大規模な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、必要と認めた場合は、次のとおり非常配備体制を執り、災害対応活動に当たるものとする。

なお、各体制の非常配備基準については、あらかじめ河川の水位、雨量、ダム の状況、土壌雨量指数等による客観的な基準を設定するものとする。

(1) 第1次配備（警戒体制）

ア 配備場所

各執務室

イ 設置の庁内周知及び連絡

警戒体制を配備しようとするとき、又は配備したときの庁内周知及び招集される職員への周知及び連絡は、庁内放送、電子メール及び各課の非常招集連絡網等により行う。

ウ 警戒体制時の構成及び事務分掌

所属課等	主 な 任 務
行 政 課	1 被害状況等の取りまとめ及び報告に関すること。 2 取りまとめ結果の関係機関等への連絡に関すること。 3 住民等からの照会に対する対応に関すること。 4 公用車の管理に関すること。
建 設 課	1 各種災害情報（雨量・ダム情報・水位情報等）の収集に関すること。 2 道路・土木施設に係る被害状況の収集に関すること。 3 水防活動の実施に関すること。
農 林 課	1 山地災害に係る巡視に関すること。 2 農林施設等の被害状況調査及び応急対策の実施に関すること。 3 農林業の被害状況調査及び応急対策の実施に関すること。
上下水道課	1 排水施設の管理及び運転に関すること。

(2) 第2次配備（災害警戒本部及び災害警戒支部の設置）

ア 設置場所

災害警戒本部 三条庁舎2階大会議室

災害警戒支部 市内各地域の災害警戒支部に指定された施設

イ 設置の庁内周知及び連絡

災害警戒本部及び災害警戒支部を設置しようとするとき、又は設置したときの庁内周知及び招集される職員への周知及び連絡は、庁内放送、電子メール及び各課の非常招集連絡網等により行う。

ウ 災害警戒本部の組織、運営等

(ア) 構成員

a 本部長（市長）

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

本部長に事故あるときの代理は、次のとおりとする。

b 副本部長（副市長及び教育長）

副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

本部長の職務を代理する副本部長の順序は、次のとおりとする。

第一順位 副市長

第二順位 教育長

c 本部員（部長、消防長）

本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事するとともに、班の指揮監督を行う。

d 連絡員（行政課職員等）

連絡員は、行政課長の命を受け、本部の事務に従事する。

(イ) 会議

本部長は、災害対策に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ、本部員会議を招集する。この場合において、本部長は、必要があると認めるときは、防災関係機関の職員その他災害応急対策に関係する者の出席を要請する。

(ウ) 災害警戒本部等の構成及び事務分掌

災害警戒本部等の構成及び任務は、別表 1 のとおりとする。

(エ) 職員相互の協力

災害対応に人員が不足する課等は、同じ班に所属する他の課等から応援を受けるものとする。この場合において、同じ班に属する他の課等から応援を受けることができないときは、他の班から応援を受けるものとする。

また、消防団は、責任担当区域ごとに組織及び人員を明確にして、災害時における配備分担、集合場所等を定めておかなければならない。

(3) 第 3 次配備（災害対策本部及び災害対策支部の設置）

ア 設置場所

災害対策本部 三条庁舎 2 階大会議室

災害対策支部 市内各地域の支部に指定された施設

イ 設置の庁内周知及び連絡

災害対策本部及び災害対策支部を設置しようとするとき、又は設置したときの庁内周知及び招集される職員への周知及び連絡は、庁内放送、電子メール及び各課の非常招集連絡網等により行う。

ウ 設置又は廃止した場合の防災関係機関等への通知等

(ア) 本部長は、災害対策本部を設置したとき、又は廃止したときは、直ちに次に掲げる機関にその旨を通知又は報告する。

a 県危機対策課

b 県三条地域振興局

c 三条市防災会議委員

(イ) 本部長は、災害対策本部を設置したとき、又は廃止したときは、直ちにその旨を報道機関に発表する。

エ 災害対策本部の組織、運営等

(ア) 構成員

a 本部長（市長）

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

b 副本部長（副市長及び教育長）

副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

本部長の職務を代理する副本部長の順序は、次のとおりとする。

第一順位 副市長

第二順位 教育長

c 本部員（部長、消防長）

本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事するとともに、班の指揮監督を行う。

d 連絡員（行政課職員等）

連絡員は、行政課長の命を受け、本部の事務に従事する。

(イ) 会議

本部長は、災害対策に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ、本部員会議を招集する。この場合において、本部長は、必要があると認めるときは、防災関係機関の職員そ

の他災害応急対策に関係する者の出席を要請する。

(ウ) 災害対策本部等の構成及び事務分掌

災害対策本部等の構成及び任務は、別表 1 のとおりとする。

(エ) 職員相互の協力及び応援要請

災害対応に人員が不足する課等は、同じ班に所属する他の課等から応援を受けるものとする。この場合において、同じ班に属する他の課等から応援を受けることができないときは、他の班から応援を受けるものとする。

また、市の組織の全体をもってしてもなお人員が不足すると判断されるときは、県及び応援協定締結市町村等他の市町村に職員の派遣を要請する。

(オ) 災害対策本部組織の整備

災害対策本部の組織機構に基づき、平素から災害に対処し得る体制の整備強化を図るものとする。災害対策本部長は、各班に所属する者の職名と任務分担を明確にしておかなければならない。

また、消防団は、責任担当区域ごとに組織及び人員を明確にして、災害時における配備分担、集合場所等を定めておかなければならない。

(4) 現地対策本部の設置

本部長は、局地的に相当規模の被害が生じた場合又は被害発生のおそれがあると予想される場合で、緊急かつ適確な災害応急対策の実施を図る必要があると認めるときは、災害地域の旧町村地区を管轄する庁舎に現地対策本部を設置することができる。

設置基準	災害対策本部長が必要と認めたとき
構成員	<p>下田地区</p> <p>本部長：副市長 副本部長：下田サービスセンター長、消防本部下田分署長 本部要員：下田支部要員、下田地区の震災時第2次避難所従事職員のうち指定する者</p> <p>栄地区</p> <p>本部長：教育長 副本部長：栄サービスセンター長、消防本部栄分署長 本部要員：栄支部要員、災害対策本部建設班及び教育班要員のうち指定する者</p>
主な活動内容	<p>1 情報の収集及び伝達</p> <p>2 現地における関係機関及び災害対策本部との連絡調整</p> <p>3 現地の災害応急対策の実施</p> <p>4 その他必要な事項</p>
廃止基準	<p>1 災害応急対策が概ね完了したとき</p> <p>2 その他、災害対策本部長が認めたとき</p>

別表 1

災害対策（警戒）本部及び災害対策（警戒）支部の構成及び任務

(1) 災害対策（警戒）本部

班	所属課等	主 な 任 務
総務班 ・ 班長 総務部長	行 政 課	1 災害対策(警戒)本部の庶務に関すること。 2 被害状況等の収集及び報告に関すること。 3 被害状況の取りまとめに関すること。 4 避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急）発令の周知徹底に関すること。 5 自衛隊の災害派遣要請、受入体制の準備に関すること。 6 班内及び各班の総合調整に関すること。 7 公用車の管理に関すること。 8 通信手段の確保・拡充に関すること。 9 庁舎の被害状況調査及び応急対策の実施（機能確保）に関すること。
	人 事 課	1 他自治体職員の応援派遣要請及び受入れに関すること。 2 従事職員（応援要員を含む）の配置調整に関すること。 3 職員の被災状況の把握に関すること。
	財 務 課	1 住民からの相談等の受付及び処理に関すること。 2 支部・避難所からの要請等の受付及び処理（各班固有任務を除く。）に関すること。 3 災害対策経費の総括に関すること。 4 災害対策予算の編成に関すること。
	政策推進課	1 各支部・各避難所に対する災害関連情報の提供に関すること。 2 マスコミに対する災害関連情報の提供等に関すること。 3 市のホームページの更新に関すること。 4 写真等による災害情報の収集及び記録に関すること。 5 所管公共施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関すること。 6 全市的な広報及び広報広聴全般に関する調整に関すること。
	情報管理課	1 情報通信機器の整備等に関すること。 2 市所有の情報システムの機能確保に関すること。 3 避難所避難者名簿のデータ作成に関すること。
	税 務 課	1 家屋等の被害状況調査に関すること。 2 被災者名簿の作成に関すること。 3 被災者に対する市税の納税猶予、納期限の延長及び減免に関すること。 4 各種申請統一窓口の設置に関すること。
	収 納 課	1 班内の応援
	高等教育機 関設置推進 室	1 班内の応援
	議会事務局	1 市議会との連絡調整に関すること。
	選挙管理委 員会事務局	1 班内の応援

市民班 ・班長 市民部長	市民窓口課	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活必需品の調達及び供給に関する事。 2 その他物資・資機材の供給に関する事。 3 被災証明書の交付に関する事。
	地域経営課	<ol style="list-style-type: none"> 1 ボランティアセンターの支援等に関する事。
市民班 ・班長 市民部長	生涯学習課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管公共施設避難所の開設及び施設管理支援に関する事。 2 所管公共施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関する事。 3 文化財の被害状況調査及び応急措置の指導に関する事。
	環境課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管公共施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関する事。 2 廃棄物（ごみ、し尿）の収集、運搬及び処理に関する事。 3 災害廃棄物処理に関する事。 4 昆虫、ねずみ族の駆除に関する事。〔風水害等対策編のみ〕 5 仮設トイレの設置に関する事。
福祉班 ・班長 福祉保健部長	福祉課	<ol style="list-style-type: none"> 1 班内の総合調整に関する事。 2 避難所開設の指示及び管理の総括に関する事。 3 難病認定者、精神障がい者等の援護に関する事。 4 社会福祉協議会との連絡及び協力要請に関する事。 5 生活保護世帯、身体障がい者等の被害状況調査及び援護に関する事。 6 所管公共施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関する事。 7 被災者に対する福祉相談に関する事。 8 災害弔慰金等の支給に関する事。 9 災害援護資金その他の生業資金の貸付に関する事。 10 義援金の配分調整及び給付に関する事。 11 被災者生活再建支援金に関する事。 12 被災者の医療費助成に係る所得制限の撤廃に関する事。 13 各種申請統一窓口の設置に関する事。 14 公営住宅入居者の安全確保に関する事。 15 住宅被災者の公営住宅への特例入居に関する事。 16 応急仮設住宅建設に関する事。
	高齢介護課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時要援護者の援護に関する事。 2 所管公共施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関する事。 3 被災者に対する介護保険料の納付猶予、納期限の延長及び減免に関する事。
	健康づくり課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管公共施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関する事。 2 医療救護本部の設置に関する事。 3 重軽傷者名簿の作成に関する事。 4 保健衛生用資機材の調達に関する事。 5 防疫用資機材及び防疫用薬剤の調達に関する事。 6 医師会との連絡調整及び協力要請並びに救急医療班への協力に関する事。 7 保健医療情報の収集に関する事。 8 保健衛生活動の実施に関する事。 9 被災者の入浴支援に関する事。 10 防疫の指導及び実施に関する事。 11 被災者に対する栄養指導に関する事。

福祉班 ・班長 福祉保健部長	健康づくり課	12 被災者の精神保健指導に関する事 13 被災世帯訪問による被災状況の把握及び相談・支援に関する事 14 被災者に対する国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の納税猶予、納期限の延長及び減免措置の検討に関する事 15 各種申請統一窓口の設置準備の総括に関する事
	会計課	1 義援金の受入れに関する事 2 災害対応活動に関する会計事務に関する事 3 被災者に対する納期限の延長に係る指定金融機関との調整に関する事
	監査委員事務局	1 班内の応援
	農業委員会事務局	1 班内の応援
経済班 ・班長 経済部長	営業戦略室	1 所管公共施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関する事
	商工課	1 商工関係機関・団体に対する災害関連情報の提供に関する事 2 所管公共施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関する事 3 商工業の被害状況調査に関する事 4 中小企業融資の確保に関する事
	農林課	1 班内の総合調整に関する事 2 農林施設等の被害状況調査及び応急対策の実施に関する事 3 農林業の被害状況調査及び応急対策の実施並びに被害状況の取りまとめに関する事 4 農林関係機関・団体との連絡調整に関する事 5 所管公共施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関する事 6 農作物の病虫害防除に関する事。〔風水害等対策編のみ〕 7 米穀の調達に関する事 8 農林漁業制度金融の斡旋指導に関する事
建設班 ・班長 建設部長	建設課	1 班内の総合調整に関する事 2 各種災害情報（雨量、ダム情報、水位情報、水防情報等）の収集に関する事。〔風水害等対策編のみ〕 3 道路・土木施設に係る被害状況の収集及び復旧に関する事 4 水防活動及び応急活動に関する事。〔風水害等対策編のみ〕 5 建設業者との連絡調整に関する事 6 実施事業の被害調査及び応急対策に関する事 7 所管公共施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関する事 8 応急対策用資機材の調達に関する事
	建築課	1 被災建築物の応急危険度判定に関する事。〔震災対策編のみ〕 2 被災建築物の応急修理に関する事 3 住宅金融支援機構融資のあっせん指導に関する事
	上下水道課	1 所管公共施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関する事 2 排水施設の管理及び運転に関する事 3 飲料水の確保及び供給に関する事 4 飲料水の水質管理に関する事

教 育 班 ・班長 教育部長	教育総務課	1 班内の総合調整に関する事。 2 炊き出しの実施等による食料の調達及び供給に関する事。 3 所管公共施設避難所の開設及び施設管理支援に関する事。 4 所管公共施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関する事。
	子育て支援課	1 保育実施の是非の決定に関する事。 2 児童の安全対策の実施に関する事。 3 保育児童の被災状況調査に関する事。 4 被災した児童の保護・援護に関する事。 5 所管公共施設避難所の開設及び施設管理支援に関する事。 6 所管公共施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関する事。 7 被災者に対する保育料の徴収猶予、納期限の延長及び減免に関する事。
	小中一貫 教育推進課	1 授業継続の是非に関する事。 2 児童・生徒の安全対策に関する事。 3 各校の単位PTA等教育関係団体への協力要請及び連絡調整に関する事。 4 児童・生徒及び教職員の被災状況調査に関する事。 5 応急教育の実施に関する事。 6 教科書及び学用品の供給に関する事。 7 三条市PTA連合会への協力要請及び連絡調整に関する事。
消 防 班 ・班長 消防長	消 防 本 部 消 防 署	1 水防活動に関する事。〔風水害等対策編のみ〕 2 救助・救急活動に関する事。 3 防災資機材の調達及び供給に関する事。 4 消防団の動員及び連絡調整に関する事。 5 危険区域の警戒パトロールに関する事。 6 新潟県広域消防相互応援協定に基づく消防応援隊の出動要請等に関する事。 7 緊急消防援助隊の出動要請に関する事。 8 火災、災害等速報要領に基づく関係機関への連絡に関する事。 9 搬送者名簿の作成に関する事。 10 死者・行方不明者名簿の作成に関する事。 11 行方不明者の捜索に関する事。 12 危険物製造所等の事故調査に関する事。 13 消防職団員の被災状況調査に関する事。

(2) 災害対策（警戒）支部

担 当	主 な 任 務
支 部 長	1 支部の任務の総括に関する事。 2 災害対策(警戒)本部との連絡調整等に関する事。 3 施設職員への協力要請に関する事。
情報収集担当	1 道路・土木施設に係る被害状況の収集に関する事。 2 担当自治会長等からの被害状況の収集に関する事。 3 担当地域内の被害状況等の取りまとめに関する事。
広 報 担 当	1 広報車による周知広報活動に関する事。 2 自治会長への電話連絡・協力要請に関する事。
避 難 担 当	1 民生委員への電話連絡・協力要請に関する事。 2 災害時要援護者の避難対応に関する事。 3 避難所の開設に関する事。 4 災害対策本部からの各種情報の掲示に関する事。 5 避難者名簿の作成に関する事。 6 避難者等に対する援護に関する事。 7 物資、食糧又は資機材の受入れ・配布に関する事。
施設管理担当	1 使用施設の開錠に関する事。 2 施設使用に関する事。
自 治 会 長 自主防災組織代表者 民 生 委 員	1 避難情報の伝達、被害状況の収集・連絡に関する事。【自治会長】 2 災害時要援護者への避難情報の伝達、災害時要援護者名簿作成協力に関する事。 【民生委員】 3 災害時要援護者のうち自力で避難が困難な者の避難誘導に関する事。【自主防災組織・自治会】

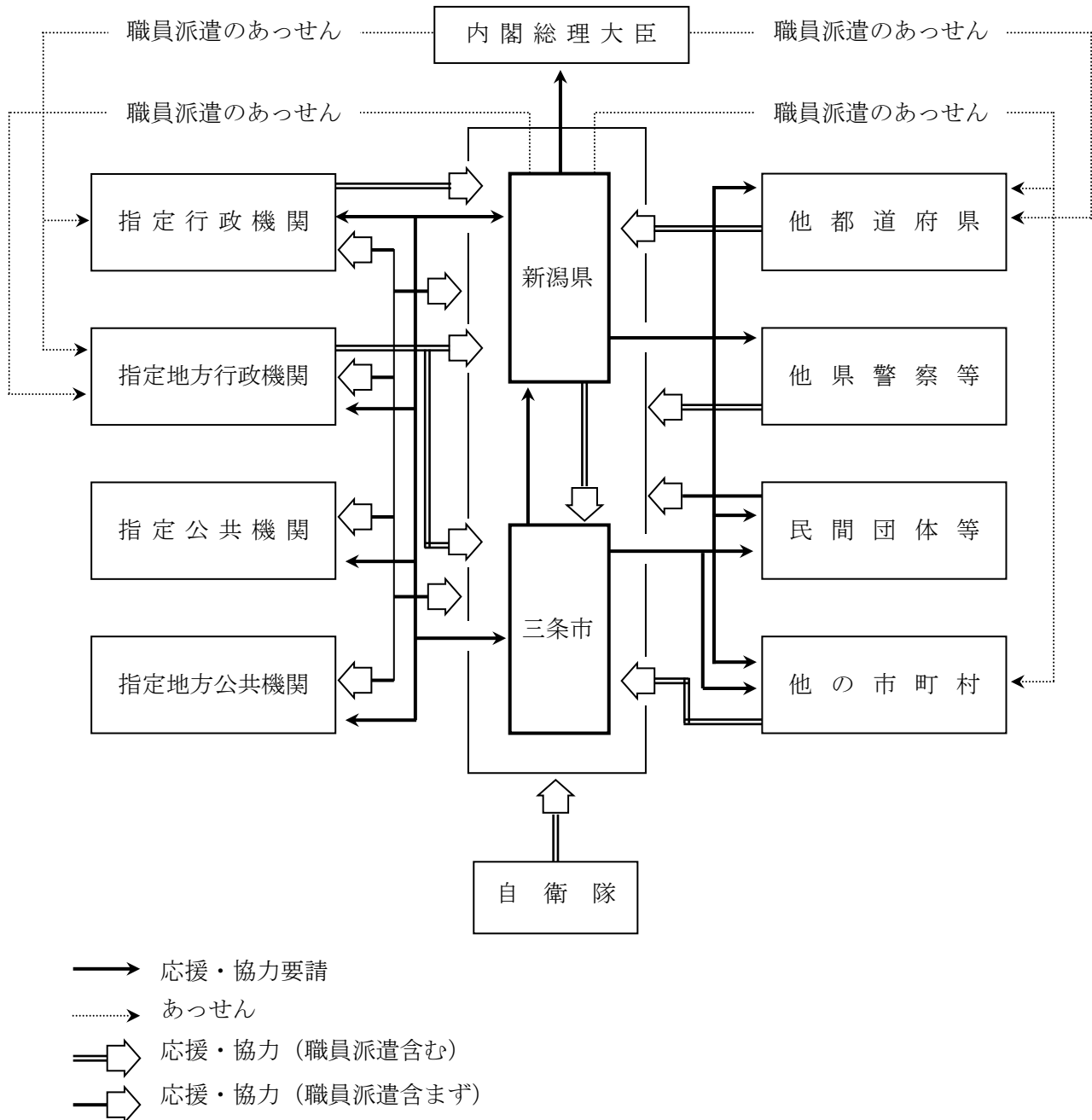
第2節 防災関係機関の相互協力体制

1 計画の方針

大規模な災害が発生した場合は、本市の防災関係機関のみでは十分な応急対策が困難となることから、県、被災していない他の市町村、民間等の協力を得て防災対策を行う必要がある。

このため、防災関係機関等の相互協力について必要な事項を定める。

2 防災関係機関の相互応援フロー図



3 他の地方公共団体等への応援要請

市長は、応急対策を実施するに当たり、次に該当すると認められる場合は、災害対策基本法などの関係法令及び相互応援協定に基づき、他の地方公共団体等の長に対して応援を要請するものとする。

〈応援要請の基準〉

- ア 市の機能のすべてを動員しても応急対策の実施が困難であり、他の地方公共団体等の応援が必要と認められるとき。
- イ 特別な技術、知識、経験等を要する職員が不足し、他の地方公共団体等の職員の応援が必要と認められるとき。
- ウ その他市長が応援要請の必要があると認めたとき。

〈応援要請の種別〉

要 請 先	要 請 の 内 容	根 拠 法 令 等
指 定 地 方 行 政 機 関 の 長	当該指定地方行政機関の職員の派遣要請	災害対策基本法第 29 条第 2 項
県 知 事	①指定地方行政機関職員の派遣のあっせん要請 ②他の地方公共団体職員の派遣のあっせん要請 ③応援の要求及び応急措置の実施要請 ④職員の派遣要請 ⑤自衛隊への派遣要請	災害対策基本法第 30 条第 1 項 災害対策基本法第 30 条第 2 項 災害対策基本法第 68 条第 1 項 地方自治法第 252 条の 17 災害対策基本法第 68 条の 2 第 1 項
他の市町村長 等	①応援の要求 ②職員の派遣要請 ③災害応援に関する協定に基づく応援要請	災害対策基本法第 67 条第 1 項 地方自治法第 252 条の 17 消防組織法第 21 条に基づく消防相互応援協定 災害時における相互応援協定 各種消防応援協定

(1) 他の市町村に対する要請

市長は、応急対策を実施するため、他の市町村の応援が必要と認められるときは、次の事項を明らかにし、応援を要請する。

〈応援要請事項〉

- ア 応援を求める理由
- イ 応援を求める職種別人員、車両、資機材、物資等
- ウ 応援を求める場所
- エ 応援を求める期間
- オ その他応援に関し必要な事項

(2) 知事に対する要請

市長は、応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、知事に対し、次により応援（あっせんを含む。）を求め、又は県が実施すべき応急対策の実施を要請する。

ア 連絡先及び方法

危機対策課（災害対策本部が設置された場合は、連絡指令室）へ、口頭又は防災行政無線、電話、FAXで行うものとする。また、口頭又は防災行政無線、電話で要請した場合は、後でFAX等で処理するものとする。

イ 応援要求事項

- (ア) 応援を必要とする理由
- (イ) 応援を必要とする場所

- (ウ) 応援を必要とする期間
 - (エ) その他応援に関し必要な事項
- ウ 応急対策実施要請事項
 - (ア) 応急対策の内容
 - (イ) 応急対策の実施場所
 - (ウ) その他応急対策の実施に関し必要な事項
- (3) 指定地方行政機関に対する要請

市長は、応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を明らかにし、当該機関の職員の派遣を要請する。

〈職員派遣要請事項〉

 - ア 派遣を要請する理由
 - イ 派遣を要請する職員の職種別人員
 - ウ 派遣を必要とする期間
 - エ その他職員の派遣に関し必要な事項
- (4) 民間団体等に対する要請

市長は、応急対策又は災害復旧を実施するため、必要があると認めるときは、民間団体等に対し、次の事項を明らかにして協力を要請する。

 - ア 協力要請事項
 - (ア) 応援を必要とする作業内容
 - (イ) 応援を必要とする人員、車両、資機材、物資等
 - (ウ) 応援を必要とする場所及び集合場所
 - (エ) 応援を必要とする期間
 - (オ) その他応援に関し必要な事項
 - イ 応援協力を要請する主な民間団体等
 - (ア) 農林水産業団体、商工業団体、建設業団体、運送業団体等の産業別団体
 - (イ) 医師会、薬剤師会等の職業別団体
 - (ウ) その他、市に対しボランティア活動を申し入れた団体
- (5) ヘリコプターの利用と連携体制

被害の形態、状況、程度によっては、ヘリコプターや特殊な資機材を利用した救助、調査、物資の搬送等の活動が有効な場合も考えられる。

ヘリコプターによる災害活動の手順は、次のとおりとする。

 - ア 緊急運航の要請
 - (ア) 新潟県消防防災ヘリコプターの応援の要請を行う場合は、新潟県消防防災ヘリコプター応援協定に基づき、「緊急運航要領」により消防長は、県危機対策課長に緊急運航の要請を行う。
 - (イ) 他県に対して消防防災ヘリコプターの応援の要請を行う場合は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援について（昭和 61 年 5 月 30 日消防救第 61 号）」による。
 - (ウ) 市長は、(ア)、(イ)のほか、救助、調査、物資の搬送等の活動に必要な場合は、エに掲げる機関等に出動を要請するものとする。
 - (エ) 要請は、電話で速報後、ファクシミリを用いて出動要請を行う。
 - イ 緊急運航活動の内容は、原則として次のとおりとする。
 - (ア) 災害状況、道路、交通状況等の情報収集
 - (イ) 災害現場における人命救助活動
 - (ウ) 負傷者及び救急・救助用資機材の搬送
 - (エ) 消防隊員及び消防用資機材の搬送
 - (オ) 避難誘導及び避難命令の伝達
 - (カ) 上空からの広報活動

ウ 受入体制は、次のとおりとする。

(ア) 離着陸場所の確保及び安全対策を図る。

(イ) 傷病者等の搬送先の離着陸場所の確保及び病院等への搬送の手配を図る。

エ 緊急ヘリコプターの要請先

要 請 先	運航管理責任者	電話番号	F A X 番号
新潟県消防防災航空隊	県防災局危機対策課長	025-282-1630	025-282-1640
(勤務時間外)	県庁警備員室	025-285-5511	
新潟県警察航空隊	新潟県警察本部航空隊 (三条警察署)	33-0110	33-6191

オ 離着陸場所は、資料編「9-5 ヘリコプター離着陸場所一覧表」のとおりとする。

4 消防の広域応援

(1) 県内市町村相互の広域応援体制

市及び消防機関の長は、自らの消防力では対応できない場合にあっては、消防相互応援協定に基づき協定締結市町村に応援要請するものとする。

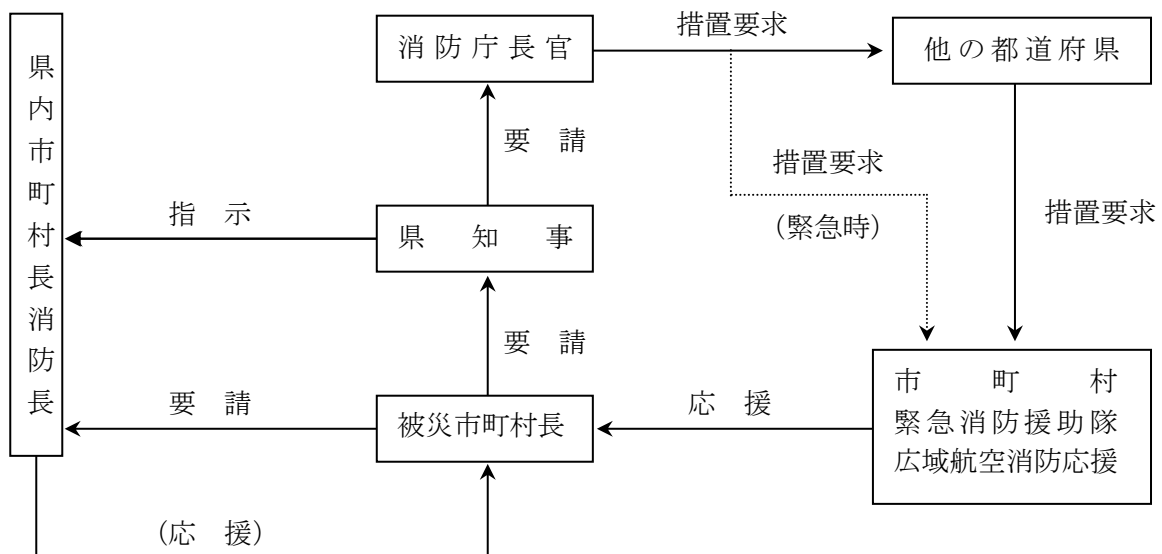
知事は、災害に際して緊急の必要がある場合には、県内の市町村長又は市町村の消防長に対し応援等の指示を行うことができる。

(2) 他都道府県等に対する応援体制

ア 市長及び消防機関の長は、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できないときは、知事に対し応援要請を行う。

イ 知事は、市長及び消防機関の長から応援要請を求められたとき又は県内の消防力をもってしても対処できないと認めたときは、直ちに消防庁長官に対して他の都道府県からの応援（緊急消防援助隊の出動要請及び「大規模特別災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援要請等）を行うものとする。

【消防組織法に基づく応援要請等】



5 防災関係機関の活動

各防災関係機関は、市及び他の防災関係機関と相互に連携し、あらかじめ定められた計画に基づき、被災者の救援活動及び所掌事務を実施する。

6 住民自主防災組織等の活動

住民自主防災組織等は、市、消防機関及び三条警察署等の防災機関と相互に連絡を取り、あらかじめ定められた災害時の活動計画を実施する。

7 応援協力等

- (1) 市長は、県知事からの職員派遣のあっせん又は被災市町村からの応援・協力要請があったときは、県が行う市町村間の調整に留意するとともに必要な応援を行うものとする。
- (2) 市長は、他の市町村等との応援・協力が円滑に行われるよう、必要に応じ事前に協定を結ぶなど、その体制を整えておくものとする。

第3節 通信設備運用計画

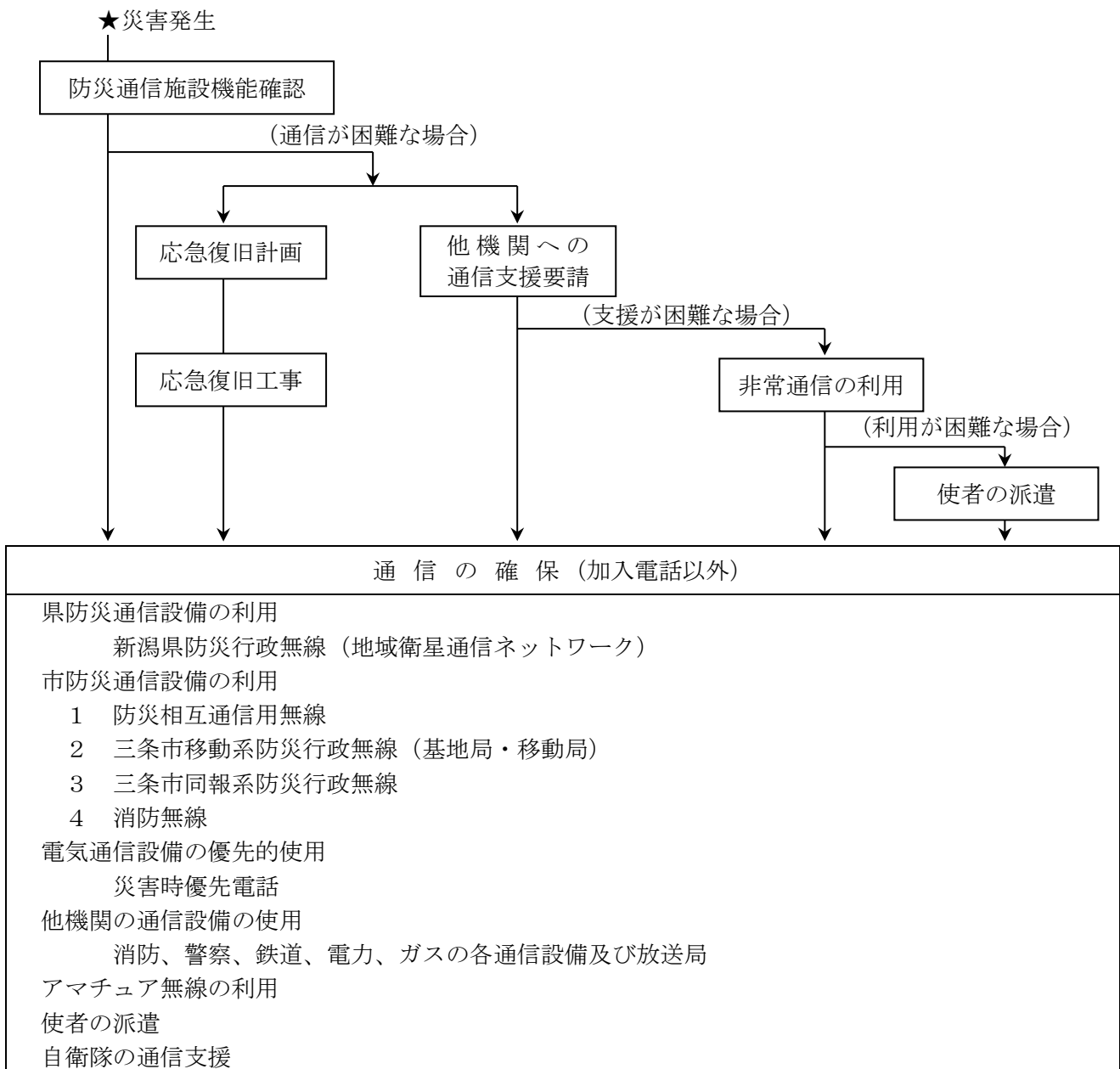
1 計画の方針

災害発生時において、被災状況の把握と被災救助活動等の応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、情報の収集伝達手段の確保が重要である。

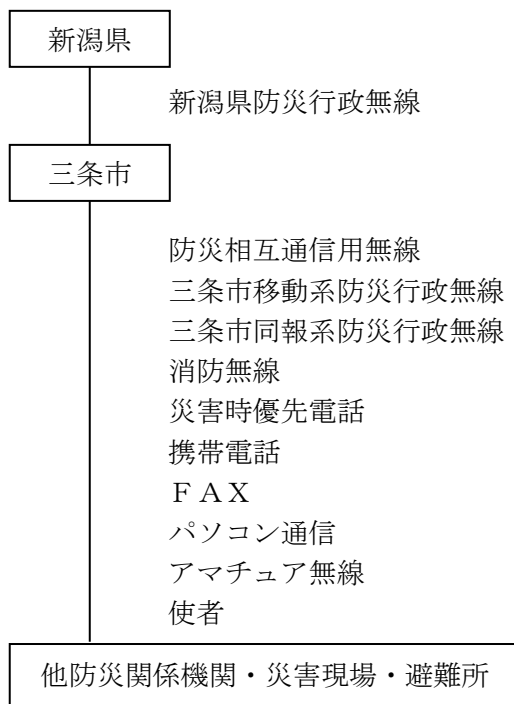
このため、防災関係機関は各種の有線・無線の通信手段を有効に利用し、効果的な運用を図るものとする。

2 防災通信施設応急対策フロー図

災害発生時は、直ちに通信施設の機能を確認し、通信が困難な場合は速やかに応急復旧に当たるとともに、代替通信手段を確保し、復旧までの通信需要をまかなうものとする。



3 通信体系（加入電話以外）



4 災害時の通信設備の運用

(1) 市防災通信設備の利用

市は、災害時の情報の収集・伝達のため、加入電話のほか新潟県防災行政無線、防災相互通信用無線、移動系防災行政無線、同報系防災行政無線、消防無線を利用する。合わせて、携帯電話、FAX、パソコン通信の利用を図る。

(2) 電気通信設備の優先的使用

防災関係機関は、加入電話の通話が不能若しくは困難な場合で通信の確保が必要な場合は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条、災害対策基本法第57条、同法第79条及び災害救助法第28条の規定により、優先的に電気通信設備を使用することができる。

このため、各防災関係機関は、あらかじめNTT東日本新潟支店に申請し、特定の電話番号を災害時優先電話として承諾を得ておくものとする。

(3) 他機関の通信設備の使用

市は、災害時に緊急の通信を行う必要がある場合は、災害対策基本法第57条、同法第79条、災害救助法第28条及び消防組織法第23条の規定により、他の機関の通信設備を使用することができる。

使用することができる主な通信設備

- a 警察通信設備
- b 鉄道通信設備
- c 電力通信設備
- d ガス通信設備

また、他の有線・無線の通信設備が通信できない場合若しくは困難な場合で、緊急を要する場合は、通知、要請、伝達、注意報、警報の放送を放送局に要請することができる。

(4) アマチュア無線の利用

市は、他の通信手段が利用できない場合においては、市内のアマチュア無線局に協力を依頼し、通信体制を確保する。

(5) 使者の派遣

有線・無線の通信設備が利用不能若しくは困難な場合は、使用者により通信を確保するものとする。

(6) 自衛隊の通信支援

市は、災害応急対策のため必要がある場合は、知事に対し自衛隊の災害派遣（通信支援）の要請を依頼することができる。

第4節 被災状況等収集伝達計画

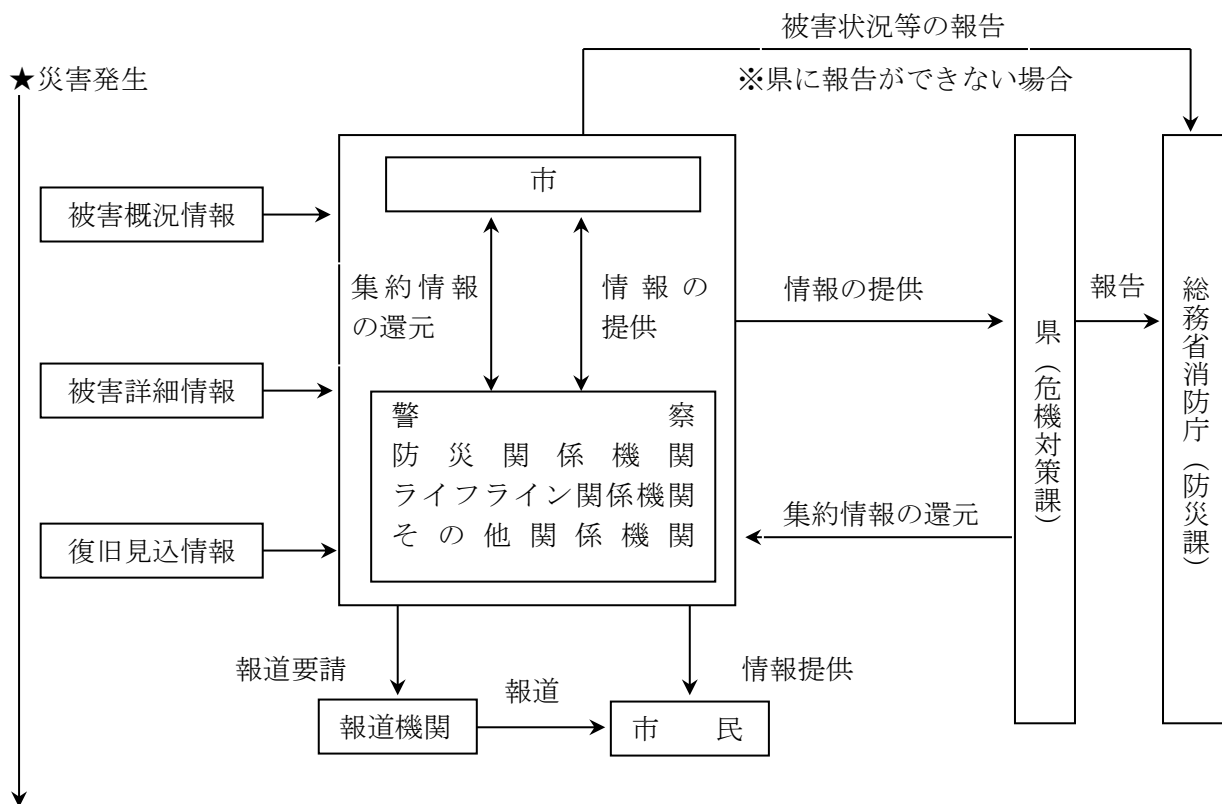
1 計画の方針

被災状況の収集及びその集約は、発生した災害の実態を認識する行為そのものであり、災害応急対策活動の出発点である。

市及び関係機関は、災害が発生した場合は、速やかにかつ自動的に情報収集活動を開始する。

市は、収集した情報を集約し、被害の概要を掌握し、直ちに必要な行動を起こすとともに、各防災機関や、県及び被災地内外の住民等に各種の手段を使って伝達し、「情報の共有化」に努めるものとする。

2 被災状況等収集伝達計画応急対策フロー図



3 被害規模早期把握のための活動

災害の発生直後において、概括的被害情報、ライフラインの被害の範囲、医療機関における負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集するとともに、次の事項に関する情報を把握するものとする。

- ア 水防団、消防団等の巡視活動を通じた被害状況
- イ 119番通報の殺到状況等の情報

4 災害発生後の各段階における各機関の情報収集・伝達

(1) 災害発生直後

ア 市は、災害対策支部の情報収集担当を出動させ、被災地の情報収集に当たるものとする。

また、災害発生直後においては、市職員の情報収集活動だけでは対応が困難なため、自主防災

組織、自治会及び住民等からの情報の収集を図るものとする。

- イ 市は、災害発生が勤務時間外の場合は、非常招集で登庁してくる職員から被災状況の聞き取り調査を行う。
- ウ 市と三条警察署は、各方面から得られた偵察情報を相互に交換し、被害状況の概況の早期把握に努める。
- エ 市は、報告された情報を直ちに整理し、被害の概況を掌握する。収集された情報は、庁内各課及び各防災関係機関等に速やかに提供するものとする。
- オ 市は、被害の概況を速やかに県危機対策課へ報告する。
- カ 市長は、自ら被害の状況の把握、情報の収集が困難なときは、県危機対策課へ消防防災ヘリコプターの緊急出動を要請し、情報の収集に努めるものとする。ただし、災害発生が夜間又は荒天時その他の理由により、県消防防災ヘリコプターによる情報の収集が困難なときは、県知事へ自衛隊の出動を要請するなどし、ヘリコプターやオートバイ等による被害状況の把握に努めるものとする。
- キ 市は、災害時要援護者に対する情報伝達として、自治会、自主防災組織、民生委員、消防団等の避難誘導體制の整備を進めるとともに、避難所における手話通訳、文字情報等を配慮する。

(2) 応急対策初動期

- ア 市は、県関係機関（三条地域振興局健康福祉環境部）に問い合わせ、医療機関の被害状況及び急患受入れの可否等の情報把握に努める。
- イ 市は、避難所を開設したとき又は避難者により自主的に避難所が開設されたときは、FAX、パソコン通信等の通信手段の確保又は新設に努めるとともに、職員又はボランティアの連絡員を派遣して、避難者の数、内訳及び必要とされる食料・物資の量等の情報を効率的に収集する。
- ウ ライフライン・公共交通関係機関は、その所管に係る被害状況を調査し、市に被害状況及び各機関の対応を報告するものとする。
- エ 市は、地域内の被害状況を調査し、県危機対策課へ報告する。

(3) 応急対策本格稼働期

- ア 市は、県の地域機関と協力して、地域内の被害金額等詳細な被害状況を調査し、県危機対策課へ報告する。
- イ 防災関係機関は、応急復旧の状況を定期的に市へ報告するものとする。

(4) 災害対策基本法との関係

- ア 市は、火災・災害等を覚知したときは、被害状況が十分把握できない場合であっても、直ちに第一報を別表1 消防庁への火災・災害等即報基準に準じ、県（危機対策課）へ報告するものとする。

なお、別表2 消防庁への直接即報基準（市町村）に該当する火災・災害等を覚知したときは、第一報を県（危機対策課）に対してだけでなく、総務省消防庁に対しても、原則として30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても引き続き、総務省消防庁に対して行うものとする。

- イ 消防機関へ119番通報等が殺到した場合には、その状況を直ちに総務省消防庁及び県（危機対策課）へ報告するものとする。

なお、県に被害状況等を報告できない場合は、総務省消防庁へ直接報告するものとする。

- ウ 県の地域機関、その他関係機関の協力を得て、地域内の詳細な被害状況を調査するものとする。
- エ 把握した被害状況及び応急対策活動状況、対策本部の設置状況等を県（危機対策課）へ逐次報告するものとする。

（注）災害報告取扱要領「平成14年1月23日付け消第629号新潟県環境生活部長通知」

別表

【消防庁への連絡先】

区 分 回 線 別		平日 (9:00~17:00) ※ 防災情報室	左 記 以 外 ※ 宿直室
N T T 回 線	電 話	03-5253-7526	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7536	03-5253-7553
消 防 防 災 無 線	電 話	7526	7782
	F A X	7536	7789
地 域 衛 星 通 信 ネ ッ ト ワ ー ク	電 話	TN-048-500-7526	TN-048-500-7782
	F A X	TN-048-500-7536	TN-048-500-7789

(注) TNは、各地方公共団体固有の衛星回線選択番号

別表 1

消防庁への火災・災害等即報基準

火災・災害等区分		即 報 基 準		
災 害 即 報	個別 基準	一般 基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害救助法の適用基準に合致するもの ○ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの ○ 災害が2都道府県以上にまたがるもので、1の都道府県における被害は軽微であつても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの 	
		地震	○ 地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度4以上を記録したもの	
		津波	○ 津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの	
		風水害	<ul style="list-style-type: none"> ○ がけ崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ○ 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの 	
	雪害	<ul style="list-style-type: none"> ○ 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ○ 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの 		
	社会的 影響基準		○ 一般基準、個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合は報告すること	
火 災 等 即 報	個別 基準	一般 基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 死者が3人以上生じたもの ○ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの ※ 一般基準に該当しない場合であっても、次の個別基準に該当する場合は報告対象となる。 	
		火 災	建物 火災	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定防火対象物で死者が発生したもの ○ 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの ○ 大使館・領事館・国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災 ○ 建物焼損延べ面積3,000㎡以上と推定される火災 ○ 損害額が1億円以上を推定される火災
			林野 火災	<ul style="list-style-type: none"> ○ 焼損面積が10ha以上と推定されるもの ○ 空中消火を要請又は実施したもの ○ 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの
			交通 関の 火災	<ul style="list-style-type: none"> ○ 船舶、航空機、列車、自動車の火災で次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> ・航空機火災 ・タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災 ・トンネル内車両火災 ・列車火災
	その他		消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災等、特殊な態様の火災等などで消防上特に参考となるもの	

火災・災害等区分		即 報 基 準	
火 災 等 即 報	個 別 基 準	危険物等に係る事故	<ul style="list-style-type: none"> ○ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物の運搬に係る事故で、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの ・ 負傷者が5名以上発生したもの ・ 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物に被害を及ぼしたもの ・ 500キロリットル以上のタンク火災、爆発又は漏えい事故 ・ 海上、河川への危険物等流出事故 ・ 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故
		その他	可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められる場合は報告するもの
	社会的影響基準	○ 一般基準、個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合は報告すること	
	救急救助事故即報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 死者が5人以上の救急事故 ○ 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故 ○ 要救助者が5人以上の救助事故 ○ 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故 ○ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故 (例) <ul style="list-style-type: none"> ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故 ・ バスの転落等による救急・救助事故 ・ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 ・ 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る救急・救助事故 ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故 ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故 	

別表 2

消防庁への直接即報基準（市町村）

区 分	即 報 基 準	
火災等即報	交通機関の火災	○ 別表 1 交通機関の火災のとおり
	危険物等に係る事故	○ 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの ○ 負傷者が 5 名以上発生したもの ○ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災、爆発事故で当該工場等の施設内又は周辺で 500 m ² 程度以上の区域に影響を与えたもの ○ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ア 海上、河川へ危険物等が流出し、防除、回収等の活動を要するもの イ 500 リットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 ○ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの ○ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
	①	ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
	②	爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの
救急・救助事故即報	○ 死者及び負傷者の合計が 15 人以上発生した救急・救助事故で、次に掲げるもの ア 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 イ バスの転落等による救急・救助事故 ウ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 エ 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 オ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの	
災害即報	○ 被害の有無を問わず、当該市町村の区域内で震度 5 強以上を記録したもの	

5 情報収集の一元化とその発信

(1) 情報収集の一元化

ライフライン・公共交通・その他防災関係機関等は、その把握した被害情報、復旧見込み、その他災害対策上必要な情報を速やかに市に通報し、市はこれらの情報を掌握し整理するものとする。

(2) ライフライン・公共交通・その他防災関係機関への情報還元

市は、ライフライン・公共交通・その他防災関係機関及び住民等から得られ、整理した情報を速やかに関係機関に還元するものとする。

(3) 報道機関に対する報道要請

市は、被害状況、復旧見込み等の整理された情報を速やかに報道機関に還元するものとする。

(4) 住民等に対する情報提供

市は、整理された情報、その他住民等が必要とする情報等について同報系防災行政無線、三条市ホームページ、パソコン通信、その他の手段により、住民等に対してその提供に努めるものとする。

6 収集すべき情報

災害時に収集すべき災害情報は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害発生箇所
- (2) 火災、土砂災害等の発生状況
- (3) ライフライン関係機関の被害状況
- (4) 道路の被害状況
- (5) 公共交通関係機関の被害状況
- (6) 交通規制状況
- (7) 被災者の避難状況
- (8) 避難所の設置及び収容状況
- (9) 災害発生箇所の復旧見通し
- (10) その他の情報

第5節 広報計画

1 計画の方針

市、県、防災関係機関、報道機関等は、被害の拡大を防ぎ住民等の安全を確保するため、相互に協力して多様な広報手段を活用し、被災地の被害情報の迅速かつ的確な伝達と応急対策情報等の確実な伝達に努め、被災者の立場に立った効率的な広報活動等を実施する。

(1) 災害発生時の広報活動の目的

- ア 流言飛語（デマ）等による社会的混乱の防止
- イ 被災者の避難行動や関係者の救援活動のための適切な判断を助けること。
- ウ 応急対策等の情報伝達により、被災地域及び被災者の復旧に対する意欲の喚起と人心の安定を図ること。
- エ 当該災害に対する社会的な関心を喚起し、救援活動や復旧事業等に対する社会的な協力を得やすくすること。

(2) 広報活動の対象

- ア 被災地域の住民及び滞在者（直接的な被災者）
- イ 被災地域外の被災地関係者（間接的な被災者）
- ウ 一般国民等直接災害と関係ない者

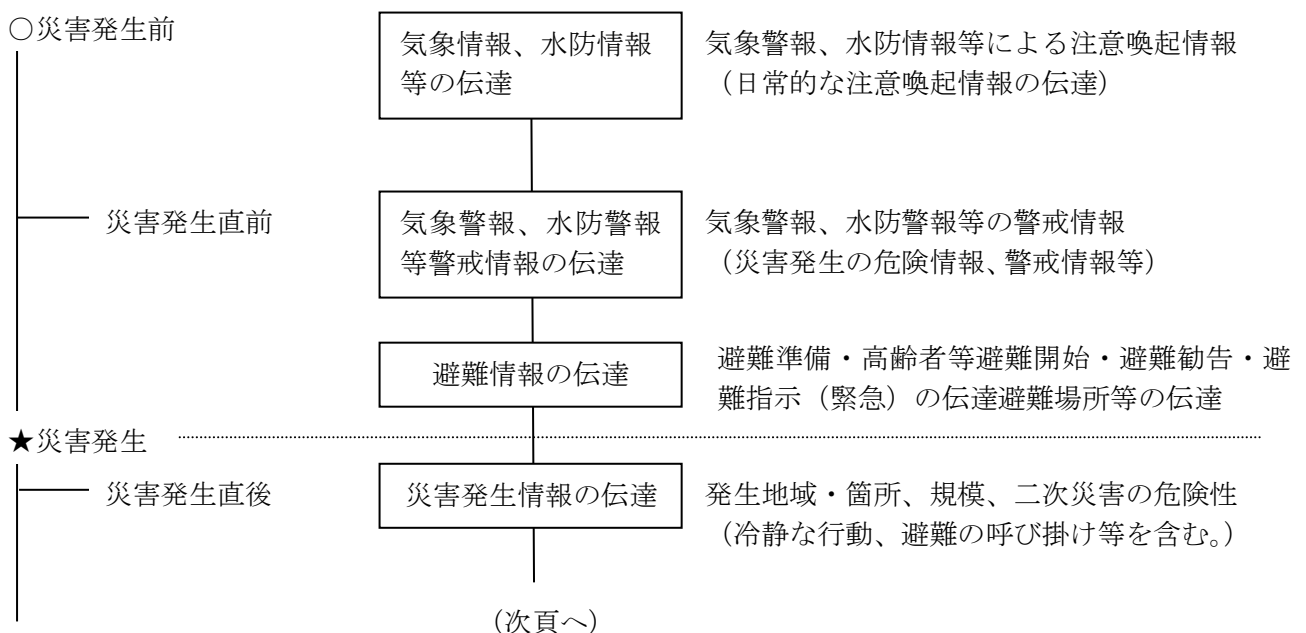
(3) 広聴活動の展開

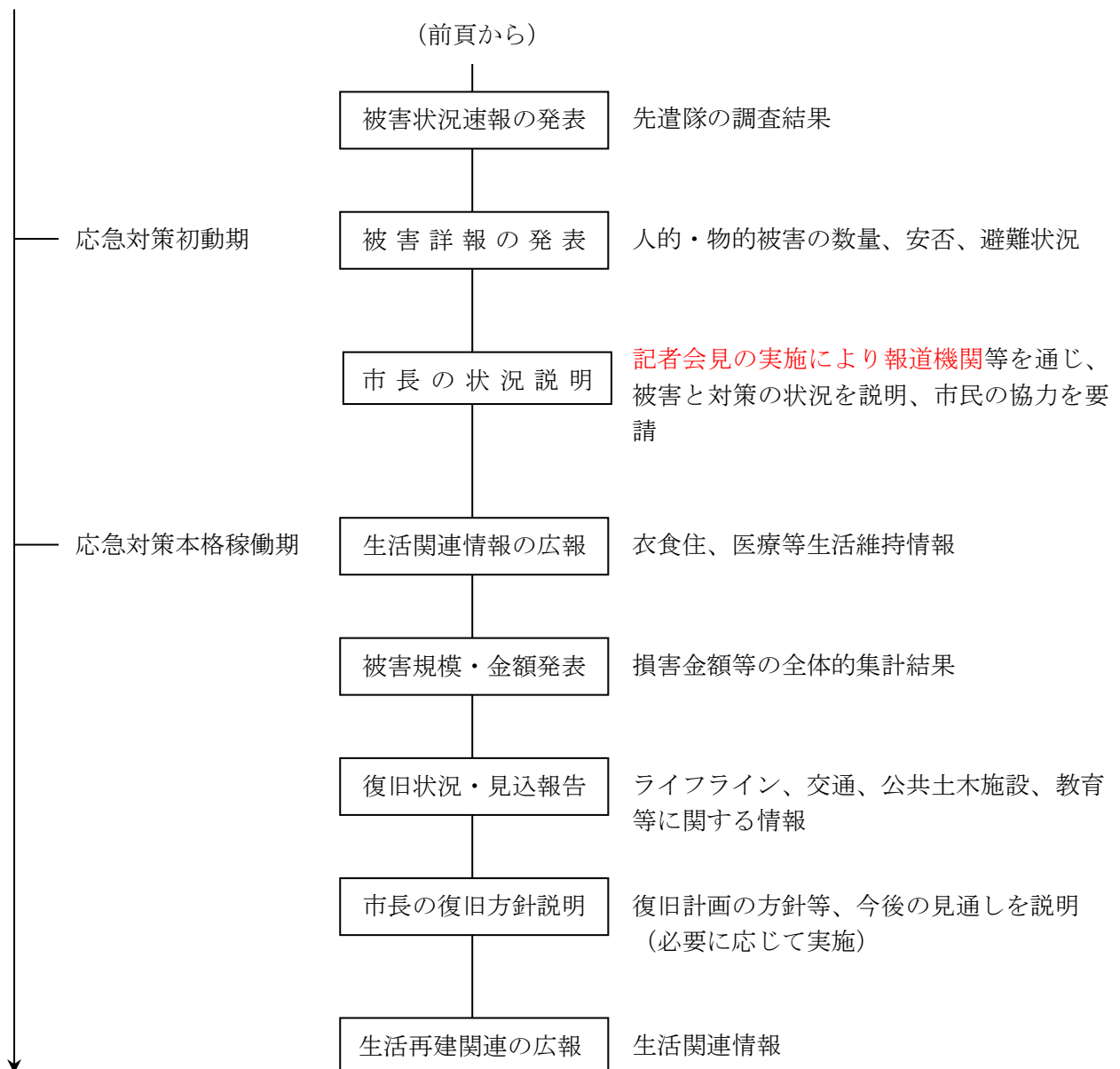
被災者等の意見要望等を積極的に取り入れ、応急対策や復旧対策に反映させるため、様々な手段を使って広聴活動を実施する。

2 実施責任者

市長は、県知事その他防災関係機関と相互に緊密な連絡を保ち、災害時の人心の安定を図るとともに、災害救助に対する協力及び復旧の意欲を喚起し、災害応急対策の実質的効果を上げるため、広報活動を実施し、あわせて、新聞、放送等の報道機関の機能を通じて災害応急対策の効果的促進を図るため、これら機関に対する情報発表、資料の提供等を積極的に行うものとする。

3 広報計画応急対策フロー図





4 実施要領

(1) 広報資料の収集

広報資料は、次の要領によって収集するものとする。

ア 市長は、災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあると認めるときは、担当職員を直接現場に派遣して取材させ、資料の収集を行わせる。

イ 広報資料の収集に当たっては、特に災害発生の原因、経過、推移を知ることのできる写真、動画等の収集に努めるものとする。

ウ イにより収集した資料のうち、写真、動画等については、撮影日時、地点等を明らかにした付票を付し、迅速、確実に総務部行政課に提出するものとする。

(2) 広報の内容
広報の内容は、次の事項を重点とする。

ア 災害発生状況

イ 災害に関する情報及び被害状況

ウ 災害応急対策の実施状況

エ 地域住民のとるべき措置

- オ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、避難先の指示及び避難所での心得
- カ 人心の安定及び社会秩序維持のための必要な事項
- キ その他必要事項

5 広報活動における各機関の役割分担

(1) 市

ア 役割

主に被災地域及び被災者に対する直接的な広報活動を行う。

イ 手段

- (ア) 同報系防災行政無線による呼び掛け
- (イ) 広報車による呼び掛け
- (ウ) 自治会、各団体等を通じて各家庭等への印刷物の配布
- (エ) 自治会等の連絡網等での情報の伝達
- (オ) 避難場所、公共施設、公共機関等における広報物の掲示
- (カ) 報道機関への情報提供
- (キ) 記者会見（市長、総務部長、行政課長等）
- (ク) ホームページ、ツイッター等による情報発信
- (ケ) 市民相談窓口及び情報提供担当部局の設置
- (コ) 県を通じての報道依頼
- (サ) コミュニティFM放送、CATV等コミュニティメディア（平時から事業者との協力体制を整えておく。）

ウ 項目

- (ア) 避難、医療、救護、衛生、健康（心のケアを含む）に関する情報
- (イ) 給水、炊き出し、生活必需品の配給の実施に関する情報
- (ウ) 生活再建、仮設住宅、医療、教育、復旧計画に関する情報
- (エ) その他被災住民の避難行動や生活に密接な関係がある情報

(2) 県

ア 役割

報道機関への情報提供等、被災地域内外への情報発信を行う。

イ 手段

- (ア) 報道機関への情報提供
- (イ) 記者会見（知事、県災害対策本部各本部員等）
- (ウ) ホームページ、ツイッター等による情報発信
- (エ) 災害の記録誌、記録映像の作成
- (オ) 電話、手紙、電子メールによる意見・要望等の収集

ウ 項目（広域的な把握を必要とする情報）

- (ア) 気象観測地点の観測測定情報
- (イ) 市、その他防災関係機関から報告された被害状況
- (ウ) 市、その他公的機関の災害対応に関する情報
- (エ) 医療機関の被災状況・受入可否
- (オ) ライフライン、交通情報
- (カ) 河川の水位情報、道路情報
- (キ) 物資・食料・義援金・ボランティアの受け入れ情報
- (ク) 救急・救助活動，復旧活動

(3) ライフライン関係機関

ア 役割

主に被災地域の利用者に対する直接的な広報活動を行う。

イ 手段

(ア) 同報系防災行政無線による呼び掛け

(イ) 広報車による呼び掛け

(ウ) 印刷物の配布・掲示

(エ) 利用者相談窓口の開設

(オ) 報道機関への報道依頼

(カ) コミュニティFM放送、CATV等コミュニティメディア（平時から事業者との協力体制を整えておく。）

(キ) ホームページ、ツイッター等による情報発信

ウ 項目

(ア) 被災により使用できない区域

(イ) 使用可能な場合の使用上の注意等

(ウ) 復旧状況及び見込み

(4) 公共交通機関

ア 役割

主に被災地内外の利用者に対する直接的な広報活動を行う。

イ 手段

(ア) 乗降場での印刷物の掲示

(イ) 場内・車内等での放送

(ウ) 報道機関への報道依頼

(エ) コミュニティFM放送、CATV等コミュニティメディア（平時から事業者との協力体制を整えておく。）

ウ 項目

(ア) 被災による不通区間の状況、運休、運行等のとりやめ

(イ) 臨時ダイヤ・運行時間・経路変更、代替手段

(ウ) 復旧状況及び見込み

(5) 警察

ア 役割

被災者及び被災地域の関係者に対する情報提供を行う。

イ 手段

(ア) 報道機関への報道依頼

(イ) パトカー、現地警察官による直接呼び掛け

ウ 項目

(ア) 災害に乗じた犯罪の抑止情報

(イ) 交通規制に関する情報

(6) その他の防災関係機関、行政機関

住民等に伝達が必要な事項について報道機関等を通じて公表する。

6 放送機関による災害時の放送

(1) 放送機関は、災害に関する情報が受信したときは、直ちにそれぞれの計画に基づいて、災害に関する放送を行うものとする。

災害発生直後の視聴者に対する呼び掛けは、基本的に各放送機関のマニュアル等により行うものとする。

(2) 市は、災害のため電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合又は通信が著しく困難な場合は、災害対策基本法第 57 条の規定により、日本放送協会及び民間放送各社に放送を要請するものとする。なお、放送要請は、原則として県を通じて行うものとする。

また、燕三条エフエム放送及びエヌ・シィ・ティ三条局については、「災害時における緊急放送に関する協定書」に基づき行うものとする。

ア 浸水、土石流、火災の延焼、危険物の流失等、住民等に危険が及ぶことが予想される場合の避難の呼び掛け

イ その他

ウ 各放送機関の連絡先

機 関 名	担当部署	所 在 地	電 話	F A X
N H K 新 潟 放 送 局		新潟市中央区川岸町 1-49	025-230-1625	025-265-1145
B S N 新 潟 放 送	報道部	新潟市中央区川岸町 3-18	025-230-1532	025-267-5810
N S T 新 潟 総 合 テ レ ビ	報道部	新潟市中央区八千代 2-3-1	025-249-8900	025-249-8881
〃 (長岡支社)	長岡報道室	長岡市今朝白 2-1-4	0258-34-4111	0258-35-3522
T e N Y テ レ ビ 新 潟 放 送 網	報道部	新潟市中央区新光町 1-11	025-283-8151	025-283-8159
新 潟 テ レ ビ 2 1	報道部	新潟市中央区下大川前通 六ノ町 2230-19	025-223-8608	025-223-0194
エフエムラジオ新潟		新潟市中央区幸西 4-3-5	025-246-2311	025-245-3577
新潟県民エフエム放送		新潟市中央区万代 2-1-1 コズミックビル 3階	025-240-0079	025-246-5185
燕 三 条 F M		燕市大曲 3375	61-7680	61-7688
エヌ・シィ・ティ三条局		三条市一ノ門 2-11-22	32-9090	32-9091

7 災害発生時の各段階における広報の基準

(1) 災害発生直前

風水害・雪害に関する警報等の伝達

ア 新潟地方気象台は、気象情報の分析により災害が発生する可能性がある場合には、風、降雨等の気象状況及びその警報又は注意報を各放送機関に同時 F A X で直ちに配信する。

イ 国（新潟地方気象台、北陸地方整備局）及び地方公共団体（県、市町村）は、災害を及ぼす可能性のある洪水等の状況を把握し、予測した場合は関係機関・報道機関等を通じて住民等に速やかに伝達するものとする。その際、対象に漏れなく、災害時要援護者にも配慮するとともに、住民等にとって分かりやすい伝達に努めるものとする。

ウ 放送機関は、配信された気象警報又は注意報及び水防警報等については、各放送機関の放送マニュアル等に基づき放送する。

エ 市は、災害が発生する危険性がある場合には、避難情報（避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急））を同報系防災行政無線、広報車等で広報するとともに、自治会等と協力して漏れなく伝達する。

(2) 災害発生直後

ア 災害が発生した場合は、市は、危険地域の住民等に同報系防災行政無線、広報車等により、引き続き避難情報及び二次災害防止情報等を緊急伝達する。

イ 市は、災害が大規模かつ広域に発生するおそれがあるときは、防災行政無線等を使って県及び危険区域市町村の防災関係者に警戒を呼び掛けるものとし、また、県を通じて放送機関の協力を得て直ちに住民等に伝達するものとする。

ウ 市は、災害発生直後の情報収集活動により報告を受けた被害状況等の情報を整理し、被害状況速報を速やかに報道機関に提供するとともに、市ホームページ等を通じて提供する。

エ 報道機関は、各報道機関の放送マニュアル等に基づき、直ちに被害状況を放送し、住民及び防災関係機関等の実態の把握を支援するものとする。

(3) 災害応急対策初期期（災害発生後おおむね2日以内）

ア 市の広報事項

(ア) 住民等に対する避難情報

(イ) 給水及び炊き出しの実施、生活必需品の配給

(ウ) 避難所の開設等

(エ) 人身、家屋、公共施設等の被害及び住民等の避難状況に関する情報

(オ) 公共土木施設、農業土木施設の被害に関する情報（箇所数等の数量情報）

(カ) 医療機関の被害状況、救急患者・負傷者受入れの可否

(キ) 教育機関の被害状況及び児童生徒の安否情報

イ 県の広報事項

(ア) 人身、家屋、公共施設等の被害及び住民等の避難状況に関する情報

(イ) 公共土木施設、農業土木施設の被害に関する情報（箇所数等の数量情報）

(ウ) 医療機関の被害状況、救急患者・負傷者受入れの可否

(エ) 教育機関の被害状況及び児童・生徒の安否

(オ) 物資・食糧・義援金の受け入れ情報

(カ) 救急・救助活動、復旧活動

ウ 警察の広報事項

(ア) 災害に乗じた犯罪の抑止情報

(イ) 交通規制に関する情報

(ウ) 市長の要請に基づく避難指示（緊急）広報

エ ライフライン関係機関

(ア) 被災による使用不能状況

(イ) 使用可能の場合の使用上の注意等

オ 公共交通機関

(ア) 被災による不通区間の状況、運休、運行等のとりやめ

(イ) 臨時ダイヤ等

カ 市長は、災害の規模が大きく被害が甚大な場合は、テレビ・ラジオ等を通じて被害の状況、市の対応状況、県及び他市町村からの応援、自衛隊の出動、防災関係機関の対応状況等を自ら分かりやすく住民等に説明し、冷静な行動と応急対策等への協力を呼び掛ける。

(4) 災害応急対策本格稼働期（災害発生後おおむね3日目以降）

ア 市の広報事項

(ア) 消毒・衛生・医療救護

(イ) 小中学校及び保育所等の再開予定

(ウ) 仮設住宅への入居

(エ) 被害金額等の概算集計

(オ) 公共土木施設等の復旧状況及び見込み

イ 県の広報事項

(ア) 被害金額等の概算集計

(イ) 公共土木施設等の復旧状況及び復旧見込み

ウ ライフライン関係機関、公共交通機関の広報事項

(ア) 復旧見込み

- (イ) 災害時の特例措置の実施状況等
 - エ その他防災関係機関、行政機関の広報事項
それぞれの計画に基づいて定めた広報事項
 - オ 市長は、必要に応じて災害の復旧計画の方針、今後の見通し等について、テレビ・ラジオ等を通じて住民等に分かりやすく説明する。
- (5) 復旧対策期
- ア 市の広報事項
 - (ア) 罹災証明の発行
 - (イ) 生活再建資金の貸付け
 - (ウ) 災害廃棄物の処理方法及び費用負担等
 - (エ) その他生活再建に関する情報
 - イ 県の広報事項
広域的な復旧計画等
 - ウ その他防災関係機関、行政機関の広報事項
それぞれの計画に基づいて定めた広報事項

8 広報活動に当たっての留意点

- (1) 災害や雪で道路や通信が途絶した地域へも情報が伝達できるよう様々な広報手段を活用する。
- (2) 視覚・聴覚障がい者にも情報が十分に伝わるよう、掲示と音声の組み合わせ、文字放送テレビの設置、手話通訳者や誘導員を配置する等の適切な措置を講じるものとする。
- (3) 外国人にも災害に関する情報が伝達されるよう、外国語による掲示、通訳の配置等により情報を提供するよう配慮する。
- (4) 一時的に被災地から離れた被災者にも、生活再建、復旧計画等に関する情報が確実に伝わるよう情報伝達方法を工夫する。

9 広聴活動

市、県等は、被災者からの相談、要望、苦情等を受け付け、適切な措置を講じるとともに、災害応急対策や復旧・復興に対する提言、意見等を広く被災地内外に求め、災害対応の参考とするものとする。

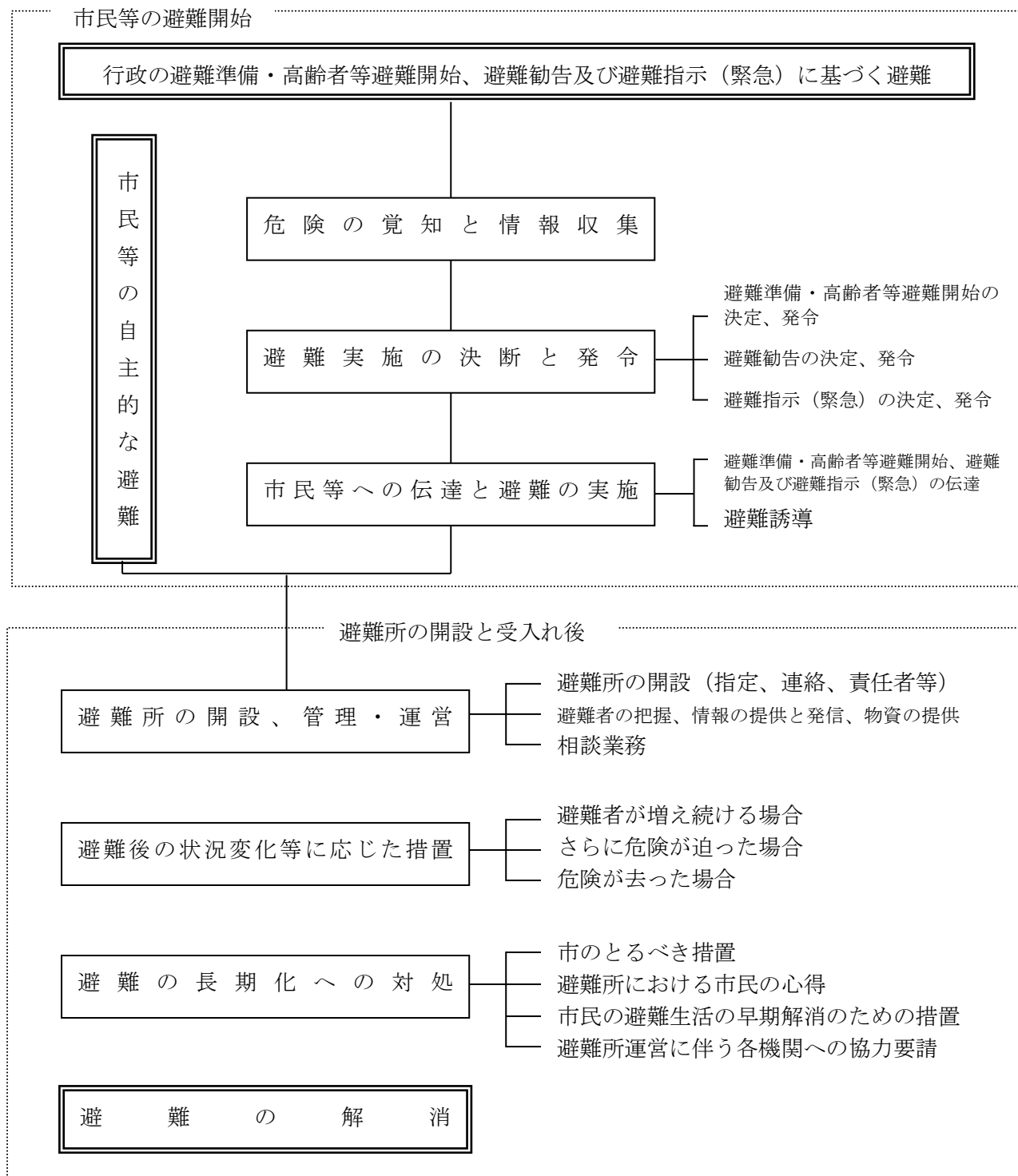
- (1) 市の広聴活動
 - ア 地域の自主防災組織、自治組織等からの相談、要望等の受付
 - イ 被災者のための相談窓口の設置
 - ウ ホームページ、ツイッター等による相談、要望等の受付
- (2) 県の広聴活動
 - ア 市が行う被災者のための相談活動に対する支援
 - イ 災害応急対策や復旧に対する提言、意見等の被災地内外からの聴取（インターネット等の活用）
- (3) ライフライン関係機関の広聴活動
利用者相談窓口の開設

第6節 避難及び避難所計画

1 計画の方針

災害に際し、人身被害の軽減を図るため、危険地域にある住民等の迅速、安全な避難の実施並びに被災住民等に対する円滑、適切な避難所の開設、運営について定める。

2 避難及び避難所計画応急対策フロー図



3 危険の覚知と情報収集

気象情報等により災害の発生が予想されるときは、市及び防災関係各機関は、所管区域内のパトロールを強化し、危険の早期覚知に努めるとともに、住民等に警戒を呼び掛ける。

防災関係各機関は、職員、住民等からの通報により被害の発生を覚知したときは、直ちに応急対策にとりかかる。

また、住民等に危険が及ぶと判断したときは、直ちに市に連絡する。

4 避難実施の決断と発令

(1) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）発令の決定

ア 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）発令の実施責任者

避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）（以下この節において「避難情報」という。）の発令は、原則として市長が行う。市長は、区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民等を避難させる必要があると判断したときは、住民等に危険が切迫し、直ちに避難勧告又は避難指示（緊急）を発令しなければならない場合を除き、災害時要援護者の早期避難を図り、その安全を確保するため、最初に避難準備・高齢者等避難開始を発令する。その後、状況に応じて、避難勧告を発令し、さらに危険が切迫している場合は、避難指示（緊急）を発令する。これらが発令した場合は、速やかに県知事に報告するものとする。

また、必要に応じて警察署長に住民等の避難誘導への協力を依頼する。なお、当該災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、県知事が避難勧告及び避難指示（緊急）を行うことができる。

住民等に危険が切迫する等、急を要する場合で、市長が避難勧告・避難指示（緊急）を行うことができないとき、又は市長から要求があったときは、次の表のとおり警察官等が避難の指示を行うことができる。この場合、速やかに市長に通知するものとする。

区分	実施者	根拠法令
準備・高齢者等避難開始	市長	—
勧告	市長	災害対策基本法第60条第1項
	知事	災害対策基本法第60条第5項 (当該災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき)
指示 (緊急)	市長	災害対策基本法第60条第1項
	警察官又は海上保安官	災害対策基本法第61条第1項(警察官→警察官職務執行法第4条)
	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官(その場に警察官がない場合に限る)	自衛隊法第94条
	知事	災害対策基本法第60条第5項 (当該災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき)
	知事又はその命を受けた吏員	地すべり等防止法第25条
知事、その命を受けた県職員又は水防管理者	水防法第22条	

イ 避難情報の発令基準

避難情報は、原則として次のような事態になったときに発するものとする。

- (ア) 河川が増水し、洪水のおそれがあるとき。
- (イ) 河川の上流が被害を受け、下流地域に危険があるとき。
- (ウ) 火災が拡大するおそれがあるとき。
- (エ) 爆発のおそれがあるとき。
- (オ) 土砂災害警戒情報や補足情報、前兆現象や災害発生状況などを総合的に判断し、著しい危険が切迫しているとき。
- (カ) その他住民等の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められるとき。

なお、五十嵐川、刈谷田川及び信濃川については、河川の水位、雨量、ダムの状況等により、避難情報に係る客観的な基準を設定し、浸水到達時間に応じ地区ごとに段階的に避難情報を発令するものとする。その設定に当たっては、住民等が安全に避難することのできる時間を考慮するものとする。

(2) 避難情報の発令

避難情報は、次の内容を明示して行うものとする。

ア 要避難対象地域

イ 避難理由

ウ 避難先

エ 避難経路

オ 避難時の注意事項等

- (ア) 火気及び危険物の始末を完全にする。
- (イ) 避難後の戸締まり
- (ウ) 携行品は必要最小限のものとする。
- (エ) 服装は軽装とする。

5 住民等への伝達と避難の実施

(1) 避難情報の広報

住民等に対して、同報系防災行政無線、サイレン、警鐘、標識、広報車、テレビ、ラジオ等あらゆる広報手段によって迅速な周知、徹底を図る。

また、災害時要援護者への避難情報の伝達に当たっては、同報系防災行政無線による放送のほか、地域の民生委員、自治会、自主防災組織等を通じ、確実に伝達する体制を整えておくものとする。

(2) 避難誘導

住民等の避難誘導は、市、消防機関及び警察が実施する。

ア 避難の方法

- (ア) 地域の自主防災組織及び事業所等の防災組織は、避難情報を受けて、可能な限り集団避難方式により段階的に避難させるものとする。
- (イ) 誘導員は、き然たる態度で避難経路及び避難先を明示し、出発、到着の際には必ず点呼を行い人員を把握する。

イ 避難路の安全確保

- (ア) 市は、迅速かつ安全な避難を確保するため、職員の派遣及び道路管理者、警察官等の協力により、避難路上にある障害物を排除し、避難の円滑化を図るものとする。
- (イ) 市は、警察と協力して避難路等の要所に誘導員を配置するとともに、車両、ヘリコプター等を活用し、住民等を迅速・安全に避難させるものとする。

ウ 避難順位

避難誘導に当たっては、災害時要援護者を優先する。

(3) 不特定多数の者が出入りする施設の避難、誘導

施設の防災責任者は、次の事項に留意して、利用者がパニック状態に陥ることのないよう現状を

把握し、正確な情報を伝え、混乱が増幅することのないようにしながら避難、誘導を行い、人命の安全確保に努める。

ア 混乱防止のため、確認情報と未確認情報の区別による正確な情報の伝達

イ 避難先の明示

ウ 避難経路の要所に誘導員を配置

エ 災害時要援護者の優先

6 住民等の自主的な避難

(1) 自主的避難の開始

住民等は、危険の切迫又は現実の被災により自主的に避難する場合は、近隣住民にも状況を伝達するとともに、市へ避難先、避難人数等を連絡するものとする。また、できるだけ隣近所でもとまって行動し、災害時要援護者の安全の確保と避難時の介助等を心掛けるものとする。

(2) 市による支援措置

市は、住民等が自主避難を開始した場合は、直ちに職員等を派遣し、避難行動の支援、避難所予定施設の開放等の措置を行う。

住民等が、親類や知人宅等に避難した場合は、避難者の希望を調査し、必要に応じて公共施設の避難所を提供する等、避難者が気兼ねなく避難生活を送れるよう配慮するものとする。

7 避難所の開設、管理・運営

市は、非常配備基準に基づき、第1次避難所及び第2次避難所開設し、原則として屋内の施設内に避難者を受け入れるよう指示するものとする。

この一時的な避難の後、避難者が増え、なお継続的な避難が必要と判断されるときは、市は、その他避難所を開設するものとする。

交通関係機関は、交通機関の不通により足止めされた旅行者で、宿舎が確保できない者に対しては、駅待合室等を仮眠所として提供するとともに、市に人数等を連絡するものとする。

(1) 避難所の開設

ア 避難所の指定

(ア) 市は、避難所の開設に当たっては、被災者の生活再建等を考慮し、居住地の近傍の学校等の公共施設（資料編「8-1 避難施設一覧表」参照）で、管理者等により安全確認の済んでいる施設を指定するものとする。

(イ) 市は、住民等が避難する公共施設が不足するとき、その他必要があると認めるときは、資料編「8-1 避難施設一覧表」(3) 民有等の避難施設（避難協力施設）の管理者に協力を求め、安全確認の済んだものについて、避難所として指定することができるものとする。

イ 開設状況の連絡

市は、避難所を開設したときは、開設した場所、日時、開設見込期間等の開設状況を速やかに県知事、三条警察署に連絡するものとする。

ウ 避難所管理責任者の選任

市は、避難所管理のため市職員を派遣し、管理責任者に充てるものとするが、緊急的にその施設の管理者等の協力を得て、この管理体制を確立するものとする。

エ 避難者名簿の作成

管理責任者は、避難者の住所、氏名その他必要な事項を記載した避難者名簿を作成し、避難者の人数及びその内訳を速やかに市に連絡するものとする。避難者にけが人・病人等がいる場合は、直ちに消防等へ連絡し、必要な措置をとるものとする。

(2) 避難所管理・運営に当たっての留意事項

ア 避難所との連絡方法

避難所と市災害対策本部との連絡方法は、電話（PHSを含む。）、FAX、パソコン通信等に

よることとし、電話回線等が確保できない場合は、無線機等の通信機器や緊急連絡員による自転車等の交通手段の利用による直接（文書、口頭）の連絡体制を執るものとする。

イ 避難所における留意点

避難所の管理・運営に当たっては、次の点に留意するとともに、災害時要援護者への配慮、プライバシーへの配慮についても考慮するものとする。

(ア) 管理・運営

避難所の管理・運営に当たっては、市職員のみでは対応することが困難であるので、共同生活の円滑化を図るため、避難者による自主組織及びボランティアを組織化し、共同して活動部隊を編成するものとする。

(イ) 資機材等の設置

市は、避難所の運営に必要な資機材、台帳等をあらかじめ整備しておくほか、必要に応じて関係業界の協力を得て、次のものを設置する。

- a 仮設トイレ（共同便所）又は臨時の貯留施設
- b 仮設電気（発電機）
- c 簡易シャワー

(ロ) 生活物資（水・食料・物資）の受入れ、管理及び配給

- a 避難者による自主組織の協力を得て配給に不満のないように配慮する。
- b 水、食料の配給については、災害時要援護者を優先して配給する。
- c 収容避難者のほか、地域被災者にも留意する。
- d 生活必需品の品目、数量について、避難者の希望をとり、市災害対策本部（物資集積場所）との連絡を密にする。

(ハ) 災害時要援護者対策

市は、避難者による自主組織等の協力を得て、要援護者の把握調査を行い、特に高齢者、障がい者、傷病者等で介護を必要とする者に対し、関係機関との連携を密にし、適切な対応をとるものとし、避難生活において心身に負担のかからないよう、避難所でのケアスペースの確保に配慮するものとする。

また、車椅子を必要とする者には、できるだけ車椅子で生活可能な避難所へ誘導するものとする。

(ニ) 被災による要保護児童対策

市は、避難者による自主組織等の協力を得て、被災による孤児、遺児等の要保護児童の把握調査を行い、保護を必要とする児童を発見した場合には、児童相談所に通報し、親族による受入れの可能性を探るとともに、養護施設への受入れや里親への委託等の保護措置を講ずるものとする。

(ホ) 情報の提供

市は、避難所の管理者を通じるなどして避難者に対して次の情報提供をするほか、マスコミを通じて避難者の安否等を広報するものとする。

- a テレビ（ラジオ）により情報把握を行い、住民等へ正しい情報を提供する。
- b 収容者心得等の提示
- c 掲示コーナーの設置

ウ 私設避難場所

市は、災害の発生時に、市指定の避難先へ避難することができず、公園等の空地や民有施設に避難した住民等があるとの通報等を受けた場合は、直ちに確認するものとする。

市は、当該避難場所の避難者を確認した場合、施設責任者を避難者から選任し、避難者の名簿を作成するなど、施設の管理運営体制を指導し、避難者による自主組織の協力を得て、市指定の避難所と同様に、適切な対策を講ずるものとする。

(3) 避難所における相談業務

市は、避難者による自主組織等の協力を得て、避難所での避難者の苦情や要望を聞き取るとともに、市災害対策本部に生活相談窓口を設置し、対応するものとする。

8 避難後の状況の変化等に応じた措置

(1) 避難者が増え続ける場合

市は、避難所の管理者を通じて、避難者の動向を常に把握するものとする。

地区外からの避難者の流入等により避難所の収容人員を超えて避難者が参集しつつあると判断した場合は、他の余裕のある避難所又は新たに開設した避難所で受け入れるものとし、避難所の管理者を通じて避難者に伝達するとともに、必要に応じて移動のための車両等を手配するものとする。

市の避難所だけでは不足する場合は、被災地外の市町村に被災者の受け入れを要請し又は県にあっせんを依頼するものとする。

(2) さらに危険が迫った場合

市は、災害が拡大し、避難所にも危険が及ぶと判断したときは、直ちに避難者を他の安全な避難所へ再避難させるため、県、警察等に避難者移動用の車両、舟艇、ヘリコプター等の提供を依頼するとともに、協力して避難誘導に当たるものとする。

(3) 危険が去った場合

市は、被害が鎮静化した場合は、避難所の管理者を通じて避難者に連絡するとともに、避難情報を発令していた場合は、その解除について、関係機関と協議して判断する。

避難情報を解除した場合は、速やかにその旨を知事等に報告するものとする。

交通関係機関は、不通区間が復旧又は運行再開したとき及び代替輸送手段を確保したときは、直ちに市及びマスコミを通じて避難中の旅行者に伝達するものとする。

避難者は、避難所から退去する場合は、必ず避難所の管理者に届け出るものとする。避難所の管理者は、避難者の退去状況を、逐次市に連絡するものとする。

9 避難の長期化への対処

(1) 市の執るべき措置

市は、住民等の避難が長期化した場合は、避難所運営に当たって次の点に留意するものとし、特に、要配慮者の処遇について、十分に配慮するものとする。

また、避難者の自治組織の結成を促し、避難所が自主的に運営されるよう配慮するものとする。

ア 避難者の栄養、健康等の対策

避難者の必要最小限の栄養確保、生活必需品（下着、生理用品等）及び医薬品（家庭薬）の確保に努めるとともに、寒冷期においては暖房等に配慮し、健康管理に十分注意するよう努めるものとする。

イ 避難所の衛生、給食、給水等対策

(ア) 入浴、便所、ゴミ処理等の衛生面に十分配慮する。

(イ) 寝具の乾燥（日光消毒）、避難所の清掃等を徹底する。

(ウ) 炊き出し施設を設けるなどして、応急的な食料の配布を行う。

(エ) 給水車等による応急給水についても考慮する。

ウ 被災者のプライバシー保護、メンタル相談等の対策

必要に応じて衝立等を利用し、避難所でのプライバシーの確保等に配慮するものとする。

また、三条地域振興局健康福祉環境部等の協力を得て、メンタルな相談などの対応についても配慮するものとする。

エ 災害救助法が適用されている場合の措置

災害救助法又は新潟県災害救助条例（昭和39年新潟県条例第77号）による避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、市長は、県知事の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む。）を受けるものとする。（災害救助法第

23 条第 3 項、災害救助法施行令第 9 条の 2、災害救助法施行細則第 2 条別表第 1)。

(2) 避難所における住民等の心得

避難所に避難した住民等は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、次のような点に心がける。

また、市は、平時から避難所における生活上の心得について、住民等に周知を図るものとする。

- ア 自治組織の結成とリーダーへの協力
- イ ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルールの遵守
- ウ 災害時要援護者への配慮
- エ その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項

(3) 住民の避難生活の早期解消のための措置

市は、住居を滅失又は長期間居住不能となった住民の住居の確保について、公営住宅への入居や自宅再建の援助等の根本的措置を早期に提出するとともに、仮設住宅建設等の当座の住居対策を迅速に実施し、被災者が生活再建の計画を立てやすいよう配慮するものとする。

(4) 避難所運営に伴う各機関への協力要請

ア 協力要請の手続

避難所の運営に際し、市は、必要に応じて、広域相互応援協定を締結している市町村の長、三条市医師会、三条市建設業協会、さらに、県を通じて、日本赤十字社新潟県支部、新潟県医師会、三条地域振興局保健福祉環境部、県精神保健福祉センター、栄養士会等の防災関係機関に対し、次の事項を示し、人的・物的支援の要請を行うものとする。

- (ア) 被害の状況
- (イ) 必要な物資車両、資機材等の種類、品名、数量等
- (ウ) 必要な職員の職種及び人員
- (エ) 応援場所及び応援場所への経路
- (オ) 応援期間
- (カ) その他必要な事項

イ 各防災関係機関の協力内容

市が、防災関係機関に対し、協力を依頼する内容は、飲料水、食料、生活必需品等の確保及びその運搬並びに医療体制の確保等とする。

また、市と市社会福祉協議会は、連携を密にしながら、ボランティアとの調整のため、随時ボランティアのスタッフ会議を開催し、避難所の運営がスムーズに行えるよう努めるものとする。

10 積雪期の避難対策

(1) 避難路の確保

積雪期には各道路管理者相互の緊密な連携の下に道路除雪を行うものとする。道路除雪が整うまでは、地域の自主防災組織等の協力を得て、避難路を確保するものとする。

(2) 冬季避難場所の確保

グラウンド等は、冬季においては、積雪により避難場所として使用できないことが想定されるため、そうした事態が発生した際には、市は、防災関係機関と連携し、これに代わる避難場所の確保に努めるものとする。

(3) 寒冷期における避難所対策

寒冷期においては、避難所の健康管理対策として暖房設備の設置が不可欠となるので、市は、暖房器具、暖房用燃料の確保等に努めるものとする。

11 警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令

(1) 警戒区域の設定

- ア 警戒区域の設定責任者

機関の名称	警戒区域を設定する要件	根拠法令
市長	(1) 人の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第 63 条第 1 項
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	(1) 水防上緊急の必要がある場所において	水防法第 14 条第 1 項
消防吏員又は消防団員	(1) 火災の現場及び水災を除く他の災害の現場において	消防法第 28 条第 1 項、第 36 条
警察官	(1) 市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行う市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。 (2) 水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき。 (3) 消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又は消防吏員又は消防団員の要求があったとき。	(1) 災害対策基本法第 63 条第 2 項 (2) 水防法第 14 条第 2 項 (3) 消防法第 28 条第 1 項、第 36 条
自衛官	(1) 市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行う市の吏員が現場にいないとき。	災害対策基本法第 63 条第 3 項

警察官又は自衛隊員が警戒区域の設定を行った場合は、速やかにその旨を市長に通知するものとする。

イ 警戒区域の設定基準

(ア) 災害が発生し又は発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。

(イ) 水防・消防活動関係者以外の者を現場から排除し、水防・消防活動の便宜を図る必要があると認めるとき。

(2) 警戒区域設定の実施方法

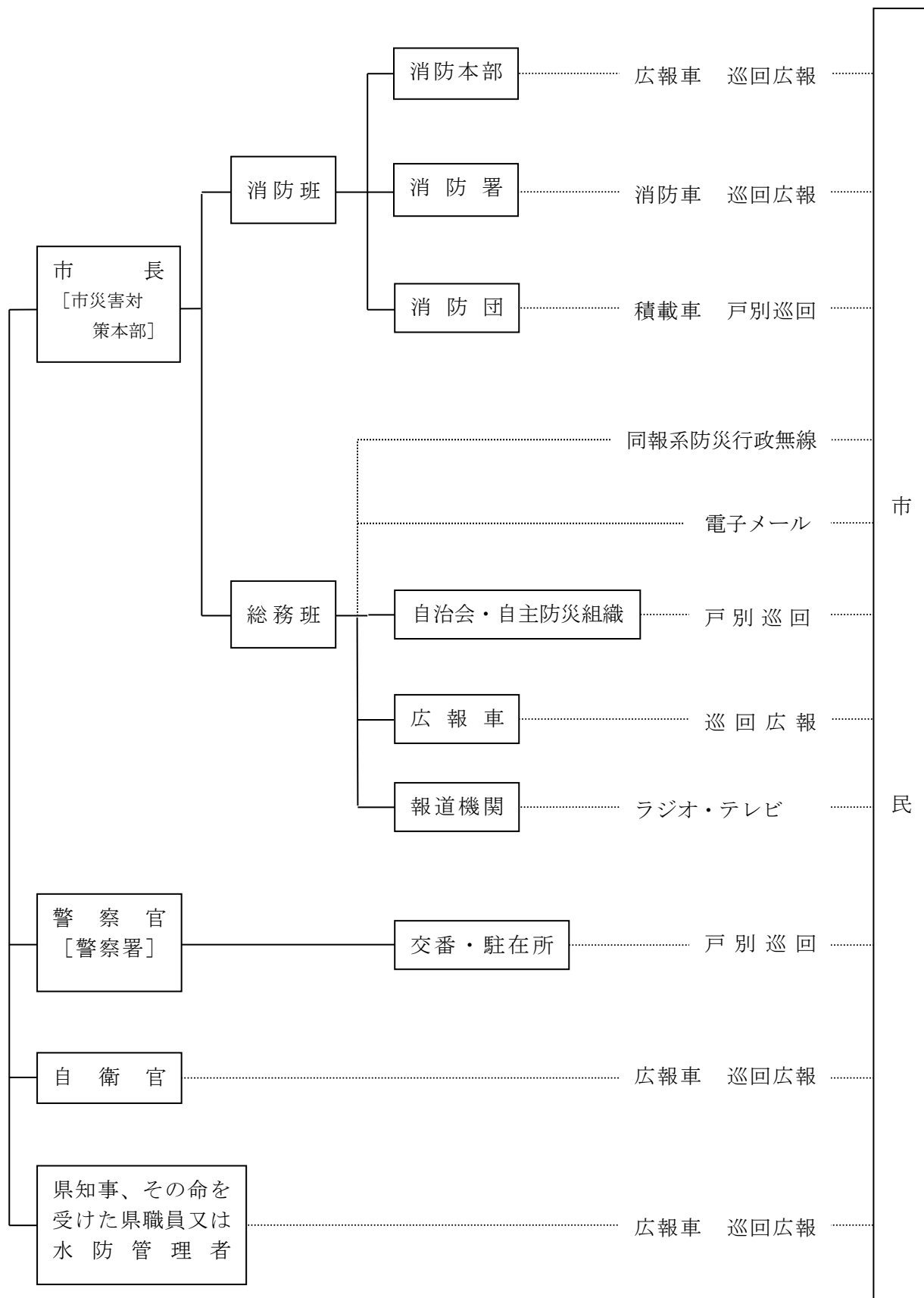
警戒区域の設定は、権限を有するものが現場において、バリケードや規制ロープの展張等の事実行為として行う。

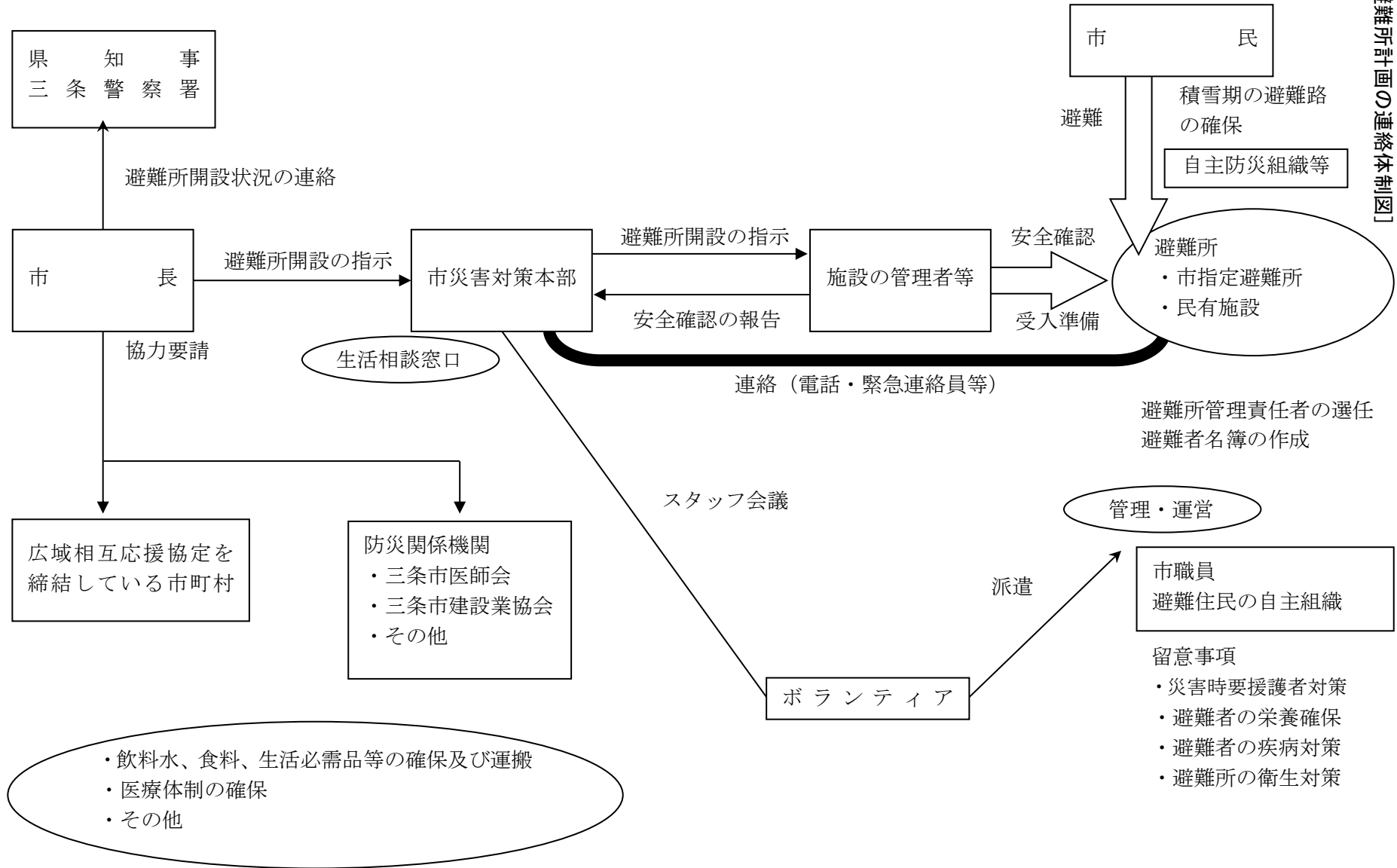
また、警戒区域内への立入の制限・禁止及び区域内からの退去について、拡声器等による呼びかけや看板等の設置により周知を図り、これに従わない者には法令の定めるところにより罰則を適用できる。

(3) 避難所への受入れ

警戒区域内の設定により、一時的に居所を失った住民がある場合は、市長は必要に応じて避難所を開設してこれらを受入れ、必要なサービスを提供するものとする。

[避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の伝達系統図]



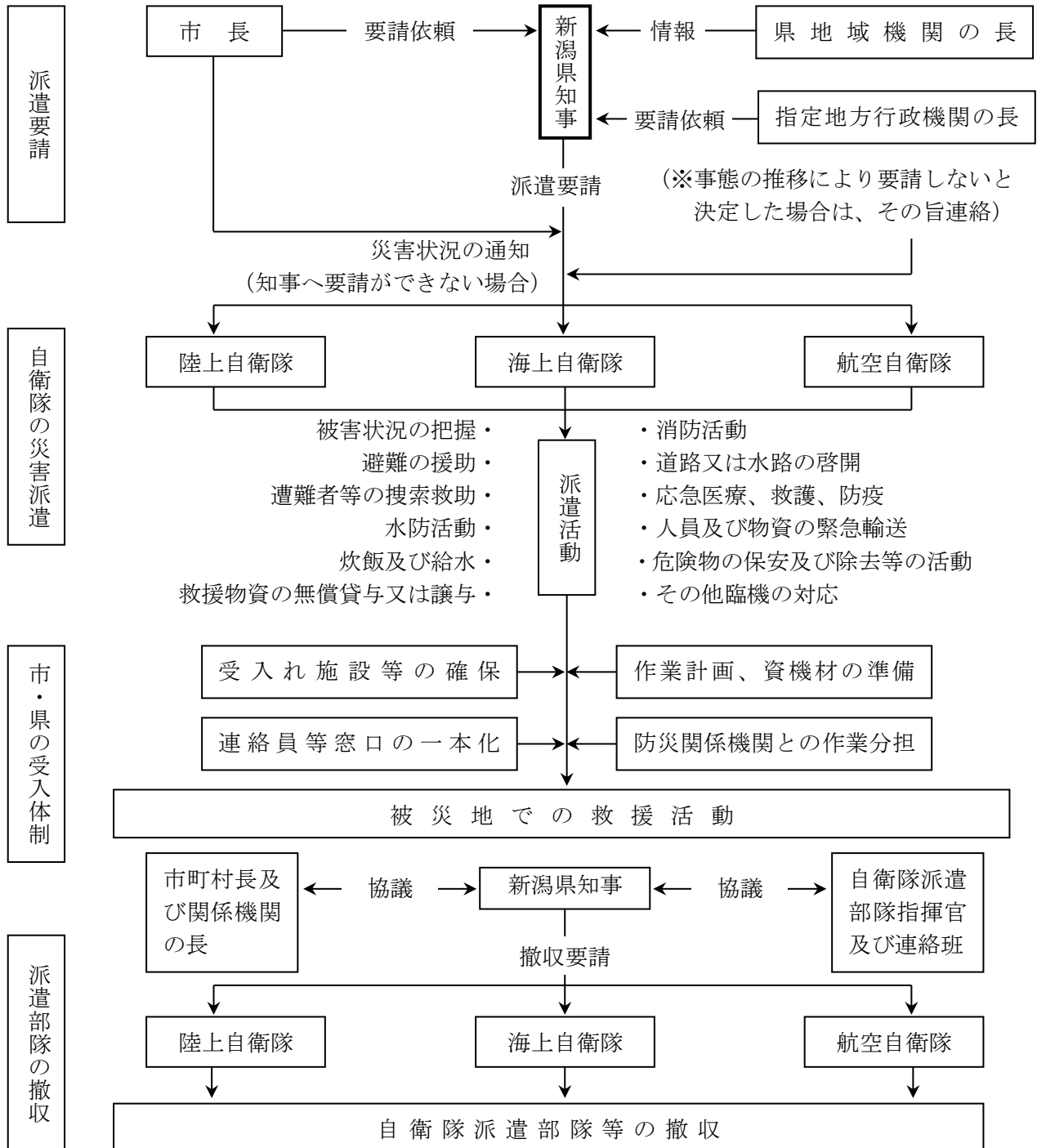


第 7 節 自衛隊の災害派遣計画

1 計画の方針

風水害等による災害発生時における自衛隊の災害派遣活動を迅速かつ円滑に行うため、自衛隊の活動内容、市長の派遣要請手続、受入体制等について定める。

2 自衛隊の災害派遣フロー図



3 派遣要請の基準

- (1) 自衛隊の災害派遣は、次の3原則が満たされることが基本となっている。
 - ア 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。(公共性の原則)
 - イ 差し迫った必要性があること。(緊急性の原則)
 - ウ 自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと。(非代替性の原則)
- (2) 市長が県知事に対して行う自衛隊の派遣要請依頼は、災害状況等の確な情勢の判断をし、これら3原則を満たしている場合に、おおむね次の範囲のものについて行うものとする。
 - ア 人命救助及び行方不明者の捜索のため応援を必要とするとき。
 - イ 避難援助として避難者の誘導、輸送等を必要とし、他に適切な手段がない場合で応援を必要とするとき。
 - ウ 人員及び物資の緊急輸送として他に適切な手段がない場合で、救急患者、医師その他救急活動に必要な人員及び緊急輸送を必要とするとき。
 - エ 被害状況調査のため車両、航空機等を必要とし、他に適切な手段がない場合で応援を必要とするとき。
 - オ 主要道路、橋梁、障害物等の啓開又は除去の応急復旧に応援を必要とするとき。
 - カ 水防活動として堤防護岸等の決壊に対する緊急の措置に応援を必要とするとき。
 - キ 応急措置のため医療、防疫、給水、炊飯及び通信支援として緊急を要し、他に適切な手段がない場合で、応援を必要とするとき。
 - ク 火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去のため応援を必要とするとき。

4 災害派遣要請の依頼手続

- (1) 市長は、風水害等の被害状況を把握し、応急対策を実施する上で、知事に対して自衛隊の災害派遣要請依頼を行うときは、次の事項を明らかにし、県（危機対策課）へ防災行政無線、電話、FAX又は口頭により行うものとする。
 - ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
 - イ 派遣を必要とする期間
 - ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - エ その他参考となるべき事項（現に実施中の応急対策の概要、宿泊施設等の受入体制の状況、部隊が派遣された場合の連絡責任者等など）

（注）口頭、防災行政無線、電話で依頼した場合は、事後、FAXで処理するものとする。
（資料編「19-3 自衛隊災害派遣要請依頼書」参照）
- (2) 自衛隊に対する緊急通知
市長は、緊急避難、人命救助の場合、事態が急迫し県知事に派遣要請依頼するいとまがない場合は、その旨及び災害の状況を防衛庁長官又は関係自衛隊に通知することができる。
災害派遣の要望を行った場合、市長は、上記の通知を行ったときは、速やかにその旨を県知事に通知するものとする。

5 災害派遣部隊の受入体制

- 市長は、自衛隊の派遣が決定した場合は、次の点に留意し、派遣部隊の活動が十分に達成できるよう努めるものとする。
- (1) 他の防災関係機関との競合重複の排除
自衛隊の活動と他の防災関係機関の活動が競合重複しないよう、県その他の防災関係機関の長と緊密な連携を図り、より効率的な作業分担を定めるものとする。
 - (2) 作業計画の協議・調整及び資機材の準備
自衛隊の作業の円滑な実施を図るため、市長及び県知事は、次により可能な限り調整のとれた作

業計画を立てるとともに、資機材の準備及び関係者の協力を求めるなど、支援活動に支障のないよう十分な措置を講ずるものとする。

ア 作業箇所及び作業内容

イ 作業の優先順位

ウ 作業実施に必要な図面

エ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所

オ 派遣部隊との連絡責任者（本部長又はその指名する者）、連絡方法及び連絡場所

(3) 受入施設等の確保

市長及び県知事は、派遣部隊に対し、次の施設等の確保に努めるものとする。

ア 自衛隊事務室

イ ヘリコプターによる派遣部隊のためのヘリポート

ウ 駐車場（車1台の基準は3m×8m）

エ 宿泊施設又は宿营地

(4) 市長は、自衛隊の活動に対しては、付近住民の積極的な協力を求める。

6 大規模な災害発生時等における自衛隊の派遣活動及び県知事の派遣要請

(1) 県知事は、市長からの要請がない場合でも自衛隊の救援活動が必要と認められた場合は、あらかじめ定められた計画に基づき、関係自衛隊に派遣を要請する。

(2) 各自衛隊の指定部隊等の長は、災害の発生が突発的でその救援が特に急を要し県知事の要請を待つとまがないときは、要請を待つことなく、あらかじめ定めた計画に基づき部隊等を派遣する。

7 自衛隊の救援活動区分及び装備区分等の内容

自衛隊の災害派遣活動は、人命又は財産の保護のために行う応急救援及び応急復旧が終了するまでを限度とし、通常次のとおりとする。

(1) 救援活動の概要

救援活動区分	内 容
①被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
②避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
③遭難者の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動等に優先して捜索・救助活動を行う。
④水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
⑤消防活動	火災に対し、利用可能な消防車その他の消防用具をもって、消防機関に協力し消火に当たる。 (消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。)
⑥道路又は水路等交通路上の障害物の排除	道路、橋梁若しくは水路が損壊し、又は障害物等により交通に障害がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。 (放置すれば人命、財産の保護に影響があると考えられる場合)

⑦応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。 (薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。)
⑧人員及び物資の緊急輸送	緊急患者又は医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。 (航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められる場合)
⑨炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。 (緊急を要し、他に適当な手段がない場合)
⑩救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲渡に関する総理府令」(昭和 33 年総理府令第 1 号)に基づき、被災者に対し、生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
⑪危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
⑫その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて、所要の措置を執る。
予 防 派 遣	災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合において、その被害を未然に防止するための措置を実施する。

(2) 陸・海・空各自衛隊の装備区分等による活動内容

自衛隊区分	装備区分等による活動内容
陸上自衛隊	車両、舟艇、航空機、地上部隊等による状況把握、人員・物資の輸送、通信応援、その他各種災害の救援活動
海上自衛隊	艦艇又は航空機による状況把握、人員・物資の輸送、通信応援等
航空自衛隊	主として航空機による状況把握、人員・物資の輸送

8 救援活動経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。ただし、災害救助法の適用となる大規模な災害における経費については、県が市に代わり負担するものとする。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕料
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料
- (4) 派遣部隊の救援活動実施に際し生じた損害の補償費
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と市長がその都度協議し、決定するものとする。

9 県及び自衛隊の派遣要請連絡窓口等

(1) 県の連絡窓口

災害派遣担当窓口	住所等
県防災局危機対策課	住所 〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 電話 025-285-5511 (勤務時間内代表) 内線 6436、6435、6434 025-282-1638 (直通) 防災無線 8-40120-6436、6435、6434 NTT FAX 025-285-4752

(2) 派遣要請先及び連絡窓口等

災害派遣の要請先	住所等
陸上自衛隊 新発田駐屯地司令 (第30普通科連隊)	住所 〒957-8530 新発田市大手町6丁目4番16号 連絡窓口 陸上自衛隊第30普通科連隊第3科 電話 0254-22-3151 内線235 NTT FAX 0254-22-3151 FAX切替内線273
海上自衛隊 舞鶴地方総監	住所 〒625-0087 舞鶴市余部下1190 海上自衛隊舞鶴地方総監部防衛第3幕僚室 電話 0773-62-2250 内線213 NTT FAX 0773-62-2255 FAX切替 連絡窓口 海上自衛隊新潟基地分遣隊警備科 住所 〒950-0047 新潟市東区臨海町1番1号 電話 025-273-7771 内線235 NTT FAX 025-273-7771 FAX切替
航空自衛隊 航空総隊司令官 航空支援集団司令官	《写真偵察機による調査活動の要請先》 住所 〒183-0000 府中市浅間町1丁目1855 航空自衛隊航空総隊司令部防衛部運用課 電話 0423-62-2971 内線2322 NTT FAX 0423-62-2971 FAX2631 《輸送機・救難ヘリコプターの派遣等の要請先》 住所 〒183-0000 府中市浅間町1丁目1855 航空自衛隊航空支援集団司令部防衛部運用課 電話 0423-62-2971 内線2521 NTT FAX 0423-62-2971 FAX2631 連絡窓口 航空自衛隊新潟救難隊 住所 〒950-0031 新潟市東区船江町3丁目135 電話 025-273-9211 内線218 NTT FAX 025-273-9211 FAX切替

第8節 輸送計画

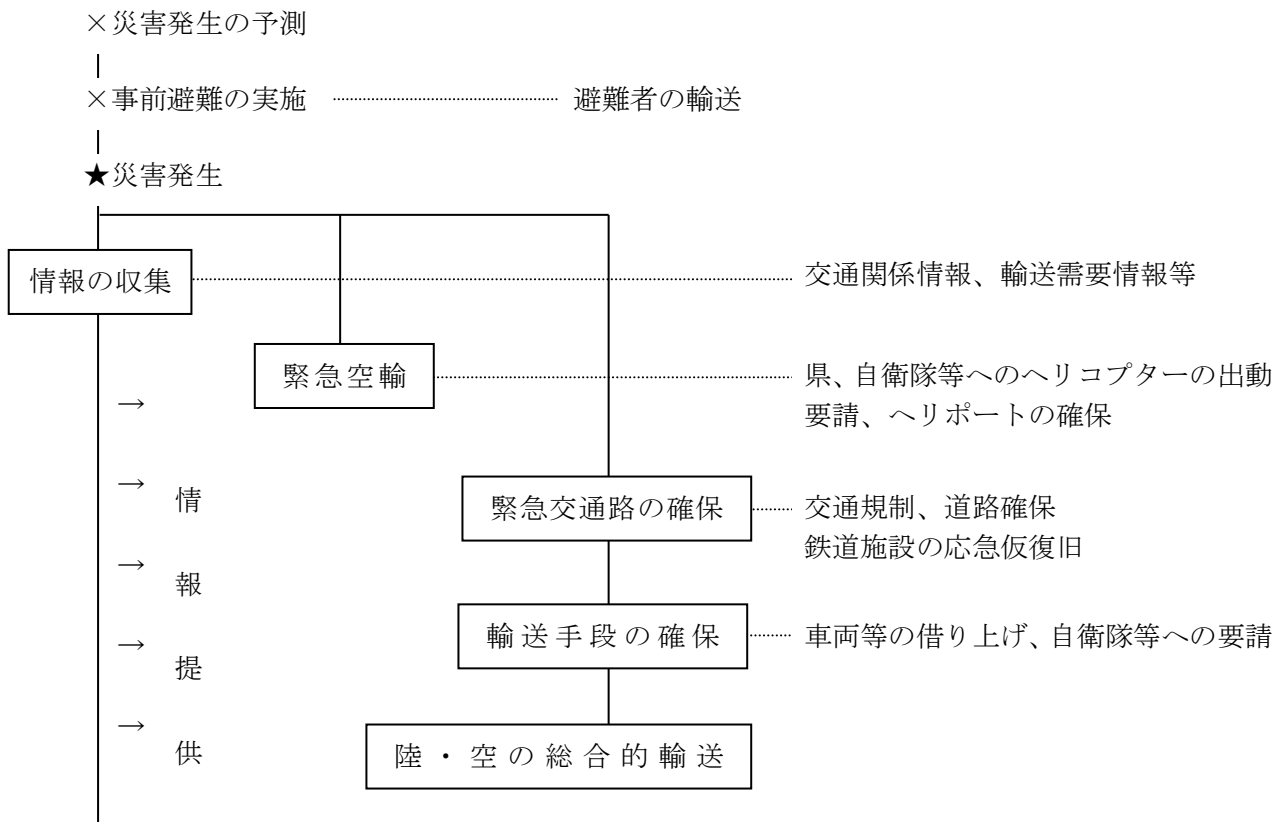
1 計画の方針

災害発生時の緊急輸送は、救助、救急、医療、避難、消火活動の迅速な展開の支援及び被災者に対する水、食料、生活物資の供給等をその目的とする。

使用可能な交通手段は限られており、タイムリーかつ効率的な緊急輸送のためには、災害発生直後から各段階での輸送内容の緊急性及び重要度の優先順位を見極め、被災地での交通の確保状況を把握した上で最適な輸送手段を選択しなければならない。

そのためには、陸、空の交通手段の連携、被災地の交通情報の収集・伝達及び緊急輸送路確保のための交通規制と早期応急復旧などが組織的に行われる必要がある。

2 緊急輸送応急対策フロー図



3 交通関係情報の収集・伝達

市及び県警察本部（三条警察署）は、被災地等の道路情報を収集し、応急対策業務に携わる各機関に伝達するとともに、放送機関と協力して一般の運転者に随時情報を提供する。

- (1) 被災地の被害状況
- (2) 交通路の確保、交通規制の実施に関する情報
- (3) 渋滞の情報

4 緊急交通路の確保

- (1) 交通規制の実施

県警察本部（三条警察署）は、直ちに緊急交通路の確保のため次の措置を行う。

- ア 市内での交通規制
- イ 市内への車両の乗り入れ規制
- ウ 一般ドライバーへの協力呼び掛け等

(2) 緊急交通路の確保

ア 市は、国土交通省新潟国道事務所・長岡国道事務所、三条地域振興局地域整備部、警察、消防機関、自衛隊との協力の下、他の復旧作業に優先して原則として2車線（やむを得ない場合は1車線）の緊急交通路を確保し、市に近接する幹線道路と市内の拠点とを有機的に結び付ける。

作業内容は、

- (ア) 道路上の堆積物、倒壊家屋等の障害物の除去
- (イ) 通行の障害となる路上放置車両の撤去（必要な場合は強制撤去を行う。）
- (ウ) 仮設橋の架橋

イ 高速道路、国道、県道、市道の道路管理者は、あらかじめ協議の上、災害発生時の緊急路線の確保、作業分担等を決めておくものとする。

(3) 輸送路及び輸送手段の決定

市、その他の防災関係機関は、道路の被災情報等に基づき物資等の緊急輸送手段及び輸送経路を決定するものとし、必要に応じ県警察本部（三条警察署）に輸送経路の交通規制等を依頼するものとする。

緊急輸送に必要な車両等の確保は、おおむね次の順によるものとする。

- ア 防災関係機関の車両、航空機等
- イ 公共的団体の車両、航空機等
- ウ 営業用の車両、航空機等
- エ その他の自家用車両、航空機等

5 輸送の緊急度の優先順位

災害時における緊急輸送の優先順位は、次のとおりとする。

(1) 総括的に優先されるもの

- ア 人命の救助、安全の確保
- イ 被害の拡大防止
- ウ 災害応急対策の円滑な実施

(2) 災害発生後の各段階において優先されるもの

ア 第1段階（災害発生直後の初動期）

- (ア) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- (イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のために要する人員、物資
- (ウ) 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重傷患者
- (エ) 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策に要する人員、物資

(オ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資

イ 第2段階（応急対策活動期）

- (ア) 上記アの続行
- (イ) 食料、水等生命の維持に必要な物資
- (ウ) 傷病者及び被災地外へ退去する被災者
- (エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資

ウ 第3段階（復旧活動期）

- (ア) 上記イの続行
- (イ) 災害復旧に必要な人員、物資

- (ウ) 生活用品
- (エ) 郵便物
- (オ) 廃棄物の搬出

6 防災関係機関の輸送実施体制等

(1) 市

市は、地域防災計画に基づき、車両等の調達先（資料編「9 輸送に関する資料」参照）及び予定数並びに物資の集積場所（第4章第20節「食料供給計画」5-(4)参照）等を明確にしておくほか、災害時に必要とする車両等が調達不能となった場合又は不足する場合は、次の事項（概要）を明らかにして、他の市町村又は県（危機対策課、災害対策本部が設置された場合は連絡指令室）に調達のあっせんを要請するものとする。

- ア 輸送区間及び借り上げ期間
- イ 輸送人員又は輸送量
- ウ 車両等の種類及び台数
- エ 集積場所及び日時
- オ その他必要事項

(2) 県

市から輸送手段の確保について要請があった場合又は県知事が必要と認めた場合は、関係機関に対し協力を要請する。

(3) 自衛隊

自衛隊による緊急輸送が必要な場合は、第4章第7節「自衛隊の災害派遣計画」により行うものとする。

(4) JR東日本、JR貨物

市は、災害発生に伴う人員、救援物資及び復旧資機材等の輸送で鉄道を必要とするときは、JR東日本、JR貨物に協力を要請するものとする。

(5) 三条市建設業協会

三条市建設業協会は、車両台数の実態把握をしておき、災害発生時に、人員、物資等の輸送の必要が生じたときは、市の要請に基づき貨物自動車等の供給に協力するものとする。

7 自動車による緊急輸送に必要な手続

(1) 緊急通行車両の確認

市等公共団体的体からの申し出による緊急通行車両の確認は、三条警察署を通して県公安委員会（県警察本部交通規制課）が行う。申し出は所定の様式によりその都度行う。確認した場合は、三条警察署が所定の標章及び証明書を交付する。

緊急通行車両使用者は、交付された標章を車両前面の見やすい箇所に掲示し、証明書を携帯する。

(2) 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両の範囲は、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策の業務に従事する車両とする。（第4章第9節「警備、保安及び交通規制計画」参照）

8 初動期における緊急空輸の実施とヘリコプターの要請及びヘリポートの確保

大規模な災害が発生した場合は、市内の多くの道路は輸送路として機能しないことが予想されるため、市長は、県危機対策課、民間業者その他の機関に対しヘリコプターの緊急出動要請を行うものとし、緊急道路が開通するまでの間、緊急輸送需要を空輸でまかなうものとする。

(1) 市の役割

ヘリコプターによる緊急輸送に当たっては、次の団体、機関にヘリコプターの出動を要請するとともに、臨時ヘリポートを早期に確保する。

ア 緊急ヘリコプターの要請先

要 請 先	運航管理責任者	電話番号	F A X 番号
新潟県消防防災航空隊	県防災局危機対策課長	025-282-1630	025-282-1640
(勤務時間外)	県庁警備員室	025-285-5511	
新潟県警察航空隊	新潟県警察本部航空隊 (三条警察署)	33-0110	33-6191

イ ヘリコプター離着陸場所は、資料編「9-5 ヘリコプター離着陸場所一覧表」のとおりとする。

(2) 県の役割

ア 市からの要請又は災害発生直後の空中偵察による判断に基づき、消防防災航空隊を被災地に出動させ、救急・救助活動、負傷者の搬出等を行う。

イ 第九管区海上保安本部及び航空自衛隊新潟救難隊に対し、ヘリコプターの出動を要請する。

ウ ヘリコプターを保有する災害時の相互応援協定締結道県及びその他都府県に応援を要請する。

(3) 県警察本部の役割

自らの情報又は市からの要請に基づき、県警航空隊を被災地に出動させ、救助活動、負傷者の搬出等を行う。

9 災害救助法が適用された場合の輸送基準

県地域防災計画第3章第54節「災害救助法による救助」の定めるところによる。

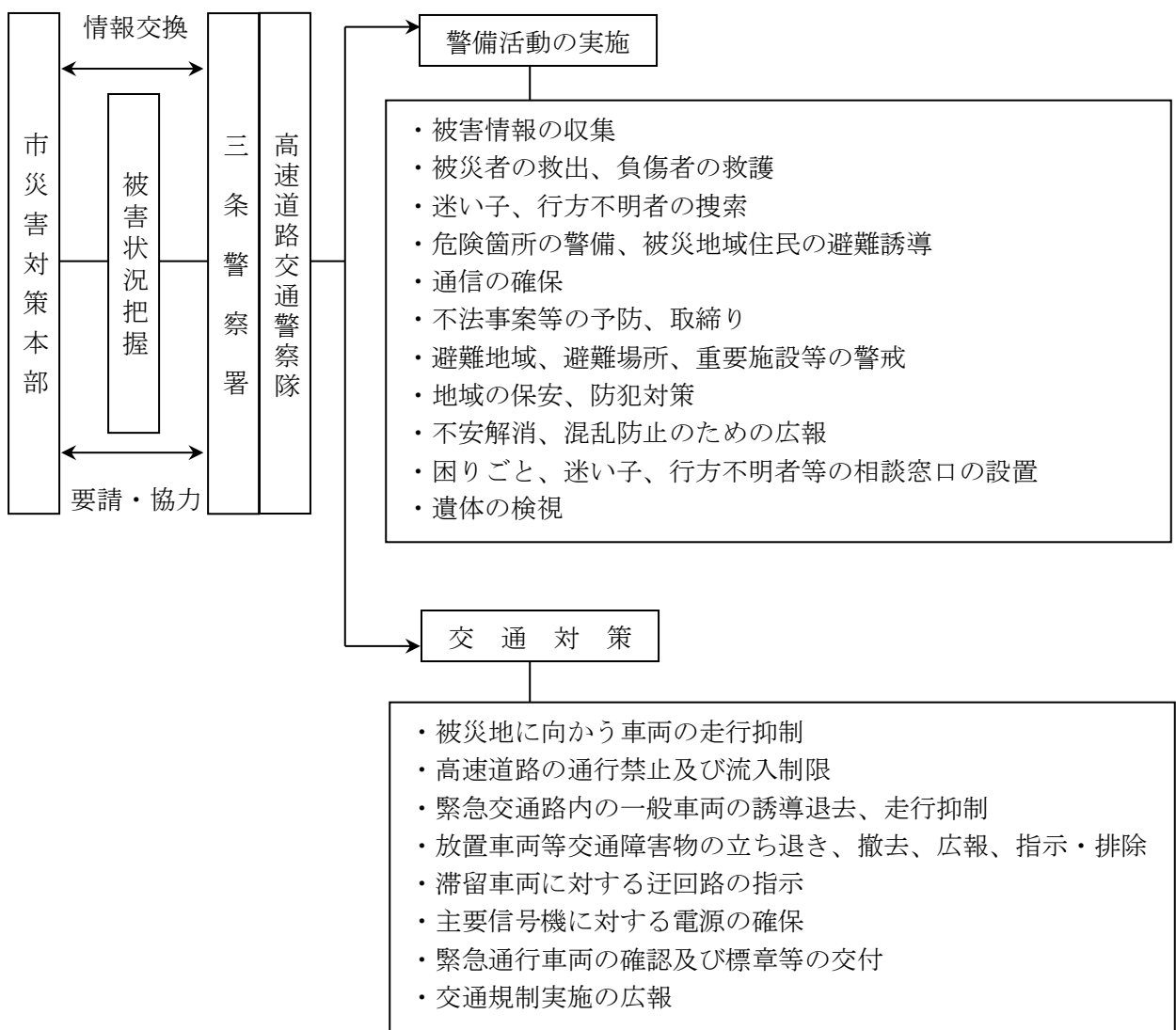
第9節 警備、保安及び交通規制計画

1 計画の方針

大規模な災害においては、多数の死傷者の発生や建造物の倒壊、火災、浸水、道路・橋梁の損壊、電話の不通、停電、ガス漏れの発生など一時的に社会生活が麻痺状態となり、また、これに伴い、被災者の不安、動揺の高まり、生活必需物資の欠乏、買い占め・売り惜しみなどの災害時の混乱に乗じた、各種犯罪の発生が予想される。

これらの事態に対処するため、市は、県警察本部（三条警察署）へ応急対策を要請し、又はその活動に協力し、住民等の生命及び身体の保護に努めるものとする。

2 応急対策フロー図



3 警備活動に対する関係機関の協力、連携

災害に対処するため、市、消防機関、県、県警察本部（三条警察署）及び自衛隊は、連携を密にしそれぞれの活動状況を互いに把握するとともに、相互に協力し、救助活動、災害応急活動等を効果的に行うものとする。

(1) 市、県

- ア 警備実施活動が、迅速・的確に展開できるよう、非常時における協力・連絡体制を整えておくものとする。
- イ 被災状況、避難の必要性、避難者の動向など情報交換を密接に行うものとする。
- ウ 警察の行う一般治安対策、地域安全活動等に同行するなど、共同活動に積極的に協力するものとする。

(2) 消防機関

- ア 消防機関の行う消火活動及び救急活動に対し、消防（救急）自動車の通行、消火活動のための警戒線の設定等、互いに協力するものとする。
- イ 被災者の捜索、救助活動に当たっては、相互の情報を交換し、担当区域の分担の調整を行い、迅速な活動を実施するものとする。

(3) 自衛隊

- ア 警察は、救助救援活動を行う派遣部隊に対し、その活動が迅速に行われるよう積極的に支援するものとする。
- イ 被災者の捜索・救助活動に当たっては、相互の情報を交換するとともに、担当区域の分担の調整を行い、迅速な活動を実施するものとする。
- ウ 警察の行う活動に自衛隊の有する機動力等が必要な場合は、市等は県を通して支援を要請するものとする。

4 県警察本部（三条警察署）における警備活動

県警察本部（三条警察署）は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、次の警備活動を行うものとする。

(1) 警備活動の重点

ア 情報の収集及び伝達

災害関連情報、被害の実態及び拡大の見通しなど、災害応急対策活動を実施するために必要な情報を重点的に収集するとともに、速やかに関係機関へ伝達するものとする。

イ 被害実態の把握

市、県及び防災関係機関からの情報のほか、署警備本部、無線自動車、交番・駐在所勤務員及び派遣部隊からの報告に基づき、次の被害状況の把握に当たる。

《初期段階》

- (ア) 火災の発生状況
- (イ) 死傷者等人的被害の発生状況
- (ウ) 家屋の倒壊等建物被害の発生状況
- (エ) 住民等の避難状況
- (オ) 主要道路・橋梁及び鉄道の被害状況
- (カ) 危険物貯蔵所及び重要防護施設の被害状況
- (キ) 電気、水道、ガス、通信施設等ライフラインの被害状況
- (ク) 堤防の損壊状況
- (ケ) 災害拡大の見通し
- (コ) 市、消防機関等の活動状況

《初期段階以降》

- (ア) 「初期段階」に掲げる事項

- (イ) 被災者の動向
 - (ウ) 被災地、避難所等の治安状況及び流言飛語の状況
 - (エ) 被災道路・橋梁、鉄道の復旧状況又は見通し
 - (オ) 電気、水道、ガス、通信施設等ライフラインの復旧状況又は見通し
 - (カ) 市、日赤、病院等の救護対策の状況
 - (キ) 火災の発生及び被害拡大の原因
- ウ 被災者の救出及び負傷者の救護
- 被害の程度に応じ救出部隊を派遣し、倒壊家屋の密集地、病院など多数の人が集合する場所を重点的に各種救出機材を有効に活用し、救出救護を実施する。
- 負傷者については、応急措置を行った後、市、消防機関、県、日赤等の救護班に引き継ぎ、又は病院に搬送する。
- エ 迷い子、行方不明者の捜索
- (ア) 多数の迷い子、迷い人、その他要保護者（以下「迷い子等」という。）及び行方不明者の早期発見に努める。
 - (イ) 迷い子等の保護、行方不明者の捜索等に関する相談に応じるため、警察署、主要交番その他適当な場所に「迷い子・行方不明者相談所」を設置する。
 - (ウ) 迷い子等の保護者が判明しないものについては、児童相談所、社会福祉事務所又は市の開設する保護・収容施設に連絡する。
 - (エ) 迷い子等について届出を受理した場合は、速やかに台帳に登録することにより、事後の届け出及び照会等に対応できるよう努めるものとする。
- オ 危険箇所の警備及び被災地域住民の避難誘導
- (ア) 危険箇所の警戒

火災、爆発、建物等の倒壊により危険な事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、その警戒を実施し、関係者以外の立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずる。
 - (イ) 被災地域住民の避難誘導
 - a 市及び消防関係者等と協力し避難誘導を実施するものとする。なお、実施に当たっては、第4章第6節「避難及び避難所計画」に基づき実施する。
 - b 火災の延焼などに対して的確な情勢判断を行い、速やかに避難誘導の時期、場所、誘導経路等を決定する。
 - c 緊急やむを得ず警察官自らが避難の指示を行った場合は、署警備本部長を通じ、市にその旨を通知するものとする。
 - d 火災の延焼などが予想される場合、市と協議の上、病人、高齢者、子供などに対し、避難するよう指導する。また、避難に際して混乱による事故の防止に努めるとともに、避難場所での秩序の維持と犯罪の予防に努める。
 - e 避難が広域に及ぶ場合は、県警備本部がその調整に当たる。
 - f 病院、学校、大規模小売店舗その他多数の人が集まる場所における避難は、管理者等の誘導による自主避難を原則とするが、病院、心身障害児者施設に対しては、災害の規模、態様により所要の部隊を派遣し、管理者の避難措置に積極的に協力して、安全な場所へ誘導する。
- カ 不法事案等の予防及び取締り
- (ア) 不法事案等の予防及び取締りに当たっては、住民等の不安を軽減し混乱の発生を防止するため、窃盗犯、粗暴犯、経済事犯等生活に密着した犯罪の予防、取締りに重点をおくほか、住民の居住地における混乱の発生防止等の活動を積極的に行う。
 - (イ) 流言飛語の防止
 - a 被害実態、関係機関の救援活動、復旧活動状況、警察の活動内容を現場広報し、被災者の不安解消を図る。
 - b 市、県及び防災関係機関に対し、応急対策状況及び予定等を積極的に広報するよう要請す

る。

- c 流言飛語発生時には、報道機関に対し正確な情報を迅速に提供し、その打ち消し報道を要請する。

キ 避難地域、避難場所、重要施設等の警戒

避難地域、避難場所、重要施設等の警戒活動に当たっては、警戒要員の配置場所、装備資機材の活用、関係機関との密接な連携に配慮して、効率的な活動を行う。

ク 地域の保安及び防犯対策

(ア) 保安対策

- a 危険物及び高圧ガス等の製造、貯蔵施設等に対しては、警戒要員を派遣し、警戒区域（警戒線）内の立入禁止制限、避難誘導、広報等を実施し、危険物による災害の未然防止と拡大防止に努める。なお、警察官自らが警戒区域を設定した場合は、署警備本部長を通じて市長に通知する。
- b 鉄砲火薬類の製造、販売業者及び所有者に対しては、盗難、紛失等の事故のないよう厳重な保管を行うよう指導に努めるとともに、家屋の倒壊等保管場所が被災した場合には、保管委託又は三条警察署における一時預かりを依頼するよう指導する。

(イ) 防犯対策

- a 関係行政機関との情報交換を行い、避難後の住宅密集地域、避難場所、食料倉庫、金融機関、支援物資集積場所等の防犯対象における各種犯罪の発生状況及び被害予測、不審情報を収集・分析し、各種犯罪の多発予測地域等について重点的に警め警戒及び広報活動を強化し、各種犯罪の未然防止に努める。
- b 市、県等関係機関に協力し、被災地の混乱に乗じた集団による不法行為、生活必需物資等の欠乏に伴う悪質業者の買占め、売り惜しみ及び暴利販売等について取締りを強化する。
また、各種物資の取扱業者、組合等に対する生活必需物資、復興資機材等の流通確保の指導を行う。
- c 被災者、避難者等が不安と不満を抱かないよう、市、県等の機関に対して、被災者の受入れ及び処遇の適正化と公平・積極的な救援活動の実施を働きかけ、不法事案の未然防止を図る。

ケ 住民等に対する広報及び相談の受付活動

(ア) 広報活動

被災者の不安を解消し、混乱を防止するため、被害の規模・区域、火災の発生延焼状況、避難場所、避難経路、救護所の設置場所、気象情報及び交通規制状況等について、報道機関、広報車、携帯用拡声機器の広報機器、立看板等を活用して、現場の状況に応じた広報を積極的に行う。

また、居住・滞在外国人の実態を考慮し、主要外国語による広報を行う。

《重点をおくべき広報項目》

- a 災害の規模と住民等の執るべき行動
- b 被害発生状況と復旧の見通し
- c 火災の発生状況
- d 堤防の損壊状況
- e 交通規制状況
- f 被災者の避難状況
- g 救護所、避難場所の設置状況
- h 死者及び遺体安置場所
- i 危険防止措置

(イ) 相談活動

県警察本部（三条警察署）に「総合相談所」を設置し、被害状況の照会、被災者の安否照会、

迷い子、行方不明者の照会、外国人からの照会及び各種相談に応じる。

コ 遺体の検視

遺体の見分については、検視規則等により、迅速かつ適正に行うものとする。なお、身元不明の遺体に対しては、見分後、所持品、着衣、人相、特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存して、事後に身元が確認できる措置を執り、関係機関に引き継ぐものとする。

サ 関係機関、団体に対する協力、支援

(ア) 市、県等防災関係機関、ボランティア団体の行う救援活動に対し、避難場所への巡回班を確保し、市職員とともに、定期的な巡回により避難者との接触を深め、安心感を醸成し、要望事項を把握して救護対策に反映させるなど、避難場所の秩序維持に努める。

(イ) 市、県、日赤その他の機関が行う緊急物資・救援物資の輸送、遺体の処理、医療防疫活動等に対して、必要により所要の警備要員又は部隊を派遣し、側面からの支援に当たる。

(ウ) 自治会、商店会、消防団等の責任者に対し、被災地の自主警戒や救援活動が積極的に行われるよう要請を行う。

5 県警察本部（三条警察署等）における交通対策

県警察本部（三条警察署等）は、災害が発生した場合は、速やかに道路の被害状況及び交通状況の把握に努め、危険箇所の表示、迂回指示、交通情報の収集及び提供、車両の使用の抑制、その他運転者の執るべき措置についての広報等、危険防止及び混雑緩和のための措置を講ずる。

(1) 交通規制の基本方針

大規模災害発生時には、被災地域への車両の流入抑制を行うため、被害状況の把握と必要な交通規制を迅速かつ的確に実施するとともに、危険箇所の表示、迂回路の指示、交通情報の提供、車両の使用自粛の広報等により、危険防止及び混雑緩和のための措置を講ずるものとする。

(2) 交通規制の実施

県警察本部（三条警察署等）は、災害が発生した場合、交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急交通路を確保するため、次の交通規制を実施する。

ア 被災地域に向かう車両の流入禁止

被災地に通じる路線の主要交差点に警察官を配置して、緊急通行車両以外の車両の被災地への流入を禁止する。

イ 高速道路の通行禁止と流入制限

高速道路にあっては、被災地域を中心に安全が確保されるまで全面通行禁止とし、道路の損壊状況を確認するとともに、本線上の車両を直近のインターチェンジから流出させる。

各インターチェンジにおいては、緊急通行車両以外の車両の流入を禁止する。

ウ 緊急交通路等の指定

(ア) 県警察本部（三条警察署等）は、主要道路の被害調査結果に基づいて、災害対策基本法第76条の規定により、区域又は道路の区間及び期間を定めて、緊急交通路を指定する。

緊急交通路については、各検問所及びルート内主要交差点において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。また、交通規制資機材を活用し、支線からの車両の流入の防止に努める。

(イ) 市の指定する主要な避難路については、極力車両の通行を抑制する。

エ 緊急交通路等における車両等に対する措置

(ア) 緊急交通路等を中心に走行中の一般車両については、直ちに同路線以外の道路又は路外へ誘導撤去させるとともに、その走行を極力抑制する。

(イ) 緊急交通路等における放置車両その他交通障害となる物件がある場合、直ちに立ち退き・撤去の排除の広報、指示を行う。著しく妨害となる物件については、道路管理者等の協力を得て排除するほか、状況により必要な措置を講ずる。

オ 交通規制の結果生ずる滞留車両運転者及び同乗者に対する措置

交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、適切な迂回路を指示するとともに関係機関と協力し、必要な対策を講ずる。

カ 主要交差点における信号機電源の確保

停電により作動しない主要な交差点の信号機は、発動発電機により可能な限り電源を確保するよう努める。

(3) 緊急通行車両の確認等

緊急通行車両の確認等の手続は、次により行うものとする。

ア 確認の実施責任者

緊急通行車両（緊急自動車以外）の確認は、車両の使用者の申出により、県知事（危機対策課）又は県公安委員会（県警察本部交通部交通規制課長、交通部高速道路交通警察隊長及び署長（以下、「交通規制課長等」という））が行う。

イに掲げる緊急通行車両のうち、県が所有するもの及び県が調達したものについては県知事が確認し、市等公共団体及びその他の者が所有するものについては県公安委員会が確認する。

イ 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両の範囲は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車及び災害対策基本法第50条第1項に規定する災害対策の的確かつ円滑な実施のために、その通行を確保することが特に必要として政令で定められた車両であり、主に次の業務に従事する車両とする。

(ア) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項

(イ) 消防、水防、その他の応急措置に関する事項

(ウ) 被災者の救難、救助その他の保護に関する事項

(エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

(オ) 被災地の施設、設備の応急の復旧に関する事項

(カ) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項

(キ) 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

(ク) 緊急輸送の確保に関する事項

(ケ) その他、災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

ウ 緊急通行車両の確認申請受付

緊急通行車両の確認申請は、所定の様式により行い、その都度車両の確認を行うものとする。受付は、県知事が確認する車両にあっては危機対策課、県公安委員会が確認する車両にあっては三条警察署又は交通検問所において行うものとする。

エ 緊急通行車両の事前確認届出

県公安委員会は、イに掲げる緊急通行車両のうち、市等の公共団体が保有し又は公的団体との契約等により、常時公的団体が使用する車両又は災害時に他の関係機関、団体等から調達する車両については、あらかじめ災害応急対策用として届出があった場合、事前に確認できるものとする。

オ 緊急通行車両の標章等の交付

(ア) 緊急通行車両の確認後は、速やかに確認標章及び緊急通行車両確認証明書（以下「証明書」という）を交付するものとする。

(イ) 証明書は、車両1台についてそれぞれ1通とし、確認標章の有効期限については、発生した災害の種類、規模、場所等に応じ別に警察庁が指示する場合を除き、発行日の翌日から起算して1か月後の日とする。

(ウ) 確認標章等の交付を受けた緊急通行車両の使用人は、当該車両の前面左側の見やすい箇所に確認標章を提示するとともに、証明書を携帯するものとする。

(4) 関係機関との協力

交通規制の実施に際しては、道路管理者及び関係機関と緊密に連絡し、状況に則した適切な交通

規制を実施する。

(5) 広報

交通規制を実施した場合は、避難者、運転者、地域住民等に対してラジオ、テレビ、交通情報板、看板等により、適時、適切な広報を実施し、その周知徹底を図るものとする。

また、市以外の市町村からの支援輸送の円滑化を図るため、県又は管区警察局等を通じ、他の市町村、防災関係機関に交通規制状況を提供するよう努めるものとする。

第10節 異常降雨に対する災害応急対策計画

異常降雨に対しては、次により当面の水害対策を講ずるほか、三条市水防計画の定めるところにより必要な警戒措置及び対策を執るものとする。

1 ダム管理者のダム操作

三条地域振興局長及び長岡地域振興局長は、異常降雨によってダムの水位が上がり放流する場合は、笠堀ダム、大谷ダム及び刈谷田川ダムの操作規程に定めるところにより、特に下流域における異常な増水の防止に十分配慮して、適正な操作を行うものとする。

2 水防作業人員の確保

市長は、河川の水位が上昇しているとき又は指定河川に水防警報が発せられたときは、消防機関及び消防団に出動の準備をさせるとともに、水防上必要な消防職・団員に対し自宅待機を命ずるなど人員確保のための措置を講ずるものとする。

3 がけ崩れ等危険箇所の警戒

市長は、降雨が連続し、かつ日降雨量が異常に大きくなることが予想されるときは、山崩れ、土石流、がけ崩れ、地すべり等の発生に備えて、危険箇所の巡視警戒を行うものとし、さらに必要と認められる場合には、その箇所ごとに消防団員その他の警戒要員を配置するものとする。(資料編「2-4 消防団の管轄地域」参照)

4 避難体制の確立

市長は、河川の水位が上昇しているとき、指定河川に水防警報が発せられたとき又は降雨量が異常に増大しつつあるときは、その状況に応じて、堤防からの水のあふれ、又は堤防の決壊や土砂災害等によって被害を受けるおそれのある住民等に対し、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示(緊急)を発令し、生命又は身体を災害から保護するための避難措置を講ずるものとする。

5 浸水対策

市長は、河川の水位が上昇しているとき、指定河川に水防警報が発せられたとき又は降雨量が異常に増大しつつあるときは、排水ポンプ場の配置要員及び補助要員に自宅待機又は出動を命ずるなどの必要な措置を講ずるものとする。

また、県及び各土地改良区のポンプ場と連絡をとりながら、浸水対策に万全を期するものとする。(資料編「2-9 水害時排水施設」参照)

第 1 1 節 火災対策計画

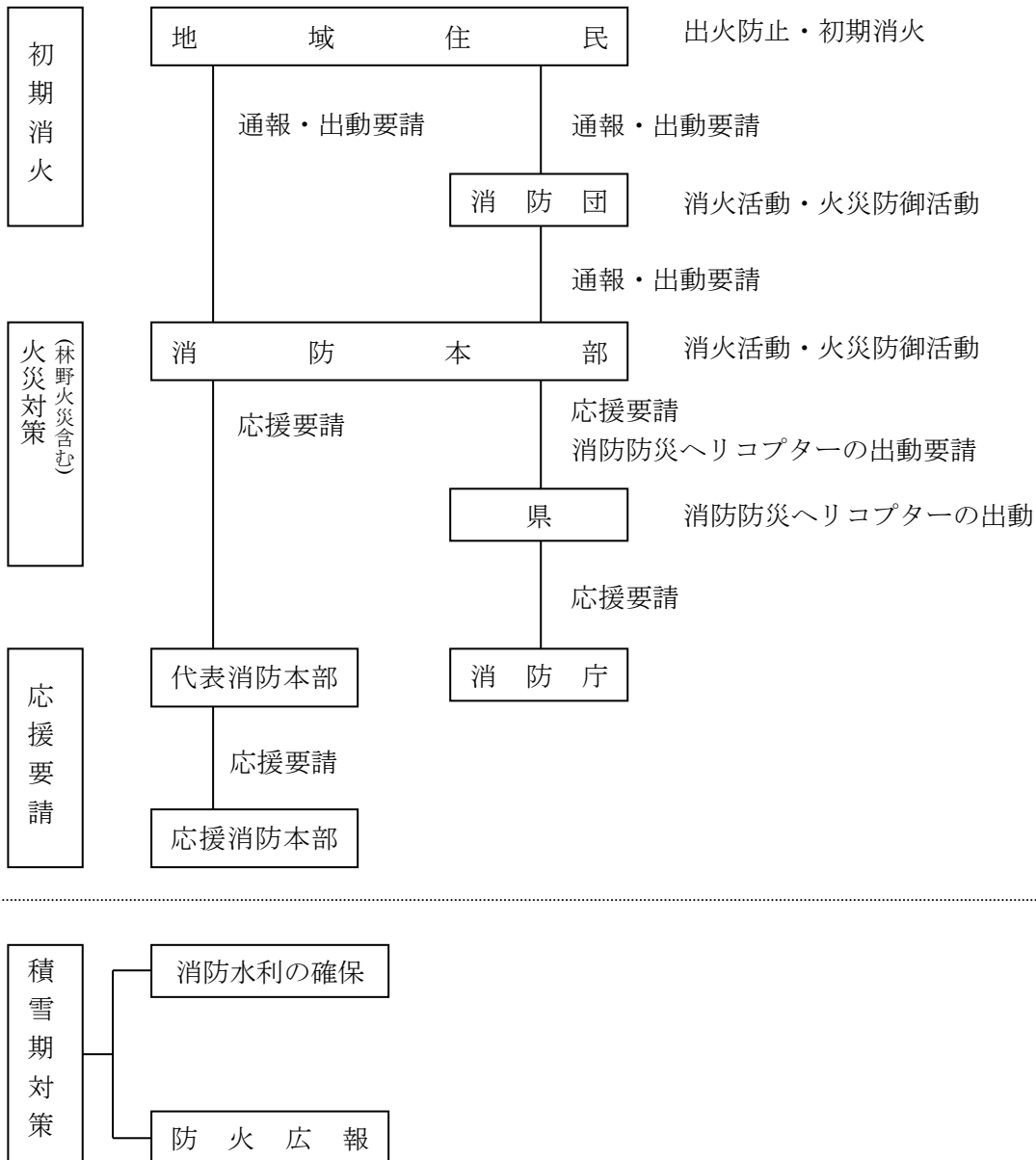
1 計画の方針

異常乾燥下及び強風下において発生した火災に対し、住民等の初期消火による延焼防止及び消防機関等の迅速、効果的な消火活動について定める。

2 実施責任者

- (1) 市長は、火災その他の災害の鎮圧、被害の軽減のため、消防機関を活用して必要な応急措置を実施するものとする。
- (2) 消防機関は、各活動規程に基づく消火活動を実施するものとする。

3 火災応急対策フロー図



4 自治会、自主防災組織等の活動

同時多発する火災に対し、地域住民、自治会及び自主防災組織が相互に協力し、次に掲げる事項を自主的に行う。

- (1) 区内における出火防止と初期消火
- (2) 救出救護
- (3) 避難誘導
- (4) 被害状況の把握と情報収集

5 消防団の活動

消防団は、平常時には地域住民に対し出火防止、初期消火等の指導を行う等、重要な役割を担っている。火災発生時には、地域住民、消防隊と連携して警戒活動、消火活動を実施する。

- (1) 管轄区域の優先
- (2) 出火防止の呼び掛け及び初期消火
- (3) 地域住民の防災活動の指導
- (4) 消防隊と連携した消火活動
- (5) 火災の進展状況に応じて、住民等の緊急避難の指示、避難誘導
- (6) 火災防御及び救助活動に有効な資器材の確保
- (7) 被害状況の把握と情報収集
- (8) 警戒区域の設定及び警戒

6 消防本部の活動

消防本部は、火災が発生した場合、消防団等と連携し、適切な消火活動に努めるものとする。

- (1) 消防職員の参集
火災警報発令時等における消防職員の参集方法等については、地域消防本部警防規程に基づき、火災防御活動に必要な消防職員の迅速な参集を図るものとする。
- (2) 火災情報の収集
 - ア 119番による収集
 - イ あらかじめ定めた経路、方法による職員の参集途上の情報の収集
 - ウ 消防団、自主防災組織等による防災行政無線等による情報収集
- (3) 緊急交通路の確保
 - ア 警察及び道路管理者の情報を基に火災現場までの通行路の確保を図るとともに、必要に応じて交通規制及び道路警戒を要請するものとする。
 - イ 消防職員は、警察官がその場所にいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要な措置命令・強制措置を行うものとする。
- (4) 火災防御活動
 - ア 火災の延焼状況に対応し消防力の運用を図り、火災の拡大防止に努めるものとする。
 - イ 火災が消防力の強化によって鎮圧可能である地域については、全部の鎮圧あるいは大火の発生防止を目標として、これに必要な対策を講ずるものとする。
 - ウ 火災の発生密度が大きく、大部分の延焼火災の鎮圧が不可能と予想される地域については、避難上の安全を確保するための消防活動を行うものとする。
 - エ 避難者収容施設、救助物資の集積場所、救護所、災害対策実施上の中枢機関、市民生活に直接影響を及ぼす公共機関及び報道機関等の施設について優先的に火災防御活動を行うものとする。
- (5) 消防水利の確保
 - ア 消防機関は、利用可能な消防水利を明記した水利マップ等により、火災現場の状況に応じた消防水利の確保に努めるものとする。

7 広域応援体制

- (1) 市及び消防機関の長は、自らの消防力では災害防御が著しく困難と予想される場合にあっては、消防相互応援協定に基づく協定締結市町村等に応援要請するものとする。
- (2) 新潟県広域消防相互応援協定に基づく応援要請は、協定に定める代表消防本部を通じて他市町村へ行うものとする。(代表消防本部に応援要請ができない場合は、副代表消防本部)
- (3) 市長及び消防機関の長は、新潟県広域消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できないときは、次の事項を明らかにして、県を通じ、消防庁長官に応援要請(緊急消防援助隊の出動要請又は「大規模特別災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援要請等)を行うものとする。(事後速やかに文書を提出する。)
 - ア 火災状況、応援要請理由、応援の必要時間
 - イ 応援要請消防隊の部隊と人員
 - ウ 市への進入経路及び集結場所

8 積雪期の火災対策

積雪期に発生する火災は、暖房機具の使用による出火件数の増大が予想される。また、一般家庭及び事業所には暖房用の石油類等の危険物が大量に蓄積され、これが火災の延焼拡大を促進することに加え、消火活動は、雪による通行障害、消防水利の確保が著しく困難となるため、次の火災予防対策を図る。

(1) 消防水利の確保

積雪時に、消防水利を確保し、効果的な消防活動を行うため、次のことを実施する。

- ア 積雪が 15 センチメートル以上になったら、消防活動を円滑に行うため、関係機関に連絡し、道路除雪及びパトロールを依頼する。
- イ 大雪注意報又は大雪警報が発令され、積雪量が 15 センチメートル以上で更に降雪が予想されるときは、消防職団員による特別消火栓手入れを実施し、消防水利及び消火栓並びにその標識等の確保に努める。
- ウ 除雪路線の状況及び通行不能な道路の情報収集を行う。
- エ 雪害の状況により、所要の消防職団員を招集し、特別警戒体制を執るものとする。

(2) 防火広報

道路は、積雪と不法駐車等の交通障害により、緊急車両の現場到着が遅れることが予想されるため、被害の拡大防止及び火災予防のため住民等に次の協力を求める。

- ア 屋根の雪下ろしや地域ぐるみの排除雪の呼びかけ
- イ 道路除雪と不法駐車禁止
- ウ 火気使用設備、器具の安全点検と維持管理
- エ 各世帯の避難口の確保

9 林野火災応急対策

(1) 出火の発見・通報

ア 出火発見者の義務

森林・原野等で火災の発生を発見した者は、直ちに最寄りの消防機関に通報しなければならない。

また、発生した火災が微小な場合は、消防隊が到着するまでの間、地域住民等と協力して自身に危険が及ばない範囲内で初期消火活動に当たるものとする。

イ 消防機関等の対応

通報を受けた消防機関は、直ちに出火位置を確認し消防隊を出動させるとともに、次により関係機関に連絡し、所要の措置を要請する。

(ア) 地元消防団…消火活動、飛び火等による延焼警戒及び住民等の避難誘導

- (イ) 県危機対策課…消防防災ヘリコプターの緊急運航
- (ウ) 地元警察署…消防車両の通行確保のための交通規制
- (エ) 市………地域住民及び登山者等の一時滞在者の安全確保

また、火災が他の消防機関の管轄区域に及ぶおそれがある場合には、速やかに当該消防機関に連絡し、協力を要請する。

(2) 消火・救出活動

ア 火災防御活動の実施

現場に出動した消防隊は、地元消防団、消防防災ヘリコプター等と協力して、効果的な消火活動及び延焼阻止活動を行う。

イ 情報収集

消防隊は、消防団とともに自ら火災の発生・延焼状況についての情報を収集するほか、現地の林業関係者や地域住民からも情報を求めて、情報把握に努める。

ウ 消防水利の確保

林野火災では消防水利の確保に努め、送水ルートを構築する。また、自然水利等が得られない場合は、コンクリートミキサー車等、水を運搬できる車両を保有する事業者に消火用水の運搬について協力を依頼する。

エ 消火活動の実施

消防隊は、消防ポンプによる消火活動のほか、背負いポンプ等を使った人海戦術による消火、消防防災ヘリコプターによる空中消火の依頼等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。

また、消火活動による延焼防止が難しいと判断される時は、森林所有者と調整の上、林業関係者と協力して森林の伐開により、臨時の防火帯を形成するなどして延焼を阻止するものとする。

(3) 避難・誘導

ア 森林内の滞在者の退去

市及び警察、消防機関は、林野火災発生の通報を受けたときは、直ちに広報車等により火災発生区域周辺に広報を行う。

イ 住民等の避難

市長は、林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断したときは、住民等に対し避難勧告を行い、警察等と協力して住民等を安全に避難させる。

(4) 広域応援等の要請

ア 消防の広域応援

消火に当たる消防本部の消防長は、当該消防本部単独での対処が難しいと判断される場合は、消防相互応援協定に基づき、他の消防本部に対し応援を要請する。

イ 自衛隊の派遣要請

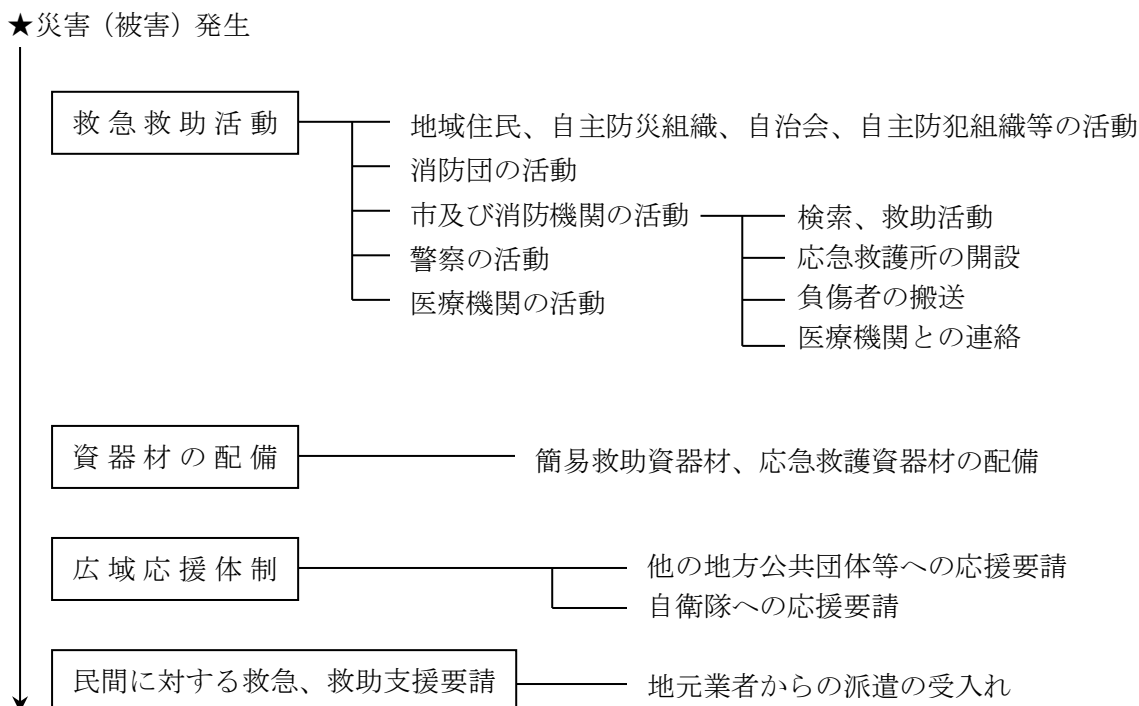
市長は、消防力だけでは当該林野火災への対処が難しい場合は、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。

第 1 2 節 救急救助活動計画

1 計画の方針

災害により、被災した住民等に対し、地域住民、自主防災組織、消防団、消防機関、警察、医療機関等は、連携して迅速かつ適切な救急救助活動を行う。

2 応急対策フロー図



3 救急救助活動

(1) 地域住民、事業所、自治会及び自主防災組織の活動

地域住民等は、相互に協力し、次に掲げる事項を自主的に行う。

- ア 負傷者を発見したときは、速やかに消防機関へ通報する。
- イ 負傷者の救出、救護及び搬送
- ウ 倒壊家屋からの救出
- エ 負傷者の発見及び連絡
- オ 負傷者及び災害時要援護者の誘導

(2) 消防団の活動

消防団員は、管轄区域内の救急救助及びこれらの支援等の任務に当たるため、直ちに消防本部と連携し救急救助活動を実施する。

- ア 管轄区域を優先し、関係機関、地域住民と一体となって救急救助活動に当たる。
- イ 住民等の行う救急救助活動等を指導する。
- ウ 負傷者の救出、救護及び搬送

(3) 市及び消防機関の活動

- ア 人命危険情報を得た場合は、災害種別、被害状況に応じ、要救助者及び周囲の状況を判断し、速やかに必要な部隊、資器材を集結するとともに、部隊、資器材の効率的活用を努め、次の原則

に基づき検索、救急及び救助活動を行う。

(ア) 救助及び救急処置は、救命の処置を必要とする傷病者を優先する。

(イ) 延焼火災が多発し、同時に多数の救急救助事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。

(ウ) 延焼火災が少なく、同時に多数に救急救助事象が併発している場合は、多数の人命を救出・救護できる事象を優先する。

(エ) 同時に救急・救助事象が併発した場合は、救命効率の高い事象を優先する。

(オ) 警戒区域を設定し、二次災害を防止する。

(カ) 救出・救助活動による交通路の確保

イ 応急救護所の開設

(ア) 消防署所、避難所、安全な場所に必要に応じて応急救護所を設け、負傷者の応急救護、医療機関への搬送に当たる。

(イ) 応急救護所を設けた場合は、その旨を表示板で表示しておく。

(ウ) 医療機関に対して診療、収容の可否等の確認のほか、応急救護所等への医療救護班の早期派遣を要請する。

(エ) 多数の負傷者が発生し、医療機関、応急救護所への搬送に消防機関が対応できない場合は、民間の所有する患者搬送車両を活用する。

ウ 負傷者の搬送

負傷者の搬送については、医師等により傷病程度のカテゴリを行い、重傷者を最優先として応急処置をした後、救急車等で収容可能な医療機関へ搬送する。

エ 医療機関との連携

(ア) 同時多発する救急搬送について、医療機関との情報収集及び伝達体制の確立を図り、直ちに適切な医療機関に搬送する。

(イ) 救急活動を円滑に行うために、医療機関に連絡し、あらかじめ定められた医師及び看護師等の緊急招集体制の確立による受入体制の整備を図るようにする。

(ウ) 医薬品、医療器材、血液等の供給支援体制の整備を図る。

(4) 警察の活動

ア 被災者の救出・搬送

県警本部（三条警察署）は、市等から救急救助活動の応援要請があった場合又は自ら必要と判断した場合は、速やかに救助隊を編成して救急救助活動を実施するとともに、関係機関と協力して負傷者等の県警ヘリコプターによる医療機関への搬送を実施する。

イ 広域応援の実施

被災状況を考慮し必要と認める場合は、他の都道府県警察又は県警本部並びに他の警察署に援助要請を行う。

(5) 医療機関の活動

ア 応急救護所の早期開設

イ 救護班の編成及び出動

4 資器材の配備

消防本部及び消防団は、被災地域において救急救助活動が効率的かつ迅速に行われるよう、あらかじめ消防団ポンプ置場及び各地域の必要において配備された次の簡易救助資器材、応急手当用資器材を直ちに救助に必要な箇所に輸送する。

(1) 簡易救助資器材

・チェーンソー	・のこぎり	・つるはし	・万能おの
・カッター	・ジャッキ	・スコップ	・バール
・ロープ	・ハンマー	・投光器	

(2) 応急救護資器材

・消毒セット	・外科用器具セット	・熱傷セット	・骨折セット
・包帯セット	・自動蘇生器セット	・救急医療セット	

5 救出対策

多数の要救助者が発生した場合には、県、県警察本部等関係機関との協力体制を確立し、迅速かつ的確に救出活動を実施するものとする。

- (1) 市長及び消防機関の長は、消防職団員による救助隊を編成するとともに、救助作業に必要な車両、舟艇、特殊機械器具等を調達し、迅速に救助に当たる。
- (2) 市長及び消防機関の長は、自ら編成する救助隊による救出作業が困難なときは、警察署に連絡するとともに、連携して救助に当たる。
- (3) 市独自の能力で救出作業が困難であり、かつ、救出作業に必要な車両、舟艇、特殊機械器具等の調達を要するときは、県及び近隣市町村の応援を要請する。

6 広域応援体制等

市の災害対策能力をもってしても対処し得ない場合は、市長は、あらかじめ整備された広域的な応援体制により他の地方公共団体等へ次の応援要請を行う。

- (1) 消防応援協定に基づく応援要請
- (2) 他都道府県への応援要請
- (3) 救出用資器材所有会社等への応援要請
- (4) 医療関係機関への応援要請
- (5) 自衛隊への応援要請

7 民間業者等に対する救急救助支援要請

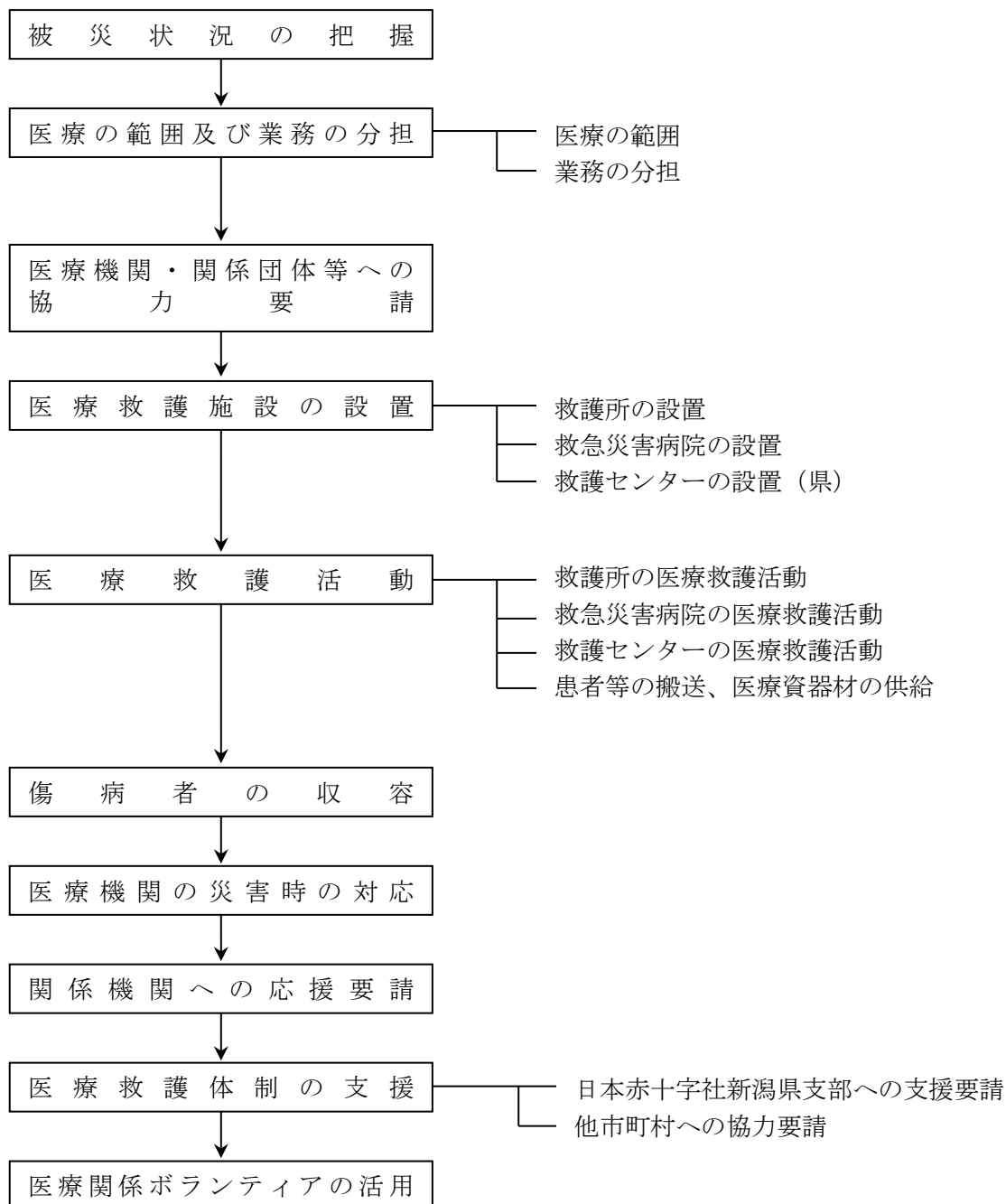
市及び消防機関は、必要により、同時多発的災害に備えてあらかじめ定めた計画により、地元民間業者等に対し、救助活動に必要な車両、操作要員の派遣を要請する。

第13節 医療救護活動計画

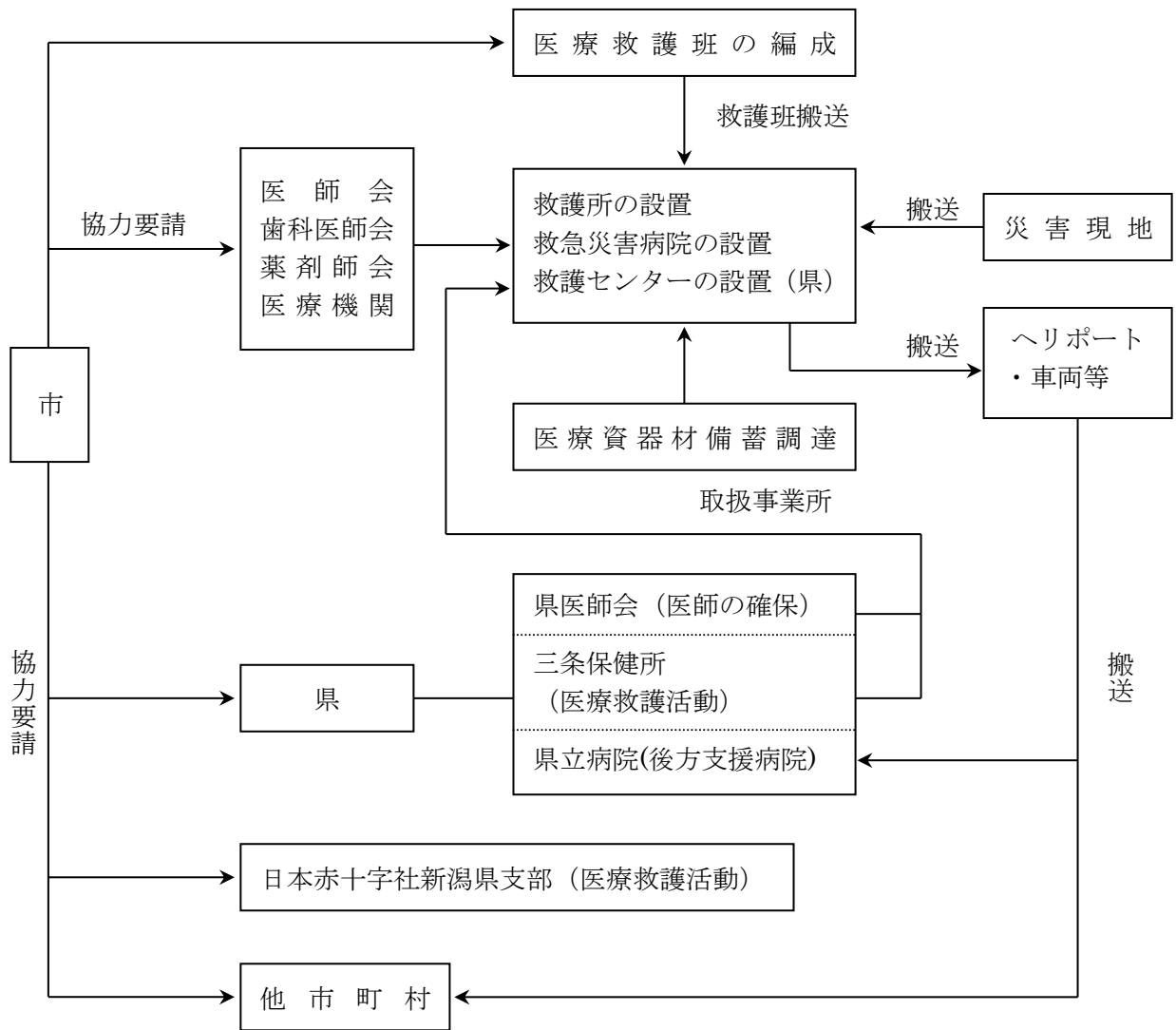
1 計画の方針

市は、県並びに市内外の病院等の医療機関及び三条市医師会、三条市歯科医師会、三条市薬剤師会等の医療関係団体等と緊密な連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行うものとする。

2 医療救護活動応急対策フロー図



3 連絡体制図



4 被災状況の把握

災害発生時に迅速かつ的確な医療を提供するには、正確な情報の把握が最も重要であることから、市は、発災直後に第4章第4節「被災状況等収集伝達計画」に基づく情報の収集及び医療機関等から次の事項について情報収集を行うものとする。

- (1) 医療機関の施設・設備の被害状況
- (2) 負傷者等の状況
- (3) 診療（施設）機能の稼働状況
(人工透析実施の機関にあっては、人工透析機器の稼働状況及び稼働見込み)
- (4) 医療従事者の確保状況
- (5) 医療機関への交通状況
- (6) 医療資器材等の需給状況

5 医療の範囲及び業務分担

(1) 医療の範囲

医療救護対象者に対する医療の範囲は、傷病発生と同時に行う救急看護及び初期診療その他傷病者の症状に応じて行う本格的な医療とする。

(2) 業務の分担

医療救護対象者が発生した際における関係機関の業務分担は、おおむね別表1によるものとする。

6 医療機関・関係団体等への協力要請

市は、前記4により負傷者の情報等を得た場合で必要があると認めるときは、直ちに医療機関、医療団体等へ医療救護の協力を要請するものとする。

7 医療救護施設の設置

(1) 市は、必要に応じ、医師会等医療関係団体と連携し、救護本部を設置するものとし、その場所は、市災害対策本部と同施設又は近接する施設に設置するものとする。

(2) 市は、被災状況に応じて救護所、救急災害病院を設置するものとする。

ア 救護所は、災害警戒支部（第1次避難所）に設置し、必要に応じて他の避難所に設置する。

イ 救急災害病院は、次のとおりとする。

(ア) 三条総合病院

(イ) 新潟県済生会三条病院

(ウ) 三之町病院

(エ) 富永草野病院

(3) 県は、医療救護活動が長期間に及ぶと見込まれる場合は、三条保健所等の施設に救護センターを設置するなどの措置を講ずるものとする。

この場合に、三条保健所に(1)の救護本部が設置されている場合は、互いに連携をとりながら、医療救護活動を行うものとする。

8 医療救護活動

市及び県並びに医療関係団体及び医療機関は、住民等の生命、健康を守るため、次の医療救護活動を行うものとする。

(1) 救護本部の活動

ア 各救護所、救急災害病院等との連絡・調整、情報収集

イ 市災害対策本部との連絡・調整

(2) 救護所の医療救護活動

市は、設置した救護所において次の医療救護活動を行い、支障が生じた場合は、県、日本赤十字社新潟県支部へ支援要請を行うものとする。

ア 初期救急医療（トリアージ〔医療の優先順位による患者の振り分け〕を伴う医療救護活動）

イ 救急災害病院、救護センター、基幹災害医療センター及び地域災害医療センターへの移送手配

ウ 医療救護活動の記録

エ 死亡の確認

(3) 救急災害病院の医療救護活動

救急災害病院は、主に次の医療救護活動を行い、支障が生じた場合は、県へ後方病院の医療救護活動を要請するものとする。

ア 初期救急医療（トリアージ〔医療の優先順位による患者の振り分け〕を伴う医療救護活動）

イ 一般医療、歯科医療、精神科救護活動

ウ 基幹災害医療センター及び地域災害医療センターへの移送手配

エ 医療救護活動の記録

オ 死亡の確認

(4) 県の医療救護活動

県は、状況により、あらかじめ定められた医療救護計画に基づき、救護センター医療救護活動を実施する。

また、状況により、地域災害医療センターの医療救護活動、基幹災害医療センターの医療救護活動の要請、医療救護班・医師等医療関係者の派遣等、あらかじめ定められた医療救護計画に基づき、医療救護活動を実施するものとする。

(5) 患者等の搬送

ア 市は、搬送計画に基づく患者、医療従事者、医療資器材等の搬送体制を確保し、支障が生じた場合は、県へ支援要請を行うものとする。

(ア) 傷病者の搬送は、救命の措置を必要とする傷病者は原則として消防機関で実施するが、軽微な傷病者は地域住民等による救護及び搬送を行う。

(イ) 救護所に収容された傷病者は、医師等による応急処置又はその指示により、救急災害病院、基幹災害医療センター又は地域災害医療センターへ移送する。

(ウ) 医療機関への搬送

a 災害現場から医療機関及び救護所への収容

(a) 家族、地域住民による搬送

(b) 消防機関による搬送

(c) 警察等の公共機関による搬送

b 医療機関、救護所から地域災害医療センターへの移送

(a) 消防機関による搬送

(b) 民間の患者搬送車両による搬送

(c) 広域消防応援協定による搬送

(d) 広域応援ヘリコプターによる搬送

イ 県は、消防等関係機関との連携により広域的な搬送体制を確保するものとする。

(6) 医療資器材等の供給

ア 市は、医療救護活動に必要な医療資器材等の調達を行い、不足等の支障が生じた場合は県へ支援要請を行うものとする。

イ 県は、災害時における救護所及び被災医療機関への医療品等の円滑な供給を行うため、災害医療拠点病院等の病院に薬剤師を派遣し、医薬品等の管理（仕分け等）を行う等、あらかじめ定められた計画に基づき、市等に対し医療資器材等の供給を行うものとする。

9 傷病者の収容

救急医療対象者の収容については、次の施設を利用するものとする。

- (1) 救急災害病院
- (2) 公的医療機関
- (3) その他医療機関
- (4) 公民館、学校等の公共施設

10 医療機関の災害時の対応

災害時においては、医療救護活動を可能な限り早く行うことが極めて重要であることから、医療機関は、あらかじめ策定している病院等防災マニュアルに基づき、直ちに医療救護活動が行えるよう体制を整えるものとする。

11 関係機関への応援要請

医療救護活動に関する関係機関への応援要請は、別表1に定めるところにより、次の事項を明示して行うものとする。

- (1) 救助実施場所
- (2) 対象人員概数
- (3) 医療機関の状況

- (4) 応援を求める職種別人員
- (5) 応援を求める期間
- (6) 医薬品等の種類別必要数
- (7) その他参考事項

12 災害現地における調整

現地における諸活動の調整は、災害対策本部長が行うものとする。

災害対策本部を設けない場合は、現地で事故発生責任機関と医療救護班が緊密な連携を保ちながら諸活動の調整を図るものとする。

13 費用

医療救護活動に要した費用の負担区分は、おおむね別表2のとおりとする。

14 医療関係ボランティアの活動

市及び県は、市社会福祉協議会及び県災害救援ボランティア推進対策協議会と連携し、医療関係ボランティアの正確な把握を行い、救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用するものとする。

15 積雪期の救護活動

- (1) 市及び県は、傷病者の搬送を迅速かつ円滑に行うために、各道路管理者相互の緊密な連携の下に、搬送経路の除雪等に万全を期すものとする。
- (2) 救護所、救急災害病院の管理者は、道路除雪が整うまでは、地域の自主防災組織等の協力を得て、施設までの道路を確保するよう努めるものとする。

別表 1

業務分担表

		大規模な災害の場合	大規模な交通事故の場合		大規模な工場災害の場合
			有軌道の場合	無軌道の場合	
通 報 者		災害の発見者	事故の発見者		事故発生責任機関
関係機関への 連 絡	第 1 順位	市長、消防機関	事故発生責任機関	市長、消防機関	市長、消防機関
	第 2 順位	警 察	警 察	警 察	警 察
	第 3 順位		市長、消防機関	事故発生責任機関	
県 対 する 連 絡		市 長	同 左		同 左
傷 病 者 の 救 出 、 搬 送		市長、消防機関、警察	市長、消防機関、警察、事故発生責任機関		〃
医療機関に対 する出動要請	医 師 会	市長（県医師会は県知事）	同 左		〃
	病 院	市長、事故発生責任機関	〃		〃
現場及び搬送中の救急措置		医療関係者及び救急隊員	〃		〃
救 急 医 薬 品 の 確 保		市 長	事故発生責任機関		〃
傷 病 者 の 収 容		病院、公共施設	病院、公共施設、事故発生責任機関		〃
死 体 の 収 容		市	事故発生責任機関		〃
関係機関に対 する応援要請	県	市 長	同 左		〃
	市		事故発生責任機関		〃
	他 市 町 村	市 長	同 左		〃
	警 察	市 長	事故発生責任機関		〃

別表 2

医療救護活動に要する費用負担区分表

		大規模な災害の場合	大規模な交通事故の場合	大規模な工場災害の場合
治療に要する費用	診 察	1. 災害救助法が適用された場合は、これによる。 2. 1 が適用にならない場合は、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）等関係法により負担する。 3. 1、2 により処理することができないものについては、市において負担する。	1. 事故発生責任機関が負担する。 2. 左記 1 と同じ 3. 左記 2 と同じ 4. 上記 1、2、3 によることができず、それを放置することにより傷病者の生命身体が危険とみなされるときは、市において負担する。	同 左
	薬剤又は治療材料の支給			
	処置、手術その他の治療			
	病院又は診療所への収容			
	看 護			
	移 送			
死体収容に要する費用	死 体 検 案 料	同 上	同 上	同 上
救出に要する費用	消防職団員等の出動手当、その他の人件費	市	同 左	同 左
	救出用資器材の損料等	同 上	事故発生責任機関	同 左

第 1 4 節 防疫及び保健衛生計画

1 計画の方針

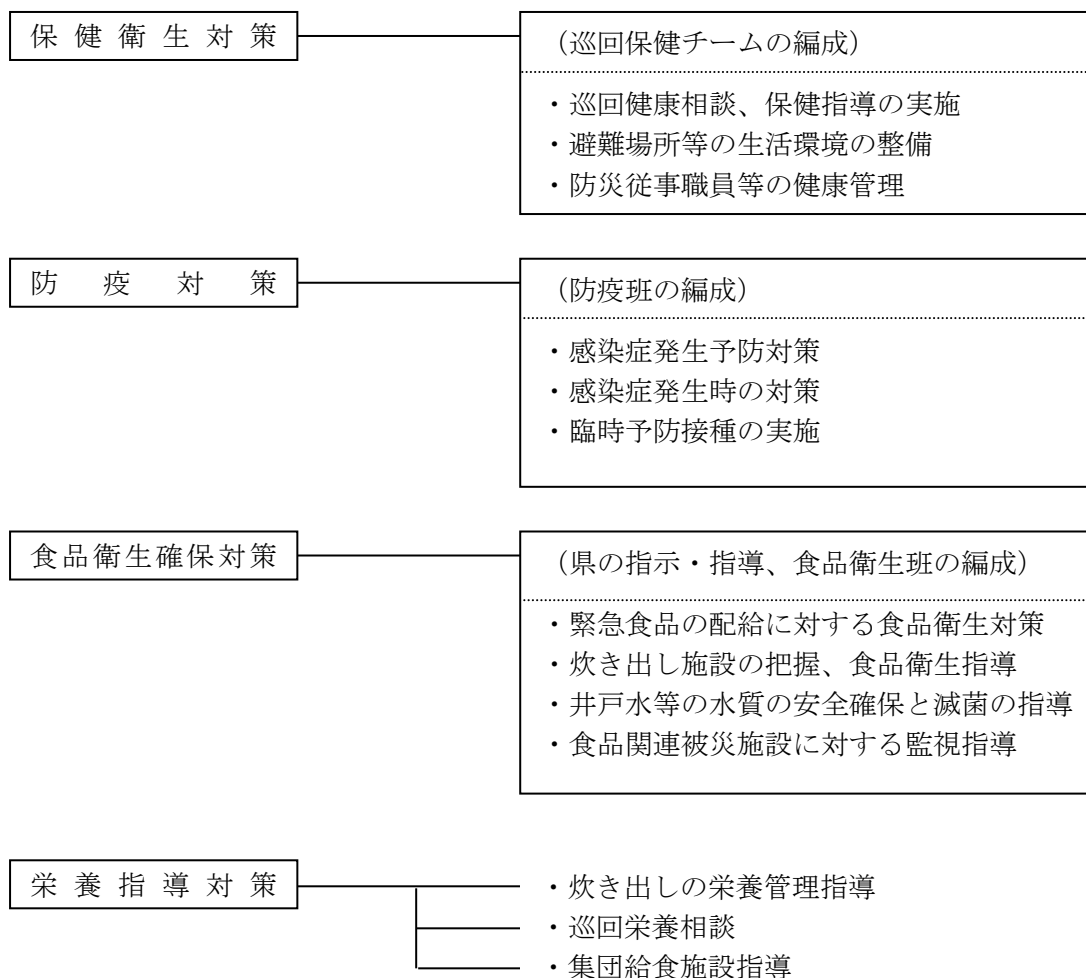
災害時においては、生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力の低下等により、心身の健康に不調を来したり、感染症が発生したりしやすくなる。

このため、市は県と連携して、被災地区の保健衛生対策や消毒及び感染症患者の早期発見等予防のための各種措置を実施するとともに、被災地区における飲食に起因する食中毒の発生防止のための食品の衛生監視及び被災地区住民の健康保持のために、食事に関する栄養指導を実施し、災害発生時における被災地区の防疫対策、保健衛生対策等が円滑に図られるよう計画を樹立する。

2 実施責任者

市長は、県知事の指導、指示に基づいて被災地域の防疫及び保健衛生業務を実施するものとし、災害の規模及び状況により市で実施できないとき又は著しく困難なときは、他市町村又は県知事（三条地域振興局健康福祉環境部）の応援を求めて実施するものとする。

3 防疫及び保健衛生計画応急対策フロー図



4 防疫及び保健衛生活動の実施

市長は、防疫及び保健衛生活動を円滑に実施するために、災害対策本部の組織に基づく福祉班に巡回保健チーム及び防疫班を編成する。

5 被害状況の把握

風水害等の災害時における防疫及び保健衛生対策を的確に実施するために、市は、第4章第4節「被災状況等収集伝達計画」に基づく情報の収集を行い、次の事項について、被害状況等の把握に努める。

- (1) ライフラインの被害状況
- (2) 避難所の設置及び収容状況
- (3) 仮設トイレの設置及び浸水家屋の状況
- (4) 防疫保健衛生資器材取扱店及び格納倉庫の被害状況
- (5) 食品及び食品関連施設の被害状況
- (6) 集団給食施設の被害状況

6 保健衛生対策

生活環境の激変による被災者の健康状態の悪化に対応するため、市は、三条地域振興局健康福祉環境部と連携し、避難所等の衛生状態を良好に保つとともに、被災者の健康状態を把握し、被災に伴う健康障害を予防し、被災者自らが健康な生活を送れるようにするものとする。

また、防災業務に従事している者等に対する健康管理を実施するものとする。

(1) 巡回保健チームによる健康相談等の実施

保健師を中心として、必要に応じて医師、栄養士、精神保健福祉相談員等による巡回保健チームを編成し、避難所、被災地区及び仮設住宅を巡回し、健康相談及び保健指導を実施し、生活環境の整備を行うものとする。

巡回健康相談に当たっては、要配慮者の健康確保を最優先とし、次により被災者の健康状態の確認と必要な保健指導を実施するものとする。

また、ケースへの適切な処遇を行うため、医療救護、防疫対策、栄養指導、精神救護、福祉関係者等と連絡調整を図るものとする。

- ア 寝たきり者、障がい者、乳幼児、妊産婦、人工透析患者等の健康状態の把握と保健指導の実施
- イ 結核、難病、精神障がい者等への保健指導の実施
- ウ インフルエンザや感染症予防の保健指導の実施
- エ 有症状者への受診勧奨、悪化予防の保健指導の実施
- オ 不安、不眠等の除去、メンタルヘルスの対応
- カ 口腔保健指導の実施

(2) 避難所等の生活環境の整備

避難所、応急仮設住宅等における次の生活環境状況を把握し、生活環境の整備に努めるものとする。

- ア 食生活の状況、食中毒の予防
- イ 衣類、寝具の清潔の保持
- ウ 身体の清潔の保持
- エ 室温、換気等環境の整備
- オ 睡眠、休養の確保
- カ 居室、便所等の清潔
- キ プライバシーの保護

(3) 防災従事者等の健康管理

防災活動に従事している者等は、その与えられた責務を果たすため、過度の労働により身体及び精神的に疲労、変調をきたすことが予想される。

これらを予防するため、市は、防災活動に従事している者に対し、メンタルヘルスを含む健康管理を実施し、健康の維持、増進に努めるものとする。

7 防疫対策

市及び県は、防疫対策を迅速に実施するものとする。

(1) 防疫班の編成

防疫班は、市職員及び自主防災組織等をもって編成する。また、災害規模により、市のみで対応ができない場合は、県に対し、防疫活動の支援を要請するものとする。

(2) 感染症発生予防対策

感染症の発生を未然に防止するため、避難所、浸水地区、衛生状態の悪い地区を中心に次の感染症発生予防対策を実施するものとする。

ア パンフレット、リーフレット等を利用して、被災者の健康管理について、飲み水、食物の注意、手洗い、うがいの勧奨を指導するとともに、台所、便所、家の周りの清潔、消毒方法を指導するものとする。

イ 道路、溝渠、公園等の公共の場所を中心に清潔方法を実施するものとする。

なお、清潔方法の実施に当たっては、ごみの処理、し尿の処理を重点に実施するものとする。

ウ 便所、台所等を中心に消毒を実施するものとする。

エ ねずみ族や昆虫等の駆除を行うものとする。

(3) 感染症発生時の対策

ア 県は、感染症患者等が発生したときは、感染症類型に応じ速やかに就業制限、入院勧告等の措置を執るものとし、入院する患者を当該入院に係る病院又は診療所に移送するものとする。

イ 市は県の指示に基づき、感染症の患者のいる場所又はいた場所、感染症により死亡した者の死体のある場所又はあった場所、その他感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いのある場所について消毒するものとする。

(4) 臨時予防接種

県（健康対策課）は、疾病のまん延予防上必要があるときは、三条地域振興局健康福祉環境部又は市に指示し、臨時予防接種を実施するものとする。

(5) 検病調査、健康診断等の実施

三条地域振興局健康福祉環境部は、感染症を早期に発見し、まん延を防止するため、その他予防上必要があるときは、あらかじめ定められた計画に基づいて防疫対策を実施するものとする。

8 食品衛生確保対策

市と三条地域振興局健康福祉環境部は、被災地における食品の衛生確保を図り、飲食に起因する食中毒を防止するため必要と認めたときは、食品衛生班を編成し、次の活動を行うものとする。

- (1) 緊急食品の配給に対する食品衛生確保
- (2) 炊き出し施設の把握と食品衛生指導
- (3) 井戸水等の水質の安全確保と滅菌の指導
- (4) 食品関連被災施設に対する監視指導
- (5) 食品衛生協会との連携

9 災害時栄養指導対策

市は、三条地域振興局健康福祉環境部と連携し、被災者の栄養確保を図るため、次の活動を行うものとする。なお、県（健康対策課）は、災害の状況において必要と認めたときは、栄養指導班を編成し、被災者の栄養指導を行う。栄養指導班の編成に当たっては、被災地区の規模、状況により必要に応じて県栄養士会に支援を要請する。

- (1) 炊き出しの栄養管理指導

- (2) 巡回栄養相談の実施
- (3) 食生活相談者への相談、指導の実施
- (4) 集団給食施設への指導

10 広域応援の要請

県は、被災が著しく、保健衛生、防疫、食品衛生確保及び栄養指導の各対策で、県内だけでは体制の確保ができない場合は、災害協定を締結している隣接県等及び国に対して応援を要請する。

11 防疫及び保健衛生資器材の備蓄、調達計画

市は、防疫及び保健衛生活動実施のためあらかじめ定められた計画に基づき、必要な器具、器材を調達するとともに、必要量を確保するものとする。

また、防疫資器材等の不足の場合は、三条地域振興局健康福祉環境部等に確保を要請するものとする。

12 積雪期の処理計画

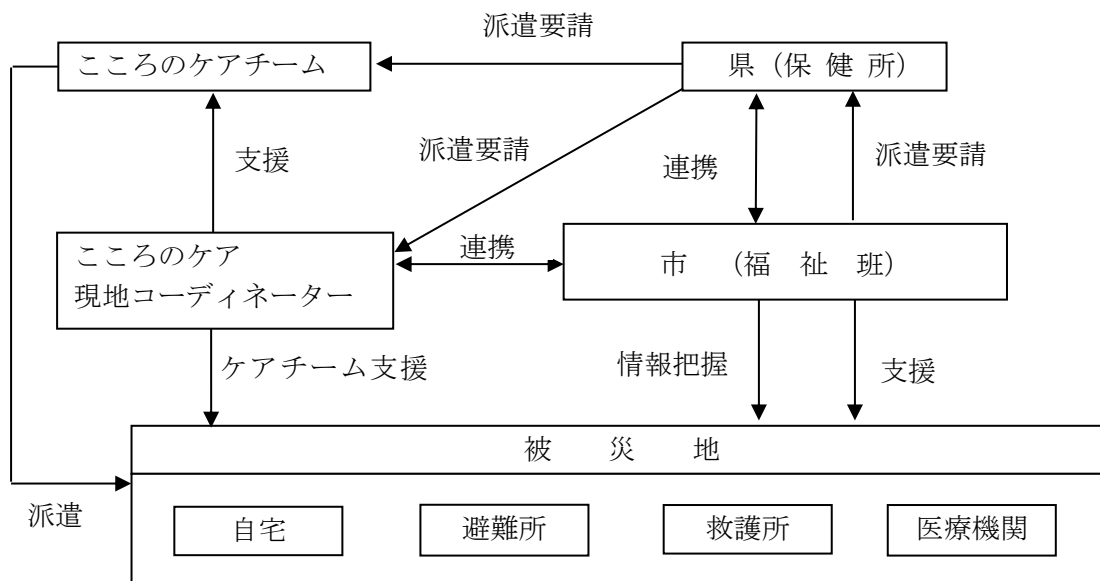
冬期間は、気温が低いことから衛生状態は比較的保たれやすいが、防疫資器材搬出や運搬は、雪が障害となるので、除雪や運搬計画等に万全を期すものとする。

第15節 こころのケア対策計画

1 計画の方針

市は、県と連携して、避難所等における被災住民の精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するとともに、急性ストレス障害やうつ、長引く被災生活による精神的不調等へ適切に対応して被災住民のこころの健康の保持・増進に努める。

2 こころのケア応急対策フロー図



3 こころのケア情報の伝達方法

被災時のこころの健康についての正しい知識をポスター、チラシ、ホームページ等を使い、避難所や自治会等を通じ被災住民に情報伝達する。

また、こころのケアホットラインなどの県からの情報についても、同様に情報伝達する。

4 こころのケアチームの派遣等支援要請基準

大規模災害で復興に時間を要し、支援が長期にわたり、被災住民への対応が市だけでは困難と判断される場合は、県に対し、こころのケアチームの派遣等の支援を要請する。

5 ハイリスク者の把握方法

避難所等において、精神科医療機関との連絡調整を早急に必要とする被災住民及び自らこころのケアを希望する被災住民を把握する。

6 市職員のこころのケア対策

災害復興業務に従事する職員は、災害直後から過酷な状況の中で、様々な支援活動に従事しなければならない。このような特殊な環境の下での支援活動は、オーバーワークになりがちで、身体的にも精神的にも疲弊を来しやすい。そのため、体だけでなく心の健康のためにも、職員の健康管理担当部署と連携を図り、休養が確保できる勤務体制を早期に確立する。

また、被災時のこころの健康についての情報も、早期に職員に対し伝達する。

第16節 児童生徒に対するこころのケア対策計画

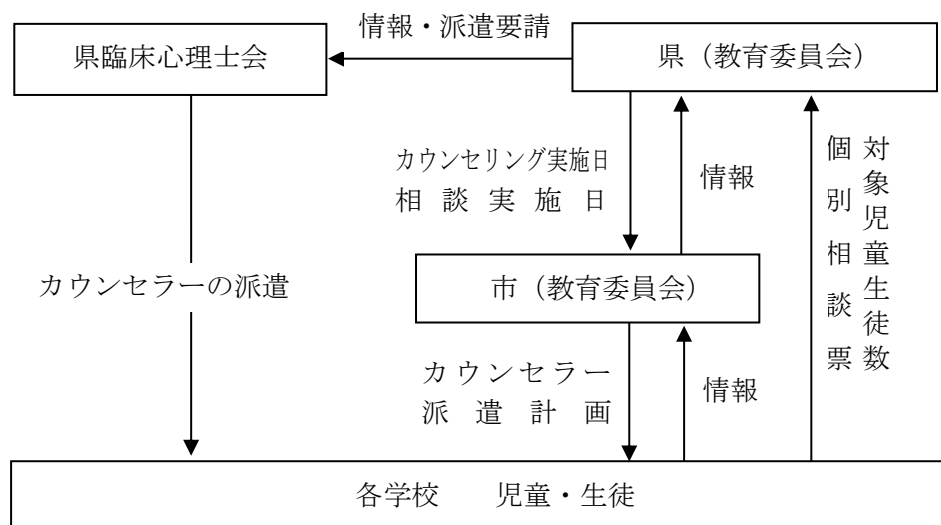
1 計画の方針

市教育委員会は、県教育委員会と連携して、避難所・各学校等における被災児童生徒の精神的健康状態を迅速かつ適切に把握するとともに、急性ストレス障害やうつ、長引く被災生活による精神的不調等へ適切に対応して被災児童生徒のこころの健康の保持・増進に努める。

また、必要に応じてケアチーム派遣等の支援を県教育委員会に要請する。

学校においては、養護教諭や学級担任を核としながら、全校体制で児童生徒のこころの安定化を図る。

2 こころのケア応急対策フロー図（こころのケアの窓口）



3 こころのケア情報の伝達方法

市教育委員会は、災害時のこころの健康についての正しい知識を県教育委員会の指導を受けながら、学校訪問や通知文によって周知していく。

4 こころのケアチームの派遣等支援要請基準

県教育委員会の派遣基準を基本としながら、状況に応じて市教育委員会から県教育委員会や市の支援の要請を行う。

5 ハイリスク者の把握方法

養護教諭を核としながら全校体制で学校職員による普段の児童生徒観察・見取り、保護者との情報交換を密に行い、こころのケアを早急に必要な児童生徒の把握に努める。

6 教職員のこころのケア対策

学校管理下における児童生徒の指導だけでなく、緊急な業務を的確に行わなければならない教職員は、災害直後から過酷な状況の中で、学校教育活動を再開するための、様々な業務に従事しなければならない。このような特殊な環境の下での業務は、オーバーワークになりがちで、身体的にも精神的にも疲弊を来しやすい。

そのため、体だけでなく心の健康のためにも、県教育委員会等の支援を得ながら、教職員の休養が確保できる勤務態勢を早期に確立する。また、災害時のこころの健康についての情報も、県教育委員会や市の指導を受けながら市教育委員会が早期に教職員に対し伝達する。

第 17 節 入浴対策計画

1 基本方針

市は県と連携し、入浴できない被災者に対し、入浴を支援し、衛生状態の維持と心身の疲労回復を図るものとする。

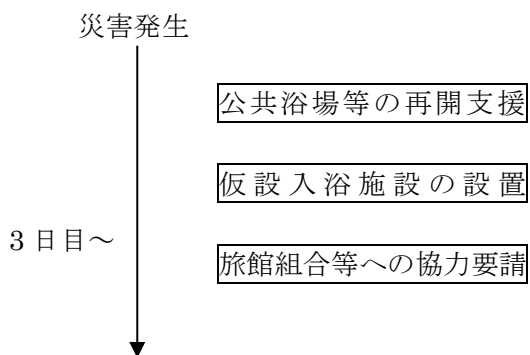
(1) 市の責務

- ア 被災を免れた市内入浴施設管理者への支援協力要請
- イ 入浴施設を有する近隣市町村への協力要請
- ウ 県への支援要請

(2) 達成目標

入浴支援の確保は、災害の発生から 3 日以内に実施するよう努める。

2 業務の体系



3 業務の内容

(1) 公衆浴場の再開支援

- ア 業務再開可能な公衆浴場等に対し、給水等の支援を行い、入浴環境を確保する。
- イ 要配慮者の利用可能な入浴施設を確保する。
- ウ 避難者及び被災者に対する入浴施設情報の広報を行う。

(2) 仮設入浴施設の整備

近隣で入浴施設が十分に確保できない場合は、避難所等に仮設入浴施設を設置するよう県に要請する。

(3) 近隣市町村の入浴施設等への協力要請

市だけの能力では、入浴施設の確保が困難な場合は、県に応援要請を行う。

(4) 被災者への入浴支援

- ア 避難所等の被災者に対して入浴支援情報の周知の徹底
- イ 入浴施設までの移動手段の確保
- ウ 要配慮者が利用可能な入浴施設や移動入浴車の確保

4 積雪期の対応

冬期間は特に交通の確保に努めるとともに、入浴後の保温対策に配慮し、県旅館組合等への協力要請の強化を図る。

第18節 廃棄物の処理計画

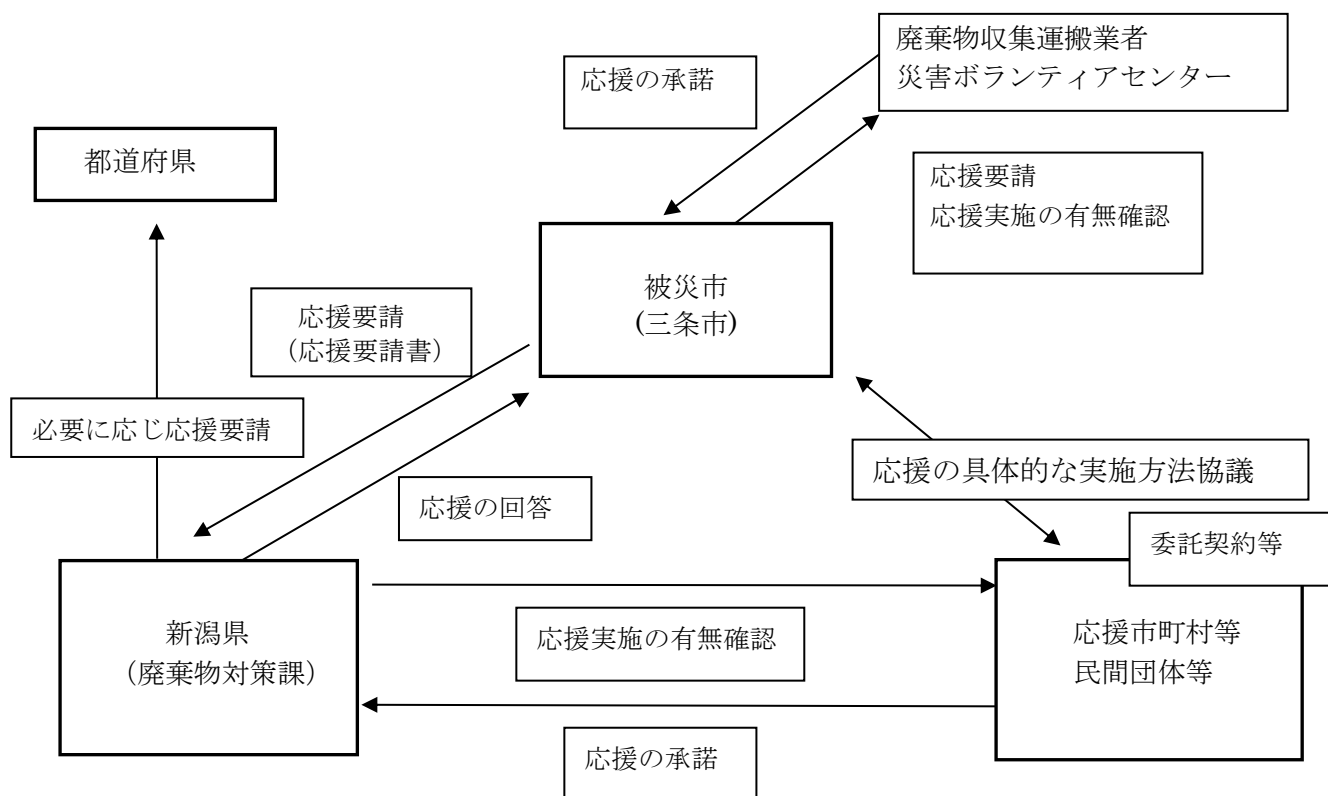
1 計画の方針

市は、大規模な風水害が発生し、市内全域にわたる道路の損壊、家屋の倒壊、火災等の被害により発生する災害廃棄物処理や収集運搬能力の低下、処理施設の被災等による廃棄物処理能力の低下に伴う廃棄物処理について、被災状況に応じた廃棄物収集及び処理計画を策定し、廃棄物の処理を行うものとする。

2 実施責任者

市長は、生活環境の保全及び公衆衛生の確保を図るため、被災地域の災害廃棄物（し尿を含む）の収集・処理に当たるものとする。

3 災害廃棄物処理応援フロー



4 被害状況調査体制の整備等

- (1) 市は、速やかに被害状況を把握するため、調査区域、調査対象施設・設備及び調査者を明確にした調査体制を整備するものとする。
- (2) 市は、廃棄物処理施設等の被害状況報告を早急に取りまとめ、三条地域振興局(環境センター)へ報告するものとする。

5 ごみ処理計画

- (1) 廃棄物処理施設の被害状況とそれに伴う稼働見込み（処理可能数量）及び市内収集委託業者の収集能力を速やかに把握し、ごみの収集及び処理が困難な場合は、県との災害廃棄物等の処理に関する相互応援に関する協定に基づき応援要請するとともに、場合によっては民間団体等にも応援を要請する。
- (2) 必要に応じて仮置場候補地の中から仮置場を選出し、設置・管理を行う。
- (3) 災害ごみの発生量等を予測し、災害ごみ処理計画に基づき、被害規模に応じた実施計画（災害ごみ処理対策）を策定する。
- (4) 大量の災害廃棄物が一時的に排出されるおそれがある場合は、収集作業や仮置場での搬入作業の効率化を図るため、警察の協力（交通規制）を得た中で、仮置場までの運搬ルートの確保を行う。
- (5) 開設された避難所の生活ごみの収集体制を整備する。
- (6) ごみの処理・収集を円滑に行うため、自主防災組織や避難所の自主組織等を通じて、住民等に次のことを周知するものとする。
 - ア ごみの収集が困難となり、通常の収集ができない地区については、従来のステーションにはごみは出さないこと。
 - イ ごみの収集が可能な収集路線の周知と、通常の収集ができない地区については、臨時収集場所を指定し、搬入等協力を求めること。
 - ウ ごみは、生ごみ、可燃ごみ、不燃ごみ及びガラスビン等に分類しておくこと。
 - エ 当面は、生ごみの処理を優先して行うこと。
 - オ 収集が不可能な場合は、暫定的な積み置きあるいは家庭内での一時保管とすること。
 - カ 交通の妨げとなるような廃棄物を道路上に出さないこと。
- (7) 損壊家屋のがれき等については、原則として被災者自らが、市が指定する収集場所に搬入することが望ましいが、被災者自ら搬入することが困難な場合及び道路等に散在し緊急的に処理する必要がある場合は、市は、産業廃棄物処理業者に依頼し、処理するものとする。

6 し尿処理計画

- (1) し尿処理施設の被害状況とそれに伴う稼働見込み（処理可能数量）及び収集業者の収集能力を速やかに把握し、し尿の収集及び処理が困難な場合は、県に協定に基づき応援要請する。
- (2) し尿の発生量等を予測し、し尿処理計画に基づき、被害規模に応じた実施計画（し尿処理対策）を策定し、収集体制を整備する。
- (3) トイレ利用の確保を行う。
 - ア 避難所及びトイレの使用が困難な地域の被災者のトイレ利用を確保する。また、仮設トイレの必要数を把握し、設置する。必要な仮設トイレ等を確保できない場合は、県に支援を要請するほか、民間団体等にも応援要請する。
 - イ 避難所においては、トイレの設置箇所の工夫、利用介助の実施等により、要配慮者のトイレ利用に配慮する。
 - ウ トイレの衛生対策に必要な物資を供給するとともに、避難所の状況に応じて避難者や避難所運営ボランティアの協力を得ながら定期的な清掃を行い、トイレの清潔を保持する。
- (4) し尿の処理・収集を円滑に行うため、自主防災組織や避難所の自主組織等を通じて、住民等に次のことを周知するものとする。
 - ア 被災等により住居において用を足すことができなくなった場合、浄化槽設置施設等で用を足すように努めること。
 - イ 浄化槽設置家庭及び施設等は、被災当初給水が止まることが考えられるので、河川や水路から水を汲み置きして使用するよう努めること。
 - ウ し尿の収集、処理が間に合わないときは、関係業界の協力を得て、仮設トイレ（共同便所）又は臨時的貯留施設を設置し、その設置場所を周知するものとする。

7 がれき類処理計画

- (1) がれき類の発生量等を把握し、処理計画に基づき、がれき類の発生量等、被害規模に応じた実施計画(がれき類処理対策)を策定する。
- (2) がれき類の収集及び処理が困難な場合は、県に協定に基づき応援要請するとともに、場合によっては民間団体等にも応援要請する。
- (3) 大量のがれき類が一時的に排出されるおそれがある場合は、収集作業や仮置場での搬入作業の効率化を図るため、警察の協力(交通規制)を得た中で、仮置場までの運搬ルート確保を行う。

8 廃棄物処理施設の応急復旧

廃棄物処理施設の管理者は、施設の被害状況等の調査を行い、被害が生じている場合は、関係業者等の協力を得て応急工事等の措置を講ずるとともに、復旧計画を作成するものとする。

9 積雪時の処理計画

- (1) 積雪期においては、収集作業や交通の確保が更に難しくなることから、各道路管理者は、相互の緊密な連携の下に除雪作業を行うものとする。
- (2) 道路除雪や施設の処理能力が整うまでは、地域の自主防災組織等の協力により、スコップなどでごみ収集場所を確保するとともに、家庭内での一時保管とするものとする。

10 業務の体制

	収集体制の検討	収集開始時期
ごみ収集	災害発生直後	災害発生後 3～4 日
し尿収集	災害発生直後	災害発生後 3～4 日
がれき類	災害発生直後	災害発生後 1 か月

11 業務の内容

災害廃棄物の処理

(1) ごみ処理

内 容	応援要請先
<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの発生量等、被害規模に応じた実施計画(廃棄物処理対策)を策定する。 ・必要に応じて仮置場を設置及び管理を行う。 ・必要に応じて警察の協力(交通規制)を得た中で、仮置場までの運搬ルート確保を行う。 ・ごみの収集及び処理が困難な場合は、県に応援要請するとともに、場合によっては民間団体等にも応援要請する。 ・開設された避難所の生活ごみの収集体制を整備する。 ・必要に応じて、ごみ収集にボランティアの派遣要請を行う。 ・ごみの排出方法(分別方法)、排出場所等について住民等に周知する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県 (三条地域振興局環境センター → 県廃棄物対策課) → 県内市町村 → 環境整備事業協同組合 → (社) 県産業廃棄物協会 → (社) 県解体工事業協会 ・ 市廃棄物収集運搬委託業者 ・ 災害ボランティアセンター ・ 市建設業協会

(2) し尿処理

内 容	応援要請先
<ul style="list-style-type: none">・し尿の発生量等、被害規模に応じた実施計画(し尿対策)を策定する。・し尿の収集及び処理が困難な場合は、県に応援要請する。・し尿の収集の情報等を住民等に周知する。	<ul style="list-style-type: none">・県（三条地域振興局環境センター →県廃棄物対策課） →県内市町村 →環境整備事業協同組合・市環境衛生協同組合

(3) がれき類の処理

内 容	応援要請先
<ul style="list-style-type: none">・がれき類の発生量等、被害規模に応じた実施計画(がれき類処理対策)を策定する。・必要に応じて仮置場を設置及び管理を行う。・必要に応じて警察の協力(交通規制)を得た中で、仮置場までの運搬ルートの確保を行う。・がれき類の収集及び処理が困難な場合は、県に応援要請するとともに、場合によっては民間団体等にも応援要請する。・必要に応じて、がれき類の収集にボランティアの派遣要請を行う。・がれき類の処理方法等について住民等に周知する。	<ul style="list-style-type: none">・県（三条地域振興局環境センター →県廃棄物対策課） →県内市町村 →環境整備事業協同組合 →（社）県産業廃棄物協会 →（社）県解体工事業協会・市廃棄物収集運搬委託業者・災害ボランティアセンター・市建設業協会

第 19 節 給水計画

1 計画方針

水道施設被害の影響は、その性格上広範囲に及ぶと考えられるので、被災地に必要な飲料水の供給を確保するため、次の対策を実施する。

2 被害想定

(1) 施設の被害

取水施設、浄水施設は、供用開始年代も古く老朽化しており、災害に対する耐性が十分ではないことから、施設の破損等が想定される。また、電気施設は被災と同時に電力の供給が絶たれることがあるため、自家発電装置で一時的に対応することとなるが、その機能が停止することも考えられる。

(2) 管路の被害

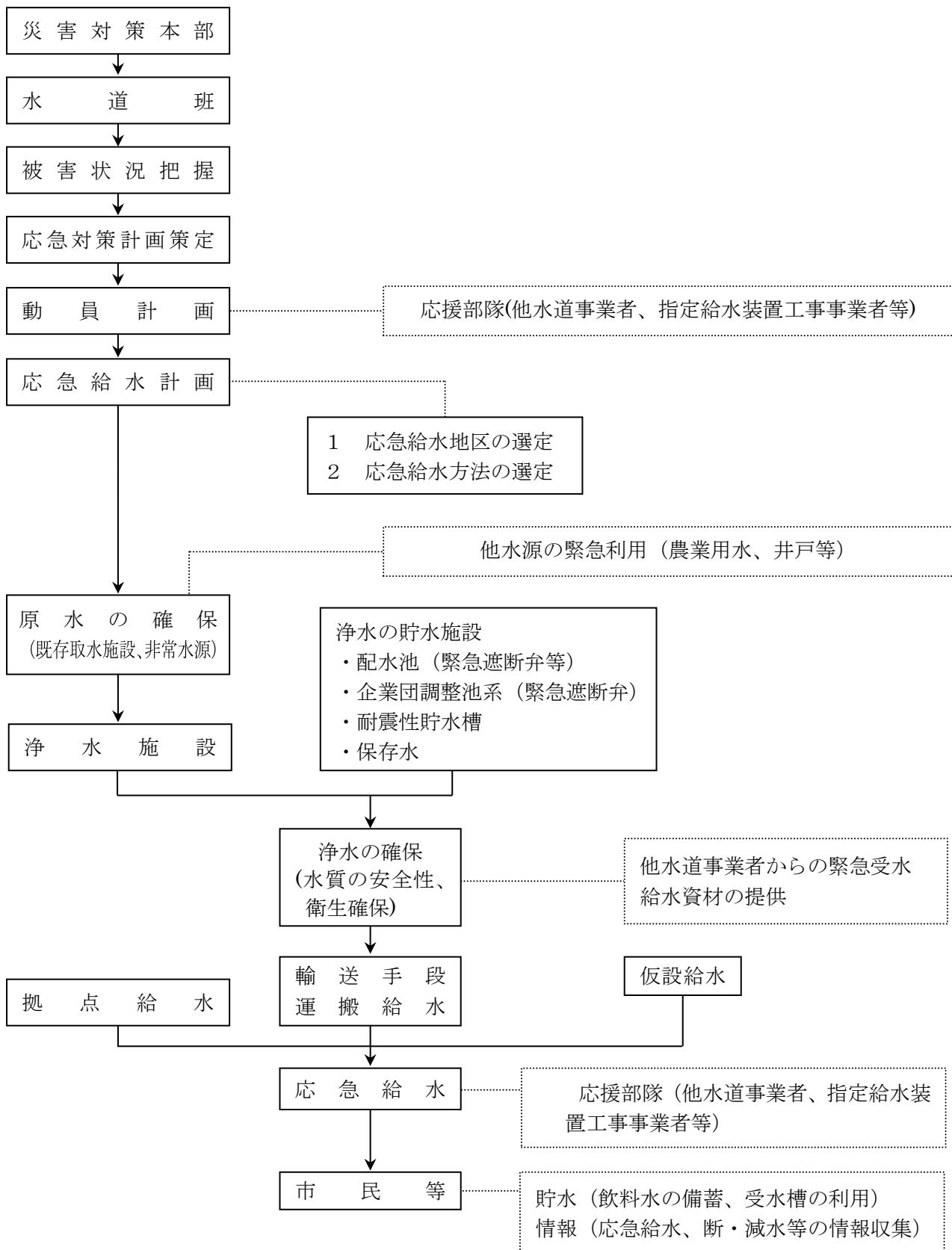
管路については、河川の増水による落橋に伴う断水、道路の決壊等による断水が想定される。

3 応急対策フロー図（応急給水及び応急復旧対策の関係）

被害状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害防止等の緊急措置を講じた上で、被害状況を的確に見積もり、応急給水と応急復旧を同時に立案し、相互に関連を保ちつつ実行する。



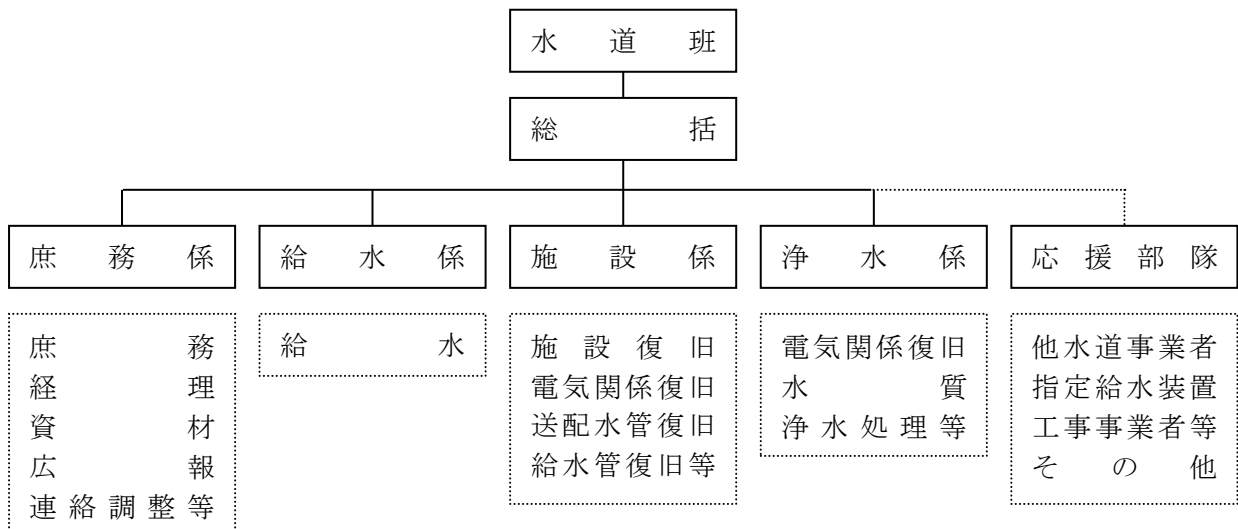
4 応急給水フロー図



5 実施体制、広域応援体制

市は、水道班を設け、関係機関との連絡調整を図りつつ、応急体制を組織し、指揮・情報連絡体制を確立する。

- (1) 給水車、給水タンク、仮設給水栓等により被災者に応急給水する。
- (2) 水質検査及び消毒を実施する。
- (3) 飲料水の確保は可能であるが、給水活動が困難であるので、市は、速やかに県及び日本水道協会新潟県支部に応援を要請する。
- (4) 各係は、応援部隊等を的確に指揮する。



6 給水計画

市は、事前に拠点給水所等を設定し、優先的給水所の選定と順位付けを行う計画を定めるものとする。災害発生時には、必要な情報を収集し、速やかに給水所、給水方法等を決定し、円滑な給水活動が実施できるよう自主防災組織、自治会等との協力体制を確保する。

- (1) 目標水準
 - 第1段階：災害後3日間は、生命維持に必要な水量として1人1日30程度給水する。
 - 第2段階：災害後1週間（4日間）は、炊事、洗面等の生活用水を含め1人1日20～30程度を給水する。（運搬給水と仮設給水栓の併用）
 - 第3段階：災害後2～3週間は、炊事、洗面、洗濯等の生活用水を含め1人1日30～40程度を給水する。（主に仮設給水栓で対応、一部地域では運搬給水）
- (2) 優先給水所

医療施設、避難所、福祉施設等へ優先的に給水できるよう計画する。
- (3) 拠点給水所
 - ア 配水池附近の基幹配水管、企業団調整池系等及び耐震性貯水槽に給水施設を設けて、給水できるよう計画する。
 - イ 必要に応じ、ろ水器を稼働し、給水基地を設営して給水する。（自衛隊に依頼）
- (4) 運搬給水
 - ア 給水車、給水タンク搭載車等により飲料水を被災地に運搬し、給水する。
 - イ 混乱期の応急給水は、運搬給水とし、指定給水装置工事事業者及び日本水道協会新潟県支部の給水車等の応援を得ながら行う。
 - ウ 運搬手段は、資料編「11-1 給水必要容器」によって給水車及び容器等を確保し、資料編「11-2 給水必要車両」によって運搬車及び人員を確保するものとする。

なお、乗員は1台に2人とし、1日に3往復することとする。

また、水質管理については、三条地域振興局健康福祉環境部の指導を得ながら的確に行うものとする。

(5) 仮設給水

ア 応急復旧した水道管に仮設給水栓を設置して給水する。

イ 隣接市町村からの管接続による仮設給水を検討する。

(6) 受水槽等による給水

受水槽内の保有水は、貴重な飲料水であるので災害時には、利用方法を検討する。

(7) 飲料水の衛生確保

残留塩素濃度を測定し、適切に消毒されていることを確認する。

7 応急対策

(1) 被害調査及び緊急措置

災害発生と同時に各施設の被害状況を把握し、配水池の仕切弁を操作して保有水を確保するとともに、二次災害の発生防止措置を行うものとする。

また、本部の指示を受け、緊急給水に関する給水場所等の広報を実施するものとする。

(2) 応急給水

被災地の道路状況等を考慮しながら、給水設定箇所及び避難場所に、運搬による緊急給水を行うものとする。

ア 必要水量

・発災期（1日目）

被災直後の運搬は非常に困難であるが、可能な限り運搬給水を行うものとする。

1人1日30程度（第1段階は人口の2分の1を給水対象とする。）

・初動期（2、3日目）

生命維持のため、最小限の飲料水を運搬する。

1人1日30程度

・第2段階（4日間）

炊事、洗面、洗濯等の生活を営む最低限の必要水を運搬する。

1人1日200程度

	給水場所	運搬給水量			給水量合計 (7日間)
		発災期	初動期	第2段階	
三条地区 (79,490人)	大崎浄水場 ほか	約 239 m ³	約 478 m ³	約 6,360 m ³	約 7,077 m ³
栄地区 (10,868人)	帯織駅附近 ほか	約 33 m ³	約 66 m ³	約 872 m ³	約 971 m ³
下田地区 (9,369人)	檜山調整池 ほか	約 29 m ³	約 58 m ³	約 752 m ³	約 839 m ³
合計		約 301 m ³	約 602 m ³	約 7,984 m ³	約 8,887 m ³

災害時の保有水量を、各地区の配水池計画水量の2分の1と想定すると三条地区は約11,657 m³、栄地区は約461 m³、下田地区は約1,396 m³、合計13,514 m³なので、緊急給水量（7日間）の約8,887 m³に十分対応できる。

イ 給水の方法

運搬手段は資料編11給水に関する資料の「給水必要容器」によって給水車及び容器等を確保し、同資料「給水必要車両」によって運搬車及び人員を確保するものとする。

なお、乗員は1台に2人とし、1日6～10往復することとする。また、水質管理について

は、三条保健所の指導を得ながら的確に行うものとする。

ウ 給水場所

避難所等を中心に町内人口等を考慮して、通行可能な主要道路又は地区の中心となる場所に給水場所を設定するものとする。

なお、災害対策本部から指示のある重要な施設の給水についても対応するものとする。

8 住民等への広報、情報連絡体制

市は、相互連絡体制を確立するとともに、住民等へ断水・減水の状況、給水計画、復旧計画、飲料水の衛生対策等の広報を行う。

9 飲料水及び給水資機材の確保

市は、日本水道協会新潟県支部と連携を取り、十分な飲料水及び給水資材を確保する。

(1) 飲料水の確保

ア 緊急遮断弁を設備した配水池や企業団調整池系等で飲料水を確保する。

【予想保有水量（配水池）】

三条地区	大崎浄水場第1浄水系	有効容量	3,506 m ³	50%	1,753 m ³
	大崎浄水場第2浄水系	〃	5,210 m ³	〃	2,605 m ³
	企業団柳沢調整池系	〃	7,550 m ³	〃	3,775 m ³
	企業団吉田調整池系	〃	6,848 m ³	〃	3,424 m ³
	須頃耐震貯水槽	〃	100 m ³	〃	50 m ³
	島田耐震貯水槽	〃	100 m ³	〃	50 m ³
	小計	〃	23,314 m ³	〃	11,657 m ³
栄地区	企業団吉野屋調整池系	〃	360 m ³	〃	180 m ³
	企業団大面調整池系	〃	562 m ³	〃	281 m ³
	小計	〃	922 m ³	〃	461 m ³
下田地区	八木前配水池系	有効容量	410 m ³	50%	205 m ³
	中野原配水池系	〃	289 m ³	〃	144 m ³
	遅場浄水場系	〃	75 m ³	〃	37 m ³
	葎谷配水池系	〃	85 m ³	〃	42 m ³
	早水配水池系	〃	95 m ³	〃	47 m ³
	大谷地ポンプ場	〃	58 m ³	〃	29 m ³
	企業団檜山調整池系	〃	830 m ³	〃	415 m ³
	企業団飯田調整池系	〃	955 m ³	〃	477 m ³
	小計	〃	2,797 m ³	〃	1,396 m ³
市合計	有効容量	27,033 m ³	50%	13,514 m ³	

イ 災害を免れた水道施設等を稼働し、飲料水を確保する。

ウ 隣接市町村が保存している飲料水の利用を検討する。

【隣接市町村との緊急時連絡管接続箇所】

市町村名	箇所数	接続町名
燕市	3箇所	須頃一丁目、須頃三丁目、上須頃
新潟市	1箇所	代官島
見附市	3箇所	鬼木新田、千把野新田、小滝
合計	7箇所	

【隣接市町村との配水管（消火栓）接続可能箇所】

市町村名	箇所数	接 続 町 名
燕 市	4 箇所	須頃三丁目(2)、大島(2)
加茂市	1 箇所	下保内
合 計	5 箇所	

(2) 給水資材の確保

市で、確保している給水資材は十分ではない状態であるので、日本水道協会新潟県支部等の支援を受け十分な給水資材を確保する。

【県内水道事業者保有給水資材内訳(日本水道協会新潟県支部)】

資 材	容 量	数 量	資 材	容 量	数 量
給水タンク車(加圧式)	4.0 m ³	4 台	給水タンク	3.0 m ³	2 基
〃	3.5 m ³	1 台	〃	2.0 m ³	9 基
〃	3.0 m ³	1 台	〃	1.2~1.5 m ³	14 基
〃	2.0 m ³	21 台	〃	1.0 m ³	114 基
〃	1.7 m ³	2 台	〃	0.3~0.8 m ³	98 基
〃	1.5 m ³	2 台	仮設水槽	2.0 m ³	1 基
給水タンク車(無加圧式)	1.5 m ³	2 台	〃	1.0 m ³	281 基
〃	1.0 m ³	1 台	〃	0.2 m ³	10 基
計		34 台	計		529 基

第 2 0 節 食料供給計画

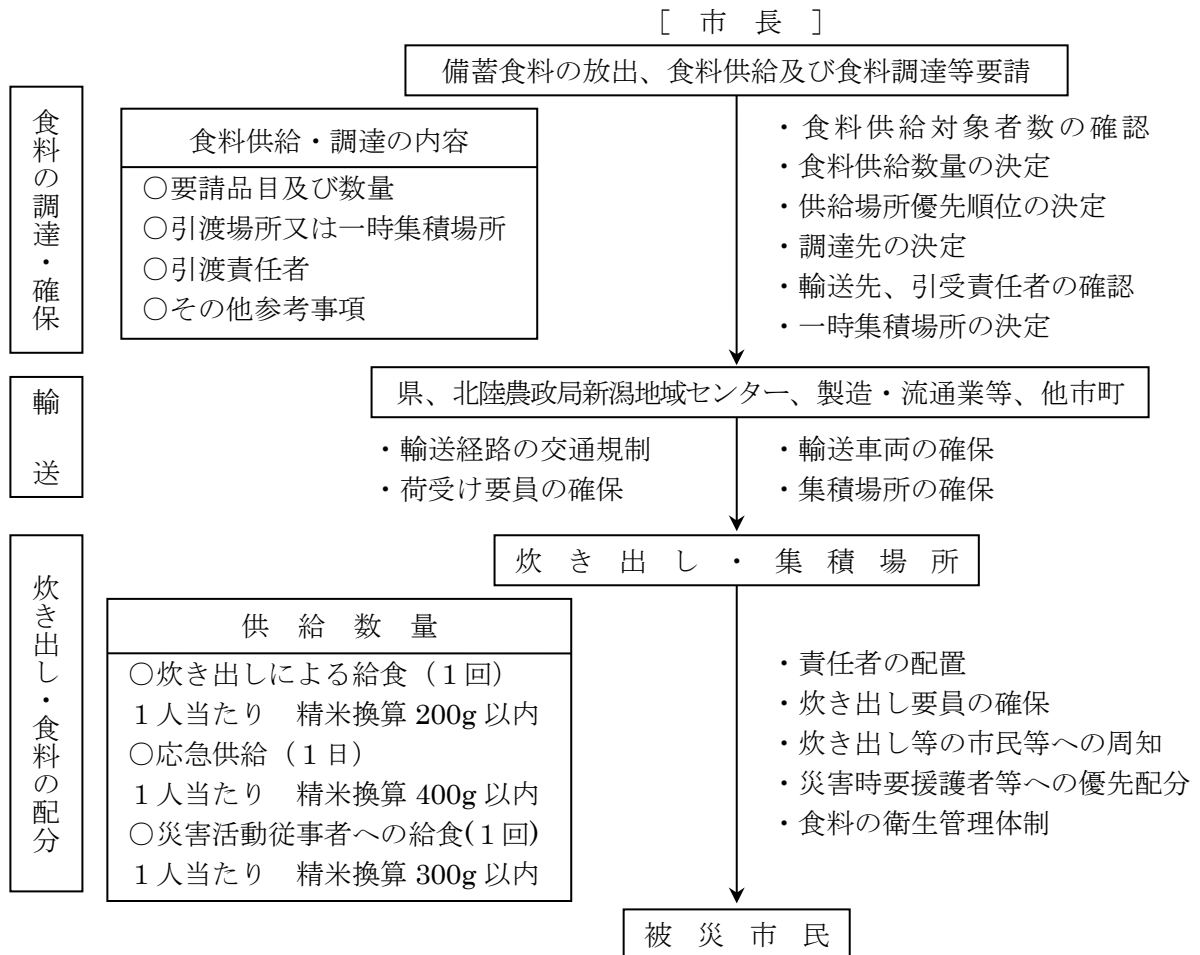
1 計画の方針

市は、災害時においては、この計画に基づき、県、防災関係機関との相互連携とその協力を得て、食料の確保と供給を迅速かつ的確に実施するものとする。

2 実施責任者

市長は、災害のため食料の供給、販売機構等が麻ひし、混乱し、あるいは住宅被害等により自宅で炊飯等ができず日常の食事に支障を来している被災者、又は住家等に被害を受け一時縁故先に避難する者、及び災害の現場で防災作業に従事している者に対して、炊き出し等により必要な食料を供給し、一時的に被災者及び防災業務従事者の食生活を確保するものとする。ただし、災害の規模及び状況により必要な食料の供給ができない場合は、県又は他の市町村に応援を求めるものとする。

3 食料調達・供給フロー図



※食料供給対象者

- ・ 避難所に収容及び避難した者で、食料の持ち合わせのない者
- ・ 住家の被害によって炊事のできない者
- ・ 旅行者等であって、食料の持参又は調達のできない者
- ・ 被害を受け、一時避難する者で、避難先に到達するまでの食料の持ち合わせのない者
- ・ 被災地において災害活動に従事する者で食料の供給を必要とする者

4 供給の方法

- (1) 市長は、食料を供給するときは、避難所等ごとにそれぞれ責任者を定めて、供給させるものとする。
なお、被災住民への食料の配分に当たっては、次の事項に留意するものとする。
 - ア 各避難所等における食料の受入確認及び需給の適正を図るための責任者の配置
 - イ 住民への事前周知による公平な配分
 - ウ 避難所の管理者及び自主防災組織と連絡を密にしながらの速やかな提供
 - エ 災害時要援護者への優先配分
- (2) 炊き出しによる供給は、本節5「市の備蓄、調達及び配分等」の(5)により行うものとする。
- (3) 副食物は、日常の副食物としている程度のもので、腐敗等のおそれのないものを供給するものとする。
- (4) 市長は、直接食料を供給することが困難なため、米飯業者等に委託する場合は、数量基準等を明示するものとする。
- (5) 応急用供給を実施するため、米穀を供給する場合は、災害応急用米穀供給台帳を作成し、台帳に記載、押印させる方法で行うものとする。

供給月日	供給数量	供給価格	住 所	氏 名	印

5 市の備蓄、調達及び配分等

市は、災害時においては、被災者等に対する食料の迅速な調達及び供給に努めるものとする。

- (1) 被災者救援のため必要となる主な食料品例
 - ア 米穀、パン、麺類（即席麺・そば・乾うどん）、飯缶、乾パン
 - イ 乳児用ミルク、牛乳
 - ウ 副食品（缶詰、漬物、佃煮、野菜）、調味料（味噌・醤油・塩・砂糖）
 - エ その他容易に調達され、かつ、一時の代用品として供給できるもの
- (2) 備蓄
 - ア 市は、大規模な災害が発生した場合を想定し、乾パン、缶詰等の必要とされる食料品の備蓄に努めるものとする。
 - イ 備蓄に当たっては、供給の拠点となる災害対策支部（第1次避難所）及び第2次避難所に備蓄するなど、計画的な分散備蓄に努めるものとする。
- (3) 調達
 - ア 民間から調達する場合は、資料編「12 物資調達に関する資料」で定める調達先とする。
 - イ 市のみでは十分な調達ができない場合は、本節7関係機関の連携による広域応援体制により、県又は他の市町村に調達又は供給を要請するものとする。
 - ウ 調達又は供給が円滑に行われるよう、あらかじめ民間又は他の市町村との協定等の締結に努めるものとする。
- (4) 集積場所の設置等
 - ア 集積場所
集積場所は、農村環境改善センター多目的ホールとする。ただし、被災地域、被害状況、避難

者状況等によっては、集積に適切な市施設等を適宜指定することができるものとする。

イ 供給拠点

避難所に避難している被災者への配分は、当該避難所において実施し、避難所に避難していない被災者への配分は、被災地域内の災害対策支部（第1次避難所）及び第2次避難所を供給の拠点として実施するものとする。

ウ 輸送

市有車両のみでは輸送車両が確保できない場合は、貨物輸送事業者及び新潟県トラック協会への応援を要請する。

また、民間事業者からの調達物資は、できる限り、その調達先に車両配送を依頼するものとする。

(5) 炊き出し

市が炊き出しを実施する場合は、次により行うものとする。

ア 炊き出しは、原則として既存の学校給食調理場及び保育所の被害状況を把握し、使用可能な施設を利用して行うものとする。（資料編「8-2 炊き出し施設一覧表」参照）

イ 市においてアの炊き出しが困難なとき又は不十分なときは、民間業者から調達するとともに、被災していない近隣の市町村及び県からの救援を求めるものとする。

ウ 炊き出し及び供給は、必要に応じ市内の次の各団体等に協力を求めて実施する。

団体名	会員数	担当課
自治会長協議会	221	市地域経営課
連合婦人会	86	市生涯学習課
食生活改善推進委員協議会	218	市健康づくり課
健康推進員協議会	300	市健康づくり課

エ 炊き出し及び供給要員が不足する場合は、ボランティアの活用を図るとともに、日本赤十字社新潟県支部（三条市地区）又は県等に、日赤奉仕団、自衛隊等の災害派遣を要請するものとする。

6 県の供給

市から応援要請のあった場合又は必要と認めた場合は、県は、あらかじめ定められた計画に基づき、速やかに食料を供給するものとする。

7 関係機関の連携による広域応援体制

(1) 隣接市町村等への要請

ア 市は、必要な食料の調達及び供給ができない場合は、応援協定締結市町村及びその他の市町村に応援を要請するものとする。

イ 応援要請をするときは、次の事項を明示して行うものとする。

(ア) 食料の応援要請

品目、数量、引渡期日、引渡場所その他参考事項等

(イ) 炊き出し用具等の応援要請

人員、器具、数量、期間、場所その他参考事項等

(2) 県（危機対策課）への要請

市は、隣接市町村等の応援を得てもなお十分に食料の調達及び供給ができない場合は、前(1)一の事項を明示し、県に応援を要請するものとする。

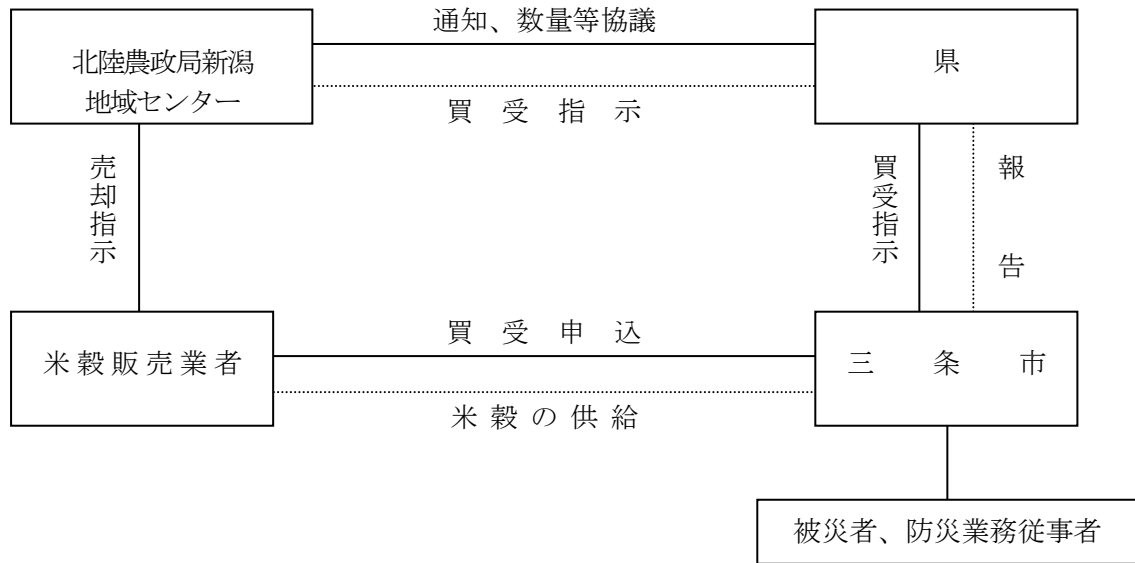
8 災害救助法が適用された場合の食料の供給基準

(1) 供給対象者は、次に掲げる者とする。

- ア 避難所に収容及び避難した者で、食料の持ち合わせのない者
 - イ 住家の被害によって、炊事のできない者
 - ウ 旅行者等にあつて、食料の持参又は調達のできない者
 - エ 被害を受け、一時避難する者で、避難先に到達するまでの食料の持ち合わせのない者
- (2) 適用基準等については、炊き出しその他による食品の供給の対象となる者、基準額、期間等は、災害救助法施行細則（昭和 35 年新潟県規則第 30 号）第 5 条で定められている。

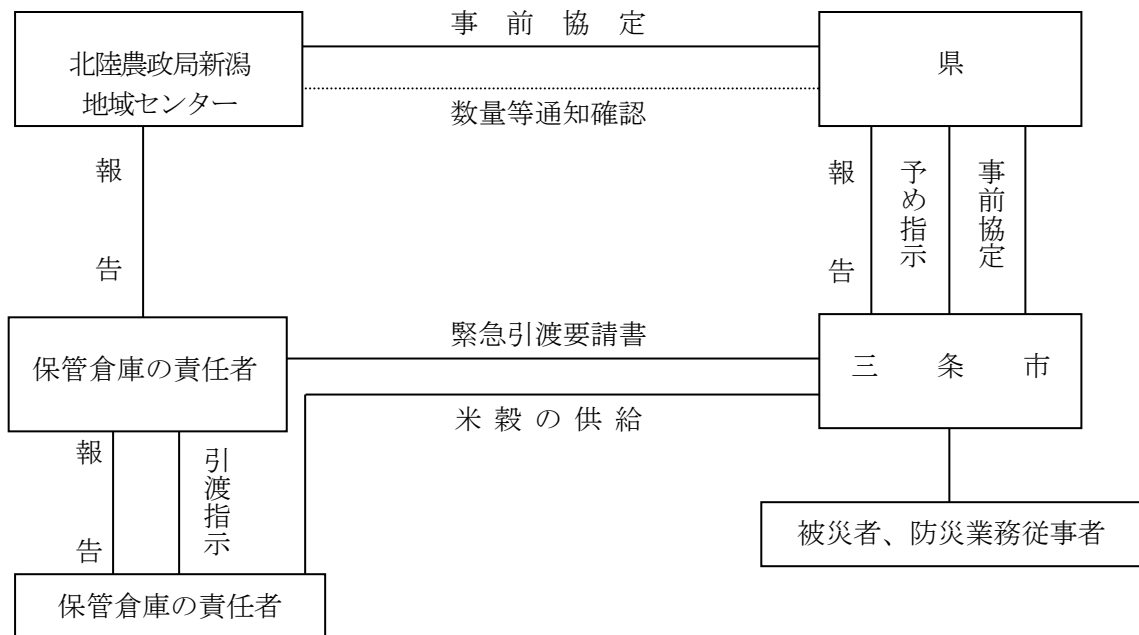
9 応援米穀の供給系統図

(1) 応急供給を行うため、県が取扱者を指定し、その者に応急供給を実施させる場合

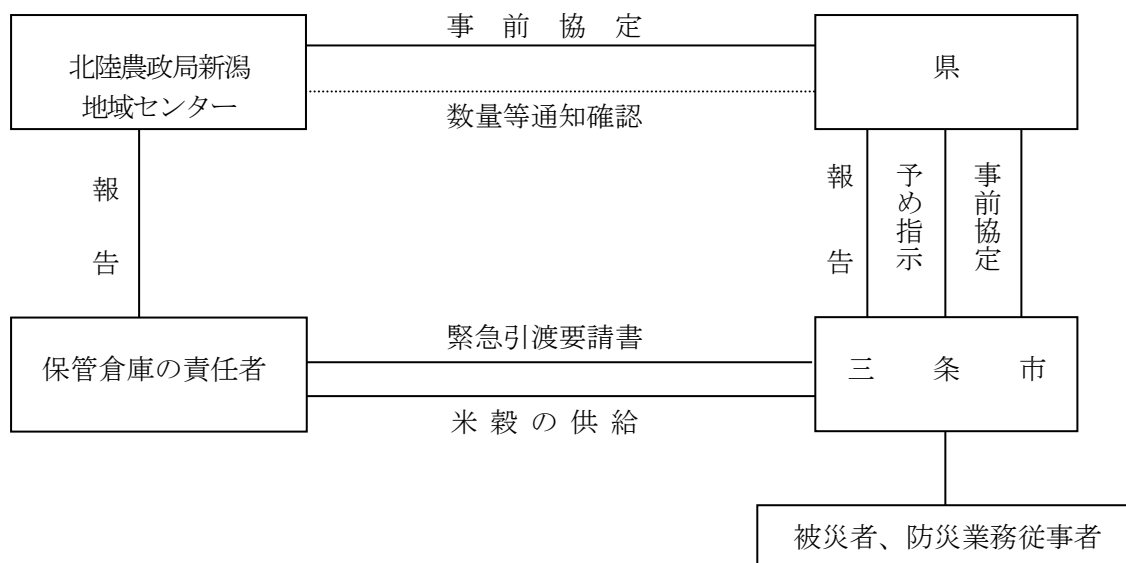


(2) 災害救助法が適用され、交通、通信が長期間途絶して市長が自ら供給を実施する場合

ア 市長から新潟農政事務所長等に対して、緊急の引渡しを要請する場合



イ 市長から保管倉庫の責任者に対して、緊急の引渡しを直接要請する場合



10 食料の衛生管理体制、栄養指導

食料の衛生管理体制及び栄養指導については、第4章第14節「防疫及び保健衛生計画」の「8 食品衛生確保対策」、「9 災害時栄養指導対策」によるものとする。

11 積雪期における対策

(1) 輸送経路の確保

市及び県は、供給物資の輸送を円滑に行うため、輸送経路の除雪等に万全を期すものとする。

(2) 集積場所の確保

市及び県は、降雪期における集積場所の確保のため屋内施設の手当て等、必要な措置を執るものとする。

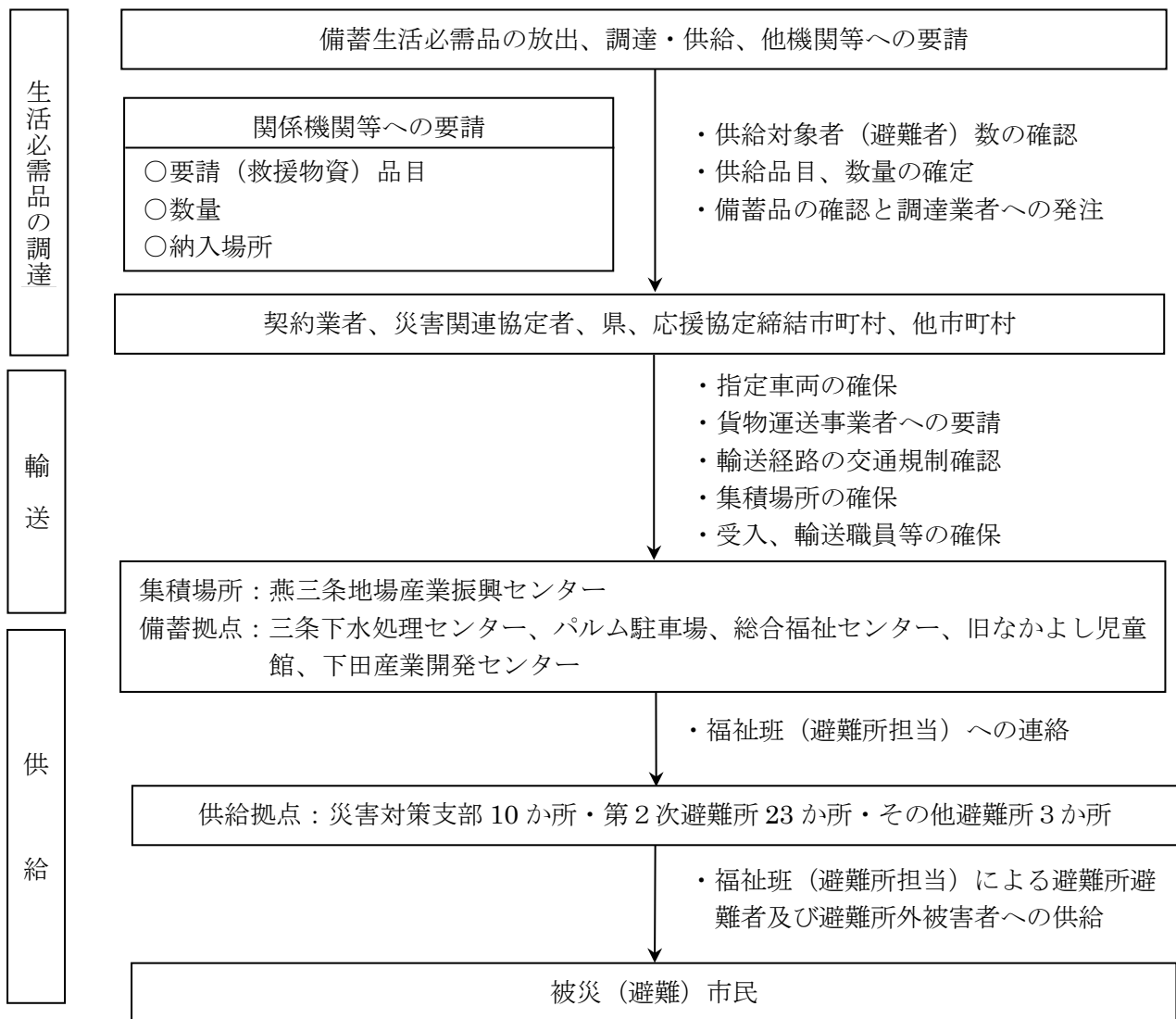
第 2 1 節 生活必需品供給計画

1 計画の方針

災害時には、家屋の流失や損壊、床上浸水等により、被服、寝具その他の生活必需品を喪失し、又は損傷した被災者の発生が予想される。

市は、災害時には、この計画に基づき、県及び防災関係機関との相互連携とその協力を得て、生活必需品の確保と供給を迅速かつ的確に実施するものとする。

2 生活必需品調達・供給フロー図



3 実施体制及び実施責任者

(1) 実施体制

市は、災害時には、被災者の生活必需品の確保に努めるものとし、生活必需品が確保できないときは、県及び他市町村等に対して応援を要請するものとする。

(2) 実施責任者

市長は、災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失し、若しくは損傷し、又は災害により地域における物資の販売・供給の混乱により、生活必需品を直ちに入手できずに日常生活を営むことが困難な者に対して、一時的に生活維持をするに必要な程度の生活必需品を供給して、応急保護の措置を執るものとする。

4 生活必需品の供給対象者

生活必需品の供給対象者は、床上浸水等により住家に被害を受け、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者とする。

※ 災害救助法が適用された場合の生活必需品の給与（貸与）基準

生活必需品等給与（貸与）の対象となる者、基準額、期間等は、新潟県災害救助法施行細則第5条で定められている。

5 生活必需品の種類

生活必需品の品目は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 寝具（毛布、布団等）
- (2) 被服（肌着等）
- (3) 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁等）
- (4) 食器（茶碗、皿、箸等）
- (5) 保育用品（ほ乳瓶等）
- (6) 光熱器具・材料（マッチ、ろうそく、コンロ、液化石油ガス等）
- (7) 日用品（石鹸、タオル、ちり紙、歯ブラシ等）
- (8) 簡易（仮設）トイレ、紙おむつ、生理用品
- (9) 暖房器具
- (10) 燃料

6 生活必需品の備蓄、調達

(1) 備蓄

ア 市は、大規模な災害が発生した場合を想定し、必要とされる生活必需品の備蓄に努めるものとする。

イ 備蓄に当たっては、三条・栄・下田の三地区に物資の備蓄拠点を確保するとともに必要に応じて供給の拠点となる災害対策支部（第1次避難所）及び第2次避難所に備蓄するなど、計画的な分散備蓄に努めるものとする。

(2) 調達

ア 市長は、災害により、4の生活必需品供給対象者が出たと認めるときは、避難所別避難者情報等により、必要となる生活必需品を計画的に調達・購入するものとする。

イ 調達先は、災害関連協定先・単価契約物品契約業者及び調達可能な市内業者とする。（資料編「12 物資調達に関する資料」）

ウ 市のみでは十分な調達ができない場合は、本節8「広域応援体制」により県又は他の市町村に調達又は供給を要請するものとする。

エ 調達又は供給が円滑に行われるよう、あらかじめ民間事業者又は他の市町村との協定等の締結に努めるものとする。

(3) 配分

被災住民への生活必需品の配分に当たっては、次の事項に留意するものとする。

ア 各避難所等における受入確認及び需給の適正を図るための責任者の配置

イ 住民への事前周知等による公平な配分

ウ 災害時要援護者への優先的配分

エ 各避難所で希望を取りまとめて必要とする生活必需品の配分に努める。

(4) 人員の確保

被災住民への生活必需品の配分に当たって人員が不足する場合は、ボランティアの活用を図るとともに、日本赤十字社新潟県支部（三条市地区）又は県等に対し、日赤奉仕団、自衛隊等の災害派遣を要請するものとする。

7 集積場所の設置等

(1) 集積場所

集積場所は、燕三条地場産業振興センターとする。ただし、被災地域、被害状況、避難者状況等によっては、集積に適切な市有施設等を適宜指定することができるものとする。

(2) 供給拠点

避難所に避難している被災者への配分は、当該避難所において実施し、避難所に避難していない被災者への配分は、被災地域内の災害対策支部（第1次避難所）及び第2次避難所を供給の拠点として実施するものとする。

(3) 輸送

市有車両のみでは輸送車両が確保できない場合は、貨物輸送事業者及び新潟県トラック協会への応援を要請する。

また、民間事業者からの調達物資は、できる限り、その調達先に車両配送を依頼するものとする。

8 広域応援体制

(1) 市→他市町村等への要請

ア 市は、必要な生活必需品の調達及び供給ができない場合は、応援協定締結市町村及びその他の市町村に応援を要請するものとする。

イ 応援要請をするときは、次の事項を明示して行うものとする。

- (ア) 品目別の調達要請量（自己の調達可能量と他市町村への調達要請の有無及び調達見込量）
- (イ) 引き受ける場所及び引受責任者
- (ウ) 連絡課及び連絡責任者
- (エ) 荷役作業員の派遣の必要の有無
- (オ) その他参考事項

(2) 市→県（県民生活・環境部防災局）への要請

市は、他市町村等の応援を得てしてもなお十分に生活必需品の調達及び供給ができない場合は、前(1)ーイの事項を明示し、県に応援を要請するものとする。

9 生活必需品の強制確保

市は、県知事及び関東通商産業局長に、物資の生産、集積又は販売を業とする者に対し、その取り扱う物資の適正な価格による供給を指導するよう要請する。

10 積雪期における対策

(1) 輸送経路の確保

市及び県は、供給物資の輸送を円滑に行うため、各道路管理者相互の緊密な連携の下に、輸送経路の除雪等に万全を期すものとする。

(2) 集積場所の確保

市及び県は、降雪期における集積場所の確保のため屋内施設の手当て等、必要な措置を執るものとする。

(3) 被災者の寒冷対策

寒冷期対策として、寝具、被服、発熱、保温品等に留意するものとする。

第22節 災害時要援護者の応急対策計画

1 計画の方針

災害時に必要な情報の把握が困難であったり、自らの行動等に制約があったりする災害時要援護者の安全や心身の健康状態に特段の配慮を行いながら、避難からその後の生活までの各段階においてニーズに応じたきめ細やかな支援策を講じていく。

県、市等の行政と日ごろ災害時要援護者の身近にいる地域住民、関係団体並びに社会福祉施設、医療施設等（以下「社会福祉施設等」という。）との協働の下に支援を行うものとする。

2 各主体の責務

(1) 県の責務

県は、市からの情報収集に努め、必要に応じて関係職員等の派遣を行うとともに、国や防災関係機関と協働して、市、介護保険事業者、社会福祉施設等の活動を支援する。

また、市が行う外国人、視覚・聴覚障がい者等の情報弱者への情報提供を支援する。

(2) 市の責務

市は、発災前において早期の避難準備・高齢者等避難開始の発表を行って、災害時要援護者の避難時間を確保し、地域住民、介護保険事業者、社会福祉施設等の協力を得て、災害時要援護者の安全を確保するものとする。必要によっては、県、防災関係機関等に協力要請や災害時要援護者情報の共有を行う。

また、災害時要援護者の安否確認を迅速に行う。

避難後は、災害時要援護者支援の窓口となって、県、地域住民、介護保険事業者、社会福祉施設等との調整を行い、地域社会全体で災害時要援護者の安全確保を図るものとする。

また、外国人、視覚・聴覚障がい者等の情報弱者に対し、適切な情報提供を行うものとする。

(3) 介護保険事業者及び社会福祉施設等の責務

介護保険事業者及び社会福祉施設等の管理者は、施設内の災害時要援護者の安全確保を図るとともに、市、防災関係機関等の協力を得て、施設外の災害時要援護者の安全確保に努めるものとする。

(4) 企業等の責務

災害時要援護者を雇用している企業及び関係団体は、災害時要援護者を優先的に避難誘導し、安否確認を迅速に行うものとする。

(5) 外国人雇用企業及び国際交流関係団体の責務

外国人雇用企業及び市国際交流協会等関係団体は、県や市の協力を得て、外国人の安否確認、災害情報の提供、相談等の支援活動を行うものとする。

(6) 地域住民、自治会等の責務

地域住民、自治会等は、市、防災関係機関、介護保険事業者、社会福祉施設等と協働して、地域社会全体で災害時要援護者の安全確保に努めるものとする。

(7) 災害時要援護者及び保護責任者の責務

災害時要援護者及び保護責任者は、情報収集に努めるとともに、早めの避難行動開始に努めるものとする。

3 災害時要援護者対策班の設置

市は、災害発生後、災害時要援護者の安否情報の収集、ケア等について、一元的に総合調整するため、福祉班を中心とした横断的な組織として「災害時要援護者対策班」を設置し、災害時要援護者の避難支援を行うものとする。この場合、必要に応じ、市は、県に対し職員の派遣を要請するものとする。

4 災害時要援護者のニーズに即した情報の提供

災害発生時に速やかに必要な情報を提供することが、災害時要援護者の避難等を容易にすることから、市は、災害の状況、住民等の執るべき措置などを、同報系防災行政無線、コミュニティFM、ケーブルテレビ、メール配信サービス、掲示板、広報紙等の様々な情報伝達手段により、速やかに情報提供ができるよう努めるものとする。

また、災害時要援護者が必要とする情報は、災害の発生から時間の経過とともに変化していくため、災害時要援護者のニーズに即した情報を提供できる体制についても整備するものとする。

5 避難支援

災害時要援護者の避難に際しては、災害時要援護者名簿を基に、自治会、自主防災組織、民生委員、消防団等を始めとする地域で協力し合いながら支援するものとする。

6 避難所、福祉避難所の設置・運営

市は、非常配備基準に基づき第1次避難所及び第2次避難所を開設し、避難準備・高齢者等避難開始により早めに避難してくる災害時要援護者の受入体制を整えておくものとする。

また、特別な配慮を要する災害時要援護者が、介助や医療相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した避難所を福祉避難所として確保するように努めるものとする。

市及び三条地域振興局健康福祉環境部は、保健師やヘルパー等を避難所等に派遣し、自治会長、民生委員等の協力を得て被災状況を確認する。

なお、災害時要援護者の把握に対する報告書は、障害別に記入し、設置された災害時要援護者対策班に提出するものとし、発災後48時間以内に把握できるよう努めるものとする。また、対策班等においては、報告書により他の地域から避難した人の連絡調整に努める。

[確認事項]

- ア 要援護対象者の確認（避難所にいないときは、自宅の確認もする。）
- イ 介護者が災害によって介護できなくなっている要援護者の確認
- ウ 保護者を災害によって亡くし、要援護者となっている乳幼児の確認
- エ 日本語が話せない外国人や身寄りのない外国人の確認

7 福祉・保健対策

(1) 巡回相談等の実施

市及び三条地域振興局健康福祉環境部は、災害時要援護者の被災状況、避難生活上のニーズ把握等のため、避難所及び自宅等の災害時要援護者に対する定期又は臨時的巡回福祉相談・保健指導等を実施し、必要な措置を講じるものとする。

(2) 被災した災害時要援護者の措置

市及び三条地域振興局健康福祉環境部は、被災した災害時要援護者の措置について、避難所での介護、施設への緊急入所、自宅での介護、身内による引取り等連絡調整に努める。

また、適切な介護ボランティアの手配を行い、継続したマンパワーの確保とボランティア等による生活情報の提供に努めるものとする。

(3) 避難生活状況の確認及び相談指導の実施

市は、三条地域振興局健康福祉環境部が編成する巡回保健チームと連携し、要援護者の避難生活状況について、避難所、施設、自宅、身内のいかなる場所を問わず、定期的に確認し、正しい情報や適切なマンパワーの提供がなされているか等、生活環境、健康の管理に努めるものとする。

8 社会福祉入(通)所施設等における対策

(1) 発災直後の安否確認と安全確認

施設長は、直ちに職員による防災活動隊を編成し、入所者の安否確認と施設の安全確認を行わせ、入所者を安心させるよう努めるものとする。また、救助が必要な人を発見した場合は、直ちに救助活動を行い、必要に応じて救助の依頼を行う。

(2) 避難所の確保と避難誘導

施設長は、避難所について施設の被災状況により、屋内外のいずれか適切な場所を判断し、施設の防災計画に基づき避難誘導を行う。特に、夜間及び休日における避難に当たっては、地域の住民や自主防災組織の協力を得られるよう努めるものとする。

(3) 被災報告等

施設長は、入所者及び施設の被災状況を関係機関に報告し、必要な措置を依頼する。また、保護者に連絡を取り、可能な人には協力を依頼する。

(4) 施設使用が不能な場合の措置

市及び県は、被災施設から緊急入所の依頼があった場合、被災を受けなかった施設との連絡調整に努め、入所可能施設情報の提供を行う。また、受入施設におけるマンパワーの確保に努めるものとする。

(5) 避難生活状況の確認

施設長は、自宅及び緊急入所施設での避難生活状況について定期的に確認し、関係機関に経過報告を行う。

9 施設の応急確保措置

(1) 入(通)所者の応急保護の場所については、次の事項に注意して確保するものとする。

- ア 被災をまぬがれた近隣施設の利用
- イ 最寄りの公共施設、寺院等の利用
- ウ プレハブ等による仮設施設の設置

(2) 入(通)所者の保護に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- ア 医療及び保健衛生に対する措置
- イ 衣料、食料等の確保
- ウ 家族等への連絡体制の確立
- エ 入(通)所に伴う安全確保対策
- オ 臨時施設開設等に伴う職員の確保

10 外国人等に対する対策

市は、国際交流関係団体の協力を得て、被災した外国人等の把握に努めるとともに、外国語による情報提供を行うものとする。

11 広域応援の要請

市は、被災が著しく、市だけでは災害時要援護者の応急対策について体制の確保ができない場合、県及び広域相互応援協定を締結している市町村等に対して応援を要請するものとする。

12 積雪期の対応

(1) 在宅者における対応

市は、関係機関の協力を得て、介護を要する在宅者世帯及び介護者が高齢者又は高齢者だけの世帯に対し、雪下ろしや除雪など災害時に対応できる手立てに努める。

(2) 施設における対応

社会福祉施設等は、避難場所、避難経路の確保のため適時除雪に努めるものとする。これに対し、市及び県は協力し、災害時に対応できるよう安全の確保に努めるものとする。

第 2 3 節 文教施設における応急対策計画

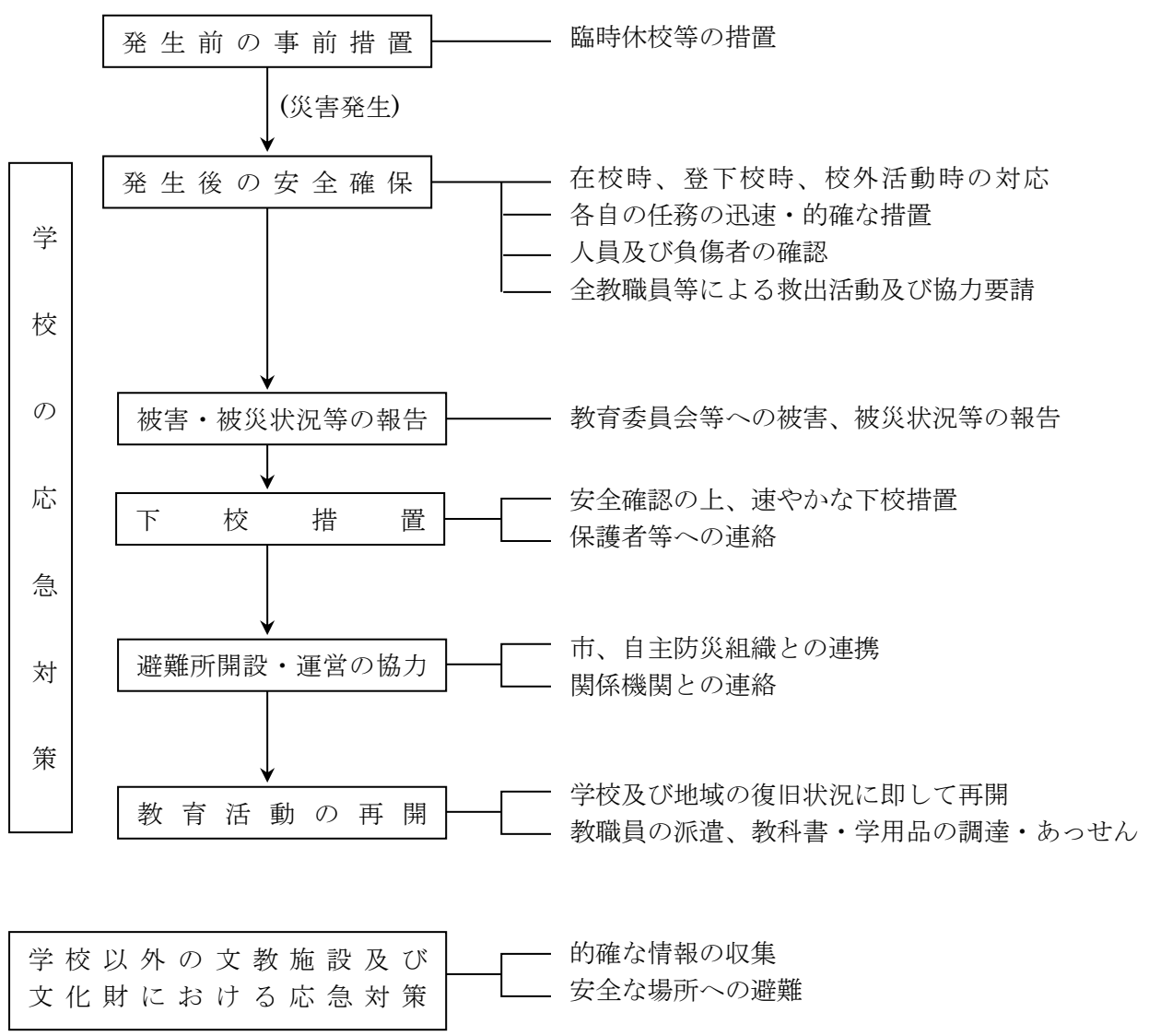
1 計画の方針

大規模な災害が発生した場合は、学校を始めとする文教施設の管理者は、学校防災計画及び各施設の防災計画の定めるところにより、園児・児童生徒、教職員、入館者及び施設利用者等の安全確保のほか、施設災害等に対する迅速な対応を図るものとする。

2 実施責任者

市長及び教育委員会は、学校等市立文教施設の応急対策及び応急教育を実施する。

3 文教施設における災害応急対策フロー図



4 学校の災害応急対策

(1) 発生前の事前措置

ア 気象情報等により風水害等の災害発生が予測される場合の措置

(ア) 教育委員会及び校長は、臨時休校や授業短縮による一斉下校等の措置を執り、児童生徒が家庭で保護者と一緒に居られるよう配慮すること。

(イ) 校長は、日頃から、幼児・児童生徒の緊急連絡先の整理及び災害時における幼児・児童生徒の保護者への引き渡し方法等について、文書で通知しておくこと。

イ 校外活動中に風水害等の災害発生が予測される事態となった場合の措置

(ア) 引率教職員は、活動を中止し学校に連絡を取り、児童生徒を安全に帰校させること。

(イ) 交通混乱等により直ちに帰校することが困難な場合は、児童生徒の安全を確保した上、学校に連絡し、校長等と協議して関係機関に協力を要請するなど臨機の対応を行うこと。

ウ 事前措置の報告

校長は、臨時休校・一斉下校等の措置を決定した場合、市教育委員会に報告する。それを受けた市教育委員会は、県教育委員会へ報告すること。

(2) 発生直後の安全確保

教職員は、地震発生直後における幼児・児童生徒の行動について、日ごろから十分に指導しておくとともに、安全確保のため適切な指示を与えるものとする。

ア 在校時に発生した場合の措置

(ア) 避難誘導

a 避難経路に基づき、幼児・児童生徒を安全な場所（校庭等）に避難させること。

b P T Aや上級生等が避難誘導するよう、日ごろから避難誘導體制の整備を図っておくこと。

(イ) 安全確認

a 学級担任は、速やかに人員や負傷者を確認して、学年主任、教頭、校長の手順で報告すること。

b 火災が発生した場合及び重傷者、生き埋め者、行方不明者等がいる場合は、直ちに消防署に通報するとともに、適切な方法により初期消火、救出・捜索作業を行うこと。

c 保健主事・養護教諭を中心に、教職員、児童生徒による救護体制が編成できるよう日ごろから訓練を実施しておくこと。

d 学校医と災害時における協力について、連携を深めておくこと。

イ 登下校時に発生した場合の措置

(ア) 避難誘導

登下校中の災害発生に備えて、P T Aと連携して児童生徒の交通手段を把握し、通学路における危険箇所（ブロック塀、狭い道路等）の事前点検及び避難場所の周知を図っておくこと。

(イ) 安全確認

a 登下校中の児童生徒の内、学校へ避難してきた者は直ちに学校で保護し、確認の上保護者に連絡すること。

b 避難してきた児童生徒から状況を聞き取り、災害に巻き込まれ遭難した児童生徒の情報を得たときは、直ちに消防・警察等に通報するとともに、現場へ教職員を派遣して状況を確認すること。

ウ 勤務時間外に発生した場合の措置

(ア) 校長及び学校防災計画であらかじめ指定された教職員は、直ちに登校し、学校施設の被災状況を調査する。

(イ) 施設が被災しているときは、直ちに応急措置を行い、被害の拡大防止に努めること。

(ウ) 児童生徒の自宅に連絡を取るなどして安否を確認し、災害の状況及び施設の被災状況等を考慮した上で休校等の措置を検討すること。

(3) 災害情報の収集

教職員は、ラジオ、テレビ等報道機関の風水害等の災害情報を収集するとともに、関係機関（市教育委員会、三条警察署、市消防本部等）と連絡を取り、新しい情報把握に努めること。

(4) 被害・被災状況の報告

校長等は、速やかに被害・被災状況（幼児・児童生徒、教職員、施設、設備）等を調査し、その結果を直ちに市教育委員会等へ報告すること。市教育委員会はその結果を集約し、県教育委員会に報告すること。（この報告は、人的・物的被害の有無にかかわらず必ず行う。）

(5) 下校措置

ア 児童生徒の在校時に災害が発生した場合、校長等は、帰宅経路等の安全確認できるまで、幼児・児童生徒を学校に留め置く。安全が確認できた場合は教育委員会との協議の上で速やかに児童生徒を下校させること。

イ 下校措置に当たっては、中学生は集団下校又は学校での保護者への直接引き渡し、小学校以下及び特別支援学級の生徒については、教職員による引率又は学校での保護者への直接引き渡しにより、安全を確保すること。

ウ 園児、児童については、できる限り緊急時連絡先に連絡を取り、保護者に迎えに来てもらうこととする。連絡が取れない場合は、連絡が取れるまで避難場所に待機させること。

(6) 避難所開設、運営の協力

ア 避難所運営の協力

校長は、市から指示があったとき又は近隣住民等が学校に避難してきたときは、学校を避難所として開放し、その運営に積極的に協力すること。

イ 教職員の基本的役割

教職員は、行政職員が出動困難な場合の初動体制時における避難所初期対応や避難所施設管理者としての基本的な指示や協力を行うこと。

校長…施設管理者として、自主防災組織の代表者等と連携して避難所運営を支援する。

教頭・教諭…校長の指揮の下で、避難者との対応等、避難所運営を支援する。

養護教諭…学校医と連絡を取り、避難所の救援活動を支援する。

事務職員等…行政当局との情報連絡、学校施設のライフライン確保に当たる。

ウ 校舎等を避難場所として使用する場合の注意

(ア) 校長室、職員室、保健室、放送室、理科室、図書室、コンピュータ室には、避難者を入室させないこと。

(イ) 災害時要援護者は、条件が良好な部屋を使用できるよう配慮すること。

(ウ) 障がい者等特別な介護が必要な避難者がいる場合は、当人の希望を確認した上で関係機関に連絡し、必要に応じ介護員の派遣や施設への一時入所を依頼すること。

(7) 教育活動の再開

ア 校長の対応

(ア) 校長は、学校及び地域の復旧状況を考慮しながら、速やかな教育活動の再開に努めること。

(イ) 校舎の被害が甚大な場合は、学年合同授業、二部授業又は地域の公共施設等を利用した分散授業を行うこと。

イ 教育委員会の対応

県、市教育委員会は、教育活動を速やかに再開するため、教職員の派遣、教科書、学用品の調達・あっせんを行うこと。

5 学校給食の応急対策

(1) 給食施設、原材料の不足等のため、平常の給食が実施できない場合にも、パン、牛乳等の給食を実施するよう努めること。

(2) 原材料又はパン、牛乳等の補給が困難な場合は、市教育委員会は県教育委員会に連絡し、その指示を受け、物資の調達を図り実施すること。

- (3) 給食施設が被災者用炊き出し施設に利用される場合は、学校給食と被災者用炊き出しとの調整に配慮すること。

6 学校保健安全対策

- (1) 校長は、欠席児童生徒の家庭訪問等を行うことにより、事故、疾病の状況を把握すること。
- (2) 学校内において、特に伝染病又は食中毒が発生した場合には、三条地域振興局健康福祉環境部長に連絡し、その判断に基づき給食の停止、休校等の適宜な措置を執るとともに、その旨を県教育委員会に報告すること。
- (3) 学校内及び通学中の事故防止について、万全を期すること。

7 学校以外の文教施設等の応急対策

各施設の管理者は、各施設の防災計画の定めるところにより、人命の安全確保及び施設等の保全を図るとともに、応急対策を行い被害の軽減に努めるものとする。

主な留意点は、次のとおりとする。

- (1) 災害発生時は、施設の入館者又は利用者等の人命救助を第一として、避難誘導に努め、必要に応じて施設外の安全な場所へ避難させること。
- (2) 施設の入館者又は利用者等について、要救助者及び負傷者の有無を確認して、消防・警察等に通報するとともに、救急隊が到着するまでの間、全職員等により救助作業及び負傷者の手当等必要な措置を講ずること。
- (3) ラジオ、テレビ等報道機関の災害情報を収集するとともに、関係機関と連絡を取り最新の情報把握に努めること。
- (4) 速やかに被害状況等を調査し、直ちに市教育委員会等へ報告するとともに、必要に応じて、直ちに被害拡大防止の措置を執ること。
- (5) 施設が避難所となった場合は、市及び自主防災組織等と連携して、避難所開設・運営に積極的に協力すること。

8 文化財の応急対策

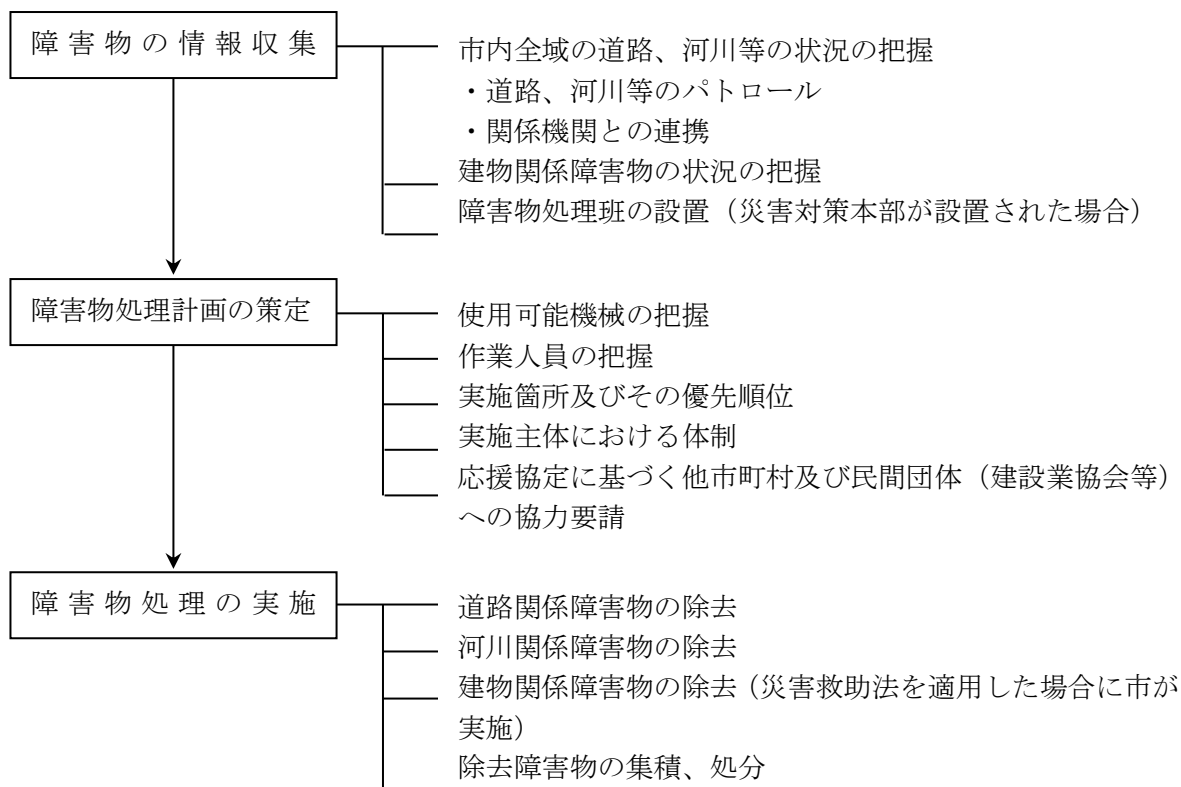
文化財所有者は、応急対策を行い、被害拡大防止の措置を講ずるとともに、観覧者がいる場合は人命の安全確保の措置を行うこと。また、速かに被害状況等を調査し、市教育委員会（所管課：市民部生涯学習課）へ報告するものとする。

第24節 障害物の処理計画

1 計画の方針

災害により落石、倒壊家屋その他の障害物が発生した場合には、緊急輸送路の確保、被災者の保護及び応急対策活動の円滑な実施を可能にするため、速やかに障害物の除去を行うものとする。

2 障害物の処理計画応急対策フロー図



3 障害物の情報収集

市は、市内全域の状況把握のほか、救命・救助、緊急輸送の関連で障害物除去を必要とする道路施設等の公共管理施設について、関係各機関との連携の下に情報収集を行うものとする。なお、被災状況が甚大な場合は、災害対策本部が設置され、国県等の関係機関との連携を図りながら、効率的に障害物除去を実施する必要があるため、あらかじめ災害対策本部内に障害物除去を担当する専属班を定めておくものとする。

4 障害物処理計画の策定

被害状況の情報収集の結果、その被災程度が著しく甚大であり、障害物除去が広範かつ大規模であると判断された場合、市は、国、県等の関係機関と協議を行い、緊急輸送路を優先に障害物処理計画を策定するものとする。

- (1) 使用可能機械の把握
- (2) 作業人員の把握
- (3) 実施箇所及びその優先順位
- (4) 実施主体（各施設管理者）の配備・指令

- (5) 廃棄物収集場所・処分場所の指定
- (6) 建設業関係団体等民間団体への支援要請（不足する資機材・作業人員等）

5 障害物処理の実施

(1) 障害物処理の実施主体

障害物除去は、原則として各施設管理者が実施するものとする。

ア 道路管理者

国：北陸地方整備局新潟国道事務所及び同黒埼維持出張所

北陸地方整備局長岡国道事務所及び同長岡維持出張所

県：土木部道路維持課及び三条地域振興局地域整備部維持管理課

市：建設部建設課

その他：東日本高速道路㈱等

イ 河川管理者

国：北陸地方整備局信濃川下流河川事務所及び同三条出張所

県：土木部河川管理課及び三条地域振興局地域整備部治水課

市：建設部建設課

その他：土地改良区等

ウ 建物関係実施主体（災害救助法を適用した場合の障害物除去）

市：市災害対策本部

エ その他（各施設管理者が上記管理者のほか連携を図る必要のある関係機関）

新潟県警察本部及び三条警察署、JR東日本、三条市消防本部、自衛隊等

(2) 各施設の障害物処理

ア 道路関係障害物除去

道路管理者は、その管理区域の道路上の車両及び周辺構造物が落下し、又は倒壊することによる路上障害物の状況を調査し、報告するとともに路上障害物を除去する。特に、緊急輸送路については、最優先に実施するものとする。

イ 河川関係障害物

河川管理者は、その所管する河川区域について、漂流物により流下が妨げられ危険と認める場合には、速やかに障害物除去等に努めるものとする。

ウ 建設関係障害物の除去

災害救助法が適用された災害によって、建物又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で日常生活に著しく支障を及ぼす障害物は、市が主体となり除去するものとする。

エ 障害物処理の手法

市は、障害物の処理に当たり、簡易な障害物の除去については市有機械及び人員をもって、困難な場合は建設業関係団体に不足する資機材・作業人員を支援要請し、著しく困難な場合には県、他の市町村又は自衛隊に応援を求め、応急措置を実施する。

(3) 除去障害物の集積、処分

災害時には廃棄障害物等が大量に出るため、市は、あらかじめ仮置場及び最終処分地について定めておくものとする。

処分場所について、可燃性の廃棄物及び不燃性廃棄物は清掃センターとするが、一時的に大量の障害物が搬入されたり、交通確保が困難で処理場への搬入ができない等の場合は、生活環境や環境保全上支障のない場所で暫定的に積み置きできる公共施設敷地や借上農地等の場所を確保し、分別して集積するものとする。

また、障害物処理の実施者は、がれき等除去物の処理について、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより円滑かつ適正な処理を行うよう努めるとともに、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努めることとする。特に、コンクリート殻等の産業廃棄物は、可能な限り次

の中間処理施設に運搬するものとする。

[中間処理施設] 株式会社丸正土木 三条市中野原443-1
嵐北産業(株) 砕石工場 三条市荻堀前川原734-3
株式会社長谷川興産 今井プラント 三条市今井字川原1058-1
有限会社山口建材 三条市小滝145
五十嵐川砂利工業(株) 荻堀砂利砕石工場 三条市荻堀前川原623

6 広域応援体制の整備

被災時における障害物除去の円滑かつ適正な処理を行うため、市は、県及び他市町村のほか民間建設業関係団体等ともあらかじめ人員、機械、資材等についての応援を協議し、広域応援体制の整備を図っておくものとする。

7 積雪期の対応

主要道路の確保を図るため、市は、除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員についてあらかじめ体制の整備を図っておくものとする。積雪及び被災状況に応じて、国、県等の関係機関と連携を図りながら障害物除去計画を策定するとともに、その実施に当たるものとする。

第25節 遺体の搜索、処理、火葬計画

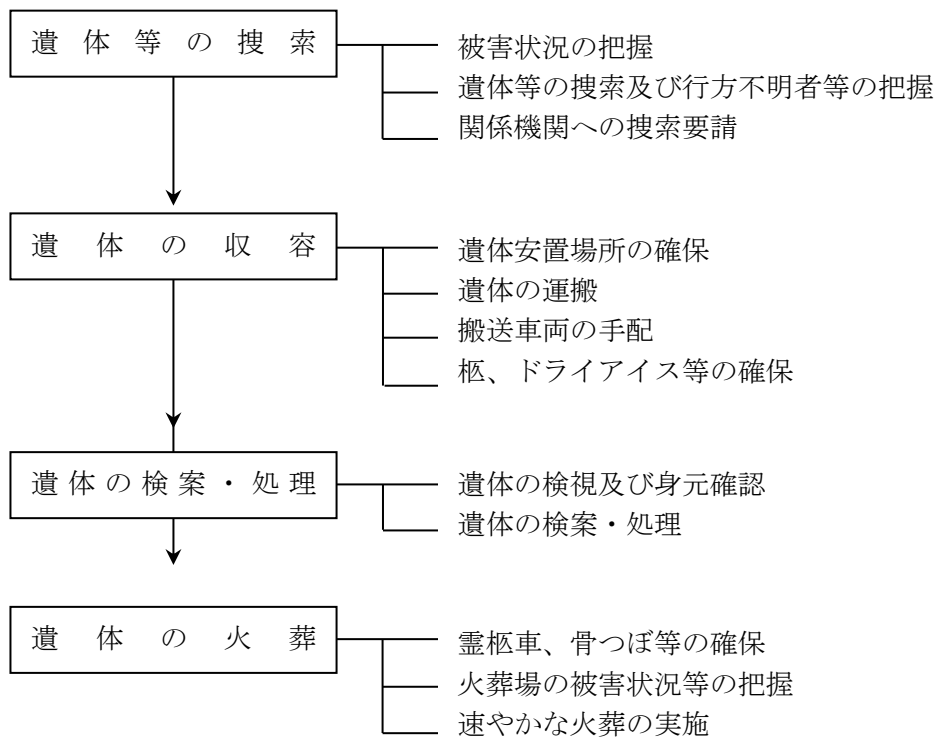
1 計画の方針

災害で建物の倒壊、火災等により、多くの死者が出た場合には、市は、遺体の搜索、処理、火葬等一連の業務を県その他の関係機関と連携を図りながら、迅速かつ適切に実施するものとする。

2 実施責任者

- (1) 市長は、行方不明者及び死体の搜索並びに死体の処理及び火葬を行うものとする。
- (2) 行方不明者の搜索、死体の検視等の警察上の措置は、県警察本部（三条警察署）が行うものとする。

3 応急対策フロー図



8 遺体の火葬

- (1) 遺体は、霊柩車により搬送し、火葬するものとする。
- (2) 霊柩車、骨つぼ等が不足する場合は、市は、新潟県葬祭業協同組合又は新潟県トラック協会に手配するよう県に要請するものとする。
- (3) 死亡者が多数のため、通常の手続を行っていたのでは遺体の腐敗等により公衆衛生上の危害が発生するおそれがある場合は、市は、火葬許可手続を簡略化できる方法について、県を通じて厚生労働省へ協議するものとする。
- (4) 市は、市斎場の被災状況を把握し、三条地域振興局健康福祉環境部に被害状況を報告するとともに、死亡者が多数の場合は県に応援要請を行い、速やかに火葬を行うものとする。

9 広域応援体制

- (1) 市は、自ら遺体の搜索、処理及び火葬の実施が困難な場合は、県及び広域相互応援協定を締結している市町村に遺体の搜索、処理及び火葬の実施又はこれらに要する人員及び資機材等について、応援を要請するものとする。
- (2) 市は、(1)の応援を要請する場合は、次の事項を明らかにして、電話等により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。
 - ア 遺体処理実施場所
 - イ 対象人員概要
 - ウ 施設設備の状況
 - エ 応援を求める職種別人員数
 - オ 応援を求める物資等の種別及び数量
 - カ 処理期間
 - キ その他参考事項

10 災害救助法が適用された場合の死体の搜索、処理及び火葬の基準

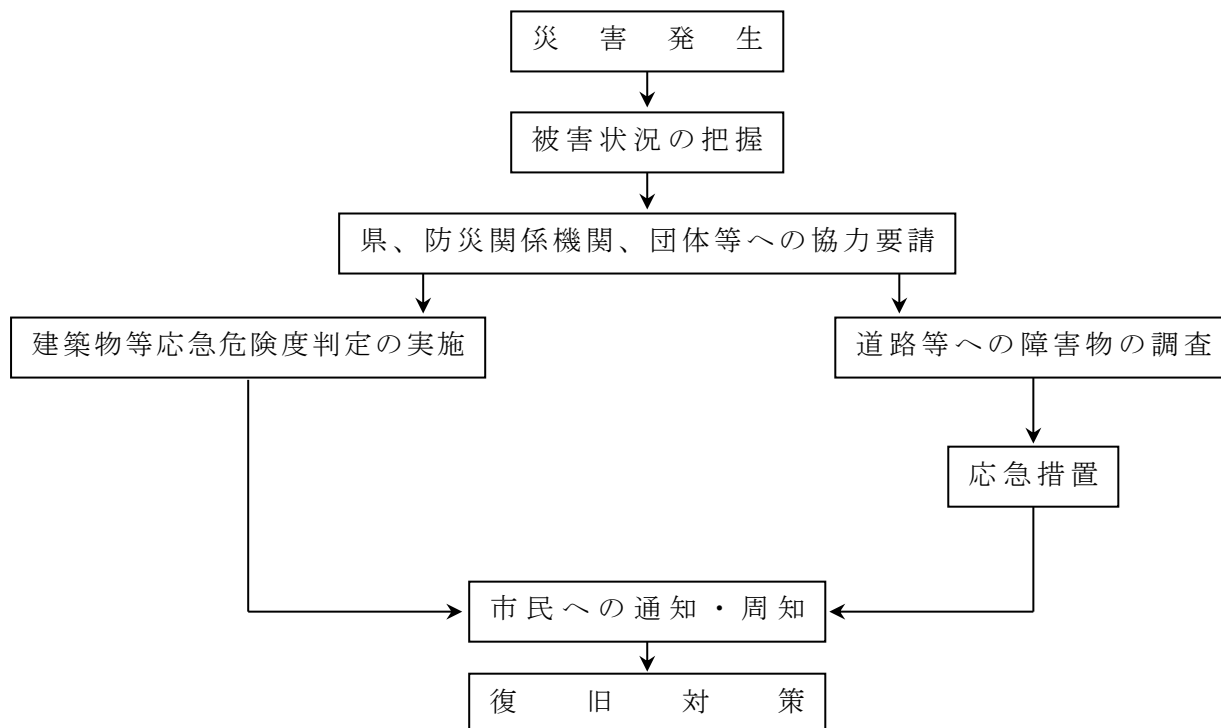
県地域防災計画（風水害対策編）第3章第54節「災害救助法による救助」の定めるところによる。

第26節 建築物等における応急対策計画

1 計画の方針

大規模な災害が発生した場合及び二次災害のおそれがあるときは、市は、県、防災関係機関、関係団体等の協力を得て、速やかに建築物等の被害の発生防止措置を講ずるものとする。

2 応急対策フロー図



3 被害状況の把握

市は、大規模な災害が発生した場合は、被害の概要を調査し、被災地の情報収集に当たるものとする。

4 県、防災関係機関、団体等への協力要請

市は、前記3による調査の結果、建築物等による人的・物的被害の発生のおそれがあるときは、速やかに関係団体に応援協力を要請し、建築物等応急危険度判定及び道路等への障害物の調査を行った上、応急措置を実施するものとする。

5 建築物等応急危険度判定の実施

市は、専門知識を有する者及びあらかじめ養成した応急危険度判定技術者とともに応急危険度調査を実施する。

また、住民等の安全確保のため、速やかに被災地区について被災建物応急危険度判定を行う。建築物の被災状況を外観目視調査し、建築物の被災度により「危険」「要注意」「調査済」の3段階に区分し、その旨の札を建築物に表示する。

6 調査が済んだ建築物等の処理

被災建物応急危険度判定により、そのまま存置しておくことが危険な建築物等については、その管理者又は所有者はできるだけ速やかに当該施設を解体撤去するものとする。

7 道路等への障害物に対する安全対策

道路等人が通行する箇所又は人が集まる場所等へ屋根瓦、窓ガラス等の落下、ブロック塀（石塀を含む。）、看板等の倒壊の危険があると認められる場合は、道路管理者又は当該施設の管理者若しくは所有者等は、通行禁止その他安全対策上必要な措置を講ずるものとする。

8 復旧計画

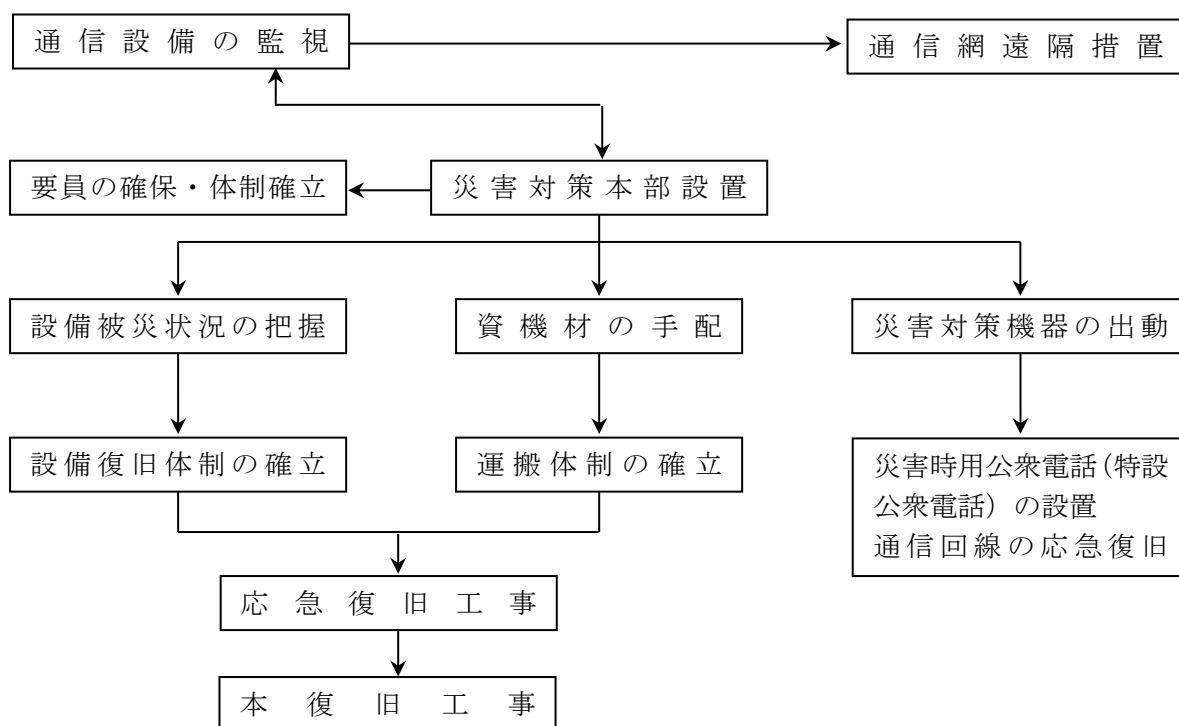
民有施設の補修、改修等の復旧は、融資、貸付その他資金等による支援計画及び民有施設被害の災害復旧事業計画によるものとする。また、公共施設の復旧計画については、公共施設被害の災害復旧事業計画によるものとする。

第27節 公衆通信施設応急対策計画

1 計画の方針

災害の発生に際して、東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）は、通信設備等を災害から防護するとともに、県、市町村、関係団体と連携した応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図る。

2 公衆通信施設（NTT東日本）応急対策フロー図



3 応急対策計画

(1) 被災地通信設備の監視と通信網の遠隔措置

県内の電気通信設備を常時監視し、被災状況の情報収集とともに通信の疎通確保のための遠隔切替制御及び輻輳による制御、トーキ挿入措置等を行う。

(2) 災害時の組織体制

災害の発生又は発生するおそれのある場合は、NTT東日本新潟支店に設置基準に基づく次の組織体制を設置する。

- ア 情報連絡室
- イ 支援本部
- ウ 災害対策本部

(3) 設備復旧体制の確立

防災業務の運営あるいは応急復旧に必要な動員を行うため、次の事項について措置方法を定めている。

- ア 全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集
- イ NTTグループ会社等関連会社による応援

ウ 工事請負会社の応援

(4) 被害状況の把握

ア 被害の概況について、社内外からの被害に関する情報を迅速に収集する。

イ 被害の詳細調査について、車両での通行が困難な場合は、自転車等も利用し、全貌を把握する。

(5) 災害対策機器等の出動

重要回線の救済及び災害時用公衆電話（特設公衆電話）を設置するため、各種災害対策用機器、移動無線車等の出動により対応する。

また、運搬方法については、道路通行が不可能な場合、必要に応じ、県、自衛隊等ヘリコプターの要請を行い空輸する。

ア 孤立防止対策用衛星電話

イ 可搬型移動無線機

ウ 移動電源車及び可搬電源装置

エ 応急復旧ケーブル

オ ポータブル衛星車

カ その他応急復旧用諸装置

(6) 復旧資材等の調達及び運搬体制の確立

応急復旧に必要な資材等については、新潟支店保有の資材及び全国から資材等の調達を行う。

また、運搬方法については、道路通行が不可能な場合、必要に応じ、県、自衛隊等ヘリコプターの要請を行い空輸する。

(7) 災害用伝言サービスの提供

災害発生時、及び災害の発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況（輻輳）になった場合、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171の利用を可能とする。

4 復旧計画

(1) 応急復旧工事

災害による電気通信設備等を緊急に復旧する必要があるため、災害対策機器、応急用資機材等の仮設備で復旧する工事により、通信の疎通を早急に確保する。

(2) 復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信の確保のため、災害の状況、電気通信設備の被害状況に応じ下表の復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

区 分	重要通信を確保する機関
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある機関、通信の確保に直接関係ある機関、電力の供給の確保に直接関係ある機関
第2順位	ガス、水道の供給の確保に直接関係ある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

(3) 本復旧工事

災害の再発を防止するため、必要な防災設計を織り込んだ復旧又は将来の設備拡張を見込んだ工事及び設備等が全く滅失した場合に復旧工事を実施する。

5 利用者への広報

NTT東日本新潟支店は、災害によって電気通信サービスに支障を来した場合、次に掲げる事項について、広報車及びインターネットにより地域の住民等に広報するとともに、さらに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を行う。

- (1) 災害に対してとられている措置及び応急復旧状況
- (2) 通信の途絶または、利用制限をした理由、及び状況
- (3) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）設置場所の周知
- (4) 住民等に対して協力を要請する事項
- (5) 災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171提供に関する事項
- (6) その他必要な事項

6 広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、NTT東日本の支援体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を図る。

(1) NTT東日本の応援体制

被災した支店は、電気通信設備の被害状況を把握し、自支店だけでは対処できないと判断した場合は、NTT東日本災害対策本部に対して応援要請を行い、計画に基づいた資機材の確保と輸送体制及び作業体制を確立し運用する。

(2) 全国の応援体制

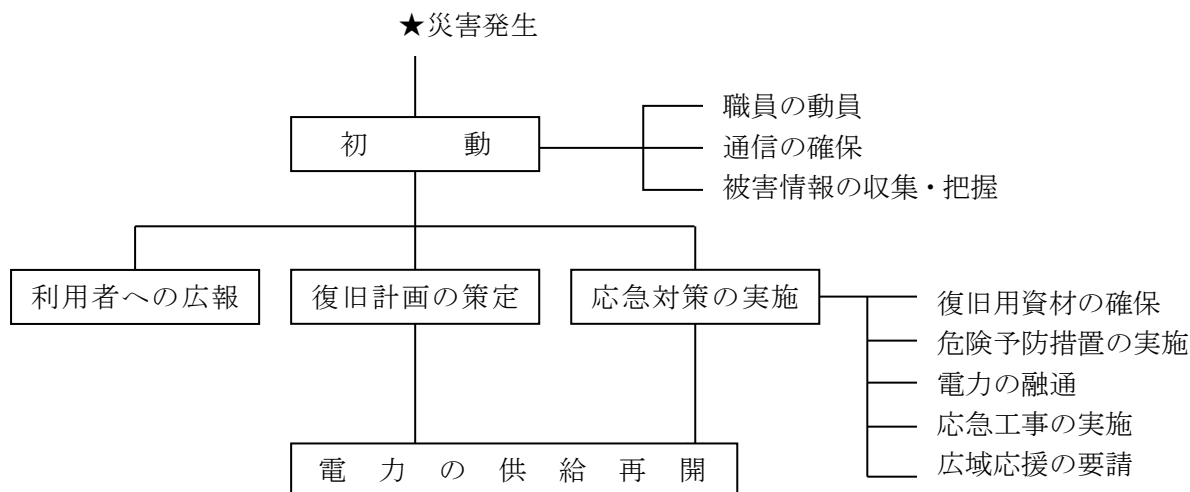
NTT東日本災害対策本部は、応援要請に基づき、要請事項を取りまとめるうえ本社災害対策本部へ要請する。

第28節 電気施設応急対策計画

1 計画の方針

電力供給機関は、災害発生時における電力ラインを確保するとともに、電気災害から住民等の安全を守るため被災箇所の迅速、的確な復旧を実施するものとする。

2 電気施設応急対策フロー図



3 復旧活動体制の組織

(1) 被災時の組織体制

東北電力株式会社（以下「東北電力」という。）は、災害が発生したときは、非常災害対策本部（連絡室）を設置する。本部には、設備、業務ごとに編成された班を置いて災害対策業務を遂行する。

【防災体制表】

区分	非常事態の情勢
警戒体制	災害の発生に備えて、連絡体制を敷くべきと判断される場合
第1非常体制	災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断される場合又は災害が発生し必要と認めた場合
第2非常体制	大規模な災害が発生し、第1非常体制での復旧が困難な場合

(2) 動員体制

対策本部（連絡室）の長は、防災体制発令後直ちにあらかじめ定める対策要員の動員を指示する。

なお、夜間休日等の緊急呼集及び交通・通信機関の途絶に対応できるよう、要員の選抜、呼集方法、出動方法等について検討し、適切な活動組織を編成する。

また、被害が甚大で当該店所のみでは早期復旧が困難な場合は、他店所や関連企業に応援を要請し要員を確保する。復旧作業隊及び復旧資材の迅速な輸送を図るため、緊急通行車両の指定措置を関係機関に要請する。

(3) 通信の確保

対策本部（連絡室）は、防災体制を発令した場合、速やかに関係店所間に非常災害用電話回線を構成する。

(4) 被害情報の把握と情報連絡体制

各班は、設備（発電所、変電所、送電線、配電線等）ごとに被害状況を迅速かつ的確に把握し、通報連絡経路に従って対策本部へ報告し、本部はこれを集約し関係機関へも報告する。

4 応急対策

(1) 復旧資材の確保

ア 対策本部（連絡室）班長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は可及的速やかに確保する。

イ 災害対策用資器材の輸送は、自社で対応することが困難な場合は、請負会社の車両、ヘリコプター等を始め、その他可能な運搬手段により行う。

ウ 災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要な場合並びに人員の確保及び資材運搬が困難な場合は、当該地方自治体の災害対策本部に要請して確保する。

(2) 災害時における危険予防措置

災害時においても、原則として電気の供給を継続するが、二次災害の危険が予想され、災害対策本部（県・市）、三条警察署、消防機関等から要請があった場合は、送電停止等、適切な危険予防措置を講ずる。

(3) 電力の融通

各電力会社と締結した「全国融通電力供給契約」及び東北電力と隣接する各電力会社と締結した「二社間融通電力供給契約」に基づき、電力の緊急融通を行う。

(4) 応急工事

災害時における応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して迅速かつ的確に実施する。緊急復旧を要する箇所は、応急電源車、バイパスケーブル、仮設変圧器等を使用して早期送電を行う。

5 復旧計画

復旧計画の策定に当たっては、病院、公共機関、広域避難場所等を優先することとし、具体的には国、県、市の災害対策本部と連携し、復旧計画を策定するものとする。

6 利用者への広報

停電による社会不安の除去と公衆感電事故防止及び二次災害防止の周知について、広報車及びチラシ、掲示板等の利用並びに報道機関の協力を得てラジオ、テレビ等放送媒体及び新聞等により電力施設被害状況、復旧見通し、公衆感電事故防止等について周知を図る。

また、地域に有線放送設備、同時通報無線設備、CATV局及びコミュニティFM局等地域型の放送手段がある場合は、積極的に情報を提供し、広報活動の協力を得るものとする。

7 広域応援体制

復旧活動に当たり、他電力会社への応援要請又は派遣について、電力会社間で策定した「災害復旧要綱」に基づき応援要請を行う。

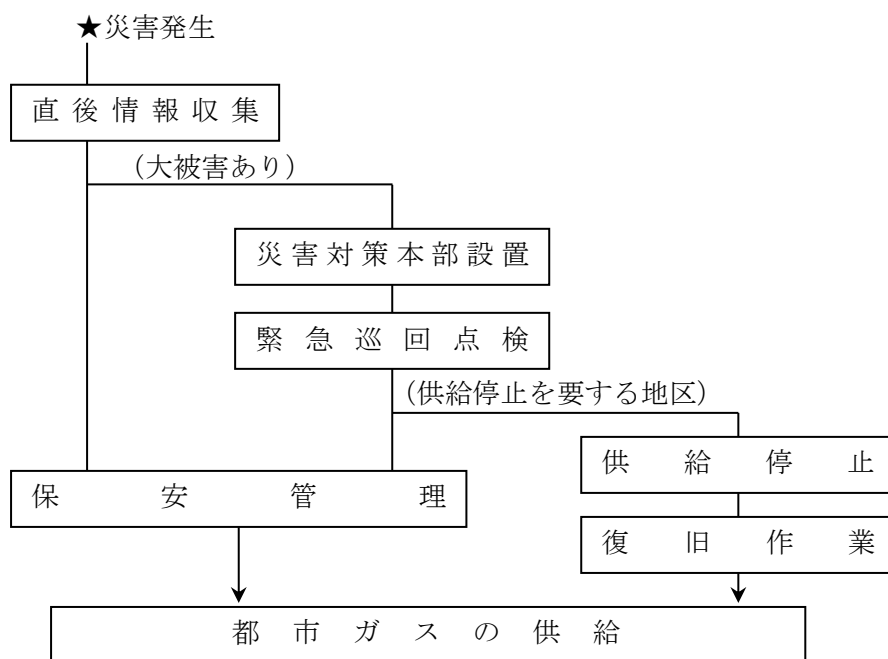
また、関連会社についても「非常災害復旧に関する協定」に基づき復旧活動の支援を依頼する。

第29節 都市ガス施設応急対策計画

1 計画の方針

ガス事業者は、災害発生後、速やかに災害の発生場所、大きさ等について情報収集を行い、ガス施設への影響等の調査を行い、ガスによる二次災害のおそれがある地域については、速やかにガスの供給を停止する。供給を停止した場合は、事前に定めてある復旧計画に沿って、安全で効率的な復旧を進める。

2 都市ガス施設応急対策フロー図



3 緊急措置

(1) 災害対策本部の設置

災害により被害の発生が予想され、又は発生した場合は、保安措置を円滑かつ適切に行うとともに、早期復旧を図るため災害対策本部を設置する。

(2) 施設の被害状況の調査

ガスの圧力、流量等の情報を早期に収集するとともに、速やかに次の施設の巡視点検を行い、ガス工作物の被害概況を把握する。

ア 製造所・供給所の施設

ガス発生設備、受入設備、機械設備、建屋、ガスホルダー、液化ガス貯槽、配管・計装設備、電気・水道設備等について目視又は計測器、ガス漏えい検知器等による調査、点検を行う。

イ 導管施設

重要な導管・架管部、整圧器等を、車両又は徒歩により巡回し、目視、臭気、ガス検知器等による調査・点検を行う。

(3) 供給停止

調査結果、ガスによる二次災害のおそれがある地域については、ガスの供給を停止する。

4 復旧計画

(1) 製造所・供給所施設の復旧

ガス発生設備・受入設備・ガスホルダーなどを巡視点検し、設備からのガス漏えい、沈下、変形等の異常の有無を調査し、損傷部分の修理を行う。

(2) 導管施設の復旧

あらかじめ定めてある復旧計画に沿って、被害の比較的少ない地区から次の手順で復旧を進める。

ア 需要家を戸別に巡回し、需要家のガス栓・メーターガス栓の閉栓を行う。

イ 高中圧管等に試験ガスを流し、漏えい調査を行う。漏えいがある場合は、損傷箇所の修理完了後ガスを通し、エアパージを行い導管内の圧力を保持する。

ウ ブロック内の低圧管網へ整圧器から断続的に試験ガスを流し、漏えい調査を行い、損傷箇所の修理を行う。その際、二次災害防止のため、広報車によるPRの徹底、更に安全を確保するため作業員の巡回を実施する。

漏えい箇所を発見できないときは、ブロックを細分割し、調査を行う。

エ ブロック内低圧導管網が復旧したら、エアパージを行い、導管網を通常の供給圧力程度に保持する。

オ 需要家への供給を再開するに当たっては、広報車によるPRを実施するとともに、戸別に訪問し開栓を実施する。

5 広域応援体制

災害発生に伴い、災害が発生し救援の必要が生じた場合は、日本ガス協会関東中央部会の定める「地震・洪水等非常事態における救援措置要領」によって救援要請を行う。

(1) 県ガス協会のみで対応する場合

被災事業者から、県幹事事業者に対し救援要請を行う。これにより県幹事事業者は、県内事業者に協力を要請し、救援隊を編成して派遣する。

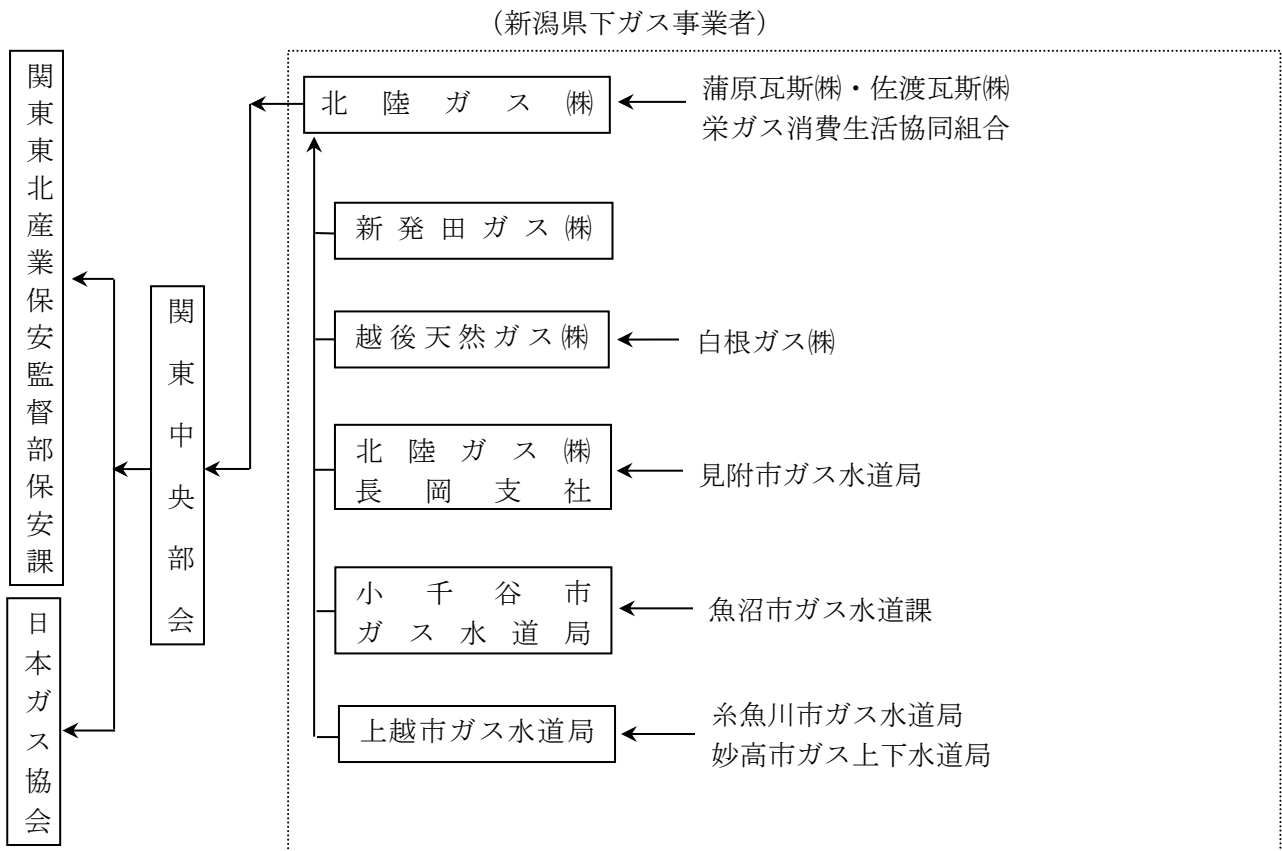
(2) 日本ガス協会関東中央部会で対応する場合

県ガス協会は、災害規模により新潟県内事業者のみで対応が困難と判断した場合は、関東中央部会に対し救援要請を行う。これにより関東中央部会は、都県幹事事業者を通じて部会内事業者に協力を要請し、救援隊を編成して派遣する。

(3) 日本ガス協会本部で対応する場合

関東中央部会は、他地方部会からの応援が必要と判断した場合には、日本ガス協会本部に対し救援要請を行う。

表 1 日本ガス協会関東中央部会情報連絡系統表



6 需要家への広報

二次災害の防止と、円滑な復旧作業を行うための広報活動を行う。

(1) 広報の内容

ア ガス供給停止地区

- (ア) 復旧の見通しとスケジュール
- (イ) 復旧作業への協力依頼

イ ガス供給継続地区

- (ア) ガス臭気、漏れ等異常時の通報依頼
- (イ) ガスの安全使用周知

(2) 広報の方法

- ア 報道機関への協力要請
- イ 広報車による巡回
- ウ 戸別訪問によるチラシ配布
- エ 諸官公署への協力要請

7 緊急訓練

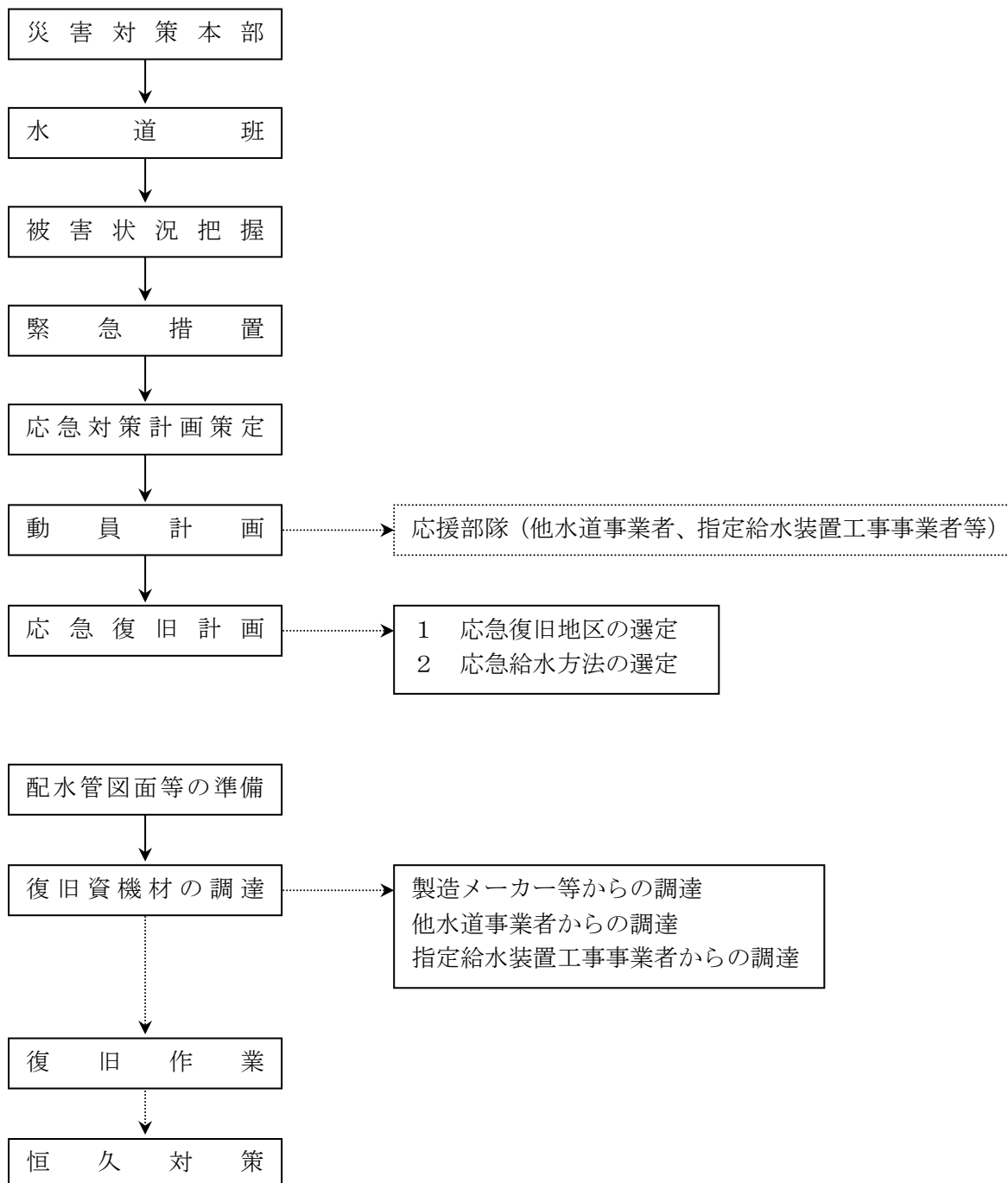
災害発生時に、迅速かつ的確な調査・復旧活動が実施できるよう、復旧計画書に沿った緊急訓練を定期的実施する。

第30節 上水道施設応急対策計画

1 計画方針

災害により水道施設が破損した場合、市民生活に大きな影響を与えるため、市は、可能な限り速やかに施設を修復し、管路を確認して二次災害の発生を未然に防止する。

2 応急対策フロー図



3 被害状況等の把握

市は、次の方法により迅速かつ的確に水道施設、配水管路、道路等の被害状況を把握するものとする。

- (1) 取水場、浄水場、配水場等の主要施設の被害状況及び配水ポンプ等の運転状況のテレメータ監視システム等による把握
- (2) 職員等による主要施設、配水管路等の巡回点検による被害状況の把握
- (3) 住民等からの通報による、配水管、給水管等の破損、断水等被害状況の把握
- (4) 対策本部からの災害規模・範囲及び道路等の被害状況の情報入手

4 実施体制、広域応援体制

- (1) 指定給水装置工事事業者と連絡を密にし、災害時における応急復旧体制を確保しておくとともに、必要に応じ、県及び日本水道協会新潟県支部に応援を要請し、十分な応急復旧体制を確立する。
- (2) 市は、被害状況により県を通じ厚生労働省、自衛隊及び全国の水道事業者の応援を求め、十分な応急復旧体制の確立を図る。また、本市独自に三条管工事業協同組合、業三条市建設業協会等の応援を求め、より一層の充実を図る。
- (3) 市は、必要に応じて、県を通じ水道法（昭和32年法律第177号）第40条に基づく、水道水の緊急応援命令等の適切な措置を講じ、被災地の水道の早期復旧に努める。
- (4) 応援部隊を的確に指揮できる体制を確立する。
- (5) 水道資機材の取扱業者及び関係機関と連絡を密にし、応急復旧活動に協力要請を行う。

5 復旧計画

- (1) 災害発生後速やかに被害状況を把握し、二次被害防止のための緊急措置を講ずるとともに、水道施設の復旧作業を行う。
- (2) 調査時には、路面の破損状況、漏水の痕跡状況等により破損内容を判断する。
- (3) 調査は、復旧作業中でも継続する。
- (4) 被害状況報告書に基づいて、断水区域図、給水可能区域図を作成する。
- (5) 復旧のための使用材料、重機等の仕様書を作成するとともに、速やかに手配をする。
- (6) 配管図（1/12000、1/10000、1/2500、1/500）の準備を行う。
- (7) 応急復旧の範囲
市による応急復旧の範囲は、各戸1栓程度の復旧までとし、以降の給水装置の復旧は、所有者に委ねられるものとする。
- (8) 復旧目標
可能な限り迅速に作業を進め、1週間～3週間での復旧を目途とする。
- (9) 復旧作業手順
原則として、取水・導水・浄水施設を最優先とし、次いで、送水管、基幹配水管、配水管、給水装置（各戸1栓程度）の順に作業を行う。
- (10) 優先順位
医療施設、避難所、福祉施設、拠点給水所及び基幹配水管の復旧作業を優先的に行う。
- (11) 冬期間の配慮
冬期間の応急復旧作業は、施設や道路等の除雪作業が必要になるため、除雪要員を確保するとともに、道路管理者等の関係機関と除雪作業について連絡調整する。
- (12) 飲料水の衛生確保
残留塩素濃度を測定し、適切に消毒されていることを確認する。

6 住民等への広報

市は、広報車、チラシ、報道機関等により、水道水の断水・減水の状況、応急給水及び応急復旧の

状況等について広報し、住民等の不安の解消に努める。

7 恒久対策

- (1) 全般的な漏水防止調査を実施し、完全復旧を図る。
- (2) 恒久復旧に当たっては、原形復旧だけでなく耐震化、近代化の向上を図る。

特に、管路の耐震継手・伸縮可撓管等の耐震化の向上、配水区域のブロック化、ループ化、連結管のバイパスルートの確保等バックアップシステムの構築を図る。

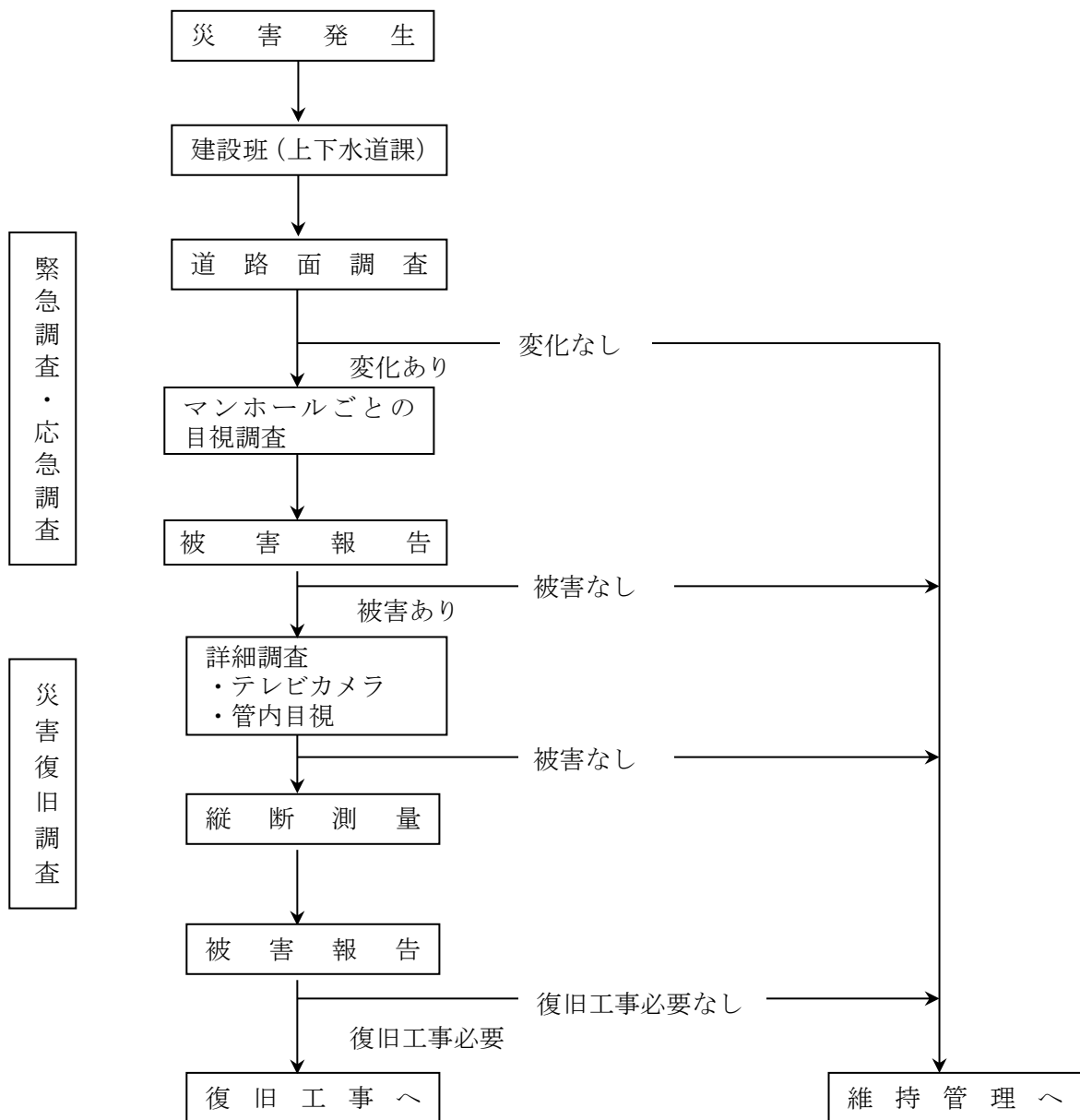
第 3 1 節 下水道施設応急対策計画

1 計画の方針

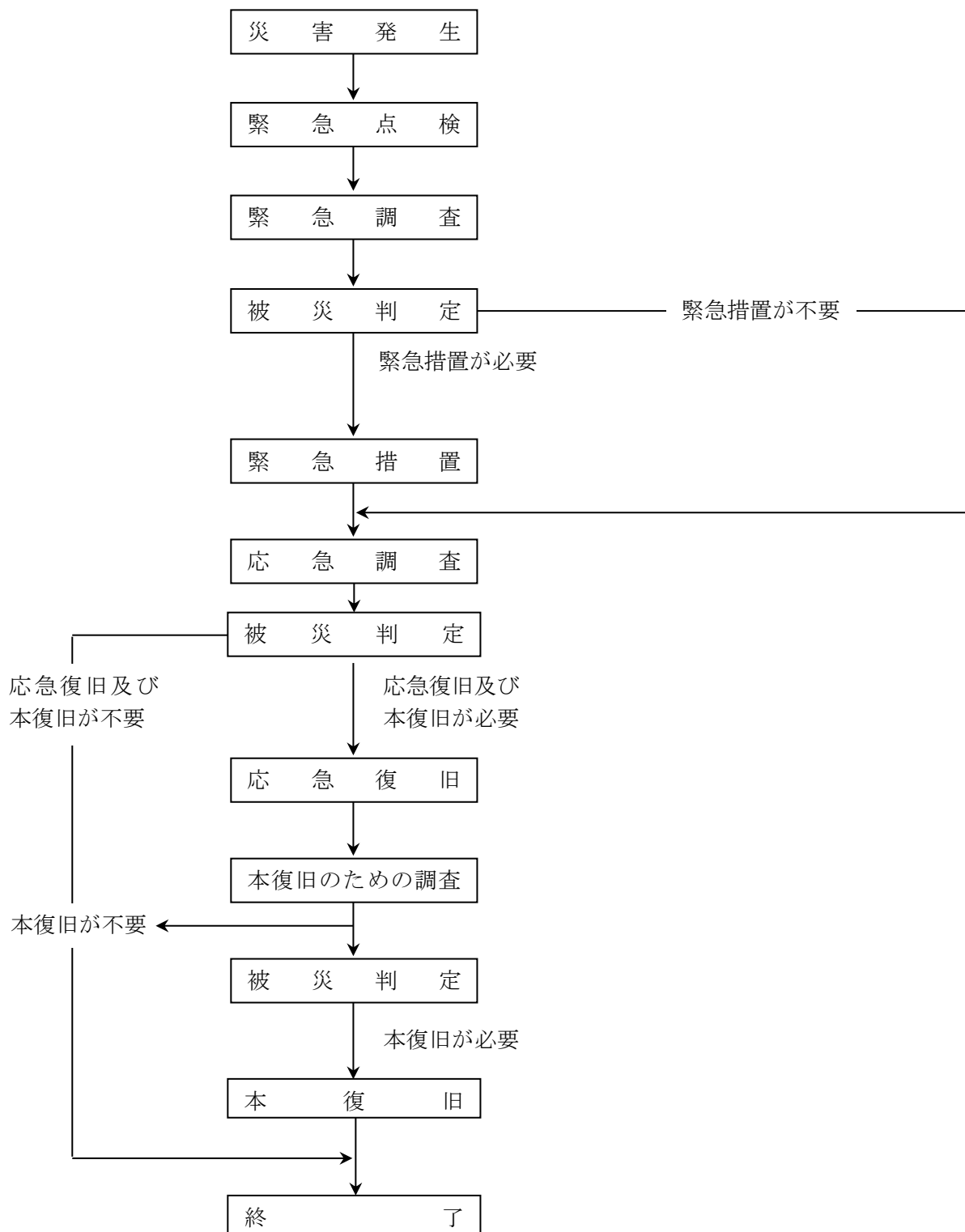
下水道施設は、ライフライン施設として被災者の生活に大きな影響を与えることから、早期の復旧が求められるものである。このため、災害の発生により下水道施設が破損した場合、建設班（市上下水道課）は、迅速に応急措置ができるよう「三条市水害対応マニュアル」により、被害状況の速やかな調査を実施し、いち早く下水道施設の機能復旧を図るものとする。

2 応急対策フロー図

(1) 調査フロー（管渠）



(2) 処理センター・ポンプ場・浄化センター



3 管渠、処理センター、浄化センターの応急対策

緊急措置と応急措置について

- 緊急措置…重大な機能障害及び二次災害の危険性を緊急に取り除くための仮の措置
- 応急措置…緊急性はやや落ちるが、緊急措置と同様の目的を持つとともに、管路施設及び処理施設の機能回復のために行う応急的な復旧

(1) 緊急措置について

対応項目	対 策	協力依頼先
緊急点検・調査・措置による対応	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設等、市管理施設の緊急点検、緊急調査の実施 ・緊急調査に基づく応急復旧の策定 	県 日本下水道事業団 (社)地域資源循環技術センター 協定事業者等

ア 管渠

下水道管の閉塞、破損等による機能障害及び道路、周辺施設等への二次災害の危険性を緊急に取り除くため、道路管理者との協議の上、バリケード、マーカーライト等の設置、陥没部への砂利等の投入、危険箇所への通行規制など必要な措置を講ずる。

また、管渠へのガス、石油等の流入による周辺住民への危険性の呼びかけ等を講ずる。

管渠等の破損による大量流入水から処理場、市街地の浸水防除のため、緊急遮断ゲートの操作を行う。

イ 処理センター・浄化センター

処理センター及び浄化センターにおいて、人的被害につながる二次災害未然防止として、建物、機械・電気設備の緊急点検を行い、必要に応じて火気の使用禁止、立入禁止、漏水箇所の止水等を行う。

ウ マンホールポンプ

マンホールポンプの電気通信の点検を行う。

(2) 応急復旧について

対応項目	対 策	協力依頼先
応急復旧による対応	<ul style="list-style-type: none"> ・応急復旧計画に基づき、応急復旧を実施、下水道施設等利用を再開する。 ・仮設用資材の調達に努める。 ・地域住民等に応急復旧状況などを周知する。 ・県に応急復旧状況等を連絡する。 ・避難所等に連結する下水道を最優先に復旧する。 	県 日本下水道事業団 (社)地域資源循環技術センター

ア 管渠

管路施設の構造的、機能的被害程度、他施設に与える影響程度を判断し、下水道管内、マンホール内の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の排除、仮管渠の設置、マンホールの切下げ等を講ずる。

イ 処理センター・浄化センター

本復旧までの一時的な処理場機能の確保をするため、コーキング、角落しによる水路仮締切、仮配管の布設、弁操作による配管のルート切り回し、可搬式ポンプによる揚水、急結セメントによる復旧、固形塩素剤による消毒等を講ずる。

ウ マンホールポンプ

マンホールポンプの電気通信の被害程度の調査、揚泥車等による下水の排除を行う。

4 復旧計画

応急復旧により暫定機能が確保され、災害後の混乱も収まり、本格的な社会生活活動が再開されると、市は、本復旧を実施するために必要な調査を実施し、その施設に要求される機能及び水準を適切

に判断し復旧計画を策定する。

下水道施設等復旧は、おおむね次の計画を目安にする。

風水害後～3日目程度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水害対応運転、施設の浸水対策 ・ 住民等への情報提供、使用制限の広報 ・ 処理場、ポンプ場、管渠等の緊急点検、緊急調査、緊急措置
風水害後3日程度～ 1週間程度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急調査着手、応急計画策定 ・ 施設応急対策実施
風水害後1週間程度～ 1か月間程度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本復旧調査着手 ・ 応急復旧着手・完了
風水害後1か月～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本復旧調査完了、本復旧計画策定 ・ 災害査定実施、本復旧着手

対応項目	対 策	協力依頼先
外部応援依頼による対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協定事業者等に外部応援を依頼、災害対応業務を実施する。 ・ 応援者の受け入れ態勢を作る。 	協定事業者等
本復旧による対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害査定のために調査、準備を行い、災害査定を受ける。 ・ 本復旧計画に基づき、下水道施設の本復旧を実施する。 ・ 地域住民等に本復旧状況を周知する。 ・ 避難所等を優先的に復旧する。 	県 日本下水道事業団 (社)地域資源循環技術センター

5 利用者への協力要請

下水道施設の被害が広範囲にわたり、速やかな復旧が不可能な場合、市は、利用者に対して広報活動等により、水洗トイレ、風呂等の使用を極力控えるよう協力要請する。

また、必要に応じて、関係業界の協力を得て、仮設トイレの設置、被災していない共同浴場の利用等を行うものとする。なお、広報活動の際、利用者が下水道施設の異状を発見した場合には、下水道関係機関へ通報するよう、利用者呼び掛けを行うものとする。

6 積雪期の対応

積雪凍結時には、通常の状態把握、施設点検、応急復旧等の活動と比較して多くの困難を伴うことから、市は、通常時以上に道路管理者等の除雪関係機関等と密接な連絡を取った上、必要な措置を講ずるものとする。

また、処理場、ポンプ場等の重要施設においては、特に個別の場内除雪体制を整備し、速やかな施設点検と円滑な応急対策を実施するものとする。

第 3 2 節 危険物等施設応急対策計画

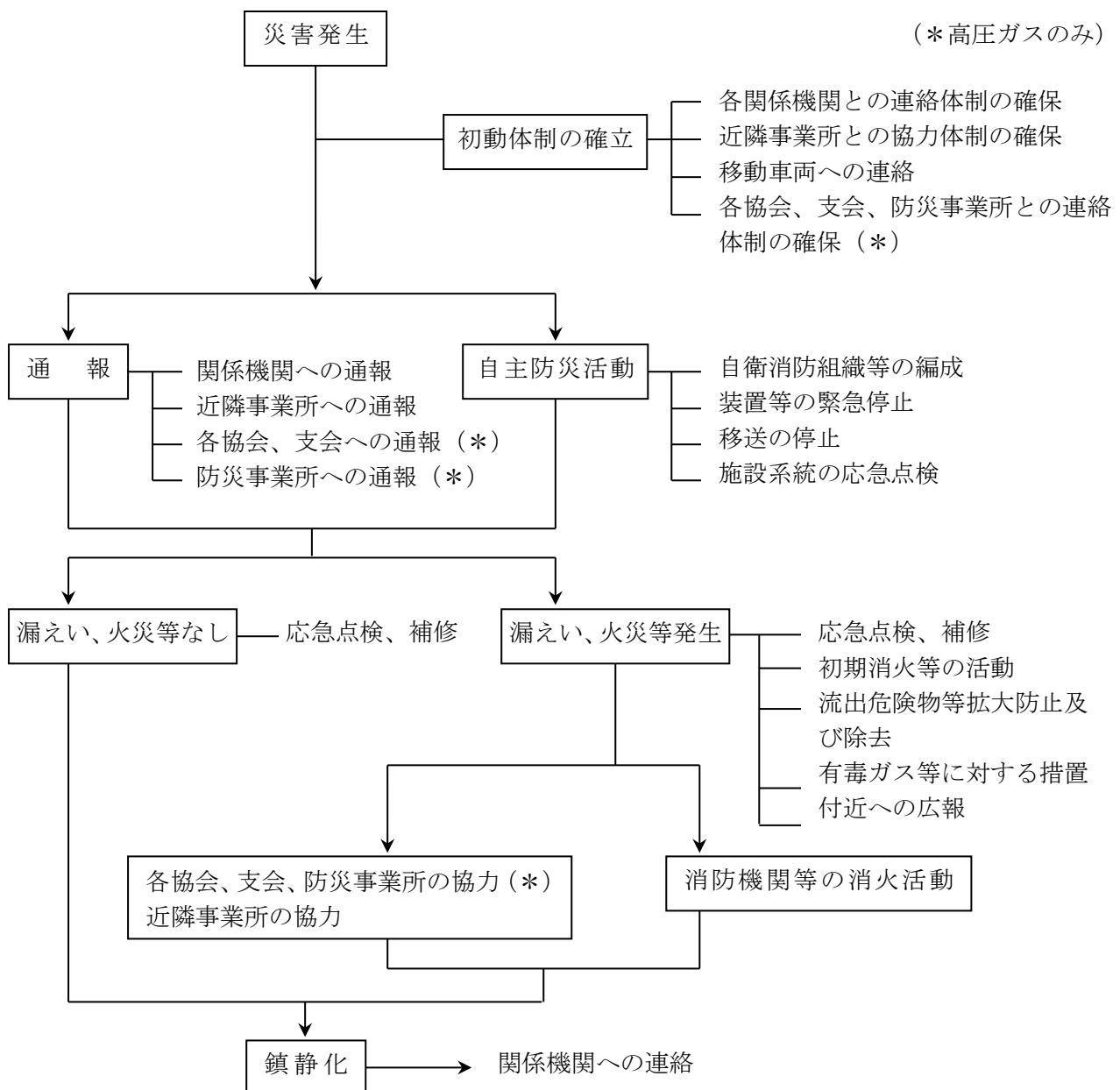
1 計画の方針

危険物等は、災害時における火災、爆発、流出等により、従業員はもとより周辺地域住民に対しても大きな被害を与えるおそれがある。

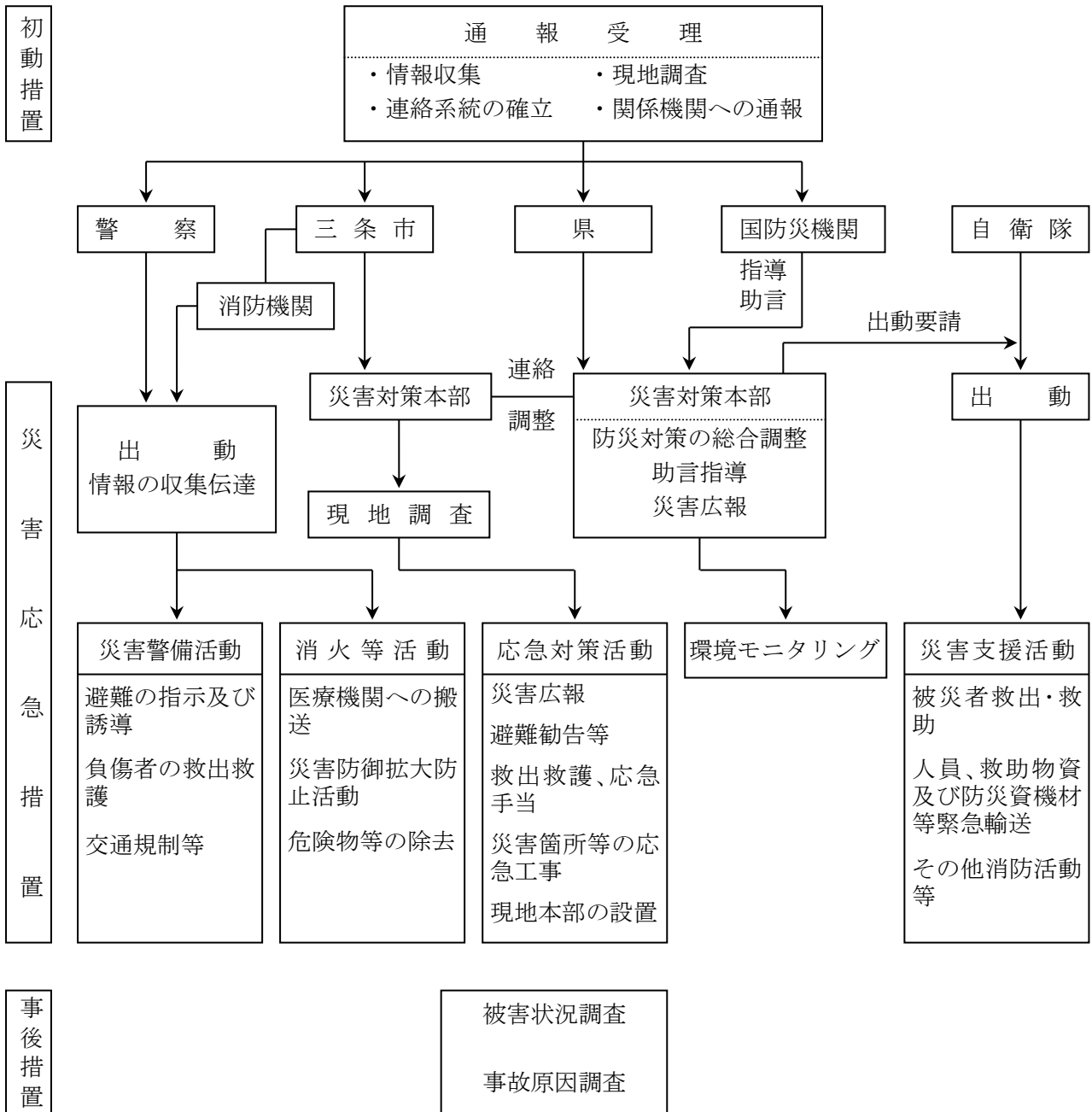
危険物等を取り扱う施設の管理者は、災害による施設の被害を最小限に食い止めるとともに、施設の従業員及び周辺地域住民に対する危害防止のため関係機関及び関係事業所と協力して応急対策を実施するものとする。

2 危険物等施設応急対策フロー図

(1) 事業所



(2) 国、県及び市



3 危険物等施設の応急対策

災害時に危険物等取扱事業所の責任者及び管理者は、次に掲げる措置を各施設の実態に応じて講ずるとともに、国、県、市及び消防機関と連携して、被害の拡大防止と危害防止を図る。

(1) 共通の応急対策

ア 関係機関との連絡体制の確保

危険物等取扱事業所は、災害等により被災した場合、消防機関、三条警察署等関係機関及び隣接事業所に事故状況を伝達する等速やかに連絡体制を確保し、協力体制を確立するものとする。

イ 災害発生時の自主防災活動

危険物等取扱事業所は、災害発生時には、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき自主防災活動を行う。

ウ 危険物施設等の緊急停止と応急点検

危険物等取扱事業所は、災害発生時には危険物等の作業の停止、装置等の緊急停止を行うとともに、直ちに応急点検を実施する。

エ 危険物等施設の応急措置

危険物等取扱事業所は、危険物等施設の被害状況及び付近の状況等について十分に考慮し、現況に即した適切な応急措置を講ずるものとする。

(ア) 危険物施設等の損傷等異状が発見されたときは、補修、危険物等の除去等適切な措置を講ずるものとする。

(イ) 危険物等による災害が発生した場合には、消火剤、オイルフェンス、中和剤等十分活用し、現状に応じた初期消火活動や流出防止措置を行う。

オ 周辺地域住民に対する広報等

危険物等取扱事業所は、地域住民の安全を図るため、速やかに発災を広報し、避難誘導等適切な措置を講ずるとともに、関係機関に住民等への広報や避難誘導等の協力を求めるものとする。

カ 隣接事業所との連携による対策の実施

危険物等取扱事業所は、対応要領に基づき隣接事業所等との連携により災害に対処し、被害の拡大防止に努めるものとする。

(2) 個別の応急対策

ア 危険物、毒物劇物及び有害物質

(ア) 取扱事業所の応援体制の確保

取扱事業所は、被災状況に応じ、隣接事業所等の危険物、毒物劇物取扱従事者及び公害防止管理者等の協力を得て、適切な対応を図るものとする。

(イ) 取扱事業所は、移送、運搬中の責任者と速やかに連絡を取るものとする。

イ 火薬類

取扱事業所の責任者は、現場の消防機関、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずるものとする。

(ア) 保管、貯蔵又は運搬中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人を付けて関係者以外の者が近づくことを禁止する。

(イ) 道路が危険であるか、又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を付近の水中等に沈める等安全な措置を講ずる。

(ウ) 搬出の余裕がない場合は、火薬庫にあっては、入口、窓等を目塗土（めぬりど）で完全に密閉し、爆発により災害を受けるおそれのある地域はすべて立入禁止の措置を執り、危険区域内の住民等を避難させるための措置を講ずる。

ウ 高圧ガス

(ア) 施設の被害状況調査及び対応

高圧ガス取扱事業所は、高圧ガス施設、設備、販売施設（容器置場）等を巡回し、ガス漏えい検知器等による調査点検を行い、火災やガス漏えい等への対応を図るとともに、通報、応援依頼等連絡を行う。また、高圧ガス販売事業所においては、販売先の一般消費者消費設備について速やかに被害状況調査を行い、火災やガス漏えい等への対応を図るとともに通報、応援依頼等連絡を行う。

(イ) 高圧ガス関係協会の対応

a (一社)新潟県LPガス協会

各支会の取りまとめ及びLPガス販売事業者に関する被害情報収集、整理及び防災関係機関、各支会、LPガス販売事業者からの要請に対する対応を図る。

b (一社)新潟県高圧ガス保安協会

高圧ガス取扱事業所に関する被害情報収集、整理及び防災関係機関、高圧ガス製造、一般高圧ガス販売事業者からの要請に対する対応を図る。

c 新潟県冷凍空調設備保安協会

高圧ガスを使用した冷凍事業者に関する被害情報収集、整理及び防災関係機関、冷凍の高圧ガス製造事業所からの要請に対する対応を図る。

(ウ) 防災事業所の対応

移動車両が被災した場合は、高圧ガス運送基準（平成5年10月改正）に基づき応急措置を講ずるとともに、三条警察署、消防機関を通じ防災事業所（新潟県高圧ガス防災協議会で規定している防災事業所）の出動を要請し対応を図る。

エ 放射線使用施設等

災害の発生に伴う放射線使用施設及び放射性同位元素に関する事故措置にあつては、人命危険の排除を図るとともに、関係機関との連携を密にし、現況に即した応急対策を講ずる。

また、災害の拡大を防止するため、放射線施設等の管理者は、次に掲げる応急対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の防除に努める。

(ア) 施設の破壊による放射線源の露出、流出等が発生した場合及びその危険がある場合は、その被害の拡大防止に努め、また、被害状況に応じ警戒区域を設定するとともに、科学技術庁、消防機関等への通報を行う。

(イ) 放射線取扱主任者は、従事者に適切な指示をし、放射線被害の拡大防止に努める。

(ウ) 放射線被害を受けた者又は受けたおそれのある者がある場合は、速やかに救出し、なお、付近にいる者に対し避難するよう警告する。

(エ) 放射線発生装置の電源を遮断し、余裕のあるときは放射性同位元素及び放射性同位元素装備機器を安全な場所に移し、周辺を危険区域に設定し、その旨表示し、見張りを置き関係者以外の立入りを禁止する。

4 危険物等流出応急対策

陸上施設から、河川に大量の危険物等が流出又は漏えいした場合、次に掲げる対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の防除に努める。

(1) 災害等により当該流出事故が発生した場合、事故関係者、事故発見者及び通報受理者は、速やかに市又は消防機関及び信濃川水質汚濁防止協会に通報する。

(2) 当該関係機関及び危険物取扱者は、危険物等の大量流出による災害が発生した場合、それぞれの業務又は作業について、相互に密接な連絡を取るとともに、人員及び設備、資器材等に関して防除対策が迅速かつ的確に実施できるよう協力する。

(3) 当該関係機関及び危険物等取扱者は、事故が発生した場合は、災害の拡大防止と迅速かつ適切な処理を図り、総合的な防除対策を推進するために必要な組織を整備するものとする。

(4) 危険物等が大量に流出した場合、当該関係機関及び事業所は、自主的かつ積極的に次の防除作業を実施する。

ア 拡散を防止するため、オイルフェンス、むしろ等の応急資器材を展張する。

イ オイルフェンス等により、流出範囲を縮小した危険物等を吸引ポンプその他により吸い上げ、又は汲み取るとともに、必要に応じて化学処理剤により処理する。

ウ 流出した危険物等から発生する可燃性ガスの検知を行い、火災及び健康・環境被害の未然防止に必要な措置を講ずる。

(5) 防災関係機関は、災害の拡大防止を図るため付近住民等に対する火気使用の制限、避難勧告等の必要な措置を講ずる。

また、飲料水汚染の可能性がある場合には、県及び河川管理者は、水道水取水地区の担当機関に直ちに連絡し、取水制限等の措置を講ずる。

(6) 陸上施設から、有害物質が河川等の公共用水域に流出した場合、地下に浸透した場合又は大気中に放出された場合は、三条地域振興局健康福祉環境部、河川管理者及び三条市等は、人の健康の保護及び環境保全の観点から、必要に応じて環境モニタリング調査を実施するとともに、その結果を

関係機関に速やかに通報し、防除対策の実施等に資するものとする。

5 住民等に対する広報

危険物等による災害が発生し、又は周辺に被害が拡大するおそれがある場合においては、関係機関は、関係事業所及び隣接事業所に従業員、地域住民の生命、身体の安全確保を図るため、次により必要な広報活動を実施するものとする。

(1) 事業所の広報

災害の様態規模によって、広報活動は一刻を争うこともあり、危険物等取扱事業所は、広報車、拡声器等を利用し、迅速的確に広報するとともに、市等の防災関係機関に必要な広報を依頼するものとする。

(2) 市の広報

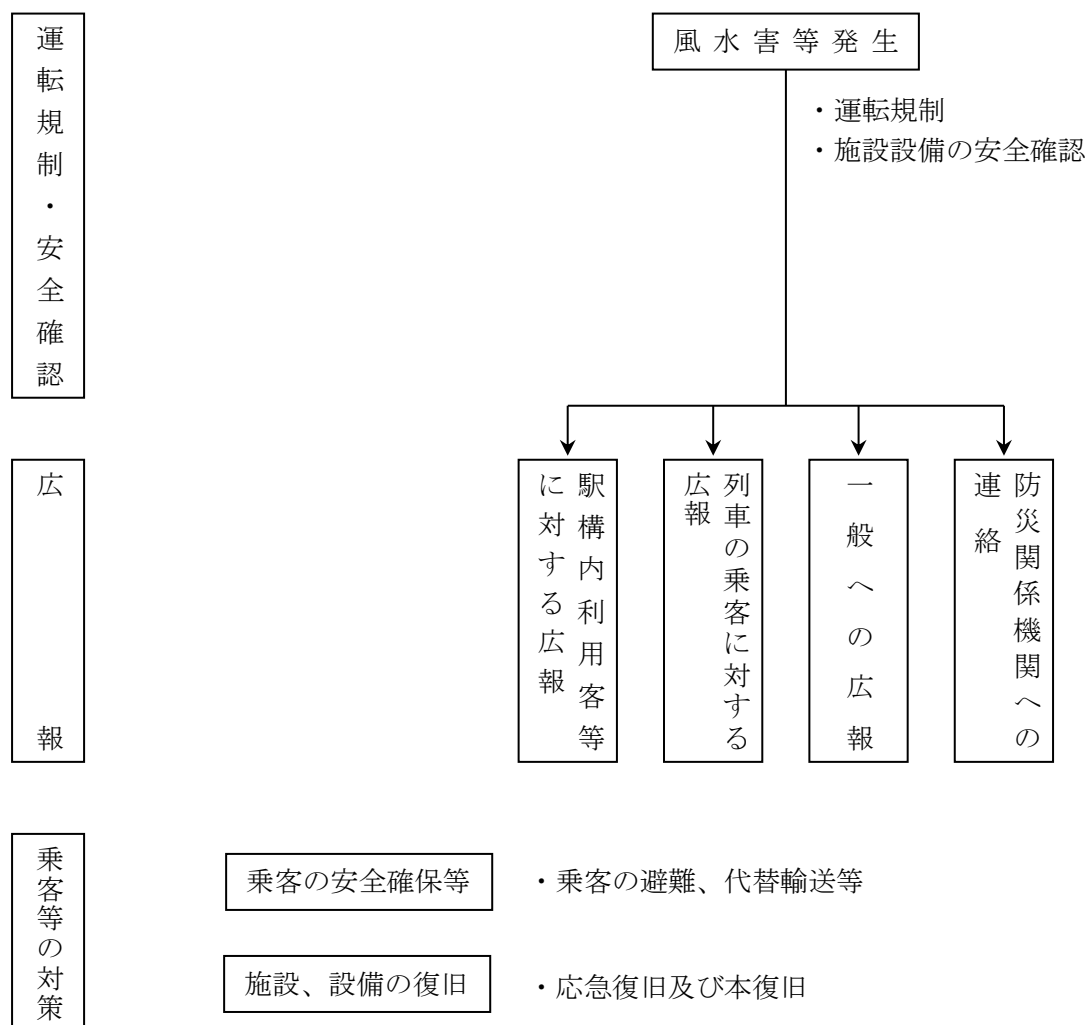
災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、市は、直ちに付近住民に災害の状況や避難の必要性等の広報を行うとともに、県及び報道機関の協力を得て周知を図るものとする。

第 3 3 節 鉄道施設応急対策計画

1 計画の方針

鉄道事業者（J R 東日本新潟支社内の燕三条管理駅内〔三条市を含む J R の管理駅区分名〕の関係箇所）は、風水害等が発生した場合、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するとともに、迅速な応急復旧に努めるものとする。

2 鉄道施設応急対策フロー図



3 応急対策

(1) 災害対策本部の設置

風水害等の規模、状況に応じ、社内規定に基づき災害対策本部等を設置する。

(2) 運転規制

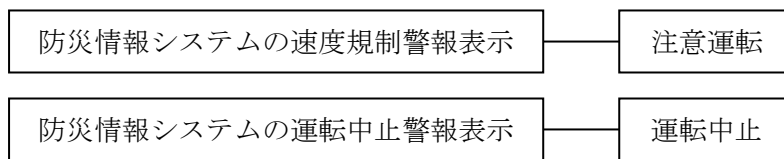
風水害等発生時には、あらかじめ定めた社内規定による運転基準、運転規制区間に基づき、その強度により支社内の指示等又は運転規制等を実施するとともに、支社及び J R の関係箇所と連携して安全確認を行う。

ア 強風の取扱い

- ・ 風速が20m/s以上になったと認めるときは、列車の運転速度を25km/h以下に規制する。
ただし、防風策を設置した箇所、又は「公益財団法人鉄道総合技術研究所の詳細式による車両転覆耐力評価」を用いた風規制の取扱いにより規制値の向上が確認された箇所については、風速が25m/s以上になったと認めるときに列車の運転速度を25km/h以下に規制する。
- ・ 風速が25m/s以上になったと認めるときは列車の運転を見合わせる。
ただし、防風策を設置した箇所、又は「公益財団法人鉄道総合技術研究所の詳細式による車両転覆耐力評価」を用いた風規制の取扱いにより規制値の向上が確認された箇所については、風速が30m/s以上になったと認められたときに列車の運転を見合わせる。

イ 豪雨の取扱い

雨量（時間雨量、連続雨量）、河川水位により、あらかじめ定めた社内規定により、運転規制区間ごとの運転規制を実施する。



(3) 旅客等に対する広報

ア 駅等における利用客に対する広報

災害時の旅客の不安感を除き、動揺、混乱を防止するため、駅構内掲示、放送等により次の事項を利用客に案内する。

- (ア) 災害の規模
- (イ) 被害範囲
- (ウ) 被害の状況
- (エ) 不通線区
- (オ) 開通の見込み等

イ 列車乗務員の広報

輸送指令からの指示、情報及び自列車の状況等を把握した上で、車内放送等により次の事項を乗客に案内し、動揺及び混乱の防止に努める。

- (ア) 停車地点と理由
- (イ) 災害の規模
- (ウ) 被害の状況
- (エ) 運転再開の見込み
- (オ) 避難の有無・方法等

(4) 救護、救出及び避難

ア 駅等に救護、救出に必要な器具等を整備する。

イ 災害による火災、建物倒壊、車両事故等により負傷者が発生した場合は、消防機関に通報するとともに、負傷者の手当て、乗客を安全な場所に移動させて適切な措置を講ずる。

ウ 災害による列車の脱線転覆、衝突等の被害により多数の死傷者が発生した場合は、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出、救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を運転指令に速報するとともに、県、関係市町村、警察、消防機関等に協力を依頼する。

(5) 代替輸送計画

災害による列車の運転不能線区の輸送については、次に掲げる代替・振替輸送等の措置を講じ、輸送の確保を図る。

- ア 折り返し運転の実施及び運転不能線区の実代行輸送
 - イ 迂回線区に対する臨時列車の増強及び他社線との振替輸送
- (6) 応急復旧対策

災害の復旧に当たっては、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後早急に本復旧計画を立て実施する。

ア 建設機材の運用

復旧作業に必要な応急建設機材については、あらかじめ定めた借用方法、運用方法により適切に対応する。

イ 技術者の活用

復旧作業に従事する技術者等を適切に配置するとともに、緊急時は関係会社に対し技術者等の派遣を要請する。

ウ 災害時における資材の供給等

災害時における資材の供給については、災害用貯蔵品の適正な運用を図るとともに、必要ときは関係協力会社から緊急調達する。

4 住民等に対する広報

鉄道事業者は、支社の広報担当者を通して、運転の状況、復旧見通し等について、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞等により周知を図る。

また、地域型放送手段（有線放送設備、同時通報無線設備、CATV局、コミュニティーFM局）がある場合は、積極的に情報を提供して広報活動の協力を得る。

5 被害状況等の三条市への報告

鉄道事業者は、被害（人的、施設等）の状況、復旧見込み、代替輸送の方法等を速やかに三条市（総務部行政課）へ報告する。

情 報 収 集 ・ 伝 達 先

鉄 道 事 業 者		昼	夜	F A X
J R 東 日 本 新 潟 支 社	東 三 条 駅	0256-34-3341	0256-34-3341	0256-34-3341
三 条 市 総 務 部	行 政 課	0256-34-5511 内線 339	0256-34-5512	0256-34-5691

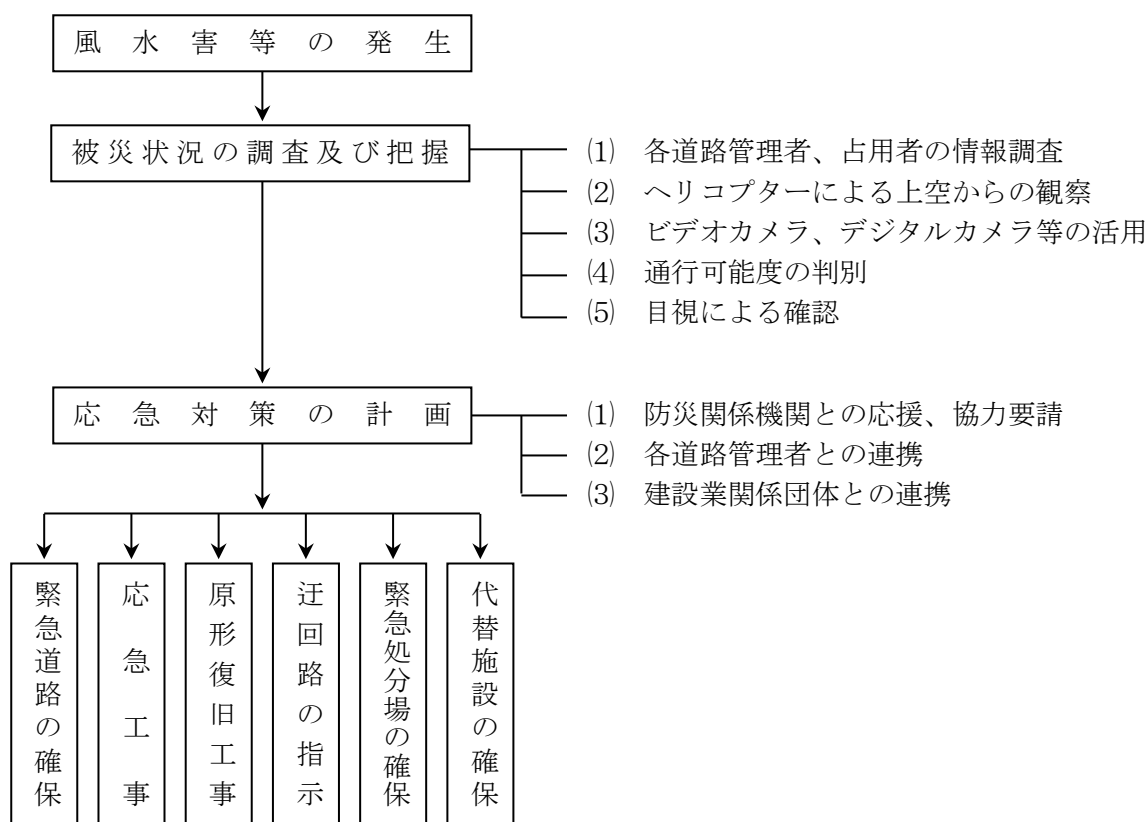
第34節 道路及び橋梁応急対策計画

1 計画の方針

災害時において、各種の応急対策活動を支え、都市機能の回復を図るためには、道路機能の確保が最も重要である。

このため、被害状況を正確かつ総合的に把握し、道路利用者の安全確保、周辺住民の避難等の円滑化、ライフライン施設の早期復旧などを考え合わせ、関係機関・団体と連携の上、路上障害物の除去及び道路等応急復旧工事を迅速かつ的確に行う。

2 道路及び橋梁応急対策フロー図



3 道路及び橋梁応急対策

(1) 被災状況の調査及び把握と施設点検

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、道路管理者等は、主要な道路及び橋梁等の構造物、異常気象時における事前通行規制区間、土砂崩壊・落石等の危険箇所等の緊急点検を行う。

また、自治会長、周辺住民等からの道路情報の収集に努める。

(2) 防災機関等への連絡

市は、災害による道路・橋梁の被害状況、措置状況の情報を各防災関係機関へ速やかに連絡する。

(3) 緊急の措置等

道路管理者は、道路利用者の安全確保を図るため被害箇所・区間において、警察署及び関係機関と連携を図り、必要に応じて交通規制等の緊急措置を講ずる。

また、関係機関と調整しつつ、路上障害物の除去や応急復旧作業、必要に応じ迂回路の選定やそ

の誘導等の措置を執りながら交通路の確保に努めるとともに、道路の状況についての広報に努める。

ア 交通規制

災害発生と同時に三条警察署等と協力して交通規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板及び道路管理者の所有のパトロールカー等により、通行者に対し交通情報等を提供する。

イ 緊急交通路の確保

(ア) 関係機関との調整を図りつつ、路上障害物の除去や簡易な応急復旧作業により交通路を確保する。

(イ) 交通路の確保は、可能な限り迅速に行い、被害状況によっては危険を回避するため、誘導員及び監視員を置き車両誘導等を行う。

(ウ) 路上の障害物の除去について、道路管理者、警察、消防機関及び自衛隊災害派遣部隊等は、状況に応じて協力して必要な措置を執る。

ウ 防災活動拠点等とのアクセスの確保

緊急の措置等については、防災活動拠点、輸送拠点、防災備蓄拠点その他公共施設とのアクセス道路の機能確保を優先して行うとともに、各道路管理者は連携して協力、支援を行う。

エ 応急復旧工事

(ア) 応急復旧工事は、緊急の交通路確保が行われた後に施設の重要度、被災状況等を検討し、迅速かつ的確に順次実施する。

(イ) 道路管理者は、建設業関係団体等との協力・連携により、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。

オ 占用施設

上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者は道路管理者に通報するとともに、緊急時には速やかに安全確保のための措置を執り、事後その対応についても連絡を取りながら応急復旧を実施する。

4 交通安全施設等応急対策

道路管理者は、災害により信号機等交通安全施設の損壊、故障が生じた場合、三条警察署等と連携して、迅速にこれに対処し、被災地域内での交通の安全と緊急車両の通行の円滑化を確保する。

5 住民等に対する広報

災害による被害の防止・軽減、交通の混乱防止及び被災地域における応急復旧活動の迅速かつ確かな実施のため、次の事項等について適時適切な広報を行う。

- (1) 所管する施設の被害及び機能状況
- (2) 施設利用者の危険防止及び理解と協力を求めるために必要な事項
- (3) 緊急交通路の状況、復旧の見通し等に関する事項
- (4) その他道路及び橋梁応急対策に関して広報を行う必要がある事項

6 積雪期の対応

積雪時には雪が障害となり、被害状況の把握、施設点検、応急復旧等の活動において通常時と比較して多くの困難を伴うことから、各施設管理者は関係機関と事前に協議し、密接な連携の下、的確かつ円滑な応急対策を実施する。

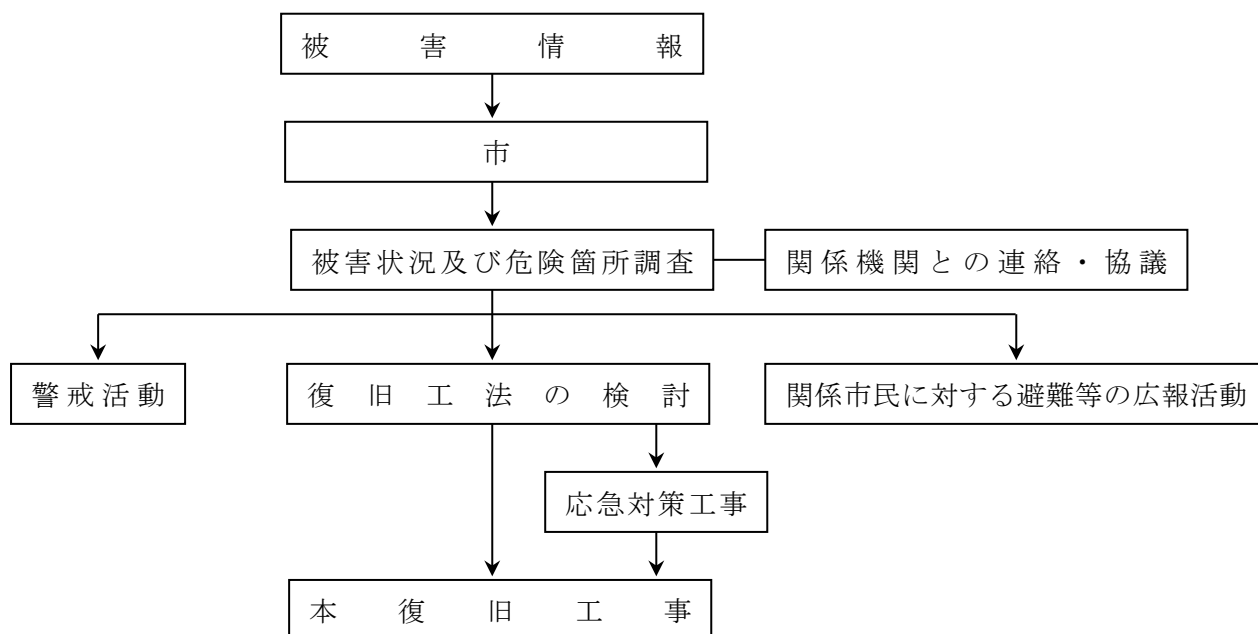
第35節 河川、地すべり防止施設等応急対策計画

1 計画の方針

河川、地すべり防止等の施設は、日常生活での生命の安全と財産の保全を目的とするとともに、災害発生時の応急対策活動では、防災上の根幹施設として重要な役割を果たすものである。

このため、これらの施設管理者は、災害による施設の損壊箇所の機能確保のために応急対策の体制を整備し、関係機関が相互に連携を図りつつ迅速な対応を図る。

2 河川、地すべり防止施設等応急対策フロー図



3 応急対策

各施設管理者が行う応急対策は、災害発生直後の対策として各施設の必要とする機能の確保を図りながら、二次災害の発生の防止と民生の安定を図ることを目的として実施する。

(1) 被害状況の調査

災害が発生した場合、各施設管理者は、災害による被害の実態を把握して、応急活動を円滑に行うため、それぞれの管理する施設等の点検を行い、被災状況を迅速かつ的確に把握して関係機関との協力体制を確立する。

(2) 応急対策

点検において異状や被災が確認された施設については、二次災害の防止等の観点からその危険の程度を調査して、関係機関及び建設業関係団体等と密接な連絡の下に人的な被害を拡大させないよう、各施設管理者は、次に記す施設別に適切な措置を講ずる。

ア 河川管理施設及び頭首工等許可工作物

(ア) 堤防等河川構造物の損傷箇所の応急措置の実施

堤防等河川構造物や頭首工、排水機場等の河川に関する施設の損傷は、災害後の増水で堤防の決壊等重大な災害につながるおそれがあるため、災害直後の点検や調査で異状が確認された場所については、資材や施工規模を考えて応急措置を講ずる。

(イ) 低標高地域での浸水対策の実施

低標高地域では、浸水が長期化しやすく復旧工事等災害支援の障害ともなるため、浸水の原因となっている箇所への応急復旧と可搬式ポンプや稼働可能な排水機場施設を利用した浸水対策を実施する。

(ウ) 浸水被害の拡大防止と浸水を原因とする事故等の発生防止対策の実施

民生安定の観点から、浸水被害が拡大するおそれがある地域については、その原因となる箇所の締切り工事を行うとともに、危険な箇所は、人的な事故の発生を防止するため、立入禁止等の必要な措置を実施する。

(エ) 許可工作物の損傷等に関する指導及び助言

許可工作物の損傷の復旧等については、災害を受けた地域の早急な復旧を期するため、占有者に適切な指導及び助言を行う。

(オ) 危険物、油流出等事故対策の実施

災害により発生した危険物等の流出や油流出等の事故については、二次的な被害を防止するための対策を実施する。

(カ) その他河川管理に関する事項の調整

災害が広範囲にわたる場合は、応急対策に係る調整が錯綜することが予想されるため、河川管理に関する事項の調整に当たっては、できる限りライフライン及び地域住民の生活に密着した応急対策を優先して行う。

イ ため池施設

(ア) 施設の主要構造物についての詳細被害調査

災害後の点検等により異状が認められた場合は、ため池の急激な崩壊を防止するために施設の重要構造物についての詳細な被害調査を実施する。

(イ) ため池施設下流の人家集落及び関係機関への連絡、通報

被害状況を的確に把握するとともに、施設の甚大な被害が発見されて危険な状態が予想される場合は、ため池施設の下流に位置する人家、集落及び道路等施設管理者に連絡、通報し、被害を最小限に止める措置を行うものとする。

(ウ) ため池施設の管理者に対する必要に応じた指導、助言

災害によりため池施設に被害が発生した場合は、県は、ため池の管理者である各土地改良区等の施設管理者に適切な指導及び助言を行って、降雨による異常な増水等に対する対策を行うものとする。

(エ) その他ため池管理に関する事項の調整

その他ため池管理に関する事項の調整は、施設管理者である各土地改良区等を中心に、被害の程度に応じてため池の機能維持や農業用水の代替方法等生産活動への影響を最小限に抑えるための調整を行うものとする。

ウ 地すべり防止施設

(ア) 危険区域に位置する人家、集落及び関係機関への連絡、通報

異常降雨等により地すべり防止施設に被害が生じ、下方の人家、集落及び道路等に危険が及ぶおそれがある場合は、関係者及び関係機関に通報し、安全の確保に努める。

(イ) 警戒避難の助言

地すべりが進行し、下方の人家、集落に危険が及ぶおそれがある場合は、直ちに関係者、三条警察署、消防団等に通報し、警戒避難、立入禁止等の必要な措置の要請、助言を行う。

(ウ) 危険物、障害物等の除去及び進行抑制工事の実施

地すべりが発生した地域に危険物や障害物が存在する場合は、地すべりが進行して危険な状態になる前にこれらを除去し、地すべりの進行を抑えるための工事を実施する。

(エ) 被災地の巡視等危険防止のための監視

災害により地すべりが発生した場合やその兆候がみられるときは、巡回パトロール等を行い、時間の経過に伴う状況の推移を監視する。

エ 急傾斜地崩壊防止施設

(ア) 危険区域に位置する人家、集落及び関係機関への連絡、通報

災害により、急傾斜地崩壊防止施設等に被害を生じたり、そのおそれが生じた場合には、速やかに危険な区域に存在する人家、集落及び道路管理者等関係機関への連絡、通報を行うものとする。

(イ) 警戒避難の助言

災害により急傾斜地崩壊防止施設等に被害を生じ、被害が拡大するおそれがある場合は、被害の程度及び状況の推移に応じて三条警察署、消防団等関係者への避難等に関する要請、助言を行うものとする。

(ウ) 被災地の巡視等危険防止のための監視

急傾斜地での崩壊や急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けた場合には、被災地域での二次的被害の発生を防止するため、巡回パトロールや要員の配置等により危険防止のための監視を行う。

オ 砂防施設

(ア) 砂防施設下流の人家、集落及び関係機関への連絡、通報

災害により砂防施設が被害を受けた場合は、その後の降雨等により土砂の異常流出等が生じやすくなるため、その被災程度を速やかに砂防施設下流の人家、集落及び県等関係機関へ連絡、通報し注意を促す。

(イ) 被災地の巡視等危険防止のための監視

災害により砂防施設が被害を受けた場合には、その被害の程度に応じて巡回パトロール等を行うとともに地元住民を通じて河川の濁りの変化や水量の変化等に注意を払って、二次災害等に対する危険防止のための監視を行う。

(3) 応急工事

応急工事は、被害の拡大防止に重点をおいて、各施設管理者は被害の状況や本復旧までの工期、施工規模、資材及び機械の有無を考慮して、応急工事として適切な工法により実施する。

4 住民等に対する広報

(1) 被災地に浸水又は浸水のおそれがある場合や人家、集落、道路等に直接被害を与え危険な状況を発生させるおそれが生じたときは、市は速やかに同報系防災行政無線、広報車等による広報活動を行い周知するとともに、関係機関を通じて必要な情報の提供を行うものとする。

(2) 災害により河川水質に異常事態が発生した場合又は発生するおそれがあるときは、市は速やかにその状況を関係機関に通報するとともに、必要に応じ報道機関等を通じて住民等への周知を図るものとする。

5 積雪期の対応

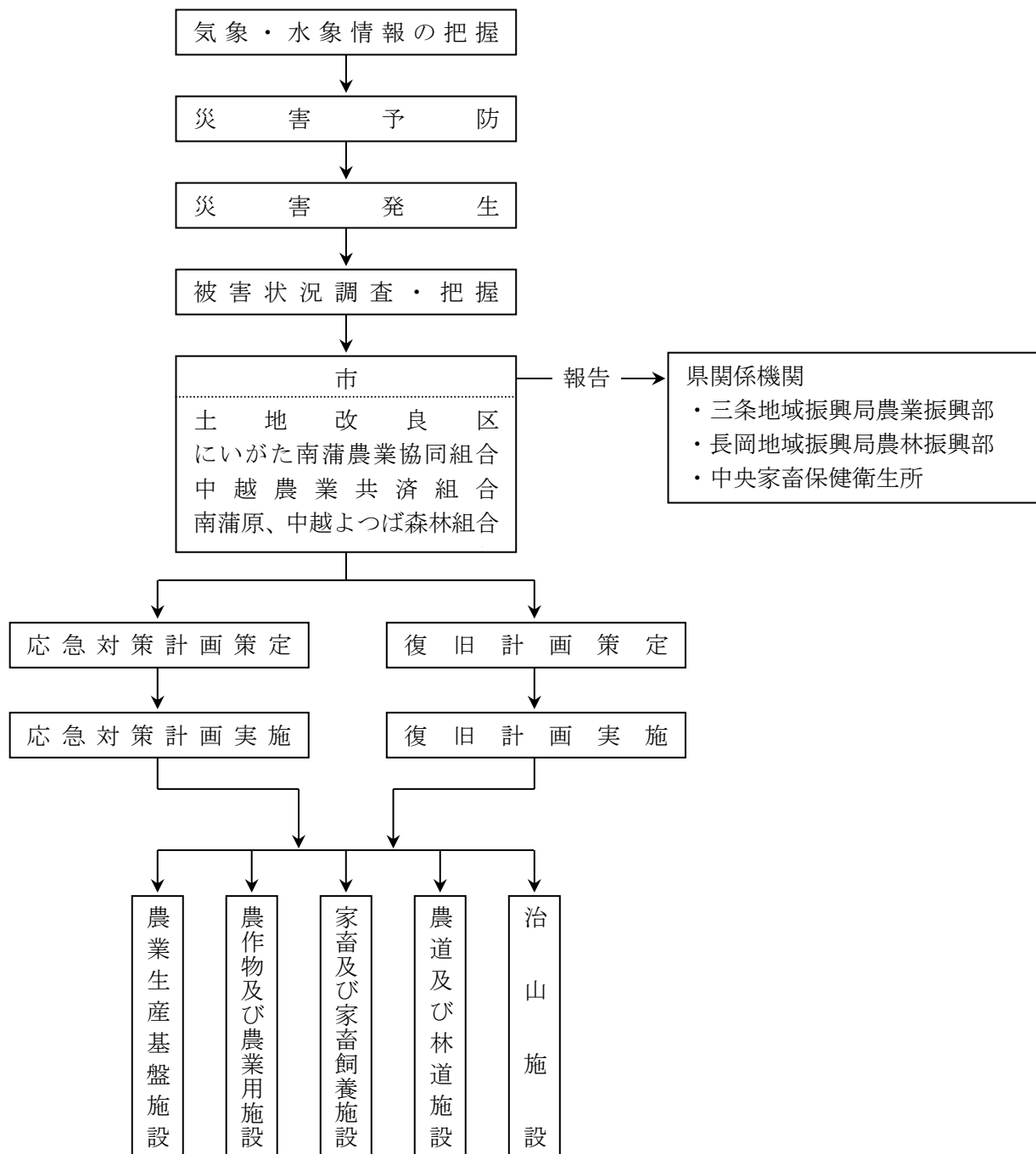
積雪時においては、雪が障害となり、施設の点検、被害状況の把握及び応急復旧等の活動において通常と比較して多くの困難を伴うことから、各施設管理者は、施設の危険箇所を事前に調査し、関係機関と積雪期における連携について事前に協議しておくものとする。

第36節 農林業施設等応急対策計画

1 計画の方針

市、県、農林業関係団体等は、気象・水象情報の把握により、事前に被害を軽減するための措置を的確に行うとともに、災害発生により被災した農業生産基盤施設、農業用施設、家畜のへい死、飼養施設及び林道・治山施設の被災状況を速やかに把握し、その応急対策を実施するものとする。

2 農林業施設応急対策フロー図



3 農業生産基盤施設（頭首工、排水機場、用排水路、農地等）

(1) 被害状況の把握

市は、関係土地改良区等と相互に連携し、農地及び頭首工、排水機場、用排水路、ため池等の農業用施設の被害状況を把握し、三条地域振興局農業振興部を通じ県農地部に報告するものとする。

(2) 応急対策

ア 市、県、各土地改良区等は、農地及び農業用施設の被害が拡大するおそれがあるときは、農業生産基盤施設の被害状況に応じ、次の応急対策を実施するものとする。

(ア) 施設被害拡大防止のための応急措置

(イ) 増水等により、広範囲にわたる農地に湛水の危険があり、農作物被害が発生するおそれがある場合、排水ポンプによる当該地域の総合的な排水対策

(ウ) 農地等の地すべり又は亀裂が発生した場合は、シートで覆う等その拡大防止のための措置

(エ) 農地等の地すべり、ため池堤体の損壊等により、人家、道路施設等に直接被害を与え又は与えるおそれがある場合は、三条警察署、消防機関等の協力を得て、立入禁止、避難及び交通規制等の措置（広報対策を含む。）

(オ) 市は、保管物品等の管理上に支障がある場合においては、適宜関係団体に管理者設置を要請するとともに、必要に応じて農家に周知徹底するための広報活動を実施する。

(3) 復旧計画

市は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）に規定する農地及び農業用施設に係る復旧事業計画概要書を、県関係機関の支援を得て作成し、早期復旧に努めるものとする。なお、農地及び農業用施設の被害状況から、やむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手続を執り、災害査定前に復旧工事に着手することができる。

4 農作物及び農業用施設

(1) 被害状況の把握

市は、にいがた南蒲農業協同組合等と相互に連携し、農業用施設の被害状況（農作物の被害を含む。）を把握し、被害状況を三条地域振興局農業振興部を通じ県農林水産部に報告するものとする。

(2) 応急対策

ア 市は、農業用施設被害の状況により必要があると認めるときは、二次災害を防止するため、にいがた南蒲農業協同組合及び農家に対し、次の指導又は指示を行うものとする。

(ア) 農舎、園芸ハウス等の倒壊防止措置

(イ) 農業用燃料の漏出防止措置

(ウ) 浸水等に伴う農作物、農薬等農業資材の流出防止措置

(エ) 農舎、農業施設等の火災防止措置

イ 市は、県関係機関及びにいがた南蒲農業協同組合等と相互に連携し、農作物及び農業用施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ、又は関係者を指導するものとする。

(ア) 農作物の病虫害発生予防のための措置

(イ) 病虫害発生予防等のための薬剤の円滑な供給

(ウ) 応急対策用農業用資機材の円滑な供給

(エ) 農作物の生育段階に対応する生産管理技術指導

(オ) 種苗の供給体制の確保

(カ) 消雪促進のための措置

ウ 市は、被害状況により必要があると認められた場合は、復旧用農業資機材、農薬、種苗等の供給・確保について関係機関に協力を要請する。

(3) 復旧計画

市は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に規定する農地及び農業用施設に係る復旧事業計画概要書を、県関係機関の支援を得て作成し、早期復旧に努めるものとする。

る。なお、農地及び農業用施設の被害状況から、やむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手續を執り、災害査定前に復旧工事に着手することができる。

5 家畜及び家畜飼養施設

(1) 被害状況の把握

市は、にいがた南蒲農業協同組合等と相互に連携し、家畜及び家畜飼養施設の被害状況を把握するとともに、被害状況を三条地域振興局農業振興部を通じ県農林水産部に報告するものとする。

(2) 応急対策

ア 市は、家畜飼養施設被害の状況により必要があると認めたときは、二次災害を防止するため、にいがた南蒲農業協同組合及び農家に対し、次の指導又は指示を行うものとする。

(ア) 畜舎の二次倒壊防止措置及び生存家畜の速やかな救出措置

(イ) 家畜の逃亡防止及び逃亡家畜の捕獲、収容による住民等への危険防止措置

イ 市は、災害時に発生する家畜の伝染性疾病に対処するため、被災地の家畜及び畜舎等に対して、県、蒲原獣医師会、にいがた南蒲農業協同組合等の協力を得て、防疫係、診療係、消毒係を組織し、次により必要な措置を実施する。

(ア) 死亡した家畜に対する措置

災害により死亡した家畜については、家畜の所有者又は管理者が法令に基づく指定のへい獣処理場（新潟県化製興業㈱）等で、死体を焼却又は埋却するものとする。

(イ) 被災地の家畜に対する措置

被災地において、家畜の伝染性疾病が発生するおそれがあると認められるときは、防疫係を被災地に派遣し、必要な防疫措置を実施するものとする。

(ウ) 被災地の畜舎等に対する措置

被災地において、家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、防疫係及び消毒係を現地に派遣し、必要な消毒措置を実施するものとする。

(エ) 家畜に対する診療

災害により家畜の診療を正常に受けられないときは、診療係を被災地に派遣し、災害による疾病の診療に当たるものとする。

(オ) 飼料の確保

災害により、飼料の確保が困難となったときは、飼料放出要請を県に対して行い、にいがた南蒲農業協同組合等を通じて必要量の確保及び供給を行うものとする。

(3) 復旧計画

市は、被災した畜産農家が必要となる復旧資金の確保、復旧計画の樹立及び実施等のため、関係機関と連携して、あっせん、指導を行い、必要に応じて資金の融資に伴う利子助成の措置を講じ、早期回復に努めるものとする。

6 農道及び林道施設

(1) 被害状況の把握

市は、市で管理する農道及び林道のほかに土地改良区等の農道管理者と相互に連携し、それぞれの農道及び林道の被害状況、障害物等を調査し、三条地域振興局農業振興部、長岡地域振興局農林振興部を通じて、県農地部、農林水産部に報告するものとする。

(2) 応急対策

ア 農道及び林道の管理者は、災害により被災した農道及び林道を速やかに復旧する。また、崩落、倒壊等による道路上の障害物については、消防機関等の協力を得て除去する。

特に、集落との連絡農道・林道については、優先して行い、その交通確保に努める。

イ 農道及び林道の管理者は、通行が危険な農道及び林道について、県、市、三条警察等関係機関に通報するとともに、通行禁止等必要な措置を講ずる。

(3) 復旧計画

ア 市は、応急対策実施後も被災地の巡回パトロールを実施し、現地情報を的確に把握するとともに、必要に応じて関係者に対し、危険防止等の助言を行う。

イ 市は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に規定する災害復旧事業計画概要書を、県関係機関の支援を得て作成し、早期復旧に努めるものとする。なお、被害状況から、やむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手続を執り、災害査定前に復旧工事に着手することができる。

7 治山施設

(1) 被害状況の把握

市は、県とともに南蒲原森林組合、中越よつば森林組合等の協力のもと、治山施設の被害状況を把握するとともに、被害状況を長岡地域振興局農林振興部を通じて県農林水産部に報告するものとする。

(2) 応急対策

市は、県とともに治山施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講ずるものとする。

ア 山腹崩壊、地すべり、治山施設等の被害により、人家、道路施設等に直接被害を与え、又は与えるおそれがある場合は、三条警察署、消防機関等の協力を得て、立入禁止、避難及び交通規制等の措置（広報対策を含む。）

イ 地すべり又は亀裂が発生した場合は、シートで覆う等その拡大防止のための措置

ウ 倒木被害（人家、住家）が発生した場合は、住民等の協力を得て速やかな除去

(3) 復旧計画

ア 市は、応急対策実施後も被災地の巡回パトロールを実施し、現地情報を的確に把握するとともに、必要に応じて関係者に対し、危険防止等の助言を行う。

イ 市は、県とともに関連法令等に定める復旧に関する資料等を作成し、早期復旧に努めるものとする。なお、治山施設の被害状況から、やむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手続を執り、災害査定前に復旧工事に着手することができる。

第37節 商工業及び観光業応急対策計画

1 計画の方針

商工業及び観光業の被災状況の情報収集及びその集約は、商工業及び観光業の被災状況を認識する行為であり、商工業及び観光業に対する災害応急対策活動の出発点である。

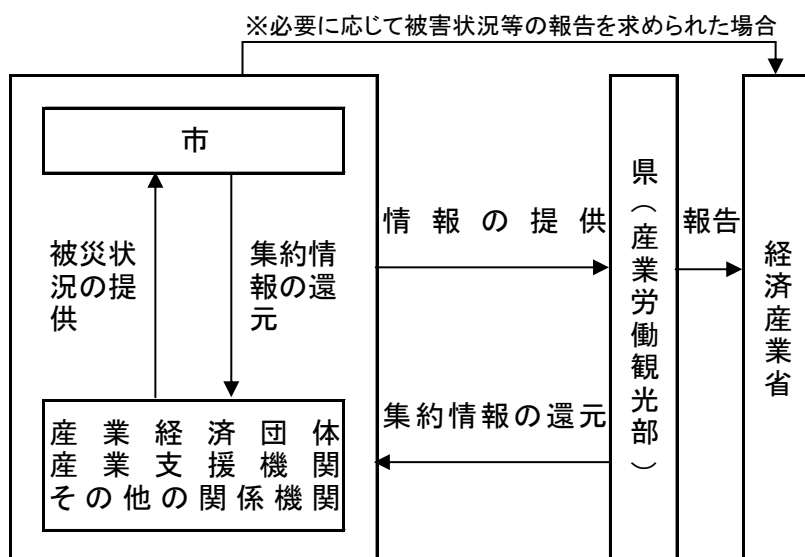
市は、災害が発生した場合は、速やかに産業経済団体及び産業支援機関等と連携を図りながら情報収集活動を開始する。

市は、収集した情報を集約し、商工業及び観光業の被害の概要を掌握し、直ちに必要な行動を起こすとともに、産業経済団体及び産業支援機関や、県及び被災地内外の住民等に各種の手段を使って伝達し、「情報の共有化」に努めるものとする。

また、商工施設及び観光施設にあつては、その管理者等と連携を図り、人命の安全確保及び施設等の保全を図るとともに応急対策を行い被害の軽減を図ることとする。

被害の拡大を阻止するとともに被災状況の情報収集の結果から、県と連携し、商工業及び観光業の早期復旧のための相談窓口の設置など、速やかな応急対策を講じることとする。

2 商工業及び観光業被災状況等収集伝達計画フロー図



3 災害発生後の各段階における情報収集・伝達及び応急対策の実施

(1) 災害発生直後

ア 市は、商工施設及び観光施設の管理者等が入館者又は利用者等の人命救助を第一として避難誘導に努め、必要に応じて施設外の安全な場所へ避難させることができるよう、必要な措置を講ずる。

イ 市は、商工施設及び観光施設の管理者等が施設の入館者又は利用者等について、要救助者及び負傷者の有無を確認して、消防、警察等に通報するとともに、救急隊が到着するまでの間、職員、従業員等により救急作業及び負傷者の手当等必要な措置を講じられるよう指示すること。

ウ 市は、産業経済団体及び産業支援機関等と連携を図りながら、商工業及び観光業の被災状況の情報収集に当たるものとする。

エ 市は、報告された情報を直ちに整理し、商工業及び観光業の被害の概況を掌握する。収集された情報は、関係機関等に速やかに提供するものとする。

- オ 市は、主な商工業及び観光業の被害の概況を速やかに県産業労働部及び観光局へ報告する。
- (2) 応急対策初動期
市は、地域内の商工業及び観光業（所管施設及び中小企業等）の被害状況を調査し、県産業労働部及び観光局へ報告する。
- (3) 応急対策本格稼働期
- ア 市は、県地域機関、産業経済団体及び産業支援機関等と協力して、地域内の商工業（中小企業）の直接被害件数、被害金額等詳細な被害状況を調査し、県産業労働部及び観光局へ報告する。
- イ 市は、県及び産業経済団体及び産業支援機関等と連携して、被災中小企業者等のための現地相談窓口の設置をする。
- ウ 市は、行政等の支援策を広報紙・チラシその他の手段により広く周知するよう努めるとともに、報道機関の協力を得て地元新聞への掲載及び放送・電子媒体等により広く被災中小企業者等への周知を図る。
- エ 市は、所管する商工施設及び観光施設の復旧に当たって関係機関と協議・連携しながら早期復旧に努めるよう必要な措置を講ずる。

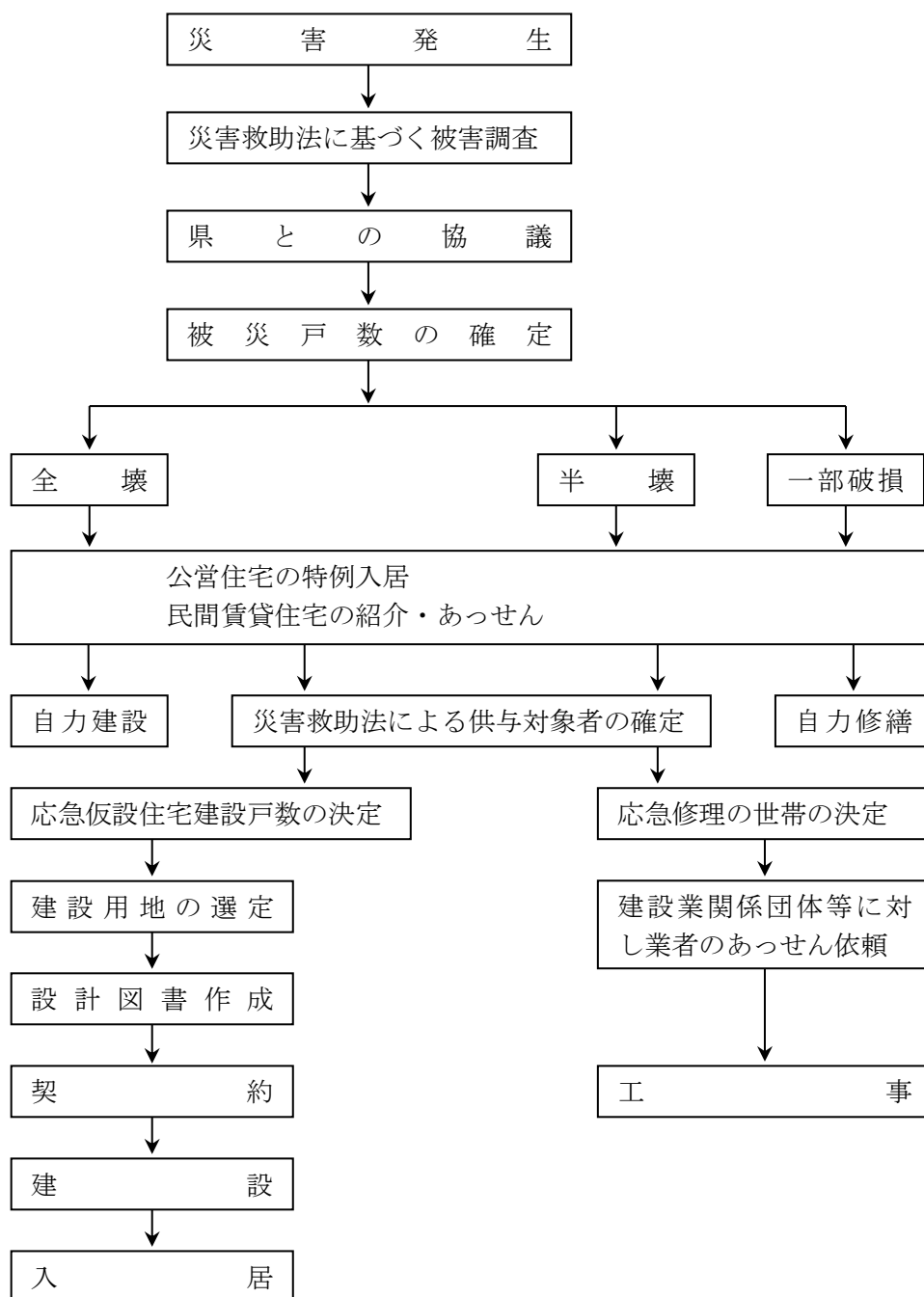
第38節 応急住宅対策計画

1 計画の方針

災害のため、県知事から委任を受けたときは、住家が滅失した被災者には、公営住宅の空家を仮住宅として提供、若しくは民間賃貸住宅の紹介及びあっせんを行う。

なお、そのうち自己の資力では住宅を確保することができない者について、災害救助法の適用に基づき応急仮設住宅を設置してこれを収容し、又は被害家屋の応急修理を実施して、その援護を推進するものとする。

2 応急住宅対策フロー図



3 被災住宅調査

(1) 市は、風水害災害のため家屋に被害が生じた場合、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に必要な調査を次により実施するものとする。

ア 被害状況

イ 被災地における住民の動向及び住宅に関する要望事項

ウ 住宅に関する緊急措置の状況及び予定

エ 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項

オ その他住宅の応急対策実施上の必要事項

(2) 被災建築物応急危険度判定士による調査

相当数の建築物に被害が生じたときは、被災建築物応急危険度判定士を活用した応急危険度判定を迅速かつ的確に実施することにより、被災建築物の倒壊や部材落下等による二次災害の発生を防止し、住民等の安全を確保するとともに、住民等に対する注意喚起及び建築物の被災状況の把握に努めるものとする。

(3) 被災宅地危険度判定士による調査

宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して宅地の被災状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することにより、二次災害の発生防止及び住民等への注意喚起に努めるものとする。

4 応急仮設住宅の建設

市は、家屋に被害を受けた被災者の収容対策として、県知事から委任を受けたときは、応急的な仮設住宅を建設し、暫定的な居住の安定を図る。

(1) 建設の方針

ア 建設用地の選定

(ア) 建設場所については、保健衛生、交通、教育等について考慮するものとし、原則として公有地を優先して選定する。ただし、やむを得ない場合は、私有地を利用するものとする。

(イ) 応急仮設住宅の建設用地の適地としての公有地がない場合は、あらかじめその他の適地を選定し、所有者等と協議をしておくものとする。

イ 建物の規模及び費用

(ア) 1戸当たりの建物面積及び費用は、災害救助法施行細則による救助の程度等により定める基準とする。ただし、世帯の構成人数により、基準運用が困難な場合は、県知事に基準以上の規模及び費用を申請するものとする。

(イ) 建設資材の県外調達等で輸送費がかさみ、限度額での施工が困難な場合は、県知事に限度以上の輸送費を申請するものとする。

ウ 建設の時期

災害が発生した日から、原則として20日以内に着工するものとする。ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に県知事に必要最小限度の期間延長を申請するものとする。

(2) 応急仮設住宅の建設方法

ア 応急仮設住宅の建設は、県知事から委任を受けたときは、所定の基準により建設業者に請け負わせて設置することができる。

イ 応急仮設住宅を建設する場合は、建設戸数、規格、規模、構造、単価その他必要な要件は、県の定めに従って行うものとする。

(3) 協力要請

応急仮設住宅の建設に当たっては、建設業関係団体等の協力を得て行うものとし、協力内容について協定を締結するものとする。

(4) 被災者の収容及び管理

被災者の応急仮設住宅への収容とその管理は、次のとおりとする。

ア 災害により被災し、自らの資力では住家を確保できない者であって、次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。

(ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。

(イ) 居住する住家がない者であること。

(ウ) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の被保護者若しくは要保護者又は特定の資産を持たない失業者、高齢者、病弱者、母子世帯、身体障がい者、勤労者若しくは小企業者又はこれに準ずる経済的弱者であること。

イ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県知事に協力して行うものとする。ただし、県知事から委任を受けたときは、これを行うことができる。

ウ 管理

応急仮設住宅の管理は、市長に協力を求めて県がこれを行う。ただし、県知事から委任を受けたときは、市長が管理を行うことができる。

エ 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅完成の日から 2 年以内とする。

5 被災住宅の応急修理

被災住宅の応急修理は、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修するものとする。

(1) 修理の対象住家

住家が半壊又は半焼し、その居住者が当面の日常生活を営むことができない状態にある住家で、自らの資力では修理することができない生活保護法の被保護者若しくは要保護者又は特定の資産を持たない失業者、高齢者、病弱者、母子世帯、身体障がい者、勤労者若しくは小企業者又はこれに準ずる経済的弱者等応急仮設住宅の収容対象者と同程度の者とする。

(2) 修理の範囲

居室、炊事場及び便所など当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

(3) 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲とする。

(4) 修理の期間

災害が発生した日から、原則として 1 か月以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に県知事に必要最小限の期間延長を申請するものとする。

(5) 修理の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設の方法に準じて行うものとする。

6 倒壊建物解体費補助

倒壊し、又は解体するおそれが生じた建物を解体する者に対して補助するものとする。

(1) 対象者

住宅、車庫、作業小屋、又は市長が認める建物を解体しようとする個人の所有者とする。

(2) 補助金の額

倒壊建物解体に要する費用の 2 分の 1 の額とする。

7 公営住宅、公的宿泊施設等の特例使用

(1) 市及び県は被災者への仮住宅として、公営住宅の空家を提供する。（行政財産の目的外使用許可手続による。）

- (2) 対象公営住宅は、市内の県営及び市営住宅とする。市内の公営住宅でも不足する場合は、市は県を通じ近隣市町村に提供を要請するものとする。
- (3) 市は、提供可能な住宅を公表するとともに、状況に応じ被災地に相談所等を開設し、あっせんに努める。

8 民間賃貸住宅の紹介・あっせん

市は、関係団体と協議し、民間賃貸住宅の紹介、あっせんを行う。

9 住宅建設資材のあっせん

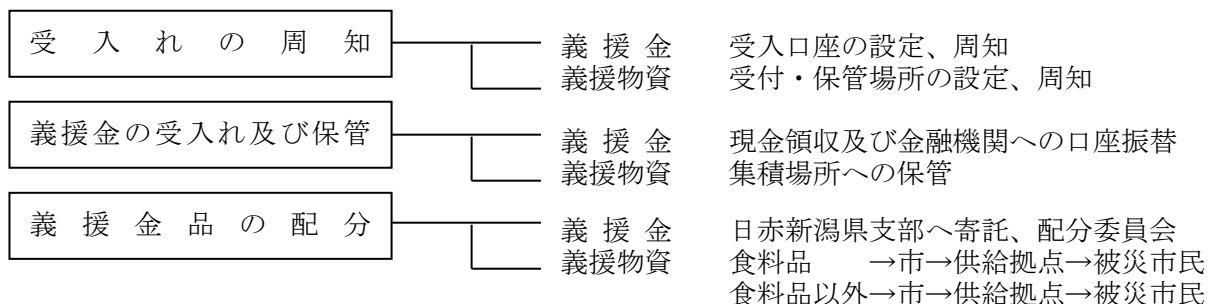
市は、三条市建設業協会と協議し、住宅建設資材の供給要請を行う。

第 3 9 節 義援金品の受入れ、配分計画

1 計画の方針

災害による被災者に対し、全国から寄せられた義援金品について、その受入体制及び配分方法を定め、確実かつ迅速に被災者に配分する。

2 義援金品の受入れ、配分フロー図



3 義援金品の受入れの周知

市及び県は、義援金品の受入れについて一般への周知が必要と認められる場合は、日本赤十字社新潟県支部（三条市地区）等の協力を得て、ホームページ及び報道機関等を通じ、次の事項を公表するものとする。

(1) 義援金

ア 振込銀行口座番号（銀行名、口座番号、口座名義等）

イ 受入窓口

(2) 義援物資

ア 受入れを希望する物資及び受入れを希望しない物資のリスト（需給状況を勘案し、必要に応じ公表リストを改定するものとする。）

イ 送り先（あらかじめ定める集積拠点）

4 義援金品の受入れ及び保管

市及び日本赤十字社新潟県支部は、次により義援金品を受け入れるものとする。

(1) 義援金

市	<ol style="list-style-type: none"> 1 受入窓口 一般からの受入れ及び国又は地方公共団体から市長あての見舞金の受入窓口は、会計課とする。 2 現金の受入 (1) 一般から直接受領した義援金については、寄託者等へ現金受領書を発行し、歳入歳出外現金として入金する。 (2) 国又は地方公共団体からの見舞金は、一般会計の収入として入金する。 3 義援金の管理 (1) 一般からの義援金は、歳入歳出外の災害見舞金として管理する。 (2) 国又は地方公共団体からの市長あての見舞金は、一般会計として管理する。
---	---

日赤	1 一般からの受入窓口を開設する。 2 一般からの直接受領した義援金については、寄託者への受領書を発行する。 3 振込口座を設定する。
----	---

(2) 義援物資

市	1 受入・照会窓口 物資の受入及び照会窓口は、市民部市民窓口課とする。 2 集積場所、受入保管及び配分 (1) 救援物資の集積場所、受入れ及び配分は、第4章第21節「生活必需品供給計画」の7集積所の設置等に準ずる。 (2) 救援物資は、分類別に区分し、保管管理表等の添付により表示して保管するとともに、受払簿を備え授受の状況を記録する。
---	--

5 義援金品の配分

(1) 義援金の配分

ア 日本赤十字社新潟県支部、新潟県共同募金会等の義援金受付団体に寄託された義援金について、市は、県決定を参考に市委員会等の決定に基づいて配分する。

イ 市、市社会福祉協議会等に寄託された義援金について、市は、市義援金配分委員会を組織し、配分を決定する。

(2) 市義援金配分委員会の構成

市義援金配分委員会は、市（福祉保健部）、市議会代表、自治会長協議会、日赤新潟県支部三条市地区、市社会福祉協議会その他義援金受付団体等で構成する。

(3) 配分計画

市義援金配分委員会は、義援金の受入額及び被災状況等を考慮し、義援金の性格を踏まえ、公平性・迅速性・透明性を確保しながら、配分対象・基準・時期・方法等を定めた配分計画を決定するものとする。

(4) 義援物資の配分

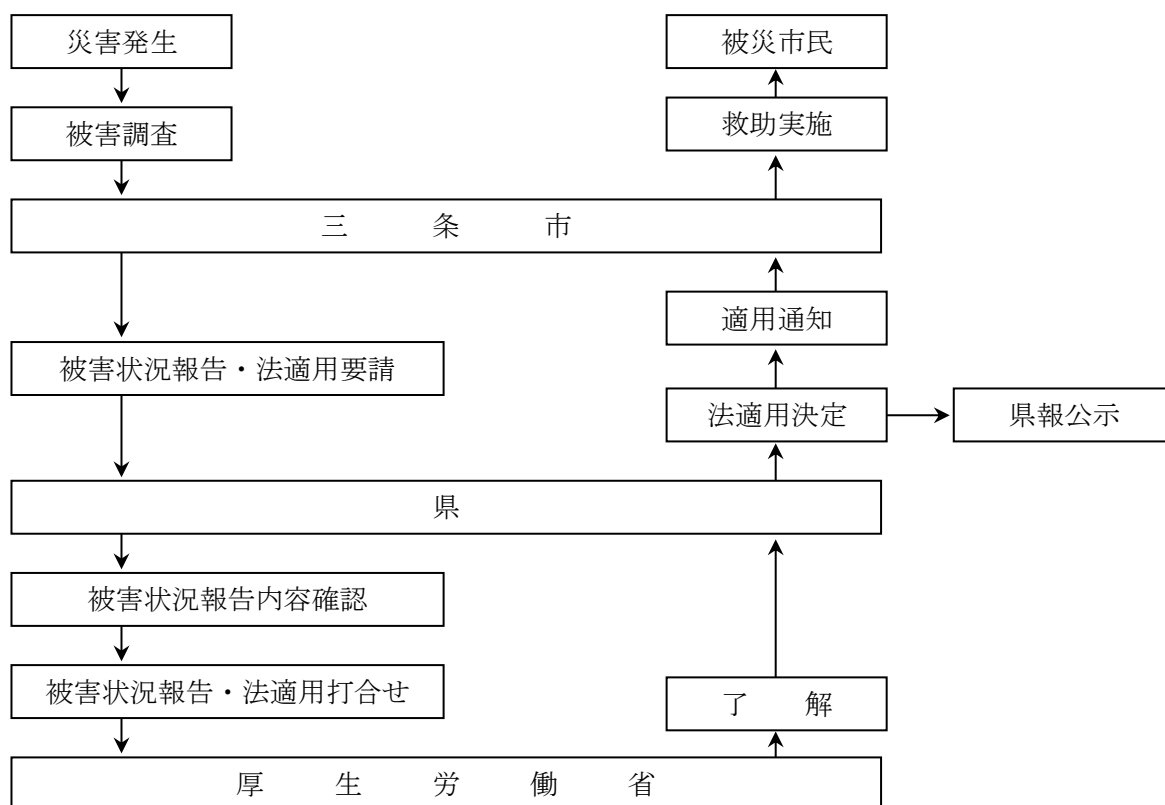
市は、自己調達物資、応援要請物資等と調整し、義援物資の効果的な配分を行う。

第40節 災害救助法による救助計画

1 災害救助法による救助等の概要

災害救助法（以下この節において「法」という。）による応急救助は、災害発生直後の混乱期における被災者保護及び社会秩序の保全を目的とした緊急の措置であり、人命の保護、衣食住の確保等の活動がもたらす影響は極めて大きいことから、市は、法適用の必要が認められた場合は、速やかに所定の手続を行うとともに、迅速かつ的確な災害救助業務を実施するものとする。

2 災害救助法による救助フロー図



3 災害救助法の適用

法による救助は、次により実施する。

- (1) 県知事は、県内に法を適用する災害が発生した場合は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図るものとする。（法第2条）
- (2) 市は、県知事が法に基づく救助を実施する場合は、これを補助し、被災者に対して必要な救助を実施する。（災害救助法施行令第8条）
- (3) 県知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を市長が行うこととすることができる。（法第30条第1項、県災害救助法施行細則（以下この節において「県法施行細則」という。）第17条）
- (4) 市長は、災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施を待つことができないときは、自ら必要な救助に着手するとともに、その状況を直ちに県知事に情報提供し、その後の措置に関して県知

事に協議するものとする。(県法施行細則第3条)

4 災害救助法の適用基準

法の適用の基準は、次のとおりである。

(1) 基準の内容

ア 適用単位は、市町村の区域単位であること。

イ 同一災害によることを原則とすること。

例外として

(ア) 同時点又は相接近して事なる原因による災害

(イ) 時間的に接近して、同一市町村の別の地域での同種又は異なる災害による場合でも、社会的混乱の同一性があれば、法適用の対象とする。

ウ 市町村又は県の人口に応じて一定の被害世帯以上に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を必要とする状態にあること。

(2) 適用基準

(1) 一ウの人口に応じた一定の被害世帯数(適用基準)は、災害救助法施行令(以下「令」という。)第1条に定められており、その基準を本市に当てはめれば次のとおりである。

ア 住家の滅失した世帯数が100以上であるとき。(令第1条第1項第1号)

イ 県下の住家滅失世帯数が2,000世帯以上であって、本市の住家滅失世帯数が50世帯以上であるとき。(令第1条第1項第2号)

ウ 県下の住家滅失世帯数が9,000世帯以上であって、本市の住家滅失世帯数が多数であるとき。(令第1条第1項第3号)

エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき。(令第1条第1項第3号)

オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令に定める基準に該当するとき。(令第1条第1項第4号)

5 被害状況の判定基準

県知事は、法適用の基準である住家滅失世帯数について、災害対策基本法第53条第1項の規定により、各市町村及び本市が行う被害報告によって把握する。

この報告における住家滅失世帯数の算定単位及び方法は、次のとおりである。

(1) 世帯及び住家の認定

ア 世帯

(ア) 世帯とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。

(イ) 学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これに類する施設等に宿泊する者で、共同生活を営んでいる者については、原則として寄宿舎全体を1世帯とする。

イ 住家

(ア) 現実にその建物を居住のために使用しているものをいう。

(イ) 炊事場、便所、離れ座敷等生活に必要な建物が分離している場合は、合わせて1住家とする。

(ウ) アパート、マンション等居住の用に供している部分が独立している場合は、それぞれをもって1住家とする。

(エ) 学校、病院等の施設の一部に住み込みで居住している者がある場合は、住家とする。

(2) 滅失世帯の認定

住家滅失世帯の算定に当たっては、住家が全壊、全焼又は流失した世帯を標準とし、住家が半壊又は半焼した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂・竹木等のたい積により、一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

滅失世帯数 = (全壊・全焼・流失) + (半壊・半焼 × 1/2) + (床上浸水等 × 1/3)

(3) 住家滅失の認定

ア 住家全壊（全焼・全流失）

(ア) 住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの。

(イ) 住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、次に該当するもの。

- ・ 住家の損壊・焼失若しくは流出した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達した程度のももの。
- ・ 住家の主要な構成要素（壁、柱、はり、屋根、階段等）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のももの。

イ 住家半壊（半焼）

住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの（損壊が甚だしいが補修すれば元どおりに再使用できる程度のももの）で、次に該当するもの。

(ア) 損壊部分はその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のももの。

(イ) 住家の主要な構成要素（壁、柱、はり、屋根、階段等）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のももの。

ウ 床上浸水

住家が床上浸水、土砂・竹木等のたい積により一時的に居住することができない状態となったもの。

※1 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

※2 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

6 災害救助法の適用手続

(1) 情報提供・適用要請

市長は、災害が前記4災害救助法の適用基準のいずれかに該当し又は該当する見込みであるときは、迅速かつ正確に被害状況を把握して速やかに県に情報提供するとともに、被災者が現に救助を必要とする状態にあるときは、併せて法の適用を要請するものとする。

ア 情報提供担当者

情報提供の的確性を期するため、情報提供主任及び副任を定めるものとする。

イ 情報提供の内容

- (ア) 災害発生の日時及び場所
- (イ) 災害の原因及び被害の概況
- (ウ) 被害状況調べ
- (エ) 既に執った救助措置及び執ろうとする措置
- (オ) その他の必要事項

(2) 適用の決定

ア 県知事は、市長からの情報提供、要請又は派遣した県職員からの報告に基づき、前記4に定める災害救助法の適用基準に基づき法を適用する必要があると認めたときは、市長に対し、直ちに法に基づく救助を実施する旨及び行うべき救助事務の内容と期間を示して通知するものとする。

イ 県知事は、災害による被害が前記4災害救助法の適用基準のウ、エ、オに該当する場合で、法を適用するときは、事前に厚生労働大臣（厚生労働省社会・援護局総務課）に技術的助言を求めるとする。

ウ 県知事は、法を適用したときは、速やかに厚生労働大臣（厚生労働省社会・援護局総務課）に情報提供するとともに、県報に公示する。

エ 県知事は、法適用の公表に当たっては、厚生労働大臣（厚生労働省社会・援護局総務課）と十分に連携をとるものとする。

7 災害救助法による救助の種類と実施権限

(1) 救助の種類

法による救助は、災害のために一定規模以上の被害が生じた場合で、被害者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるもので、次の種類がある。

ア 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与

イ 炊き出しその他による食品の供与及び飲料水の供給

ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

エ 医療及び助産

オ 災害にかかった者の救出

カ 災害にかかった住宅の応急修理

キ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

ク 学用品の給与

ケ 埋葬

コ 死体の捜索及び処理

サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石・竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

※ キについては、災害援護資金等各種貸付け制度の充実により、現在運用されていない。

(2) 救助の実施は、現物によって行うことが原則であるが、県知事が必要と認めた場合においては、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。

（法第 23 条第 2 項）

(3) 市長による県知事の救助に関する事務の実施

ア 県知事は、救助を迅速に行うため、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を市長が行うこととすることができる。

イ 県知事は、前記アにより市長に救助事務の一部を行わせることとすることは、事務の内容及び実施期間を市長に通知する。

ウ (1)の内、ア（応急仮設住宅を除く）、イ、ウ、オ、カ、ク、ケ、コ、サに掲げる救助の実施については、特に災害状況に応じて迅速に実施する必要があるため、県知事は法適用決定と同時にこれらの救助を市長が行う旨通知するものとする。また、災害発生から法適用決定までの間に市長が実施したこれらの救助は、救助法に基づいて実施したものとみなす。

エ 県知事は、イ以外の救助についても必要に応じて市長がこれを行うものとし、その事務の内容及び実施期間を通知する。

8 災害救助法による救助の程度、方法、期間及び費用の限度額

法による救助の程度、方法、期間及び費用の限度額は、厚生労働大臣が定める基準（告示）に従って県知事が定めることとされている。（県法施行細則第 5 条）

なお、市長が法による救助業務を行った場合の費用は、原則的に県が負担するが、県知事の委任を受けた救助業務を執行したとき及び県が救助に要する費用を支弁する暇がないときは、それらの費用を本市が一時繰替え支弁しなければならない。（法第 44 条）

9 強制権の発動

県知事は、迅速な救助を行うため特に必要があると認めるときは、次の権限を行使する。

(1) 救助業務従事の命令（法第 24 条）

法に定めた職業の者を、救助に関する業務に従事させる権限

ア 医療関係者

- (ア) 医師、歯科医師又は薬剤師
- (イ) 保健師、助産師又は看護師

イ 土木建築関係者

- (ア) 土木技術者又は建築技術者
- (イ) 大工、左官又はとび職
- (ウ) 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者

ウ 輸送関係者

- (ア) 地方鉄道業者及びその従事者
- (イ) 軌道経営者及びその従事者
- (ウ) 自動車運送事業者及びその従事者
- (エ) 船舶運送業者及びその従事者
- (オ) 港湾輸送業者及びその従事者

(2) 救助に関する業務への協力命令（法第 25 条）

被災者及び近隣の者を、炊き出し等の救助の業務に従事させる権限

(3) 県知事の行う施設の管理又は物の使用、保管命令若しくは収用（法第 26 条）

ア 管理命令

救助を行うために必要な次の施設を管理する権限

- (ア) 病院、診療所又は助産所
- (イ) 旅館又は飲食店

イ 使用命令

- (ア) 避難所の開設等の救助を行うために必要な次の物件を使用する権限
- (イ) 土地、家屋若しくは物資

ウ 保管命令

災害の混乱時に、放置すれば他へ流通してしまうおそれのある救助に必要な物資を生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を行う業者等に対して、その取り扱う物資を保管させる権限

エ 収用

災害の混乱時に、放置すれば他へ流通してしまうおそれのある救助に必要な物資を生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を行う業者等から、その取り扱う物資を収用する権限

(4) 公用令書の交付及び損失補償

県知事は、(1)及び(3)の権限を行使するときは、公用令書の交付及び通常生じる損失を補償する。

(5) 市長による実施

県知事は、迅速な救助を行うために特に必要があると認めるときは、前記(1)、(2)及び(3)の権限に属する事務の一部を市長が行うこととすることができる。この場合、県知事は当該事務の内容及び実施期間を市長に通知するとともに、直ちにその旨を公示しなければならない。（法施行令第 23 条）

10 災害救助法が適用されない場合の救助

県知事は、法が適用されない災害に際して、市長が三条市災害救助規則により応急的に必要な救助を行う場合は、新潟県災害救助条例（以下この節において「県条例」という。）に基づき、その費用の一部を負担し、被災者の保護を図るものとする。

- (1) 法が適用されない場合の救助については、原則として市長が実施する。

- (2) 市長は、被害の程度が県条例に定める適用基準に該当し、県条例の適用を受けようとする場合は、救助の種類及び内容について、速やかに県と協議しなければならない。
- (3) 県条例適用基準
 - ア 被害の程度が県条例の適用基準に該当するとき（本市の場合は住家を滅失した世帯が 50 世帯以上のとき）
 - イ 県知事が特に必要と認めた場合
- (4) 救助の種類等
 - ア 炊き出しその他による食品の給与
 - イ 被服、寝具その他生活必需品の給与
 - ウ 応急仮設住宅の設置
 - エ 災害にかかった住宅の応急修理
 - オ 災害にかかった者の救出
 - カ 県知事が必要と認めた場合においては、救助を必要とする者に対する金銭の支給
 - キ ウ及びエの救助は、生活困窮者を対象として行うものとする。
- (5) 救助の程度、方法及び期間は、県災害救助条例施行規則第 5 条に定めるとおりとする。

